



AICHI GAKUIN
UNIVERSITY

愛知学院大学

学生生活 サポートブック

歯学部

2023年度

愛知学院大学後援会

後援会活動について

愛知学院大学後援会について

1. 親子入学について

大学は学問の場ですが、学問知識の修得だけが学生生活のすべてではありません。同時に豊かな人間性を養うことは、学生にとって欠くことのできない重要な一面です。

とくに現代のような複雑化した社会において、立派な社会人として成長するためには、大学と保護者が協力していかなければなりません。大学に入学したから「大学まかせ」、大学生だからといって「本人まかせ」では、どうしてもよりよい人間形成・教育環境を得ることはできません。家庭と連絡を密にしてご子女の教育に、また指導に万全を期する必要があります。

これらの意味から本学では、開学当初から“親子入学”と称して後援会を組織しています。この精神は本学を支える大きな柱になっています。皆様のご理解とご協力をお願い致します。

2. 大学後援会の主な活動

①保護者相談会の開催

保護者のみなさまの貴重なご意見をいただく機会として、9月から10月にかけて本学会場(3キャンパス)と全国11会場で保護者相談会を開催しています。ここではみなさまからご意見ご要望をいただくほか、大学から教職員が出席しますので、ご子女の成績や学生生活、就職など、どんなことでもご質問いただくことができます。

②教育活動への助成

各学部教育活動をはじめ、学生海外研修事業(海外語学研修・グローバル人材育成プログラム)への助成を行っています。また、毎年8月に実施している在学生を対象とした曹洞宗大本山永平寺一夜参禅の諸経費を助成しています。

③課外活動への助成

大学公認クラブへの活動費やクラブ優勝祝賀会にかかる費用の助成を行っています。

④施設への助成

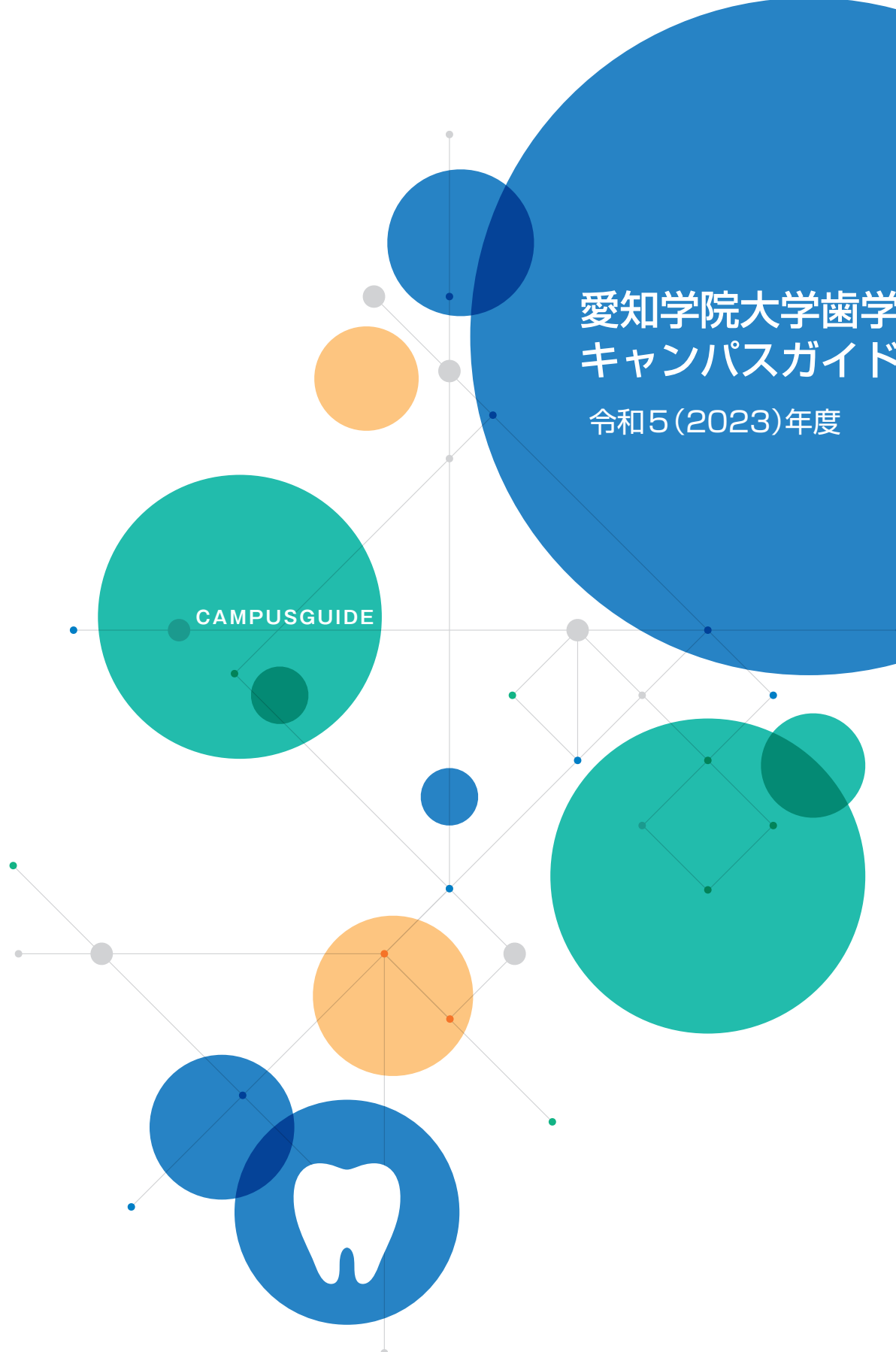
教育施設、厚生施設など各キャンパスにおける設備・備品に関する助成を行っています。

⑤厚生活動への助成

学生の奨学金助成をはじめ、災害共済会(死亡・入院・後遺症等)助成を行っております。また、2018年度から学生の食習慣改善や授業に集中して取り組んでもらうことを目的とした「100円モーニング(日進・名城公園キャンパス)」と「200円夕食セット(楠元キャンパス)」の助成を行っています。その他にも、2023年度から女子学生の意見を取り入れ、キャンパスライフをより充実して過ごせるよう、生理用品配付等の福利厚生活動への助成も行っています。

⑥その他、以下の助成を行っています。

- ・学生健康診断にかかる費用
- ・学内ニュース、重要なお知らせや最新情報を掲載した「大学だより」(年3回[6、10、3月])の発行
- ・入学生・卒業生への記念品作成
- ・全学部1年生、文系学部3年生、歯・薬学部4年生を対象としたアセスメントテストの実施
- ・緑化事業等によるカーボンニュートラル推進
- ・学生の研究活動、課外活動、ボランティア活動等に励む学生への奨励
- ・学生支援にかかる諸事業



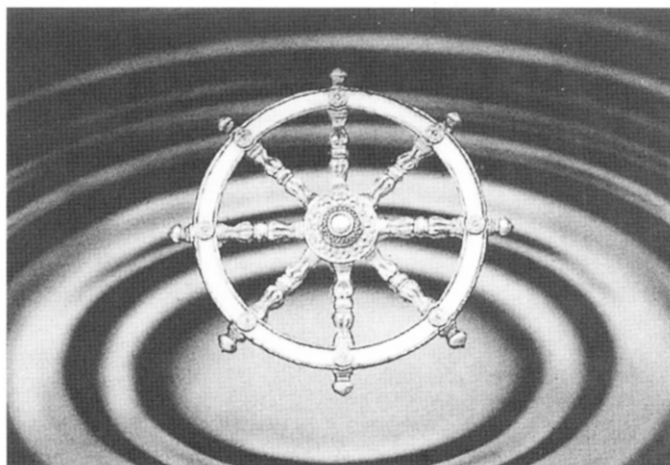
愛知学院大学歯学部 キャンパスガイド

令和5(2023)年度

CAMPUSGUIDE



AICHI GAKUIN UNIVERSITY



建学の精神 行学一体・報恩感謝

愛知学院大学は、専門の理論と応用を教授・研究し、あわせて
本学設立の主旨である仏教精神、特に禅的教養を基とした「行学一体・報恩感謝」の
人格育成に努め、「報恩感謝」の生活のできる社会人を養成し、
広く世の各界に寄与し、
人類の福祉と文化の進展に貢献するものである。

歯 学 部 沿 革 概 要

- | | |
|------------|---------------------|
| 昭和28年 4 月 | 愛知学院大学創設 |
| 35年 9 月 | 歯科病院設置 |
| 36年 4 月 | 歯学部設置 |
| 38年 4 月 | 歯学部定員増（80名から120名） |
| 42年10月 | 歯学部北館増築 |
| 43年 4 月 | 大学院歯学研究科博士課程設置 |
| 49年 4 月 | 歯学部進学課程日進学舎へ移転 |
| 51年 4 月 | 歯学部定員増（120名から160名） |
| 60年 9 月 | 歯学部基礎教育研究棟増築 |
| 平成 4 年 4 月 | 歯学部定員減（160名から130名） |
| 5 年 4 月 | 新教育課程による 6 年一貫教育実施 |
| 14年 4 月 | モデル・コア・カリキュラムの導入 |
| 25年 4 月 | 歯学部定員減（130名から125名） |
| 令和 2 年 4 月 | 歯学部教養教育課程楠元キャンパスへ移転 |
-

キャンパスガイド

令和 5 年度

– 2023 –

愛知学院大学歯学部

目 次

建学の精神 歯学部沿革概要

歯学部在学生諸君へ	i
本学の教育理念	ii
諸行事	iii
校歌・応援歌・学生歌	iv
学年暦	v・vi
1年生時間割表	vii・viii
1年生専門教育科目 授業回数	ix・x
1年生～6年生時間割表	xi・xii
歯学部授業回数 2～4年生対象	xiii
歯学部カリキュラム・ツリー	xiv・xv

歯学部概要

歯学部について

◆歯学部執行部	1
◆学年主任	1
◆歴代歯学部長	1
◆名誉教授（歯学部）	1
◆歯学部の現状	1
◆人材の養成・教育研究上の目的	2
◆卒業認定・学位授与の方針（DP）	2
◆教育課程編成・実施の方針（CP）	2
◆入学者受入れの方針（AP）	2
◆組織図	3

1年生のキャンパスガイド

I4月当初の日程

◆4月の行事日程	4
◆オリエンテーション	4

II修学概要

◆教養教育を受講するにあたって	4
◆教養教育科目の履修について	5

III授業科目の履修登録について

①履修登録	6
②履修登録完了までの流れ	6
③履修登録確認表の見方	6

IV授業・試験および成績

◆授業	7
◆学年制	7
◆試験	7
◆成績	10
◆単位認定	12

楠元キャンパスでのキャンパスガイド

I学生生活

◆学年委員	14
◆生活・注意事項	14
◆学籍について	18
◆学内外での事故等	19
◆愛知学院大学歯学部共済会	20
◆その他	20
◆願書・届書・証明書等	21
◆奨学制度	22
◆課外活動	23

II卒業後の進路

◆本学歯学部における研究・研修	24
◆本学の教職員としての採用	25
◆他大学における研究・研修	25
◆その他	25

Ⅲ健康	
◆定期健康診断	25
◆保健室の利用	25
◆心理カウンセラーの利用	25
Ⅳ附属施設の利用	
◆歯学・薬学図書館情報センター	26
◆教室・セミナー室	27
◆蓼科セミナーハウス	27
◆歯学部附属病院の利用	27
◆学外施設の利用	28
Ⅴ学納金の納入	
◆納入方法	28
◆滞納	28
Ⅵ台風およびその他の緊急事態の発生の場合	
◆台風に伴う授業及び試験の扱い	29
◆その他の緊急事態の発生の場合	29
Ⅶその他	
◆歯学会について	30
◆歯学部同窓会について	30
修学概要	
Ⅰ教育概要	
◆授業	31
◆学年制	31
◆実習	31
◆出席・欠席について	31
◆受験失格及び不合格者について	31
◆感染症（学校保健安全法施行規則に基づく）による出席停止者について	32
◆愛知学院大学 欠席学生への学習支援の方針（参考）	33
Ⅱ授業科目配当表、科目担当者表	
1. 授業科目配当表	34
2. 科目担当者表	36
Ⅲ各学年での授業科目及び履修	
◆2年生	39
◆3年生	39
◆4年生	39
◆5年生	39
◆6年生	39
Ⅳ試験	
◆試験の種類	41
◆受験注意	43
Ⅴ歯科医師国家試験	
◆歯科医師の任務	43
◆国家試験の内容	44
Ⅵ愛知学院大学データサイエンス教育プログラム	
講座等概要・学校案内図	
Ⅰ講座概要	46
Ⅱ歯学部附属病院	63
Ⅲ歯学部関連施設	70
Ⅳ学校案内図	73
諸規定（令和5年3月1日現在）	81
個人情報の取り扱いに関するお知らせ	114

【附録】

歯学教育モデル・コア・カリキュラム 平成28年度改訂版
 歯学教育モデル・コア・カリキュラム—教育内容ガイドライン—平成22年度改訂版準拠
 診療参加型臨床実習コア・カリキュラム事例集（案）
 診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験
 楠元キャンパス地震防災ガイド—南海トラフ地震への対策として—
 SNSの利用で注意すべきこと
 ハラスメントについて
 あなたを取り巻く危険
 学費支援制度

歯学部 歯学部の学生諸君へ



ご 挨 拶

歯学部長 本 田 雅 規

愛知学院大学歯学部は、昭和 36 年に「行学一体」の建学の精神を歯学教育の分野で実践し、国民の福祉向上に貢献できる歯科医師を養成することを目的に戦後最初の私立大学歯学部として創立され、これまで多くの歯科医療人を輩出（令和 5 年 3 月までに 8,152 名の卒業生）し、地域医療、行政、および大学の教育・研究分野で活躍し、歯科医学・歯科保健医療の発展に大きな役割を果たしてきました。

一方で、近年の歯科保健医療の現場における歯科医師数は充足しているものの歯科医療技術の高度化・専門化に加え、超高齢化に伴う疾病構造の変化や要介護者等に多様化するニーズに適切に対応できる歯科医師の育成が求められています。

そこで、本学歯学部は、現在、口腔医学教育を推進するためにさまざまな取り組みを続けています。教育面では、チーム医療を推進するために、学生のころからチーム医療の必要性を理解してもらうことが必要なことから多職種連携教育を1年生・3年生・5年生で他学部の学生と実施しています。また、高齢者・在宅歯科医療学講座に含まれていた口腔インプラント学を冠橋義歯学講座に含めることで「冠橋義歯・口腔インプラント学講座」を設置しました。今年度からは、これまでの附属病院の歯科臨床研修センターを歯学部所属の「歯学部総合歯科臨床教育研修センター」にして、常勤教員を2名とし、研修歯科医と臨床実習生が同じ診療室にて患者さんの治療を行う仕組みを作りましたので、臨床実習生は、卒後の自分の姿を想像することができます。それに伴い、5年生の臨床実習期間も拡充し内容も充実させます。国家試験対策は、これまでの5年生の総合歯学試験を総合歯学試験Ⅰ・Ⅱとして実施するとともに、6年生の臨床実習Ⅱを選択科目として講義枠を拡大します。環境づくりの最大のトピックは、新校舎「臨床教育研究棟」の完成です。この校舎は、5年生と6年生の自習室と臨床系講座の研究室が入り、渡り廊下で附属病院と繋がるので歯科医療の最前線と一体化したキャンパスになります。学習及び生活面の支援として、昨年度は、これまでのチューター制度を拡充し、「歯学部学生支援室」とし、全学年の学生に対して教員によるチューター制度を立ち上げました。今後も、次世代の歯科医学・歯科医療を担うことができる人材を育てることを目指し、教職員と歯学部生が最大限に能力を発揮できる環境づくりに努めます。

最後になりますが、このキャンパスガイドには、愛知学院歯学部の学生として学修する概要とスケジュール、授業を担当する各講座の教育方針、学生が守るべき規定、そして各教科の指導要項としてのモデルコアカリキュラムなど、学生さんの皆さんが本学で学修する上で必要なさまざまな情報が載せてあります。この本をガイドブックとして常に活用しながら、歯学生としての学修を進めてください。それにより歯科医師になるための道を着実に、確実に歩まれることを切に希望します。

令和 5 年 4 月 1 日

本学の教育理念

愛知学院大学は、専門の理論と応用を教授・研究し、あわせて本学設立の趣旨である仏教精神を基とした「行学一体」の人格形成に努め、「報恩感謝」の生活のできる社会人を育成し、広く社会に寄与し、人類の福祉と文化の発展に貢献することを教育理念としています。

愛知学院が明治9年（1876）の創立から今日まで、一貫して堅持し続けてきた建学の精神である「行学一体」とは、曹洞宗の開祖道元禅師の宗教体験にもとづく教えですが、教育の場ではつぎのように理解しています。

「行」とは「自己を磨く」ことであり、「学」とは「真理の探究」・「知識の修得」を意味しています。単に知的な理解だけに満足しないで、身につけた学問を実践して人間的完成をめざすとともに社会に貢献することをいいます。その意味で「行学一体」とは「知の実践」ということができます。

また、「報恩感謝」とは、自己の正しい認識と把握によって、人として自らの不完全さを自覚した時、天地自然の多くの恵みを受けて、生かされていることに気づき、家族をはじめ周囲への感謝の想いが自ら湧き上がってくることを意味しています。その意味で「報恩感謝」は「己の把握」を表わしているといえるでしょう。

仏教の教えの根本は、人間としての真のあり方を追究する積極的な姿勢にあります。社会に役立つ自主性に富む社会人の養成を目的とする本学の教育は、現実を客観的に正しく見つめ、いかなる場合にも中正な判断をくだすことができるように自己を磨くことをめざしています。自己とは何かという原点に戻り、揺るぎない己の確立をはかる道を示したことばが本学の建学の精神です。

このような「行学一体・報恩感謝」の精神こそ本学の教育の特色であり、具体的には「自分の可能性に挑戦し、協働の場で主体的に活躍できる人」の育成を理想としています。

諸 行 事

本学は、曹洞宗の開祖、道元禅師によって示された学道修行の精神である「行学一体・報恩感謝」を建学の精神としている。

そこで、「学年暦」に示されているように入学式、卒業式、創立記念日（10月15日）のほか次のような諸行事を行っている。

曹洞宗の祭日（授業は平常通り行います）

4月8日 ごう たん え 降 誕 会	紀元前6世紀（B.C.560）インドで釈尊が誕生された日である。一般には花まつりと言われている。
9月29日 りよう そ き 両 祖 忌	曹洞宗では、道元禅師（承陽大師）および教団の確立に努められた瑩山禅師（常済大師）をそれぞれ高祖、太祖と称し、両祖としてうやまつている。道元禅師は建長5年8月28日（1253）、瑩山禅師は正中2年8月15日（1325）にそれぞれ生涯を終えられた。（入寂）この日を太陽暦になおし、両祖忌と称している。
12月8日 じゅう ごう え 成 道 会	釈尊が、さとりを完成された日である。（B.C.523）
2月15日 ね はん え 涅槃 会	釈尊が80才の生涯を終えられた日である。（涅槃・入滅）（B.C.480）

三帰礼文（本学のいろいろな行事のとき、一同で唱和する法句である）

みづか ほとけ き え たてまつ まさ ねが しゅじょう とち だいどう たい げ わ じょうしん おこ
自ら仏に帰依し奉る。当に願わくは衆生と共に大道を体解して無情心を発さん（一拝）

みづか ほう き え たてまつ まさ ねが しゅじょう とち ふか きようそう い ち え うみ こと
自ら法に帰依し奉る。当に願わくは衆生と共に深く経蔵に入りて智慧海の如くならん（一拝）

みづか そう き え たてまつ まさ ねが しゅじょう とち だいしゅう とうり いっさい む げ
自ら僧に帰依し奉る。当に願わくは衆生と共に大衆を統理して一切無礙ならん（一拝）

曹洞宗大本山参禅（永平寺・総持寺）

新入生希望者は、その年の夏期休暇のあいだに曹洞宗大本山、永平寺もしくは総持寺において、一泊二日の参禅を行っている。これは、日々の行事の中で、厳しく真理を追究した祖師の精神にすこしでも触れることによって、本学における勉学に生かすことを目的とするものであるので積極的に参加すること。

参禅会の開催

本学では「行学一体・報恩感謝」の建学の精神に則り、禅の実践をめざし、禅研究所・坐禅堂を設けている。坐禅堂では参禅会を開催している。だれでも自由に参加できるので、是非参加してほしい。日程については禅研究所に問い合わせること。

校歌・応援歌・学生歌

◆校 歌

作詞 折口 信夫

作曲 平井康三郎

- | | | |
|---|---|--|
| 1 大講堂のあさぼらけ
ここにこそれる 友の顔
清き光の みなぎるを
信念遠く 人に超え
伝統永く 世につたふ
わが若き日の 尊さよ | 2 昼こそいたれ 鐘の音
とよむは古今の 師のをしへ
海の彼方の よき文化
学ぶわれらを 思ふとき
ほこりは高き 学苑を
しるく示さむ 世の人に | 3 たそがれ時の 大野らに
いでて思ふよ 若き日を
日本再び 興り来て
日月と共に あるわれら
高き使命を はたすべき
学院愛知 われらの学院 |
|---|---|--|

◆応 援 歌

作詞 サトウハチロー

作曲 服 部 正

- | | | |
|--|--|--|
| 力をあわせて 正しく一つ
覇権をめざして 進むは我等
団結闘魂 誓いは堅し
青空仰ぎて 歌声高し
愛知 愛知 愛知 学院大学
愛知 愛知 愛知 愛知 学院大学 | 磨きて鍛えた 日頃の腕を
ためすこの日ぞ 示せよ我等
機会をつかめよ 切りぬけ危機
守りて鉄壁 火を吹く打棒
愛知 愛知 愛知 学院大学
愛知 愛知 愛知 愛知 学院大学 | 闘い終りて 集いて歌う
栄冠輝く 歓喜の我等
雲までとどけと 今こそ叫ぶ
誉れの母校 その名を讃えん
愛知 愛知 愛知 学院大学
愛知 愛知 愛知 愛知 学院大学 |
|--|--|--|

◆学 生 歌

作詞 明本 京静

作曲 明本 京静

- | | | | |
|--|---|--|---|
| 1. 若草もゆる東海の
ここ城山の学び舎に
とわの理想の道仰ぎ
鍛えて学ぶ若人は
おお愛知 愛知
われらぞ愛知学院大学 | 2. 清き流れに落としたる
みどりのしずく末盛の
大樹となりて ていていと
青空仰ぐ若人は
おお愛知 愛知
われらぞ愛知学院大学 | 3. 夕日にのぞむ鈴鹿山
声なき訓胸にひめ
友と肩くみ今かえる
家路に歌う若人は
おお愛知 愛知
われらぞ愛知学院大学 | 4. 月冴えわたる城跡に
興亡のあと偲びつつ
国のゆくてを担い起つ
決意を眉宇の若人は
おお愛知 愛知
われらぞ愛知学院大学 |
|--|---|--|---|

令和 5 年度 歯学部学年暦

月	日	曜日	1 ～ 6 年生
3	28	火	新 2 ～ 4 年生オリエンテーション・新 4 年生 -9：00 新 3 年生 -11：00 新 2 年生 -13：00 健康診断（新 2 ～新 4 年生）
	29	水	新 5 年生オリエンテーション及びスチューデントデンティスト認定証授与式・新 6 年生オリエンテーション 健康診断（新 5・新 6 年生）
4	1	土	1 年生入学式
	3	月	2 ～ 6 年生春学期授業開始
	3 ～ 5	月～水	1 年生オリエンテーション（3日間）
	6	木	1 年生春学期授業開始
	7	金	健康診断（1 年生）
	8・9	土・日	1 年生一泊研修
5	3	水	憲法記念日（1 年生講義日）
	8	月	第 57 回動物慰霊祭 -13：00
6	2 ～ 4	金～日	第 32 回楠元祭（2 日午前授業）
7	16・23	日	1 年生授業予備日
	17	月	海の日（1 年生講義日）
	21	金	1 年生春学期授業終了（夏期休暇 9/19 迄）
			2 ～ 4 年生春学期授業終了（夏期休暇 8/22 迄）
	中旬		5 年生 臨床実地試験開始（7 月～1 月）
	24	月	2 ～ 4 年生授業予備日
24 ～ 28	月～金	1 年生春学期定期試験（5 日間）7/31・8/1 定期試験予備日	
8	3	木	永平寺参禅
	4・7・8	金・月・火	1 年生春学期追試験（3 日間）
	23 ～ 31	水～木	2 ～ 4 年生春学期定期試験（7 日間）
	23	水	1 年生春学期成績発表
	31	木	1 年生春学期再試験 9/1（2 日間）
9	4	月	2 ～ 4 年生秋学期授業開始
	20	水	1 年生秋学期授業開始〔金曜講義日〕
	29	金	（両祖忌）
	下旬		2 ～ 4 年生成績発表
10	5	木	（達磨忌）
	6	金	第 61 回解剖慰霊祭 -14：00
	9	月	スポーツの日（1 年生講義日）
	13	金	創立記念式典
	16・17	月・火	6 年生 卒業試験
	28・29	土・日	第 70 回愛学祭（日進キャンパス）
11	27・28	月・火	6 年生 卒業試験〔再試験〕
12	8	金	（成道会）
	22	金	2 ～ 4 年生秋学期授業終了
	25	月	2 ～ 4 年生授業予備日
			1 年生秋学期授業打切り
	26	火	2 ～ 4 年生授業予備日
1 年生授業予備日			

月	日	曜日	歯学部1年生～6年生
1	9	火	1年生秋学期授業再開
	10～18	水～木	2～4年生秋学期定期試験(7日間)
	19	金	4年生OSCE説明会 1年生秋学期授業終了
	21	日	4年生OSCE 1年生授業予備日
	22～26	月～金	1年生秋学期定期試験(5日間) 1/29・30定期試験予備日
	22	月	5年生 Post-CC PX(一斉技能試験)説明会
	23	火	5年生 総合歯学試験
	24	水	5年生 Post-CC PX(一斉技能試験)練習
	25	木	5年生 Post-CC PX(一斉技能試験)
	30	火	4年生CBT
2	3	土	4年生OSCE〔再試験〕
	6～8	火～木	1年生秋学期追試験(3日間)
	9～16	金～金	2～4年生再試験(5日間)
	14	水	1年生秋学期成績発表
	15	木	(涅槃会)
	20	火	5年生 Post-CC PX(一斉技能試験)〔再試験〕説明会
	21	水	5年生総合歯学試験〔再試験〕
	21・22・26	水・木・月	1年生再試験(3日間)
	22	木	5年生 Post-CC PX(一斉技能試験)〔再試験〕
	27	火	4年生 CBT〔再試験〕
3	8	金	学位授与式 学士(歯学)～10:00
	26	火	令和6年度 新2～4年生オリエンテーション 新4年生-9:00 新3年生-11:00 新2年生-13:00
	下旬		令和6年度 新5年生オリエンテーション及びスチューデントデンティスト認定証授与式・新6年生オリエンテーション

※上記予定は変更になる可能性があります。

令和 5 年度 1 年生時間割表

春学期

時限	月					火					水					木					金				
	講義 コード	科目	適用	担当者	教室	講義 コード	科目	適用	担当者	教室	講義 コード	科目	適用	担当者	教室	講義 コード	科目	適用	担当者	教室	講義 コード	科目	適用	担当者	教室
1 8:40 ～ 10:10	S2003	文学I	◎ 50	佐々木亜紀子	第7講義室	S2005	哲学I	◎ 50	松野充貴	第6講義室	S2029	★情報統計学I		佐部利真吾	パソコン室	S2031	★英語Ia	EA	近藤 浩	第7講義室	S0077	★情報の科学		河合達志	図書館4階 大教室
	S2009	地理学I	◎ 50	柴田陽一	第6講義室	S2007	社会学I	◎ 50	今井隆太	第5講義室	S2039	★英語Ib	EA	鷲嶽正道	第5講義室	S2032	★英語Ia	EB	香ノ木隆臣	第6講義室					
	S2060	教育学I	◎ 50	黒澤ひとみ	第5講義室	S2047	★英会話I	EA	G.D. ガニエ	第1セミナー室	S2040	★英語Ib	EB	菅井大地	第6講義室	S2055	★スポーツ科学I (卓球)	●	境田雅章	図書館4階 大教室					
						S2048	★英会話I	EB	R.L. ノースタイン	第2セミナー室						S2056	★スポーツ科学I (ソフトボール)	●	安藤晴彦	図書館4階 大教室					
2 10:25 ～ 11:55	S2004	文学I	◎ 50	佐々木亜紀子	第7講義室	S2006	論理学I	◎ 50	松野充貴	第6講義室	S2030	★情報統計学I		佐部利真吾	パソコン室	S2033	★英語Ia	EC	近藤 浩	第7講義室	S0071	★歯学入門セミナーI		濱村和紀	図書館4階 大教室
	S2010	地理学I	◎ 50	柴田陽一	第6講義室	S2059	社会学I	◎ 50	今井隆太	第5講義室	S2041	★英語Ib	EC	鷲嶽正道	第5講義室	S2034	★英語Ia	ED	香ノ木隆臣	第6講義室	S0072	★歯学入門セミナーII		本田雅規	図書館4階 大教室
	S2061	教育学I	◎ 50	黒澤ひとみ	第5講義室	S2049	★英会話I	EC	R.L. ノースタイン	第2セミナー室	S2042	★英語Ib	ED	菅井大地	第6講義室	S2057	★スポーツ科学I (卓球)	●	境田雅章	図書館4階 大教室	S0073	★歯学入門セミナーIII		本田雅規	図書館4階 大教室
						S2050	★英会話I	ED	G.D. ガニエ	第1セミナー室						S2058	★スポーツ科学I (ソフトボール)	●	安藤晴彦	図書館4階 大教室					
3 12:55 ～ 14:25	S2013	★物理学I	A	有馬義康	第5講義室	S2014	★物理学I	B	有馬義康	第5講義室	S2015	★物理学I	C	有馬義康	第5講義室	S2028	★生物学の基礎	ABC	池田 健 浅原正和	図書館4階 大教室					
	S2020	★化学I	B	松永 諭	第6講義室	S2021	★化学I	C	松永 諭	第6講義室	S2019	★化学I	A	松永 諭	第6講義室										
	S2027	★☆生物学実習	C	池田 健 浅原正和 神垣あかね	微生物学 実習室	S2025	★☆生物学実習	A	池田 健 浅原正和 神垣あかね	微生物学 実習室	S2026	★☆生物学実習	B	池田 健 浅原正和 神垣あかね	微生物学 実習室										
4 14:40 ～ 16:10	S2016	★物理学II	A	有馬義康	第5講義室	S2017	★物理学II	B	有馬義康	第5講義室	S2018	★物理学II	C	有馬義康	第5講義室	S2011	★化学の基礎		来住準一	第5講義室					
	S2023	★化学実習	B	来住準一 松永 諭	生化学口腔 衛生学実習室	S2024	★化学実習	C	来住準一 松永 諭	生化学口腔 衛生学実習室	S2022	★化学実習	A	来住準一 松永 諭	生化学口腔 衛生学実習室	S2066	★化学の基礎		松永 諭	第6講義室					
	S2027	★☆生物学実習	C	池田 健 浅原正和 神垣あかね	微生物学 実習室	S2025	★☆生物学実習	A	池田 健 浅原正和 神垣あかね	微生物学 実習室	S2026	★☆生物学実習	B	池田 健 浅原正和 神垣あかね	微生物学 実習室										
5 16:40 ～ 18:10																S2012	★化学の基礎		来住準一	第5講義室					
																S2067	★化学の基礎		松永 諭	第6講義室					

【注意事項】

- ・ 科目名の前に『★』がついている科目は、自動的に登録される科目です。
- ・ 科目名の前に『☆』がついている科目は、2 時限連続で受講しなければならない科目です。
- ・ 適用欄に『●』がついている科目は、事前に実施した希望調査の結果、受講許可となった種目が自動登録されます。
- ・ 適用欄に『◎』がついている科目は、Web 履修抽選科目です。記号下の数字は定員を示しています。
- ・ 金曜日の授業（楠元キャンパス）の詳細は、『1 年生専門教育科目授業回数』『時間割表（楠元・末盛分）で確認してください。』

令和 5 年度 1 年生時間割表

秋学期

時限	月					火					水					木					金				
	講義 コード	科目	適用	担当者	教室	講義 コード	科目	適用	担当者	教室	講義 コード	科目	適用	担当者	教室	講義 コード	科目	適用	担当者	教室	講義 コード	科目	適用	担当者	教室
1 8:40 ～ 10:10	S3003	文学Ⅱ	◎ 50	佐々木亜紀子	第7講義室	S3036	★英会話Ⅱ	EA	R.L. / テスタイ	第5講義室	S3018	★情報統計学Ⅱ		佐部利真吾	パソコン室	S3020	★英語Ⅱa	EA	近藤 浩	第7講義室	S0074	★学入門セミナーⅣ		嶋崎義浩	図書館4階 大教室
	S3005	地理学Ⅱ	◎ 50	柴田陽一	第6講義室	S3037	★英会話Ⅱ	EB	G.D. ガニエ	第6講義室	S3028	★英語Ⅱb	EA	鷲嶽正道	第5講義室	S3021	★英語Ⅱa	EB	香ノ木隆臣	第6講義室	S0075	★学入門セミナーⅤ		三谷草雄	図書館4階 大教室
	S3048	教育学Ⅱ	◎ 50	内田康弘	第5講義室						S3029	★英語Ⅱb	EB	菅井大地	第6講義室	S3044	★スポーツ科学Ⅱ (サッカー)	●	境田雅章	図書館4階 大教室					
																S3045	★スポーツ科学Ⅱ (卓球)	●	安藤晴彦	図書館4階 大教室					
2 10:25 ～ 11:55	S3004	文学Ⅱ	◎ 50	佐々木亜紀子	第7講義室	S3038	★英会話Ⅱ	EC	G.D. ガニエ	第6講義室	S3019	★情報統計学Ⅱ		佐部利真吾	パソコン室	S3022	★英語Ⅱa	EC	近藤 浩	第7講義室					
	S3006	地理学Ⅱ	◎ 50	柴田陽一	第6講義室	S3039	★英会話Ⅱ	ED	R.L. / テスタイ	第5講義室	S3030	★英語Ⅱb	EC	鷲嶽正道	第5講義室	S3023	★英語Ⅱa	ED	香ノ木隆臣	第6講義室					
	S3049	教育学Ⅱ	◎ 50	内田康弘	第5講義室						S3031	★英語Ⅱb	ED	菅井大地	第6講義室	S3046	★スポーツ科学Ⅱ (サッカー)	●	境田雅章	図書館4階 大教室					
																S3047	★スポーツ科学Ⅱ (卓球)	●	安藤晴彦	図書館4階 大教室					
3 12:55 ～ 14:25	S3008	★化学Ⅱ	B	松永 諭	第6講義室	S3009	★化学Ⅱ	C	松永 諭	第6講義室	S3007	★化学Ⅱ	A	松永 諭	第6講義室	S3010	★生物学Ⅰ	ABC	池田 健	図書館4階 大教室	S0115	★歯の構造		本田雅規	図書館4階 大教室
	S3012	★物理学Ⅲ	A	有馬義康	第5講義室 歯理工学系 実習室	S3013	★物理学Ⅲ	B	有馬義康	第5講義室 歯理工学系 実習室	S3014	★物理学Ⅲ	C	有馬義康	第5講義室 口腔解剖・ 口腔病理学 実習室										
4 14:40 ～ 16:10	S3016	★化学演習	B	来住準一	第6講義室	S3017	★化学演習	C	来住準一	第6講義室	S3015	★化学演習	A	来住準一	第6講義室	S3011	★生物学Ⅱ	ABC	浅原正和	図書館4階 大教室	S0115	★実習：歯の構造		本田雅規	図書館4階 大教室

【注意事項】

- ・ 科目名の前に『★』がついている科目は、自動的に登録される科目です。
- ・ 科目名の前に『☆』がついている科目は、2 時限連続で受講しなければならない科目です。
- ・ 適用欄に『●』がついている科目は、事前に実施した希望調査の結果、受講許可となった種目が自動登録されます。
- ・ 適用欄に『◎』がついている科目は、Web 履修抽選科目です。記号下の数字は定員を示しています。
- ・ 金曜日の授業の詳細は、『1 年生専門教育科目授業回数』『時間割表（楠元・末盛分）』で確認してください。』

令和5年度 1年生専門教育科目 授業回数

- ・6月9日(金)の3限以降は、は13:20～18:20
- ・6月30日(金)は4限終了後「歯学入門セミナーⅠ歯科医学習得法Ⅱ表彰式」実施(15分程度を予定)
- ・開講および試験月日、授業時間は楠元キャンパス1年生学年暦に準ずる。
- ・授業の順番を変更する場合があります。随時掲示やWebCampus等で確認してください。

春学期			1限 8:40～10:10		2限 10:25～11:55		3限 12:55～14:25		4限 14:40～16:10			
1	4月7日	金	情報の科学	情報の科学①	歯学入門セミナーⅠ	I-①	歯学入門セミナーⅡ	Ⅱ-①	歯学入門セミナーⅡ	Ⅱ-②		
	4月8・9日	土・日	歯学入門セミナーⅡ	Ⅱ-③④ 一泊研修/生涯学習Ⅰ								
2	4月14日	金	情報の科学	情報の科学②	歯学入門セミナーⅠ	I-②	歯学入門セミナーⅡ	Ⅱ-⑤	歯学入門セミナーⅡ	Ⅱ-⑥		
3	4月21日	金		情報の科学③		I-③		Ⅱ-⑦		Ⅱ-⑧		
4	4月28日	金		情報の科学④		I-④		Ⅱ-⑨		Ⅱ-⑩		
5	5月12日	金		情報の科学⑤		I-⑤		Ⅱ-⑪		Ⅱ-⑫		
6	5月19日	金		情報の科学⑥		I-⑥		Ⅱ-⑬		Ⅱ-⑭		
7	5月26日	金		情報の科学⑦		I-⑦		Ⅱ-⑮	歯学入門セミナーⅢ	Ⅲ-①		
8	6月2日	金		情報の科学⑧	(休講) 6月9日(金)5限に振替		(楠元祭のため休講) 4月7日(金)に振替					
9	6月9日	金		情報の科学⑨	歯学入門セミナーⅠ	I-⑧	歯学入門セミナーⅠ	I-⑨ 歯学薬学合同IPE (1) (13:20～14:50)	歯学入門セミナーⅠ	I-⑩ 歯学薬学合同IPE (2) (15:05～16:35)	歯学入門セミナーⅠ	I-⑪ 歯学薬学合同IPE (3) (16:50～18:20)
10	6月16日	金		情報の科学⑩		I-⑫	歯学入門セミナーⅢ	Ⅲ-②	歯学入門セミナーⅠ	I-⑬		
11	6月23日	金		情報の科学⑪	歯学入門セミナーⅢ	Ⅲ-③		Ⅲ-④		I-⑭		
12	6月30日	金		情報の科学⑫		Ⅲ-⑤		Ⅲ-⑥	I-⑮	歯学入門セミナーⅠ	歯学入門セミナーⅠ 表彰式 (16:10～)	
13	7月7日	金		情報の科学⑬		Ⅲ-⑦		Ⅲ-⑧	Ⅲ-⑨			
14	7月14日	金		情報の科学⑭		Ⅲ-⑩		Ⅲ-⑪	Ⅲ-⑫			
15	7月21日	金		情報の科学⑮		Ⅲ-⑬		Ⅲ-⑭	Ⅲ-⑮			

秋学期			1限 8:40～10:10		2限 10:25～11:55		3限 12:55～14:25		4限 14:40～16:10	
1	9月15日	金	歯学入門セミナーⅣ	Ⅳ-①	歯学入門セミナーⅣ	Ⅳ-②	歯の構造	講義:歯の構造	歯の構造	講義:歯の構造
2	9月22日	金		Ⅳ-③		Ⅳ-④		講義:歯の構造		講義:歯の構造
3	9月29日	金		Ⅳ-⑤		Ⅳ-⑥		講義:歯の構造		講義:歯の構造
4	10月6日	金		Ⅳ-⑦		Ⅳ-⑧		講義:歯の構造		講義:歯の構造
5	10月20日	金		Ⅳ-⑨		Ⅳ-⑩		講義:歯の構造		講義:歯の構造
6	10月27日	金		Ⅳ-⑪		Ⅳ-⑫		講義:歯の構造		講義:歯の構造
7	11月10日	金		Ⅳ-⑬		Ⅳ-⑭		講義:歯の構造		講義:歯の構造
8	11月17日	金	歯学入門セミナーⅤ	Ⅳ-⑮	歯学入門セミナーⅤ	V-①		実習:歯の構造	歯の構造	実習:歯の構造
9	11月24日	金		V-②		V-③		実習:歯の構造		実習:歯の構造
10	12月1日	金		V-④		V-⑤		実習:歯の構造		実習:歯の構造
11	12月8日	金		V-⑥		V-⑦		実習:歯の構造		実習:歯の構造
12	12月15日	金		V-⑧		V-⑨		実習:歯の構造		実習:歯の構造
13	12月22日	金		V-⑩		V-⑪		実習:歯の構造		実習:歯の構造
14	1月12日	金		V-⑫		V-⑬		実習:歯の構造		実習:歯の構造
15	1月19日	金		V-⑭		V-⑮		実習:歯の構造		実習:歯の構造

令和5年度 歯学部授業回数 1年生対象

	日	月	火	水	木	金	土
4							1 入学式
	2 ×	3 1年カレッジ①	4 1年カレッジ②	5 1年カレッジ③	6 春学期授業開始 ①	7 ①	8 入学式 降誕会 1年生一泊研修 ×
	9 1年生一泊研修 ×	10 ①	11 ①	12 ①	13 ②	14 ②	15 ×
	16 ×	17 ②	18 ②	19 ②	20 ③	21 ③	22 ×
	23 ×	24 ③	25 ③	26 ③	27 ④	28 ④	29 昭和の日 ×
5	30 ×	1 ④	2 ④	3 憲法記念日 ④	4 みどりの日 ×	5 こどもの日 ×	6 ×
	7 ×	8 ⑤	9 ⑤	10 ⑤	11 ⑤	12 ⑤	13 ×
	14 ×	15 ⑥	16 ⑥	17 ⑥	18 ⑥	19 ⑥	20 ×
	21 ×	22 ⑦	23 ⑦	24 ⑦	25 ⑦	26 ⑦	27 ×
	28 ×	29 ⑧	30 ⑧	31 ⑧	1 ⑧	2 楠元祭(午前授業) ⑧	3 楠元祭 ×
6	4 楠元祭 ×	5 ⑨	6 ⑨	7 ⑨	8 ⑨	9 ⑨	10 ×
	11 ×	12 ⑩	13 ⑩	14 ⑩	15 ⑩	16 ⑩	17 ×
	18 ×	19 ⑪	20 ⑪	21 ⑪	22 ⑪	23 ⑪	24 ×
	25 ×	26 ⑫	27 ⑫	28 ⑫	29 ⑫	30 ⑫	1 ×
7	2 ×	3 ⑬	4 ⑬	5 ⑬	6 ⑬	7 ⑬	8 ×
	9 ×	10 ⑭	11 ⑭	12 ⑭	13 ⑭	14 ⑭	15 ×
	16 授業予備日① ×	17 海の日 ⑮	18 ⑮	19 ⑮	20 ⑮	21 ⑮	22 ×
	23 授業予備日② ×	24 定期試験	25 定期試験	26 定期試験	27 定期試験	28 定期試験	29 ×
	30 ×	31 定期試験予備日①	1 定期試験予備日②	2	3 永平寺参禅	4 追試験	5 ×
8	6 ×	7 追試験	8 追試験	9	10	11 山の日 ×	12 ×
	13 ×	14 指定休日 ×	15 指定休日 ×	16 指定休日 ×	17 指定休日 ×	18	19 ×
	20 ×	21	22	23 成績発表	24	25	26 ×
	27 ×	28	29	30	31 再試験	1 再試験	2 ×
9	3 ×	4	5	6	7	8	9 ×
	10 ×	11	12	13	14	15	16 ×
	17 ×	18 敬老の日 ×	19	20 秋学期授業開始 (金曜講義日) ①	21 ①	22 ②	23 秋分の日 ×
	24 ×	25 ①	26 ①	27 ①	28 ②	29 両祖忌 ③	30 ×
10	1 ×	2 ②	3 ②	4 ②	5 達磨忌 ③	6 ④	7 ×
	8 ×	9 スポーツの日 ③	10 ③	11 ③	12 ④	13 創立記念式典 ×	14 ×
	15 創立記念日 ×	16 ④	17 ④	18 ④	19 ⑤	20 ⑤	21 ×
	22 ×	23 ⑤	24 ⑤	25 ⑤	26 ⑥	27 ⑥	28 ×
	29 ×	30 ⑥	31 ⑥	1 ⑥	2 ⑦	3 文化の日 ×	4 ×
11	5 ×	6 ⑦	7 ⑦	8 ⑦	9 ⑧	10 ⑦	11 ×
	12 ×	13 ⑧	14 ⑧	15 ⑧	16 ⑨	17 ⑧	18 ×
	19 ×	20 ⑨	21 ⑨	22 ⑨	23 勤労感謝の日 ×	24 ⑨	25 ×
	26 ×	27 ⑩	28 ⑩	29 ⑩	30 ⑩	1 ⑩	2 ×
12	3 ×	4 ⑪	5 ⑪	6 ⑪	7 ⑪	8 成道会 ⑪	9 ×
	10 ×	11 ⑫	12 ⑫	13 ⑫	14 ⑫	15 ⑫	16 ×
	17 ×	18 ⑬	19 ⑬	20 ⑬	21 ⑬	22 ⑬	23 ×
	24 ×	25 ⑭	26 授業予備日①	27 ×	28 ×	29 ×	30 ×
	31 ×	1 元日 ×	2 ×	3 ×	4 ×	5 ×	6 ×
1	7 ×	8 成人の日 ×	9 秋学期授業再開 ⑭	10 ⑭	11 ⑭	12 ⑭	13 大入学共通テスト ×
	14 大入学共通テスト ×	15 ⑮	16 ⑮	17 ⑮	18 ⑮	19 ⑮	20 ×
	21 授業予備日② ×	22 定期試験	23 定期試験	24 定期試験	25 定期試験	26 定期試験	27 ×
	28 ×	29 定期試験予備日①	30 定期試験予備日②	31	1	2	3 ×
2	4 ×	5	6 追試験	7 追試験	8 追試験	9	10 ×
	11 建国記念の日 ×	12 振替休日 ×	13	14 成績発表	15 涅槃会	16	17 ×
	18 ×	19	20	21 再試験	22 再試験	23 天皇誕生日 ×	24 ×
	25 ×	26 再試験	27	28	29	1	2 ×
3	3 ×	4	5	6	7	8 学位記授与式	9 ×
	10 ×	11	12	13	14	15	16 ×
	17 ×	18	19	20 春分の日 ×	21	22	23 ×
	24 ×	25	26	27	28	29	30 ×
3	31 ×						

※履修登録に関わる日程は、WebCampus にて配信



授業日



定期試験

×事務休業日

曜日 学年 教室		時限 時間		1	2	3	4
				8:40-10:10	10:25-11:55	12:55-14:25	14:40-16:10
月	1			教養科目	教養科目	教養科目	教養科目
	2	第 2	生体材料・歯科材料 (歯科理工学 河合)		講義：人体の構造 実習：人体の構造 (解剖学 池田)		
	3	第3	マルチパーパスアワー／ 不定期テストアワー	医療コミュニケーション学 (歯内治療学 諸富)	冠・橋義歯補綴 (冠橋義歯・口腔インプラント学 近藤)	放射線・画像診断学 (画像検査) 1 (歯科放射線学 有地)	
	4	第1	社会と歯学Ⅲ (口腔衛生学 嶋崎)	歯周組織疾患の病態と治療 (歯周病学 三谷)	前半：全部欠損補綴 (高齢者・在宅歯科医療学 木本) ※ 「全部欠損補綴」は、令和 5 年度 の全4年生修得済の為、開講しない 後半：部分欠損補綴 (有床義歯学 武部)	臨床医学 (小児科) (内科学 鬼頭)	
	5	末盛 第1	臨床実習・総合歯学・総合研修				
	6	末盛 第2	スポーツ歯学 / 隣接臨床医学 / 総合 示説 / 臨床実習・総合歯学・総合研修	総合示説 / 臨床実習・ 総合歯学・総合研修	実習：歯科臨床解剖学 (解剖学 池田) / 総合示説 / 臨床実習・総合歯学・総合研修		
火	1			教養科目	教養科目	教養科目	教養科目
	2	第 2	★ 講義：細胞の構造と機能 (口腔解剖学 本田) ★ 実習：細胞の構造と機能 (口腔解剖学 本田)		講義：人体の構造 (解剖学 池田) 実習：人体の構造 (解剖学 池田)		
	3	第3	講義：病因・病態・診断 実習：病因・病態・診断 (口腔病理学・歯科法医学 前田)				
	4	第1	マルチパーパスアワー／ 不定期テストアワー	口腔・顎顔面領域の疾患Ⅰ-2 (顎口腔外科学)	前半：全部欠損補綴 (高齢者・在宅歯科医療学 木本) ※ 「全部欠損補綴」は、令和 5 年度 の全4年生修得済の為、開講しない 後半：部分欠損補綴 (有床義歯学 武部)	口腔・顎顔面領域の疾患Ⅱ-2 (顎顔面外科学 後藤)	
	5	末盛 第1	臨床実習・総合歯学・総合研修				
	6	末盛 第2	総合示説 / 隣接臨床医学 / 臨床実習・ 総合歯学・総合研修	総合示説 / 臨床実習・ 総合歯学・総合研修	実習：歯科臨床解剖学 (解剖学 池田) / 総合示説 / 臨床実習・総合歯学・総合研修		
水	1			教養科目	教養科目	教養科目	教養科目
	2	第 2	生命の分子の基盤 (生化学 鈴木)	人体の機能 (生理学 平場)	講義：人体の構造 実習：人体の構造 (解剖学 池田)		
	3	第3	感染と免疫 (微生物学 長谷川)	硬組織疾患の病態と治療 (保存修復学 辻本)	実習：冠・橋義歯補綴 (冠橋義歯・口腔インプラント学 近藤)		
	4	第1	実習：不正咬合の診断と治療 (歯科矯正学 宮澤)			高齢者・在宅歯科治療 (高齢者・在宅歯科医療学 木本)	放射線・画像診断学 (画像検査) 2 (歯科放射線学 有地)
	5	末盛 第1	臨床実習・総合歯学・総合研修				
	6	末盛 第2	総合示説 / 隣接臨床医学 / 臨床実習・ 総合歯学・総合研修	総合示説 / 臨床実習・ 総合歯学・総合研修	実習：歯科臨床解剖学 (解剖学 池田) / 総合示説 / 臨床実習・総合歯学・総合研修		
木	1			教養科目	教養科目	教養科目	教養科目
	2	第 2	マルチパーパスアワー／ 不定期テストアワー	生命の分子の基盤 (生化学 鈴木)	歯科基礎科学 (歯科理工学 河合)	人体の機能 (生理学 平場)	
	3	第3	マルチパーパスアワー／ 不定期テストアワー	マルチパーパスアワー／ 不定期テストアワー	社会と歯学Ⅱ (口腔衛生学 嶋崎)	生体と薬物 (薬理学 濱村)	
	4	第1	講義：インプラント歯科学 (冠橋義歯・口腔インプラント学 近藤) 実習：インプラント歯科学 (冠橋義歯・口腔インプラント学 近藤)			講義：小児の歯科治療 (2) (小児歯科学) 実習：小児の歯科治療 (小児歯科学)	
	5	末盛 第1	臨床実習・総合歯学・総合研修				
	6	末盛 第2	歯科東洋医学 / 歯科法医学 / 総合示 説 / 臨床実習・総合歯学・総合研修	総合示説 / 臨床実習・ 総合歯学・総合研修	実習：歯科臨床解剖学 (解剖学 池田) / 総合示説 / 臨床実習・総合歯学・総合研修		
金	1	図書 館 4 階 大 教 室	情報の科学 (歯科理工学 河合)	歯学入門セミナーⅠ (教務主任 濱村)	歯学入門セミナーⅡ (学部長 本田)	歯学入門セミナーⅢ (学部長 本田)	
	2		宗教学Ⅰ (1 番～ 40 番の学生) (教養部 山端) 心理学Ⅰ (41 番～の学生) (教養部 白木)	宗教学Ⅰ (41 番～の学生) (教養部 山端) 心理学Ⅰ (1 番～ 40 番の学生) (教養部 白木)	実習：生命の分子の基盤 (生化学 鈴木) 実習：人体の機能 (生理学 平場)		
	3	第3	1 番～ 40 番の学生：第 5 講義室 41 番～の学生：第 2 講義室			臨床医学 (外科2) (外科学 野本)	生体と薬物 (薬理学 濱村)
	4	第1	マルチパーパスアワー／ 不定期テストアワー	不正咬合の診断と治療 (歯科矯正学 宮澤)	歯髄組織の常態と疾患 (歯内治療学 諸富)	マルチパーパスアワー／ 不定期テストアワー	
	5	末盛 第1	臨床実習・総合歯学・総合研修				
	6	末盛 第2	隣接臨床医学 / 総合示説 / 臨床実習・ 総合歯学・総合研修	総合示説 / 臨床実習・ 総合歯学・総合研修	実習：歯科臨床解剖学 (解剖学 池田) / 臨床実習・総合歯学・総合研修		
土	1 ～ 6	マルチパーパスアワー／不定期テストアワー				※ 1 年生金曜日の授業は、『1 年生専門教育科目授業回数』も確認して ください。 ※ 1 年生、5 年生、6 年生の時間割は別に案内します。	

令和5年度 歯学部 専門教育科目時間割表

秋学期

時限 時間 曜日 学年 教室			1	2	3	4	
			8:40-10:10	10:25-11:55	12:55-14:25	14:40-16:10	
月	1		教養科目	教養科目	教養科目	教養科目	
	2	第2	マルチパーパスアワー／ 不定期テストアワー	臨床医学（外科Ⅰ） （外科学 野本）	★ 実習：細胞の構造と機能（口腔解剖学 本田） ★ 講義：細胞の構造と機能（口腔解剖学 本田）		
	3	第3	生体と薬物 （薬理学 瀧村）	社会と歯学Ⅱ （口腔衛生学 嶋崎）	小児の歯科治療（Ⅰ） （小児歯科学）	臨床歯科補綴学 （冠橋義歯・口腔インプラント学 近藤）	
	4	第1	高齢者・在宅歯科治療 （高齢者・在宅歯科医療学 木本）	歯周組織疾患の病態と治療 （歯周病学 三谷）	実習：歯周組織疾患の診断と治療 （歯周病学 三谷）		
	5	末盛 第1	臨床実習・総合歯学・総合研修				
	6	末盛 第2	臨床実習・総合歯学・総合研修				
火	1		教養科目	教養科目	教養科目	教養科目	
	2	第2	マルチパーパスアワー／ 不定期テストアワー	人体の機能（生理学 平場） 生命の分子の基盤（生化学 鈴木）	生体材料・歯科材料（歯科理工学 河合）		
	3	第3	講義：病因・病態・診断（口腔病理学・歯科法医学 前田） 実習：病因・病態・診断（口腔病理学・歯科法医学 前田）				
	4	第1	【秋学期前半】実習：口腔・顎顔面領域の疾患 （顎口腔外科学・顎顔面外科学 後藤） 【秋学期後半】臨床予備実習		前半 実習：全部欠損補綴（高齢者・在宅歯科医療学 木本） 後半 実習：部分欠損補綴（有床義歯学 武部）		
	5	末盛 第1	臨床実習・総合歯学・総合研修				
	6	末盛 第2	臨床実習・総合歯学・総合研修				
水	1		教養科目	教養科目	教養科目	教養科目	
	2	第2	マルチパーパスアワー／ 不定期テストアワー	生命の分子の基盤 （生化学 鈴木）	実習：生体材料・歯科材料（歯科理工学 河合）		
	3	第3	臨床医学（内科） （内科学 成瀬）	硬組織疾患の病態と治療 （保存修復学 辻本）	実習：硬組織疾患の病態と治療（保存修復学 辻本）		
	4	第1	障害者の歯科治療 （小児歯科学）	歯科麻酔 （麻酔学 奥田）	臨床予備実習		
	5	末盛 第1	臨床実習・総合歯学・総合研修				
	6	末盛 第2	臨床実習・総合歯学・総合研修				
木	1		教養科目	教養科目	教養科目	教養科目	
	2	第2	人体の機能 （生理学 平場）	実習：歯冠形成 （冠橋義歯・口腔インプラント学 近藤）	社会と歯学Ⅰ （口腔衛生学 嶋崎）	★ 実習：細胞の構造と機能 ★ 講義：細胞の構造と機能 （口腔解剖学 本田）	
	3	第3	口腔・顎顔面領域の疾患Ⅰ-Ⅰ （顎口腔外科学）	口腔・顎顔面領域の疾患Ⅱ-Ⅰ （顎顔面外科学 後藤）	実習：生体と薬物（薬理学 瀧村） 実習：感染と免疫（微生物学 長谷川）		
	4	第1	実習：社会と歯学（口腔衛生学 嶋崎）		前半 実習：全部欠損補綴（高齢者・在宅歯科医療学 木本） 後半 実習：部分欠損補綴（有床義歯学 武部）		
	5	末盛 第1	臨床実習・総合歯学・総合研修				
	6	末盛 第2	臨床実習・総合歯学・総合研修				
金	1	図書館 4階 大教室	歯学入門セミナーⅣ （教務主任 嶋崎）	歯学入門セミナーⅤ （病院長 三谷）	講義：歯の構造（口腔解剖学 本田） 実習：歯の構造（口腔解剖学 本田）		
	2		宗教学Ⅱ（1番～40番の学生） （教養部 山端） 心理学Ⅱ（41番～の学生） （教養部 白木） 1番～40番の学生：第5講義室 41番～の学生：第2講義室	宗教学Ⅱ（41番～の学生） （教養部 山端） 心理学Ⅱ（1番～40番の学生） （教養部 白木）	【11月まで】実習：人体の機能（生理学 平場） 【11月まで】実習：生命の分子の基盤（生化学 鈴木） 【12月から】★ 講義・実習：細胞の構造と機能（口腔解剖学 本田）		
	3	第3	顎顔面部の成長発育と不正咬合 （歯科矯正学 宮澤）	感染と免疫 （微生物学 長谷川）	実習：生体と薬物（薬理学 瀧村） 実習：感染と免疫（微生物学 長谷川）		
	4	第1	顎顔面補綴 （有床義歯学 武部）	歯髓組織の常態と疾患 （歯内治療学 諸富）	実習：歯髓組織の常態と疾患（歯内治療学 諸富）		
	5	末盛 第1	臨床実習・総合歯学・総合研修				
	6	末盛 第2	臨床実習・総合歯学・総合研修				
土	1 ～ 6		マルチパーパスアワー／不定期テストアワー				
			※1年生金曜日の授業は、『1年生専門教育科目授業回数』も確認してください。 ※1年生、5年生、6年生の時間割は別に案内します。 ※教室は各授業担当者からの指示があれば従ってください。 ★この科目は春学期と秋学期のそれぞれで定期試験を実施し、不合格の場合 はそれぞれで再試験を行います。				

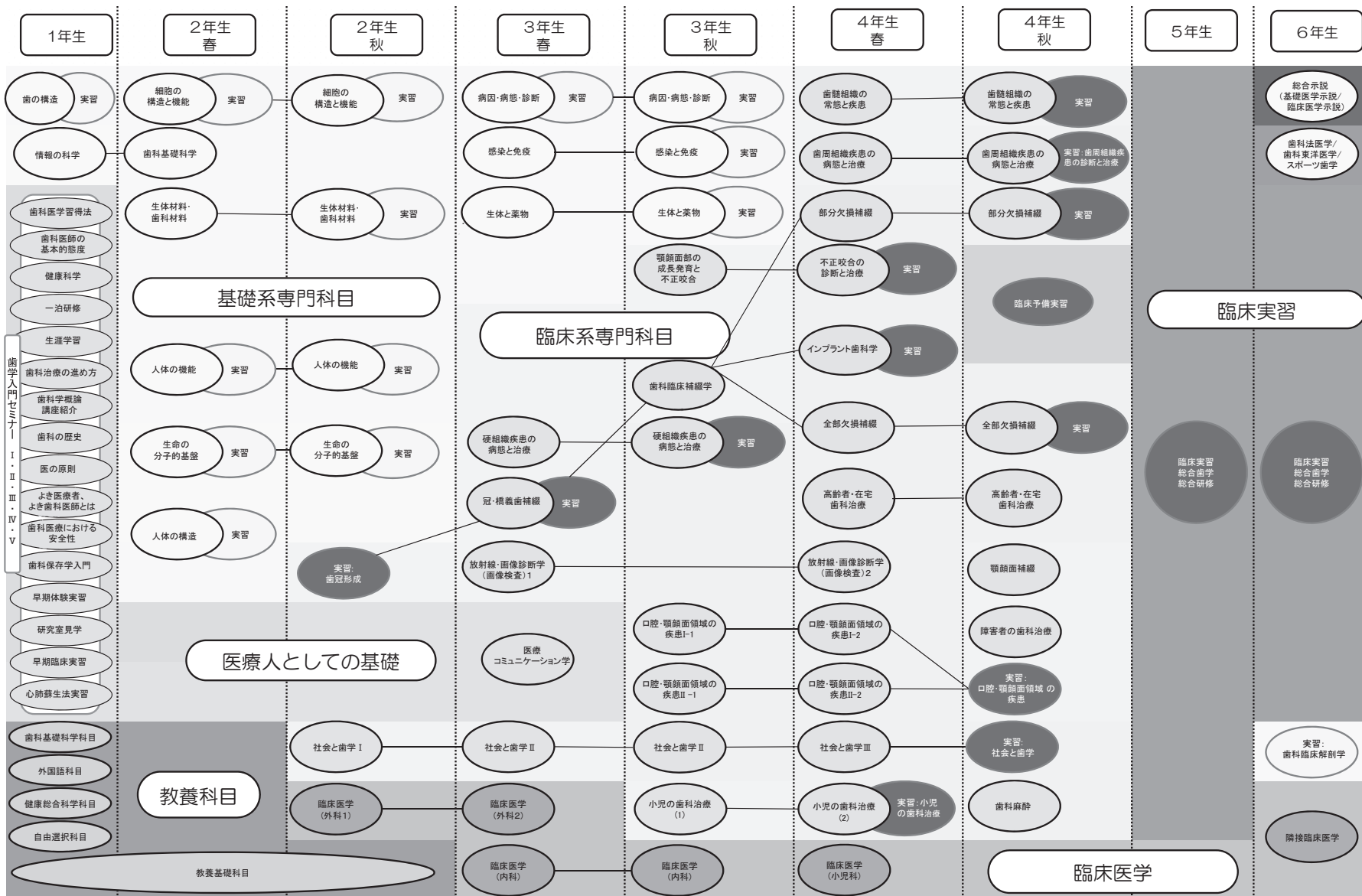
令和5年度 歯学部授業回数 2～4年生対象

	日	月	火	水	木	金	土
4	×						1 入学式
	2 ×	3 ①	4 ①	5 ①	6 ①	7 ①	8 降誕会 1年生一泊研修 ×
	9 1年生一泊研修 ×	10 ②	11 ②	12 ②	13 ②	14 ②	15 ×
	16 ×	17 ③	18 ③	19 ③	20 ③	21 ③	22 ×
	23 ×	24 ④	25 ④	26 ④	27 ④	28 ④	29 昭和の日 ×
	30 ×	1 ⑤	2 ⑤	3 憲法記念日 ×	4 みどりの日 ×	5 こどもの日 ×	6 ×
5	7 ×	8 動物慰霊祭 ⑥	9 ⑥	10 ⑤	11 ⑤	12 ⑤	13 ×
	14 ×	15 ⑦	16 ⑦	17 ⑥	18 ⑥	19 ⑥	20 ×
	21 ×	22 ⑧	23 ⑧	24 ⑦	25 ⑦	26 ⑦	27 ×
	28 ×	29 ⑨	30 ⑨	31 ⑧	1 ⑧	2 楠元祭 (午前授業) ⑧	3 楠元祭 ×
	4 楠元祭 ×	5 ⑩	6 ⑩	7 ⑨	8 ⑨	9 ⑨	10 ×
6	11 ×	12 ⑪	13 ⑪	14 ⑩	15 ⑩	16 ⑩	17 ×
	18 ×	19 ⑫	20 ⑫	21 ⑪	22 ⑪	23 ⑪	24 ×
	25 ×	26 ⑬	27 ⑬	28 ⑫	29 ⑫	30 ⑫	1 ×
7	2 ×	3 ⑭	4 ⑭	5 ⑬	6 ⑬	7 ⑬	8 ×
	9 ×	10 ⑮	11 ⑮	12 ⑭	13 ⑭	14 ⑭	15 ×
	16 ×	17 海の日 ×	18 ⑧金曜午後講義日	19 ⑮	20 ⑮	21 ⑮	22 ×
	23 ×	24 授業予備日	25	26	27	28	29 ×
	30 ×	31	1	2	3	4	5 ×
8	6 ×	7	8	9	10	11 山の日 ×	12 ×
	13 ×	14 指定休日 ×	15 指定休日 ×	16 指定休日 ×	17 指定休日 ×	18	19 ×
	20 ×	21	22	23 定期試験	24 定期試験	25 定期試験	26 ×
	27 ×	28 定期試験	29 定期試験	30 定期試験	31 定期試験	1	2 ×
9	3 ×	4 ①	5 ①	6 ①	7 ①	8 ①	9 ×
	10 ×	11 ②	12 ②	13 ②	14 ②	15 ②	16 ×
	17 ×	18 敬老の日 ×	19 ③	20 ③	21 ③	22 ③	23 秋分の日 ×
	24 ×	25 ③	26 ④	27 ④	28 ④	29 両祖忌 ④	30 ×
10	1 ×	2 ④	3 ⑤	4 ⑤	5 達磨忌 ⑤	6 解剖慰霊祭 ⑤	7 ×
	8 ×	9 スポーツの日 ×	10 ⑥	11 ⑥	12 ⑥	13 創立記念式典 ×	14 ×
	15 創立記念日 ×	16 卒業試験 ⑤	17 卒業試験 ⑦	18 ⑦	19 ⑦	20 ⑥	21 ×
	22 ×	23 ⑥	24 ⑧	25 ⑧	26 ⑧	27 ⑦	28 ×
	29 ×	30 ⑦	31 ⑨	1 ⑨	2 ⑨	3 文化の日 ×	4 ×
11	5 ×	6 ⑧	7 ⑩	8 ⑩	9 ⑩	10 ⑧	11 ×
	12 ×	13 ⑨	14 ⑪	15 ⑪	16 ⑪	17 ⑨	18 ×
	19 ×	20 ⑩	21 ⑫	22 ⑫	23 勤労感謝の日 ×	24 ⑩	25 ×
	26 ×	27 卒業試験再試験 ⑪	28 卒業試験再試験 ⑬	29 ⑬	30 ⑫	1 ⑪	2 ×
12	3 ×	4 ⑫	5 ⑭	6 ⑭	7 ⑬	8 成道会 ⑫	9 ×
	10 ×	11 ⑬	12 ⑮	13 ⑮	14 ⑭	15 ⑬	16 ×
	17 ×	18 ⑭	19 月曜講義日 ⑮	20 金曜講義日 ⑭	21 ⑮	22 ⑮	23 ×
	24 ×	25 授業予備日	26 授業予備日	27 ×	28 ×	29 ×	30 ×
	31 ×	1 元日 ×	2 ×	3 ×	4 ×	5 ×	6 ×
1	7 ×	8 成人の日 ×	9	10 定期試験	11 定期試験	12 定期試験	13 ×
	14 大学入学共通テスト ×	15 定期試験	16 定期試験	17 定期試験	18 定期試験	19 OSCE 説明会	20 OSCE テスト ×
	21 OSCE ×	22	23 総合歯学試験	24	25	26	27 ×
	28 ×	29	30 CBT	31	1	2	3 OSCE 再試験 ×
2	4 ×	5	6	7	8	9 再試験	10 ×
	11 建国記念の日 ×	12 振替休日 ×	13 再試験	14 再試験	15 再試験	16 再試験	17 ×
	18 ×	19	20	21 総合歯学再試験	22	23 天皇誕生日 ×	24 ×
	25 ×	26	27 CBT 再試験	28	29	1	2 ×
3	3 ×	4	5	6	7	8 学位記授与式	9 ×
	10 ×	11	12	13	14	15	16 ×
	17 ×	18	19	20 春分の日 ×	21	22	23 ×
	24 ×	25	26 新2～4年 オリエンテーション	27	28	29	30 ×

×事務休業日

※5・6年生の試験、4・5・6年生の臨床実習等については別に定める。

愛知学院大学 歯学部 カリキュラムツリー



歯学部カリキュラムマップ



詳細については、歯学部ホームページ（URL:<http://www.dent.aichi-gakuin.ac.jp/index.php>）参照

歯学部について

◆歯学部執行部

□学部長

本田雅規

□教務主任

基礎系…濱村和紀 臨床系…嶋崎義浩

□病院長

三谷章雄

□教務委員長

木本 統

□学生委員長

宮澤 健

◆学年主任

学年主任は、各学年毎に1～2名の教授があたり、学習・学生生活の諸問題の相談及び指導・助言をします。

各学年学年主任

1年生…長谷川義明 2年生…武部 純 3年生…平場勝成
4年生…池田やよい 5年生…三谷章雄 6年生…木本 統

◆歴代歯学部長

初代 岡 本 清 纓 (昭和 36 年4月1日～昭和 50 年7月 31 日)
2代 永 井 巖 (昭和 50 年8月1日～昭和 54 年3月 31 日)
3代 武 井 盈 (昭和 54 年4月1日～昭和 55 年8月 21 日)
4代 酒 井 琢 朗 (昭和 55 年 10 月 16 日～平成2年3月 31 日)
5代 平 沼 謙 二 (平成2年4月1日～平成6年3月 31 日)
6代 長谷川 二 郎 (平成6年4月1日～平成 12 年3月 31 日)
7代 亀 山 洋一郎 (平成 12 年4月1日～平成 19 年3月 31 日)
8代 野 口 俊 英 (平成 19 年4月1日～平成 23 年3月 31 日)
9代 田 中 貴 信 (平成 23 年4月1日～平成 27 年3月 31 日)
10代 金 森 孝 雄 (平成 27 年4月1日～平成 29 年3月 31 日)
11代 栗 田 賢 一 (平成 29 年4月1日～令和 2 年3月 31 日)
12代 後 藤 滋 巳 (令和 2 年4月1日～令和 4 年3月 31 日)
13代 本 田 雅 規 (令和 4 年4月1日～)

◆名誉教授（歯学部）

早 川 太 郎 亀 山 洋一郎 花 村 肇 中 垣 晴 男 中 村 洋
野 口 俊 英 田 中 貴 信 吉 村 文 信 金 森 孝 雄 栗 田 賢 一
福 田 理 服 部 正 巳 福 井 壽 男 千 田 彰 松 原 達 昭
戸 茆 彰 史 荒 木 章 純 後 藤 滋 巳 福 田 光 男

◆歯学部の現状

本学歯学部は、巻頭の沿革概要にあるように昭和 36 年 3 月、「行学一体」の建学の精神を歯学教育の分野で実践し、真に国民の福祉向上に貢献できる歯科医師を養成することを目的として創設された。

昭和 42 年 3 月初めて卒業生が出て以来既に約 8,152 名の卒業生が歯科医師として活躍している。また昭和 43 年 4 月には、大学院歯学研究科も増設され、昭和 47 年 3 月に初めての修了生を出して以来、論文博士を含む約 1,424 名の博士（歯学）を輩出している。

本学歯学部の教育課程は、従来、進学課程と専門課程に分かれ、進学課程は主に日進キャンパスで教育が行われ、専

門課程は楠元キャンパス及び末盛キャンパスで教育が行われていたが、令和2年度入学者から、6年一貫の新教育課程が楠元キャンパス及び末盛キャンパスにおいて実施されることになった。

歯学部では、学部長他約500名の教職員が研究・教育にあたるほか、多くが附属病院において臨床に従事している。詳細は、楠元キャンパス・末盛キャンパスの講座概要のとおりである。

◆人材の養成・教育研究上の目的

歯学部は、本学の建学の精神である「行学一体・報恩感謝」を歯学教育の分野で実践し、真に国民の歯科医療に貢献し得る幅広い知識と卓越した技術を有し、生涯にわたって自己研鑽に励む強い意識を持つ人材を養成するとともに、国際社会においても優れた貢献をなし得る高度医療人としての歯科医師、及び歯科医療や歯科医学の教育・研究におけるリーダーとして活躍できる優れた人材の養成を目的としています。

そのための教育研究上の目的として、①倫理観を持った人間性豊かな歯科医師の養成、②学際的教養を身につけた歯科医師の養成、③歯科医療技術に習熟した歯科医師の養成、④国際貢献と地域歯科医療への協力の4項目を教育の理念としています。

◆卒業認定・学位授与の方針（DP）

愛知学院大学歯学部は、大学の教育理念・目標を達成するために、学生に豊かな人間性と高い倫理観ならびに専門的知識を備えることを求め、所定の単位を修得した上で、以下の6つの能力を適切に評価して、歯科医師として適格と判定した人の卒業を認め、学士（歯学）の学位を授与します。

- ① 多様な人々と良好な人間関係を構築するコミュニケーション力を身につけている。
- ② 建学の精神と一般教養ならびに高い倫理観と生命科学に関する基本的知識を身につけている。
- ③ グローバルな社会で歯科医師の果たす役割を科学的視点から捉え、思考し、行動することができる。
- ④ 口腔領域の疾患の予防・診断・治療に関する専門的知識を修得している。
- ⑤ 歯科治療に必要な高頻度治療の基礎的技能訓練を修了している。
- ⑥ 地域包括医療などのチーム医療に関する基礎的知識を身につけている。

◆教育課程編成・実施の方針（CP）

歯学部では、本学の建学の精神「行学一体 報恩感謝」を深く理解したうえで、卒業認定・学位授与の方針（DP）に掲げた目標を達成するために、幅広い分野にわたる教養教育科目及び専門教育科目からなる教育課程を編成し、以下のような教育内容と方法を取り入れた授業を実施し、教育評価を行います。

【教育内容】

- ① 「宗教学」をはじめとする教養教育科目を通して建学の精神と豊かな人間性、生命の尊厳、倫理的 態度を涵養する。
- ② 到達目標を明確化した教育課程を、「教養教育科目」と「専門教育科目」の連携を図りながら体系的に編成し、知識、態度、技能を培う。
- ③ 科学的根拠に基づいた予防・診断・治療に関する専門的知識の修得を培う。
- ④ 患者さんや医療専門職者など多くの人とのコミュニケーションに必要な知識、態度、技能を培う。
- ⑤ 歯科治療に必要な基礎的技能と最新の歯科治療に必要な知識を学修し、科学的思考能力を培う。
- ⑥ 医療現場で求められている医科・歯科連携、多職種連携や在宅医療などのチーム医療に関する基礎的知識を培う。

【教育方法】

- ① 習得した知識や技能を統合し、自主的な問題発見と問題解決思考能力を培うための学習を奨励する。
- ② 主体的・能動的な学修（アクティブ・ラーニング）を促す教育方法を実施し、学生に課題やe-ポートフォリオを活用した「振り返り」を奨励する。
- ③ 歯学教育モデル・コア・カリキュラムに基づき、必須の実践的能力（知識・技能・態度）の確実な修得を促進する。
- ④ コミュニケーションサポートシステム（CSS）体制、チューター制を活用して、学生が自発的に学修できる環境の充実に努めるとともに、学生が十分な学修時間を確保するよう推奨する。

【教育評価】

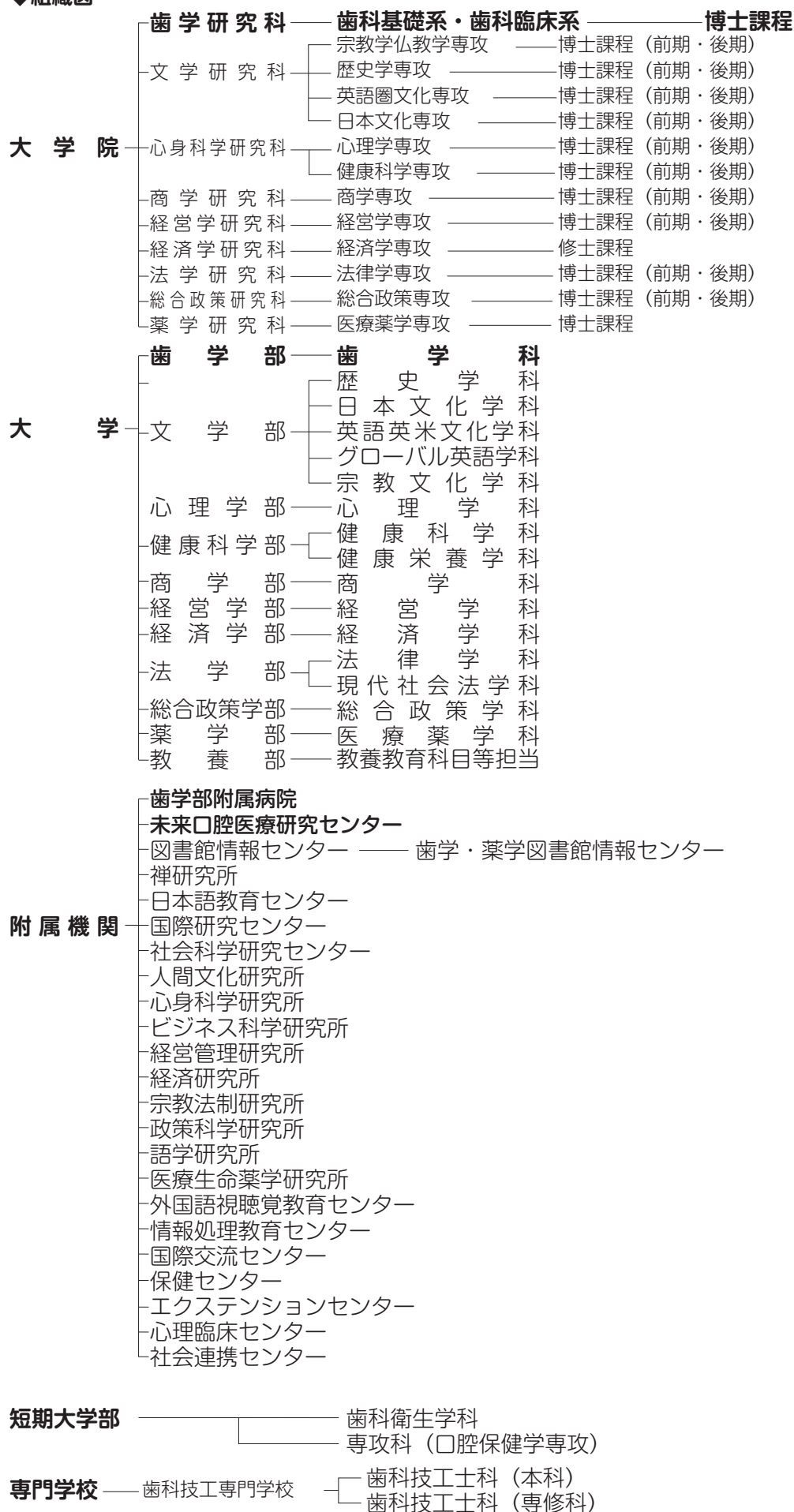
到達目標に応じた学修成果を多面的に評価する。

◆入学者受入れの方針（AP）

歯学部は、優れた人材を公平かつ多様な方法で選抜するという方針に基づき、卒業認定・学位授与の方針（DP）及び教育課程編成・実施の方針（CP）に定める教育を受けるのにふさわしい、以下に掲げるような人の入学を求めています。

- ① 人としての基本的モラルを身につけている人
- ② 感謝と思いやりの精神を持っている人
- ③ 歯学教育を受けるために必要とされる十分な理系の基礎学力を持っている人
- ④ 論理的思考に優れ、豊かな自己学習能力を涵養しようとする人
- ⑤ 医療人としての強い使命感と高い志を持ち、社会に貢献することを希望する人
- ⑥ グローバルな視野と主体性を持ち、協働して歯科保健・医療を実践・発展しようとする人

◆組織図



I 4月当初の日程

◆4月の行事日程

日	曜日	行 事
1	土	入学式・書類配付（日進キャンパス）
3～5	月～水	オリエンテーション（楠元キャンパス）・履修相談会
6	木	春学期授業開始
7～11	金～火	抽選科目登録期間（11日（火）午前9時まで）
8・9	土・日	新入生研修会（岐阜グランドホテル）
17～19	月～水	抽選科目登録変更期間（申請方法は後日案内）

◆オリエンテーション

日 程……………3日（月）、4日（火）、5日（水）（楠元キャンパス）

詳細は「2023年度入学式プログラム・オリエンテーション日程」参照

歯学部事務室……………学生生活、授業に必要な事について説明します。

歯学・薬学図書館情報センター……………学生生活を送る上での図書館の利用について説明します。

注）1.「歯学部キャンパスガイド」（本書）を当日持参してください。

2. クラスはオリエンテーション会場にて掲示いたします。

II 修学概要

◆教養教育を受講するにあたって

教養教育を受講するにあたっては、その目的・目標を明確に認識することが重要である。まず学校教育法第52条で示されているように、大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を発展させることを目的としている。これに加えて本学では、建学の精神である禅的教養を基礎とした「行学一体」、「報恩感謝」を身につけた人格の育成をめざしている。

今日の急激で複雑な社会の変化や学術の新たな展開、さらには国際化・情報化の進展に適切に対応するためには主体的に考え、総合的に判断する力を養う教育が特に必要である。そのためには幅広く深い教養の修得と、情報処理能力・外国語能力・表現能力等学問の基礎となる能力の育成が重要である。本学の教養教育カリキュラムは、そうした要請をも考慮して作成されている。

平成3年6月の大学設置基準の改正に伴い、歯学部では6年一貫教育により、学生が入学時から歯学部学生としての自覚を深め学習意欲を高めることをめざしている。教養教育の改革にあたっては、学生が、人間としてまた人類社会の一員として必要な教養を身につけるとともに、社会の変化に適切に対応し、いたずらにそれに流されることなく、学問の基本を修得できるよう工夫すると同時に、学生のニーズをも考慮したカリキュラム設計に努めてきた。

教養教育科目は、教養基礎科目、歯科基礎科学科目、外国語科目、健康総合科学科目から構成されている。教養基礎科目では、宗教学Ⅰ・Ⅱ、心理学Ⅰ・Ⅱを必修とし、哲学Ⅰ・Ⅱ、論理学Ⅰ・Ⅱ、文学Ⅰ・Ⅱ、美術Ⅰ・Ⅱ、法学Ⅰ・Ⅱ、政治学Ⅰ・Ⅱ、経済学Ⅰ・Ⅱ、社会学Ⅰ・Ⅱ、教育学Ⅰ・Ⅱ、地理学Ⅰ・Ⅱ、歴史学Ⅰ・Ⅱ、ドイツ語Ⅰ・Ⅱ（基礎）、中国語Ⅰ・Ⅱ（基礎）、フランス語Ⅰ・Ⅱ（基礎）、化学の基礎の中から6単位を選択履修することとしている（宗教学Ⅰ・Ⅱ、心理学Ⅰ・Ⅱは2年次開講）。歯科基礎科学科目では、物理学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、化学Ⅰ・Ⅱ、化学実習、化学演習、生物学の基礎、生物学Ⅰ・Ⅱ、生物学実習、情報統計学Ⅰ・Ⅱを設け、所定の単位を定めている。外国語科目では、英語6単位（英語Ⅰa・Ⅱa、Ⅰb・Ⅱb、英会話Ⅰ・Ⅱ）が必修となっている。健康総合科学科目では、スポーツ科学Ⅰ・Ⅱが必修となっている。所定の単位を修得しないと2年生に進級できないので、十分に注意して学修していただきたい。

教養科目は、歯科医師または研究者となる前に人としての素養を培うものであり、中でも歯科基礎科学、情報統計学ならびに心理学は、『準備教育モデル・コア・カリキュラム』に示すように、専門課程で学ぶ基礎歯科医学、臨床歯科医学の基本となる事項を含んでいる。したがって、歯科医学を学ぶ準備教育であることを念頭に学習に励んでほしい。

参考

- 授業科目配当表…P.34 ～ 35
- 科目担当者表…P.36 ～ 38
- 歯学部進級及び卒業要件一覧表…P.39

◆教養教育科目の履修について

□教養基礎科目

将来の歯科医師及び歯科医学研究者として必要な人間的自己形成を実現させるための準備教育科目です。

□歯科基礎科学科目

専門教育に関連した基礎知識と学問体系の修得をめざすための準備教育科目です。

□外国語科目

英語を「読み、書き、聞き、話す」ことを学習の主眼にして、将来、歯科医師及び歯科医学研究者として国際社会及び国際学会で活躍するために必要な語学力の修得をめざす教育科目です。

□健康総合科学科目

健康総合科学科目ではスポーツ科学Ⅰ・Ⅱを必修科目として1年次に開講しています。

スポーツ科学Ⅰ・Ⅱでは、運動の実践を通して生涯健康（生涯にわたり健康な状態を保つ）の基礎作りを目指していきます。屋内（卓球など）または屋外（ソフトボール等）のスポーツ種目の中から各自の運動にあった種目を選択し、運動習慣の確立、肉体的、精神的な健康を育んでいきましょう。知識、技術の習得を目指し自らの計画、実行、評価、修正を行う能力を養うと共に、学生同士の役割分担や協調性、連帯感を理解し併せて社会的な健康度を高めていくことを実践していきましょう。

●スポーツ科学履修上の諸注意

- 第1回目の授業は、授業内容等に関するガイダンスを行います。（更衣などは不要です）所定の教室に集合してください。
- 第1回目の授業時に各自が履修するスポーツ種目の確認を行います。
- スポーツ科学の授業は運動の実践を通しての学習が主となる為出席を重視します。遅刻、欠席に気を付けてください。
- 授業時は指定の赤ビブス（学籍番号、氏名を記入）、運動に適したスポーツウェア、指定の屋内シューズを着用してください。
- 更衣場所、貴重品の管理については第1回目の授業時に説明します。
- 授業時の見学については担当教員に申し出ること。なお、ケガ、疾病による長期見学者については別途課題等を設ける場合があります。担当教員からの指示を聞いてください。
- 運動制限などスポーツを実施する上で問題を抱えている場合は第1回目の授業時に担当教員に申し出てください。
- 雨天時等による施設変更に関する連絡方法については第1回目の授業時に説明します。

Ⅲ 授業科目の履修登録について

① 履修登録

履修登録とは、各自学修目的に適した履修計画を立て、授業を受けるために行う事前手続きのことをいいます。

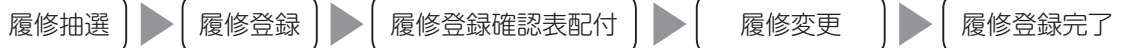
履修登録した科目以外の科目を受講することはできません。万一授業に出席し、定期試験を受けたとしても履修登録していない科目の単位は認定されません。

なお、履修登録する際は、間違いのないように手続きを行ってください。

期間を過ぎた履修登録および履修変更は受付できませんので、特に注意してください。

(注) 1 年次春学期の履修登録前も含め、初回の授業から必ず受講してください。

② 履修登録完了までの流れ



※ WebCampus「My 時間割」で履修確認

注) 履修登録完了後の変更は一切受付できません。

③ 履修登録確認表の見方

履修登録確認表受取後、曜日時限、担当者などが正しく登録されているか確認してください。

(例)

単位修得・履修登録状況

〇〇年度 春 履 修 登 録 確 認 表

NO [履修コース] 学科共通

学籍番号 〇〇〇〇〇〇 学院 太郎 1年 A

〒ハイパー△△△△

所属 歯学部歯学科 歯学部1年生用

期間	曜日時限	科目名	担当教員名	分野	単位
春学期	月曜日1時限	文学 I	佐々木亜希子		2
春学期	月曜日2時限	地理学	柴田陽一		2
春学期	月曜日3時限	物理学 I	有馬義康		2
春学期	月曜日4時限	物理学 II	有馬義康		2
春学期	火曜日1時限	英会話 I	G.D.ガニエ		1
春学期	火曜日2時限	論理学	松野充貴		2
春学期	水曜日3時限	生物学実習	池田 健		2
春学期	水曜日4時限	宗教学 I			2
春学期	木曜日2時限	心理学 I			2
春学期	木曜日3時限	生物学 I			2
春学期	木曜日4時限	英語 I a			1
春学期	金曜日1時限	教養セミナー I			1
春学期	金曜日2時限	キャリア英語 I A			2

単位修得・履修登録状況

集 計 条 件	必要単位	修得単位	登録単位	合計単位
教養教育科目	38		22	22
教養基礎科目	6		6	6
歯科基礎科学科目	24		11	11
英語	6		3	3
健康総合科学科目	2		1	1
専門教育科目	8		4	4
1年次進級要件単位	46		25	25

	①	②	③	④
集 計 条 件	必要単位	修得単位	登録単位	合計単位
教養教育科目	38		22	22
教養基礎科目	6		6	6
歯科基礎科学科目	24		11	11
英語	6		3	3
健康総合科学科目	2		1	1
専門教育科目	8		4	4
1年次進級要件単位	46		25	25

『単位修得・履修登録状況』の見方

- ①「必要単位」
進級に必要な各科目区分の最低単位数
- ②「修得単位」
現在修得している単位数
- ③「登録単位」
当該学期で登録した単位数
- ④「合計単位」
②「修得単位」+ ③「登録単位」

Ⅳ 授業・試験および成績

◆授業

□授業時間帯

1 時限	2 時限	3 時限	4 時限	5 時限	6 時限
8:40～10:10	10:25～11:55	12:55～14:25	14:40～16:10	16:40～18:10	18:25～19:55

□休講

授業は、大学行事や授業担当教員のやむを得ない理由により休講することがあります。

なお、台風など緊急時における授業については、緊急時の授業等取扱を確認してください。

休講掲示がなく、始業時刻から 30 分以上経過しても担当教員が来ない場合は、歯学部事務室に連絡し、その指示に従ってください。

□補講

休講となり規定の授業時間数に満たない授業科目については、補講を行います。

なお、規定の授業時間数を満たしていても、授業の進度によっては補講を行う場合もあります。

□教室変更

時間割に掲載している教室から履修人数の増減や教室に設定してある AV 機器の事情により教室を変更する場合があります。授業によっては随時変更する場合もありますので注意してください。

休講・補講・教室変更は、WebCampus および学内掲示板でお知らせします。
授業当日の案内になることもありますので、必ず毎日授業前に確認するようにしてください。

◆学年制

歯学部の教育課程では、各学年ごとに開講されている授業科目は、その学年のうちに同時に履修し、「歯学部における進級及び卒業判定等に関する規程」に定められた所定の単位を修得しなければ進級できません。進級できなかった場合には、教育的な配慮からその学年の全科目を再度履修しなければなりません。

歯学部の学年制及び教育課程に関する規程参照（P.88）

◆試験

□試験時間帯（定期試験・追試験・再試験共通）

1 時限	2 時限	3 時限	4 時限	5 時限	6 時限
9:00～10:00	10:30～11:30	12:00～13:00	13:30～14:30	15:00～16:00	16:30～17:30

※授業期間の時間帯とは異なりますので注意してください。

□試験の種類

単位認定に必要な成績評価のために行う試験には次の 4 種類があります。なお、試験に関する事項は「愛知学院大学試験に関する規程」に定められています。

定期試験	科目開講の学期末に期間を定めて実施する試験
レポート試験	定期試験に代わるものとして、授業担当教員から課せられた課題を作成し、その作成物を教務担当部課所にて決められた場所に提出する試験
追 試 験	正当な理由により定期試験を受験できなかった者に対して、期日を定めて実施する試験
再 試 験	2 年次への進級に関して、その修得単位数が所定の数に満たない場合に、その年度の実験科目が「D」評価であった者に対して実施する試験

□定期試験受験上の諸注意

1. 受験資格

試験を受けることのできる授業科目は、定められた履修登録の手続きを経て受講している科目に限ります。ただし、次のいずれかに該当する者は、定期試験又は追試験を受けることができません。万一受験しても無効となります。

① 当該学期に当該授業科目を履修登録していない者

- ② 開講回数の三分の一を超えて欠席し、失格となった者
- ③ 有効な学生証又は大学発行の仮受験票を携帯していない者
- ④ 試験開始 20 分以内に所定の教室に入室しなかった者
- ⑤ 停学処分期間中の者

2. 学生証の提示

学生証または仮受験票を通路側の机の上に写真が上になるように置いてください（3 人掛け中央席の場合、確認しやすい位置に置いてください）。

学生証を忘れた場合は、歯学部事務室前証明書自動発行機にて仮受験票（¥1,000）の発行手続きをしてください。

3. 机上の整頓

着席した机に書込みなどがあれば、すべて消しておいてください。

筆記用具・消しゴムなど必要なもの以外は机の上に置かないでください（下敷き使用不可）。

スマートフォンやスマートウォッチなどの携帯機器の使用は許可しませんので、電源を切ってかばんなどにしまってください。

4. 答案の提出

答案の提出は試験開始から 25 分以後とします。監督者の指示に従って提出し、退室してください。

5. 監督者指示の厳守

試験教室では常に監督者の指示に従ってください。指示に反した場合には退室を命じます。

6. 参照許可物件

問題用紙に参照許可物件が明示されている場合のみ、当該物件（自己所有のものに限る）の参照が許可されます。ルーズリーフ式のノートは、必ずホチキスなどで綴じてください。

7. 欠席の取り扱い

やむを得ず定期試験を欠席する場合は、受験科目の試験開始前までに必ず歯学部事務室へ届け出てください（電話でも可）。欠席理由により追試験を受験できる場合があります。

詳細は「追試験」にて確認してください。

8. 試験期間中の通学

試験期間中は、公共交通機関を利用して十分余裕をもって通学してください。オートバイにて通学する場合、事故、故障、渋滞で試験を受験できなくても追試験の対象になりませんので、注意してください。

□レポート試験

1. レポート試験及び論題等の発表

レポート試験を実施する授業科目と授業担当教員からの論題、書式、枚数などの指示は、定期試験時間割と一緒に WebCampus にて発表します。

2. 提出方法

次の事項を守ってください。

- ・歯学部事務室前に設置してある指定ボックスに、定められた期間内に提出してください。
- ・レポートにはペン書きの「表紙」（鉛筆不可）を付けてください。パソコンにて作成の場合は、右記の表紙見本を参考にしてください。
- ・レポートはホチキスで綴じて提出してください（クリップ不可）。

提出期限に遅れたレポートは、受付できません

表紙見本

年 月 日 曜日			
科目名			
先生	姓	名	
学部	学科	年	
学番 番号	氏名		

（大学ホームページ「学生生活」→「試験について」→「レポート試験」から表紙見本データがダウンロードできます。）

□**追試験**（専門科目は「愛知学院大学歯学部試験に関する規程」参照）

次に該当する場合は追試験の対象となります。

《追試験対象事由》

No.	事 由	期 間	必要証明書
①	学校保健安全法施行規則第18条に基づく感染症による大学が出席停止を命じた場合	出席停止期間	医師の診断書等（診断書に記載されている「加療（安静）を要する期間」に該当の試験日が含まれていることが必要）
②	裁判員制度において裁判員選出による場合	裁判所による指定期間	期間が明記された正式書類
③	近親者の忌引	配偶者・1親等（7日間）、2親等（3日間）、3親等（1日間）	会葬礼状
④	疾病・負傷（2週間未満の場合）	診断書の期間	医師の診断書等（診断書に記載されている「加療（安静）を要する期間」に該当の試験日が含まれていることが必要）
⑤	疾病・負傷（2週間以上の場合）		
⑥	近親者の慶祝	本人・配偶者・1親等・2親等（1日間）*当日のみ	証明する書類
⑦	大学公認団体での大会・公演などへの出場	大会・公演の実施期間	
⑧	曹洞宗行事随喜による場合	行事の実施期間	
⑨	公共交通機関の運休・遅延による場合	公共交通機関による指定日	遅延証明書

1. 追試験の手続き

受験する科目の試験開始時間までに、必ず歯学部事務室へ届け出てください（電話でも可）。当該科目の定期試験実施日から3日以内（土日を含めず）に「追試験願」（本学指定用紙）と「証明書類」、④の場合のみ追試験科目1科目につき、受験料2,000円を添えて歯学部事務室に提出してください。

2. 成績評価の最高評価

①～③、⑤～⑨の事由については「AA」評価とし、④の事由については「A」評価とします。

3. 追試験受験上の諸注意

定期試験に準じます。ただし追試験を欠席した場合、いかなる理由があってもその後の追試験は行いません。

4. 追試験の対象とならない場合

- ・追試験対象事由に該当しない場合
- ・追試験対象事由に該当しても、届け出なく手続きの期限を超えた場合
- ・定期試験における学生証不携帯や20分を超えての遅刻
- ・オートバイ通学での、事故、故障、渋滞による欠試

期限以降の追試験の受付はできません。

□試験における不正行為

試験にあたって、不正行為を絶対にしないように十分自覚を持って臨んでください。もし、不正行為を行った場合は、「愛知学院大学試験における不正行為に関する規程」に基づき処分されます。

愛知学院大学試験における不正行為に関する規程 ※抜粋

（試験等における不正行為の定義）

第2条 試験等における不正行為は、次に掲げる行為とする。

（1）試験における不正行為

- ア 身代わり受験をすること又はさせること
- イ カンニングペーパーを使用又は所持すること
- ウ 参照を許可されたもの以外の書籍、ノート等を見ること

- エ 使用を許可されたもの以外の通信、各種記録の機能を備えた機器を使用すること又は使用可能な状態で所持すること
 - オ 他者の答案を見ること又は見せること
 - カ 他者から答案について指示を受けること又は他者に指示を与えること
 - キ 他者と答案用紙を交換すること
 - ク 机上に受験科目に関する内容を記入すること
 - ケ 試験場外から答案用紙を持ち込むこと
 - コ その他公正な試験を妨げると認められる行為
- (2) レポート試験等の作成における不正行為
- ア 作成において、捏造、改ざん、盗用等を行うこと
 - イ 他者のレポートを自分のものとして提出すること
 - ウ ア及びイに掲げる行為を幫助すること
 - エ その他公正な成績評価を妨げると認められる行為

(不正行為者の処分)

第6条 前条第2項の規定により懲戒を行うことを決定した場合の処分は次の通りとする。

- (1) 1ヶ月の停学とし、不正行為を行った学期の履修科目の全科目を無効とする。
- (2) 身代わり受験をした者又はさせた者は、双方とも無期停学とし、その年度の履修科目の全科目を無効とする。
- (3) 略
- (4) 再度、不正行為を行った者は、退学処分とする。

(試験場より退場の措置)

第7条 次の行為を行った者は、監督者等の判断により試験場からの退場を命じ、その期の当該科目を無効とする。

ただし、退場は 60 分の試験においては試験開始の 25 分以後、90 分の試験においては試験開始の 35 分以後とする。

- (1) 本学発行の本人の学生証または、仮受験票を所持しない者
- (2) 試験中に私語を発した者
- (3) 試験場内で物品（筆記用具、消しゴムを含む）を貸借した者
- (4) 監督者の注意または、指示を無視した者

◆成績

□単位の修得

単位が与えられるのは、履修登録している授業科目の試験などの結果を総合して、その科目が合格と評価された場合です。各教員は、「愛知学院大学歯学部単位認定及び成績評価に関するガイドライン」に基づき成績評価を行います。成績評価基準は次のとおりです。

(1) 学則第9条に定める成績評価

評価	合否等	ポイント	100点満点での 得点範囲	評価基準
AA	合格	4	90点以上	科目内容を修得し、極めて優秀な成績を修めた者
A	合格	3	89点から80点	科目内容を修得し、優れた成績を修めた者
B	合格	2	79点から70点	科目内容を修得し、良好な成績を修めた者
C	合格	1	69点から60点	科目内容を修得したと認められる者
D	不合格	0	59点から30点	科目内容を修得したとは認められない者
E	不合格	0	29点以下	科目内容を修得したとは認められず、修得には再度の履修が必要である者

(2) 学則以外に定める成績評価

評価	合否等	ポイント	評価基準
認	認定	—	他機関の判定に基づき科目内容の修得を認定する
K	不合格	0	試験を受けていない者
S	不合格	0	欠席により開講授業科目に必要な出席日数が足りず、失格となった者

□ GPA 制度

学修の到達度を表すために GPA (Grade Point Average) 制度を用いて評価します。この制度は、一定期間の履修と学修の状況を把握することによって学修意欲の高めるとともに、個人別に適切で、きめ細やかな履修・学修アドバイスを行い、成績上位者を表彰する際にも客観的なデータとして利用するためのものです。

(1) GPA の定義

GPA とは、個々の学生の学修時間当たりの学修到達度を表す指標となる数値で、履修した授業科目の成績評価における GP (Grade Point) に当該科目の単位数を乗じた値を履修した全科目について総計し、その値を履修した総単位数で除して算出する平均値 (Average) です。なお、不合格科目を含めて算出されます。

(2) GPA 算定対象授業科目

GPA の算定対象となる授業科目は、卒業要件単位に含む科目で、「認定」評価の科目や自由選択科目は除かれます。

(3) GPA の種類及び算定方法

「愛知学院大学歯学部GPA制度に関する内規」により、次の通りに定められています。

- ・学期 GPA : 各学期において評価された成績評価を基に、次の式により算定する
「学期 GPA = (当該学期の履修登録科目の GP × 当該科目の単位数) の総和 / 当該学期の履修登録科目の合計単位数」
- ・総合 GPA : 在学中の全学期に評価された成績評価を基に、次の式により算定する
「総合 GPA = (在学全学期の履修登録科目の GP × 当該科目の単位数) の総和 / 在学全学期の履修登録科目の合計単位数」
- ・計算値は小数第4位を四捨五入し、小数第3位までを表示する
- ・成績評価の追加又は変更がなされた場合、総合 GPA の再計算を行う
- ・再度履修した授業科目は、如何なる成績評価においても GP 及び単位数を総合 GPA に追加して算入する

《GPA 算定式》

$$\frac{(A\text{の単位数} \times 4) + (A\text{の単位数} \times 3) + (B\text{の単位数} \times 2) + (C\text{の単位数} \times 1) + (D \cdot E \cdot K \cdot S\text{の単位数} \times 0)}{\text{履修登録単位数}}$$

(4) GPA の歯学部評価基準

「愛知学院大学歯学部GPA活用に関する要領」によりGPAの評価基準は、次の基準により評価します。

GPA	評 価
4.000以下 ～ 3.400以上	秀
3.400未満 ～ 2.700以上	優
2.700未満 ～ 2.000以上	良
2.000未満 ～ 1.300以上	可
1.300未満 ～ 0.800以上	注意
0.800未満	警告

□ 成績発表

成績発表は、セメスター毎に、WebCampus および「成績通知書」の配付により行います。成績発表日および配付期間は、WebCampus でお知らせします（春学期成績 8 月下旬・秋学期成績 2 月中旬）。

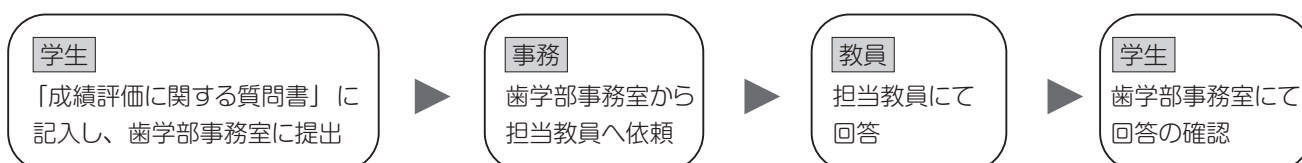
- ・WebCampus : 「成績照会」にて成績確認ができます。
- ・「成績通知書」の受取りを希望する場合 : 「学生証」提示による本人確認の上、配付します。やむを得ない理由で代理人をたてる場合は、本人の委任状が必要です。

□ 成績についての問合せ

成績評価についての質問がある場合は、歯学部事務室で成績質問受付期間中（成績発表後約1週間）に以下の手続きを行ってください。

受付期間の詳細な日程は、WebCampus にて案内しますので確認してください。

※受付期間を過ぎた後の質問は一切受付できませんので注意してください。



提出した成績評価に関する質問書の回答において、疑義を抱く場合や異議申し立てがある場合は、1度に限り再度、成績評価に関する質問書を提出することができます。ただし、質問内容を科目担当部所にて確認した上で担当教員へ依頼します。また、提出期限は、回答後、1週間以内に限りです。

◆単位認定

□入学前の既修得単位の認定

大学、短期大学または高等専門学校において、既に修得した単位がある場合は、60単位を超えない範囲で認定することができます。

●申請の手続きについて

必要書類：単位認定申請願・前大学等の成績証明書および前大学のシラバス

提出先：歯学部事務室

注1) 入学年度の4月初旬のみ手続きできます（詳細は新入生オリエンテーションで案内）。

注2) 申請したセメスターで単位認定をします。

□資格試験による認定

所定の資格試験等に合格した場合「大学以外の教育施設等における学修に対する単位の認定要領」に基づいて、単位が認定されます。

(1) 英語検定試験による単位認定

実用英語技能検定（英検）、TOEIC、TOEFLにおいて英語検定試験の定める級またはスコアを取得した学生は、級またはスコアに応じて以下のとおり英語必修科目の単位が認定されます。

英語検定試験の種類		級またはスコア	認定単位数	認定対象の科目名
実用英語技能検定		準1級	4単位	英語I a・II a、I b・II b、英会話I・IIの6科目の中から、いずれか4科目
		1級	6単位	英語I a・II a、I b・II b、英会話I・II(6科目)
TOEIC	公開IP	600～794点	4単位	英語I a・II a、I b・II b、英会話I・IIの6科目の中から、いずれか4科目
		795点以上	6単位	英語I a・II a、I b・II b、英会話I・II(6科目)
	IP(オンライン)	不可		
TOEFL	PBT	504点～573点	4単位	英語I a・II a、I b・II b、英会話I・IIの6科目の中から、いずれか4科目
	iBT	64点～89点		
	PBT	574点以上	6単位	英語I a・II a、I b・II b、英会話I・II(6科目)
	iBT	90点以上		

PBT・・・Paper-based Test

iBT・・・Internet-based Test

(2) 第2外国語の検定試験による単位認定

ドイツ語、中国語、フランス語の検定試験において一定の基準を満たしている学生には、第2外国語の単位が認定されます。対象となる検定試験、認定基準などは以下のとおりです。

検定試験	認定基準	認定対象の科目名	認定単位数
ドイツ語技能検定 (ドイツ語学文学振興会)	3級以上	ドイツ語I・II(基礎)	2単位
	4級	ドイツ語I(基礎)	1単位
中国語検定 (日本中国語検定協会)	4級以上	中国語I・II(基礎)	2単位
	準4級	中国語I(基礎)	1単位
漢語水平考試 (HSK日本実施委員会)	2級	中国語I・II(基礎)	2単位
	1級	中国語I(基礎)	1単位
実用フランス語技能検定 (フランス語教育振興協会)	4級以上	フランス語I・II(基礎)	2単位
	5級	フランス語I(基礎)	1単位

●申請の手続きについて

必要書類：単位認定申請願・合格を証明する書類（合格証書、認定証など）とその写し（コピー）

提出先：歯学部事務室

注1) 申請できる時期は、4月または9月です。詳細はWebCampusにて確認できます。

注2) 申請したセメスターで単位認定をします。

□海外語学研修「海外事情」修了による単位認定

愛知学院大学では、教養・専門教育の両面から異文化を理解する“真の国際人育成”をめざし、海外留学制度の確立や諸外国からの留学生受入れ、教員の交換、学術交流など活発な海外交流活動を推進しています。世界で学ぶチャンスとして実施しているのが語学研修です。各研修コースの大学で開講される語学・教養講座へ夏期・春期休暇中の2～3週間を利用して参加するほか、海外生活を通じて実践的な語学力と国際的な視野を修得します。所定のプログラムを修了した学生には、「海外事情（I～IV）」2単位または1単位（自由選択科目、卒業要件単位に含まず）を単位認定します。

＜海外語学研修コース一覧＞（「海外事情Ⅰ・Ⅱ」適用）

研修国	大 学	単位数
イギリス	カンタベリー・クライスト・チャーチ大学	2 単位
カナダ	ビクトリア大学	
オーストラリア	ボンド大学	
韓国	東国大学	
台湾	慈済大学	

＜グローバル人材育成プログラムコース一覧＞（「海外事情Ⅲ・Ⅳ」適用）

研修国	大 学	単位数
韓国	東国大学	1 単位
台湾	慈済大学	
中国	湖南師範大学	

※研修国・大学は、変更することがあります。詳細は、国際交流センターで確認してください。

なお、海外語学研修は、夏休み・春休みに実施しますので、語学研修期間中に実施される試験や補講などを受けることができませんので注意してください。

I 学生生活

◆学年委員

学年の学生相互の連絡を密にし、大学生活・授業を円滑にしていくため、4・5・6年生に学年委員をおきます。

◆生活・注意事項

□オフィスアワー

歯学部では全ての教員のオフィスアワーを平日9:00～18:00に設定しています。

この時間帯であれば、学生は予約なしで研究室を訪問することができます。

質問・相談等に利用してください。

なお、非常勤講師については授業終了後に教室で質問を受け付けます。

□学生相談

歯学部では、学生相談室が設けられており、学生から受ける色々な相談の助言や指導を行っています。相談内容についての秘密は厳重に守られますから、どのような問題でも遠慮なく相談してください。相談の申込みについては歯学部事務室の窓口でお尋ねください。

□アパート・下宿

株式会社ミニミニと業務提携をしております。楠元・末盛キャンパス専用相談ホットラインは☎(052) 686-3444、
✉motoyama@minimini.jpです。

また、楠元キャンパス歯学部事務室でも物件ファイルが設置してありますので、各自で希望物件を選び、直接家主に連絡してください。

□ロッカーの貸与について

1年生～6年生に個人のロッカーを貸与します。鍵（南京錠）は各自で用意すること。ただし、ダイヤル式の簡易な鍵は壊れやすいので使用しないこと。次の事項を注意し盗難には充分気をつけて使用してください。

- 整理整頓に心掛けること（ロッカーの上には何も置かないこと。定期的に処分します。）。
- 必ず施錠には南京錠を用いること（ダイヤル式は不可）。
- 現金、貴重品は極力身につけ、危険物等を入れないこと（私物には必ず記名しておくこと。）。
- 学生間でロッカーの交換をしないこと。
- 名札は、はささないこと。
- ロッカーが破損した場合は歯学部事務室に届け出ること。
- ロッカーの移動は、掲示板等の指示に従うこと。

※ 毎年、南京錠の鍵を忘れる学生やロッカーキー（南京錠の鍵）をロッカー内に入れたまま施錠し、開錠出来ない学生が増えていますので、鍵の管理は各自徹底してください。

□学生証

学生証は、本学の学生であることを証明するものです。従って常に携帯し、紛失・破損・汚損などのないよう大切に取り扱いなければなりません。また、他人に貸与したり譲渡することはできません。なお、次の場合には学生証を提示しなければなりません。詳細は規定 P.103 を参照してください。

- 本学教職員の請求があった場合
- 試験を受ける場合
- 各種証明書等の発行を受ける場合
- 通学定期乗車券又は学生割引乗車券を購入の際及びそれを利用して乗車船し、係員の請求があった場合

●学生証記載事項の変更

氏名に変更のあった場合は、直ちに歯学部事務室に届け出てください。

●学生証の再発行

学生証を紛失（盗難）・破損・汚損・有効期限切れの場合は、直ちに歯学部事務室で再発行の手続きをとってください。紛失（盗難）による再発行の場合は、歯学部事務室前の証明書自動発行機で学生証再発行申請書（発行料 1,500 円）を取得し、歯学部事務室窓口に提出してください。学生証は、翌日の午後発行です。なお、紛失・盗難の場合は、他人に悪用されるおそれがありますので必ず最寄りの警察に届け出てください。その後、学生証が発見されたときは、旧学生証は返還してください。

●学生証を忘れた場合（試験受験時）

試験日に学生証を忘れた場合は、歯学部事務室前の証明書自動発行機で仮受験票（発行料 1,000 円）を発行し、受験してください。仮受験票は、発行当日限り有効です。

●学生証の返還

卒業、退学又はその他の事由により大学の学籍を離れたとき、学生証を直ちに学長に返還しなければなりません。

□歯学部番号について

歯学部では、学籍番号とは別に、「歯学部番号」を使用しています。歯学部番号は、毎年度始めに、当該学年の全学生に 50 音順に付与されるため、毎年変わります。

□遺失物・拾得物取扱い

大学構内の遺失物・拾得物については歯学部事務室で扱っています。落とし物や忘れ物をしたときや拾得物があったときは、速やかに窓口に届け出てください（拾得物については、保管期間を 1 週間とする）。

学生証、キャッシュカード、クレジットカード等を紛失した場合や盗難にあった場合は、学内外を問わず、悪用される恐れがありますので、最寄りの警察署や交番に届け出るとともに、各自の責任において関係機関（銀行、クレジット会社等）に至急連絡し、所定の手続きをとってください。

□貴重品の管理（盗難防止）

大学構内であっても、盗難が多発しています。多額の現金、高価な貴重品は持ってこないでください。各自、持ち物の管理（氏名を必ず書いておく）、特に貴重品は常に身に付けるなど、盗難の防止に心掛けてください。

□電話による問い合わせ

事務室への電話による問い合わせ（学生の電話口への呼び出し、行事予定、施設予約、休講、その他授業及び試験に関すること等）は間違いが生じることがあるため一切応じません。必要な時はホームページ、Web Campus、掲示板で確認するか、または直接歯学部事務室の窓口に問い合わせてください。保護者や友人にもその旨周知徹底してください。

□郵便物の取扱

課外活動公認団体に関する郵便物は、専用のロッカー（学生ホールに設置）に保管しています。また課外活動、学年委員宛の宅急便も受け取りますが、事前に事務室に連絡し、宛名には課外活動名と代表者名を忘れず記入してください（着払いは到着日当日に事務室に現金を持参）。個人宛の郵便物は各自の自宅やアパート等で受け取り、大学宛にしないようにしてください。

□禁煙

楠元キャンパス敷地内体育館東側に 2 ヶ所の臨時喫煙所が設置されています。それ以外の場所は禁煙です。厳守してください。

□通学定期乗車券・学割証

●通学定期乗車券

通学のための定期乗車券は、通学証明書を歯学部事務室前の証明書自動発行機から発行し、学生証とともに各定期券発売窓口にて提示することによって購入できます。通学証明書を発行するにあたり、通学経路の登録をアプリ「愛知学院大学」にておこなってください。通学経路の登録がない場合は通学証明書は発行されません。しかし、名古屋市営地下鉄・市バスの定期券購入の場合は、駅に設置してある指定の申込用紙に所定事項を記入して学生証とともに提示してください。

●学割証

学割を必要とするときは、歯学部事務室前の証明書自動発行機をご利用ください。使用するにあたっては、学割証の裏の使用上の注意を守ってください。

発行は、原則として次の目的をもってのみ認められます。

- 休暇、所用による帰省
- 実験実習などの正課の教育活動
- 学校が認めた特別教育活動、または体育・文化に関する正課外の教育活動
- 就職または進学のための受験等
- 学校が修学上適当と認めた見学または行事への参加
- 傷病の治療とその他修学上支障となる問題の処理
- 保護者の旅行への随行

□車通学・路上駐車の禁止について

楠元キャンパス・末盛キャンパスでは車の通学を禁止し、車での学内への乗り入れ、学内・教職員駐車場への駐車も禁止しています。発見した場合は懲戒処分の対象になります。大学周辺の公道、私道上の駐車は、付近の住民の方の迷惑になります。道路交通法違反になるばかりか、人身事故につながるので絶対にやめてください。

□オートバイ（原動機付自転車を含む。）の駐車について

楠元キャンパスには体育館東側にオートバイ用駐車を設置しています。指定駐車場（P.17 参照）以外には駐車しないでください。放置車両は定期的に撤去します。校内への乗り入れも禁止します。

□自転車駐輪許可申請方法及び駐輪場マップ

■ 自転車通学で駐輪場を利用するにあたっては、以下の項目への誓約が必要です。

1. 申請書は、事実に基づき記入し、事務室に提出すること。
2. 自転車駐輪場利用許可シールは、自身が所有する自転車に貼付し、他人には譲渡しないこと。
3. 自転車駐輪場では指定の区域内に止め、教職員の指示に従うこと。
4. 不必要となった自転車は学内に放置しないこと。（第三者に譲渡する場合は必ず登録変更すること。） 放置自転車は定期的に撤去します。
5. その他、愛知学院大学自転車利用規則に定められた事項を遵守すること。
6. 誓約事項に反した場合はその処遇に従うこと。

■申請にあたっての注意事項

- ・ 防犯登録していない自転車は申請できません。
- ・ 自転車駐輪場利用許可シールの有効期限は、在学期間中とします。
- ・ 申請は初回のみで結構ですが、自転車乗り換え時や防犯登録の内容に変更が生じた場合は、事務室まで申し出てください。
- ・ 申請された自転車が盗難等の被害に遭った場合でも、大学はその責任を負いません。

印が自転車駐輪場

印はオートバイ駐車場

楠元



末盛



□学生への伝達

学生への周知・連絡事項は、直接口頭で連絡すること以外、すべて掲示または歯学部ホームページにより行います。掲示場所は次のとおりです。各自の責任において、登校、下校時には必ず掲示内容を確認する習慣を身に付けてください。

- 掲示場所
- 1 年生から4年生・・・楠元キャンパス基礎棟1階学生ホール南
 - 4 年生から6年生・・・楠元キャンパス基礎棟1階学生ホール南
末盛キャンパス附属病院北館1階第 1 教室前
 - 課外活動・・・・・・・・楠元キャンパス基礎棟1階学生ホール南

※なお、大学ホームページ上のWeb Campusにて連絡事項を配信します。その情報を各自、パソコンや携帯電話、メールで確認することができるので、Web Campusの登録を必ずしてください。Web Campusにはパスワードが必要です。パスワードを忘れた場合は、歯学部事務室で再発行します（学生証持参）。また、MicrosoftのTeamsでも配信します。

□ Microsoft365 の無償提供について

本学の学生は、在学中に限りマイクロソフト（株）が提供する Microsoft365 を本人が所有するパソコン・タブレット・スマートフォンにインストールすることで、Word、Excel、Teams などの Office アプリが利用できます。

◆利用について

【利用対象者】

愛知学院大学に在籍する学生本人（非正規生は除く）

【アカウントの取得及びインストール方法】

情報基盤課 Web サイト「Microsoft365」ページをご参照ください。

◆利用上の注意

- ご利用に関して注意事項、設定方法及び利用制限などを情報基盤課 Web サイトに掲載しておりますので、必ずご覧ください。
- 利用者各自で端末にインストールしてください。
- インターネットで自動的にライセンス認証が行われます。30 日に 1 度は、インターネットに接続してください。

情報基盤課 Web サイト <https://www.dpc.agu.ac.jp>



サポートデスク

楠元キャンパスでは 2 号館 1 階ソフトウェア管理室にて、Office365 の利用や接続・更新方法などについて相談いただけます。

◆学籍について

□氏名及び住所変更

姓名に変更があった時は、所定の改名（姓）届（戸籍抄本を添付）を歯学部事務室へ提出してください。また、本人住所、保証人住所、本籍等が変更になった場合は、所定の用紙に記入して歯学部事務室に提出してください。

□旧姓使用について

歯学部生は、新姓に変わった後でも旧姓を使用することができます。

旧姓使用を希望する場合は、戸籍上の氏名と旧姓の同一性の確認ができる書類（戸籍抄本等）を添えて、「旧姓使用申出書」（歯学部事務室にあります）に必要事項を記入の上、提出してください。

詳しくは、「規程」P.112 参照の上、歯学部事務室にお問い合わせください。

□休学

- 病気その他の理由で3ヵ月以上修学することができない者は休学することができます。
- 休学期間は当該年度とし、同一年次において連続休学は認めません。ただし特別の理由がある場合に限りさらに一年以内の延長を許可することがあります。
ただし、海外留学は二年連続休学を認めます。その際、必ず留学先学校の在学証明を添付し申請しなければなりません。
- 歯学部は「学年制」です。したがって半期の休学でも 1 年間の休学となります。
- 休学しようとする者は、学年主任に相談の上、「休学願」と「理由書」を歯学部事務室に提出してください。病気による場合は、医師の診断書が必要です。
- 休学中の学納金
春学期から休学する場合…春学期授業料納付期間（4月末日）
秋学期から休学する場合…秋学期授業料納付期間（10月末日）

各学期授業料納付期間迄に願い出た時は休学期間中の学納金を免除します。ただし在籍料（半期 50,000 円）を納入しなければなりません。在籍料は、楠元キャンパス設置の証明書自動発行機の申請書メニューから「在籍料」の証紙を発行してください。

納付期間内においても、学納金納付後の休学は許可されますが学納金の返還はしません。

- 休学期間は、在学年数に算入しません。ただし、通算して6年（編入学者は5年）を越えることはできません。

□復学

- 休学の事由が止んだ時は、速やかに復学を申し出てその許可を得て原年次の課程を修めてください。
- 「復学願」は当該年度、年度末に保証人あてに送付しますので、必要事項記入の上、歯学部事務室に提出してください。なお、病気による休学者は医師の診断書を添付してください。
- 復学した者は、入学年度に定められた当該年度の学納金を徴収します。

□退学

- 家庭の事情や病気などにより修学が不可能な時は、学年主任に相談の上、「退学願」と「理由書」に「学生証」を添えて歯学部事務室に提出してください。
- 学生の本分に反する行為がある時は退学を命じられることがあります。
- 学年途中で退学の場合はその期の学納金を納入しなければなりません。

□再入学

- 退学または除籍から起算して2年以内に再入学を願い出た時は、選考のうえ入学を許可することがあります。
- 詳細は日進キャンパス入試センターまでお問い合わせください。

□除籍

次のいずれかに該当する者は除籍（退学勧告）とします。

- 12年以上在学しても卒業できない者
- 学納金の納付を怠り、督促を受けてもなおこれを納付しない者
- 平成31年度以前入学者は同一学年の在学期間が3年を上回る場合の者
- 令和2年度以降入学者は同一学年の在学期間が2年を上回る場合の者

□進級不可及び卒業不可

- 進級不可者及び卒業不可者は、入学年度に定められた当該年度の学納金を徴収します。

□転部転科

- 本学の学生が所属学部・学科以外の他の学部・学科へ移ることを転部転科といい、一定の条件を満たした者が出願できます。転部転科を希望する者は学年主任に相談の上、歯学部事務室にお知らせください。なお、諸手続きは、日進キャンパス教務課で取り扱っています。

◆学内外での事故等

学内外で事故等が発生してけがなどをした場合は、保健室及び歯学部事務室に連絡してください。保健室では、学内の事故の応急処置と適切な病院への紹介等を行います。

また、本学学生は、全員「愛知学院大学災害共済会」に加入し、学生の安全対策に十分な配慮をしています。なお、「学生教育研究災害傷害保険」にも加入していますので、病気、事故等が発生しましたら歯学部事務室にお問い合わせください。

災害共済会及び学生教育研究災害傷害保険の保険金請求や医療費補助の手続きは、次のように行ってください。

□災害共済会の提出書類（病気、不慮の事故及び課外活動中の通院に適用）

種 別\必要書類番号	①	②	③	④	⑤	⑥
学校施設内外を問わず、課外活動（クラブ活動）中の事故を直接の原因として通院治療した場合（治療日数が4日～13日以内の場合が対象となる）	○		○		○	○
不慮の事故による入院（3日以上、120日限度）	○	○				○
病気による入院（7日以上、90日限度）	○	○				○
交通事故による入院（3日以上）	○	○		○		○

詳細については、「規程」P.104 参照の上、歯学部事務室窓口にお問い合わせください。

- ①災害発生届…災害事由発生時から 60 日以内に届け出ること。
- ②入院証明書…退院時に病院で記入してもらう。
- ③通院証明書…通院終了時に病院で記入してもらう。
- ④事故証明書…自動車安全運転センターより取り寄せること。
- ⑤事故報告書…教員（正課中は学年主任、課外活動中は顧問、部長）に署名・捺印してもらう。
事由発生時から1週間以内に歯学部事務室に提出すること。
- ⑥銀行口座振込届…本人又は保証人の口座とする（確認のため通帳裏面のコピーを添付する）。

□学生教育研究災害傷害保険の提出書類（正課中及び課外活動中に適用）

下表に該当する傷害・事故が発生しましたら、速やかに歯学部事務室窓口まで報告してください。

死 亡 保 険 金：事故の日から 180 日以内に死亡したとき、お支払いします。

後遺障害保険金：事故の日から 180 日以内に後遺障害が生じたとき、お支払いします。

医 療 保 険 金：傷害を被り、平常の生活に支障が生じ、かつ医師の治療を受けた場合は、平常の生活を営むことができる程度に治った日まで、治療日数に応じてお支払いします。

入 院 加 算 金：医師の指示に基づき、病院または診療所に入院する場合は、医療保険金とは別に、180 日を限度として 1 日につき 4,000 円を、入院加算金としてお支払いします。

保険金の請求は医師の診断のみ受付となりますが、脱臼、骨折、打撲、捻挫に限り、接骨医、柔道整復士の診断でも請求できます。

活動内容	死亡保険金	後遺障害保険金	医療（通院等）の対象 日数	入院加算金
正課中、学校行事中	2,000 万円	最高 3,000 万円	治療日数 1 日以上	1 日につき 4,000 円 (180 日程度)
学内外での課外活動中大 学施設にいる間	1,000 万円	最高 1,500 万円	治療日数 14 日以上	

□任意加入保険

歯学部共済会は平成 27 年度から平成 30 年度入学生（学籍番号 15D ～ 18D）で停止していました。

停止期間に伴い、学研災付帯学生生活総合保険の任意保険内容が次のとおり入学年度により異なります。

●平成 26 年度以前、平成 31 年度以降入学生（学籍番号 14D 以前と 19D 以降）対象

大学で加入している学生教育研究災害傷害保険では補償されない学内外における怪我や病気の治療費用実費（健康保険等の自己負担分）の補償、加害事故時の賠償責任保険、示談交渉サービスが付帯されています。加えて、地震等による怪我の特約もあります。特に歯学部学生向けには針刺し事故による感染事故に対応する補償として、感染予防費用担保特約が付帯されています。

●平成 27 年度から平成 30 年度歯学部共済会停止期間入学生（学籍番号 15D ～ 18D）対象

前述の平成 26 年度以前、平成 31 年度以降入学生の補償・特約の他に、育英・学資費用保険が補償されており、扶養者が事故・病気によってお亡くなりになったときに実際にかかる授業料などの学資費用を補償します。

詳しくは、入学式（新入生）、ご自宅（任意保険に加入していない在学生）に届くパンフレットでご確認ください。

お問い合わせ先（取扱代理店）

JIC センtral株式会社（電話 0120-049-300）

◆愛知学院大学歯学部共済会

本会は、会員および学生の共済並びに福祉増進を図ることを目的としています。詳細については、「規程」P.103 参照の上、歯学部事務室窓口へ来てください。

平成 27 年度から新規会員の入会停止（平成 27 年度編入学者は除く。）

平成 31 年度入学生から新規会員の入会再開

◆その他

□遠隔地被保険者証（健康保険証）

診療を受けるためには、扶養者（保護者）の保険証が必要となります。特に、アパートや下宿生活等で扶養者と離れて就学する学生は、自分だけを分離証明してもらう遠隔地被保険者証と呼ばれる一般社会保険証を取り寄せておく必要があります。遠隔地被保険者証は、扶養者の加入している健康保険の種類により、その交付機関（保険事業所、市区町村役

場等) に在学証明書を添付して申請すれば交付されます。詳細については、扶養者の加入している保険事業所に確認してください。

□国民年金への加入

大学に在籍している 20 歳以上の学生は、全て国民年金の被保険者としての適用を受け（第1号被保険者）、加入することになっています。被保険者としての資格を取得してから、14 日以内に住民票を登録している市区町村長に届け出て加入手続きをしてください。

なお、国民年金保険料学生納付特例申請の代行事務を歯学部事務室で行っております。申請希望者は Web Campus で確認の上、歯学部事務室窓口に問い合わせください。

□学外での留意事項

街頭や駅周辺、アパート・下宿先などにおいて、悪質な物品販売や強引な入会勧誘等のトラブルが多発しています。甘い言葉や巧妙な手口で狙っています。安易に加入・契約等をしたり、アンケートなどに氏名や住所・電話番号を記入しないよう注意してください。何かおかしいと感じたら、直ちに保護者や歯学部事務室に相談してください。悪徳商法には、キャッチセールス商法、アポイントメント商法、マルチ（まがい）商法、デート商法、資格取得（土）商法、フランチャイズまがい商法、無料体験商法、自己啓発（性格改造）商法、結婚紹介商法などがあります。

また、クーリング・オフ制度と呼ばれ、契約日を含めて8日以内に書面（内容証明郵便又は簡易書留ハガキ）により、申し込みの撤回や契約を無条件解約できる制度がありますが、全額を支払った場合や商品を使用した場合など適用されない場合があります。

悪徳商法等のトラブルが生じた場合は、直ちに歯学部事務室・各地区の消費者センターに相談してください。（名古屋市消費生活センター ☎ 052-222-9671（月～金）052-222-9690（土・日）市内在住の方）

◆願書・届書・証明書等

願書・届書・証明書の交付等には、さまざまな手続きが必要になります。不明な点や詳細については、歯学部事務室に尋ねてください。

□願書一覧

事 項	備 考
休学願	保証人連署及び捺印が必要です（休学理由書の提出も必要）。
復学願	保証人連署及び捺印が必要です。
退学願	保証人連署及び捺印が必要です（退学理由書の提出及び学生証の返還も必要）。
転部・転科願	保証人連署及び捺印が必要です。選考料は 35,000 円、提出先は日進キャンパス教務課
追試験願	1科目 2,000 円
再試験願	1科目 2,000 円 総合歯学 6,000 円 卒業試験 8,000 円とする。
奨学生願書	日本学生支援機構等
課外活動に関する願・届	顧問、部長及び学生責任者の署名と捺印が必要です。
グラウンド・体育館使用願	責任者の署名及び捺印が必要です。
物品借用願	責任者の署名及び捺印が必要です。

□届書一覧

事 項	備 考
欠席届	保証人連署（下宿主除く）及び捺印が必要です。
住所変更届	捺印が必要です。
保証人変更届	保証人連署及び捺印が必要です（在学誓書の提出も必要）。
改名・改姓届	保証人連署及び捺印が必要です（戸籍抄本添付）。
盗難被害報告書	詳細に記入して、歯学部事務室に提出してください。

□証明書等発行料金一覧

	事 項	発行料	備 考
自動発行機交付	成績証明書	200 円	
	卒業見込証明書（6 年生）	200 円	
	在学証明書	200 円	
	健康診断証明書	200 円	大学で定期健康診断を受けた学生のみ発行
	通学証明書	無料	通学経路の登録をアプリ「愛知学院大学」で行う
	学割証	無料	
	仮受験票（試験日のみ有効）	1,000 円	
	自動車通学登録申請書	2,200 円	課外活動等のため自宅から日進キャンパスに通学する場合に限る
	学生証再発行（紛失者）	1,500 円	証紙発行後、翌日交付
	在籍料（休学者）	50,000 円	授業料納付期間迄に願い出た場合 春学期 4 月末日迄 秋学期 10 月末日迄
	共用試験受験料（学籍番号 15D～19D の 4 年次対象）	25,000 円	証紙発行又は振込
	共用試験受験料（学籍番号 16D～19D の 5 年次対象）	30,000 円	証紙発行又は振込
窓口受付後交付	共用試験再試験（CBT）受験料（4 年生）	25,000 円	証紙発行
	卒業証明書	200 円	申込の翌日 12 時以降に交付
	在籍証明書（休学者、中途退学者）	200 円	//
	Student Dentist カード再発行	1,500 円	//
	学生証再発行（汚損、磁気不良、有効期限切れ）	無料	//
	英文成績証明書	1,000 円	後日交付（約 7 日後）
	英文卒業証明書	500 円	//
	英文卒業見込証明書	500 円	//
	英文在学証明書	500 円	//

証明書自動発行機稼動時間:月曜日～金曜日 8:30～17:15 なお夏期、年末・年始、年度末・年度初めに使用不可日があり、掲示板等でお知らせします。

●窓口受付後交付の各種証明書については、所定の発行願に記入のうえ、証明書自動発行機にて購入した証紙を添えて、楠元キャンパス歯学部事務室に申し込んでください。

注意事項

- 在学生の電話による申し込み、郵送はしません。
- 証明書を受け取る場合は、学生証を提示してください。
- 証明書の交付日は、土日曜、祝日及び本学の定める休業日を除きます。

◆奨学制度

□奨学金制度

本学で取り扱う奨学金の大半は、日本学生支援機構が占めています。その他地方公共団体が独自に行っているもの、曹洞宗の僧籍を有する者を対象とする曹洞宗育英会などがあります。いずれの奨学金制度も人物・学力ともに優れ、かつ健康であって経済的理由により修学困難なものを対象としています。

●愛知学院大学応急奨学金

過去1年以内に家計急変により修業が困難になった場合に給付します。

募集時期：随時 在学中、1 回限り 50 万円給付

詳細は規定 P.109 を参照してください。

●愛知学院大学開学 50 周年記念奨学金

募集時期：4～7 月末日 30 万円給付（当該年度秋学期学納金納付時に学納金から差し引いて振り替え支給とする。）

詳細は規定 P.111 を参照してください。

●日本学生支援機構奨学金

○出願

奨学生志願者は奨学生願書を歯学部事務室で受けとり、所定の事項を記入の上、必要書類を添付して歯学部事務室に提出した後、インターネットで申し込みを行います。その後、人物・健康・学力・家計について総合的に審査し、大学で選考の上、日本学生支援機構に推薦し決定されます。

○奨学金の種類

第一種奨学金（無利子貸与）・第二種奨学金（有利子貸与・増額可能）

○ホームページアドレス

<http://www.jasso.go.jp/>

●曹洞宗育英会

曹洞宗の僧籍を有する者で、学力・人物ともに優秀で、かつ経済的理由により修学が困難な学生に奨学金を貸与します。

募集時期：1次 5月 2次 9月 月額3万円給付

●同窓会奨学金

出願の資格は本学歯学部学生で学業人物ともに優秀で、かつ健康であって、学資の支弁が困難な者にあたえられます。この奨学金は返済の義務はありません。

○給付金額 35万円（令和4年度）

ただし、該当年度の出願者の人数等により、1人あたりの奨学金額が変わります（令和4年度は3名給付）。

●都道府県・市町村・諸団体奨学金制度

地方自治体・各種団体等が行っている奨学金制度（給付・貸与）があります。大学を通じての募集は数が少なく、募集期間も一定していません。大学では各団体から募集があり次第、随時掲示しますので、希望者は歯学部事務室に願い出てください。また地方自治体（都道府県、市町村）の奨学金は直接各地方自治体に問い合わせてください。

□特待生制度

各学年ごとに学内奨学生が、成績によって選抜されます。これは一か年ごとに決定されますが、奨学金の返済義務はありません。特待生の発表は毎年6月上旬です。その人数は各学年2名です。

注意事項

奨学金に関する事項（募集・説明会・出願書類の配布・受付・採用・交付・返還等）は、掲示しますので、各自見落としのないように注意してください。

奨学金についての詳細・質問等は、歯学部事務室に問い合わせてください。

◆課外活動

大学は学問の府であると同時に人間形成の場でもあります。特に、課外活動は正課授業では十分に果たすことのできない自主性・指導性・社会性・協調性等を養うなどの教育的意義を持っています。

□大学祭（楠元祭）

大学祭は、楠元キャンパスにある歯学部・薬学部・短期大学部・歯科技工専門学校合同で行い「楠元祭」と呼ばれています。学生により実行委員会が組織され、自主的に運営されています。お祭りであることはもちろんですが、正課授業や課外授業の研究や成果の発表の場として、また、有志の発表の場として、大いに活用してください。

□全日本歯科学生総合体育大会

全日本歯科学生総合体育大会（歯学体）は、歯科学生間におけるスポーツの奨励・発展及び相互の交流・親睦を図り、スポーツを通じて人間形成に寄与することを目的として、昭和43年「全日本歯科学生体育連盟」が結成され、その目的を達成するために、毎年冬期（3部門）・夏期（23部門）の二期に分かれて開催されています。本学歯学部では、例年24部門に約500名程参加しています。

今年度第55回の大会は、

・冬期部門：令和4年12月27日（火）～令和5年3月26日（日）

・夏期部門：令和5年7月31日（月）～令和5年8月10日（木）

□クラブ・同好会

本学歯学部には運動部・文化部あわせて 41 の公認のクラブ・同好会があり、各分野において活発に活動を行っています。

運動部

準硬式野球部	スキー部	剣道部	アーチェリー部	弓道部
硬式野球部	空手道部	バスケットボール部	女子バスケットボール部	バレーボール部
卓球部	硬式庭球部	ソフトテニス部	少林寺拳法部（休部中）	陸上競技部
柔道部	日本拳法部	サッカー部	ゴルフ部	ボウリング部
ヨット部	ラグビー部	ワンダーフォーゲル部（休部中）	ペイントボール部	バドミントン部
水泳部	フットサル部	ダーツ同好会	自転車部	自動車部

文化部

レイフラワーズ	陶芸研究会	公衆歯科衛生研究会	JAZZ レインボー（休部中）	写真部
美術研究会	軽音楽部	情報研究会	管弦楽団	映画研究部
音楽研究会				

・クラブの学生役員は Web Campus の登録を必ずすること。

Ⅱ 卒業後の進路

◆本学歯学部における研究・研修

□臨床研修歯科医

- 臨床研修歯科医の制度は、歯科医学・歯科医療の進歩向上等に対応できる資質の高い歯科医師を養成することを目的とするものです。
- 臨床研修歯科医として認められる者は、国家試験に合格後に歯科医師として登録された者です。
- 平成 18 年から歯科医師の臨床研修が義務化されました。

□大学院歯学研究科

- 大学院歯学研究科は歯学の理論および応用を教授し、独創的研究によってその深奥を究め、文化の創造発展と、人類の福祉に貢献するとともに、専攻分野に関する研究を指導する能力を養うことを目的として昭和 43 年 4 月から設置されています。
- 年限は 4 年間
- 所定の単位を修得後、論文を提出し審査に合格すると、博士（歯学）の学位が授与されます。

□専攻生

- 専攻生の履修期間は 1 年以上であって、基礎・臨床の各専攻科目のいずれか 1 つについて研修します。
- 専攻生を希望する者は、所定の願書を提出してください。選考の上、入学を許可します。
- 研究歴に加算され、所定の研究期間を経ると、博士論文の提出資格が与えられます。
詳細は規定 P.106 を参照してください。

□研究生

- 卒業後、勤務の傍らさらに研究をしようとする者に、研究生という制度があります。
- 研究生は基礎及び臨床の各専攻科目について研究します。
- 研究生を希望する者は、所定の願書を提出してください。選考の上、入学を許可します。
- 研究歴に加算され、所定の研究期間を経ると、博士論文の提出資格が与えられます。
詳細は規定 P.106 を参照してください。

◆本学の教職員としての採用

各講座および附属病院において定員の空席がある時、助教または医員として採用します。希望者は希望講座の主任教授にご相談ください。

しかし、現在ほとんど定員は満たされており、助教または医員に採用されることは難しい状況にあります。

◆他大学における研究・研修

他大学（歯学部または医学部）及び病院においても、大学院、臨床研修歯科医、専攻生、研究生などとして、研究・研修に従事できます。詳細については当該大学または歯学部事務室に問い合わせてください。

◆その他

臨床研修修了後、一般病院、個人の開業医に就職を希望する人は、歯学部事務室にある求人申込書ファイルにより、各自希望する職場を選択して、求人先に申し出てください。

Ⅲ 健康

◆定期健康診断

毎年3～5月に全学の健康診断が実施されます。皆さんの健康管理等について助言・指導を行い健康増進を図ることや、病気の早期発見が目的です。この健診によって、本人の気づかなかった病気が発見される場合があります。

万一受けなかった場合は、速やかに一般の医療機関を各自の負担において受診し、結果を保健室に提出してください。受診しなかった場合は歯学部事務室における事務取り扱いを一切行わないばかりでなく、春学期・秋学期の定期試験を受験することができなくなる場合もありますので注意してください。なお、健診結果は5月下旬から6月にかけて、保健室から返却しています。速やかに受け取り、結果を確認してください。健診で異常がみられた場合は、再検査をうけて頂く場合があります。定期健診の結果を基に、健康診断証明書の発行ができます。

歯学部入学直後の健康診断では、ウイルス感染症の予防と健康管理を目的として、HBs抗原・抗体、HCV抗体、麻しん、風しん、水痘及びムンプスの抗体の検査を義務付けています。更に、抗体が標準値に満たない学生については、学内で日時を定めてB型肝炎ワクチン、風しんワクチン、麻しんワクチン、MRワクチン（麻しん風しん混合ワクチン）、水痘ワクチン及びムンプスワクチンの接種を任意で勧めています。

また、全学年対象にインフルエンザワクチン接種を勧めています。インフルエンザワクチンは医療機関が大学に来校（11月頃を予定）し、接種します。料金は自己負担（証紙を発行）となります。

◆保健室の利用

保健室では、学生の健康相談および保健指導を行っています。学内でけがをしたり、体調が悪くなった場合、または環境の変化等で心身の不調を感じたときは気軽に保健室を利用してください。

保健室利用時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時30分

◆心理カウンセラーの利用

カウンセラーによる学生相談を月曜日～金曜日の14時～18時に行っています（水曜日のみ13時～17時になります）。相談を希望する場合は、保健室で予約をしてください。秘密は厳守致しますので、どのような相談でもお気軽にご利用ください。

Ⅳ 附属施設の利用

◆歯学・薬学図書館情報センター

本学には楠元キャンパスの「歯学・薬学図書館情報センター（以下楠元図書館と記載）」、末盛キャンパスの「歯学・薬学図書館情報センター分室（以下末盛分室と記載）」のほかに、日進キャンパスの「図書館情報センター」、名城公園キャンパスの「図書館情報センター名城公園キャンパス図書館 Cubic lib」があります。楠元図書館、末盛分室は歯学部・薬学部・短期大学部および技工専門学校（※）の学生、教職員をおもな利用対象として資料を収集しています。

ここでは主に楠元図書館、末盛分室について説明します。他キャンパスの図書館利用については、各キャンパスの図書館ホームページをご覧ください。

【注】末盛分室は、2023 年秋の末盛キャンパスの歯学部新校舎完成に伴い「月見坂ライブラリー」となる予定です。

□開館曜日・時間

月曜日～金曜日	9：00～20：00
土曜日	9：00～12：00

※楠元キャンパス内学部の定期試験期間前・試験期間中の土曜日、日曜日、祝日は楠元図書館のみ 9：00～17：30 まで開館します。学生休暇中などの学内スケジュールに伴って、開館時間の変更や臨時休館となる場合があります。開館日程などの詳細についてはホームページ・入口掲示などでご確認ください。なお、愛知県西部に暴風警報等が発表された場合などは、掲示の「緊急時取扱」にもとづき対応します。

□利用案内

●楠元図書館

- ・1 階 学習用閲覧室と呼んでいます。教科書・指定図書・国家試験問題集を始め、哲学・歴史・社会科学・産業・芸術・言語・文学関係図書、ブラウジングコーナーがあります。
- ・2 階 研究用閲覧室と呼んでいます。歯学・薬学・衛生学関係の資料、各種参考書などを始め、AV ブース、事務室などがあります。レファレンスを始め各種問い合わせは、こちらのカウンターにお申し出ください。
- ・書庫 和洋書、雑誌バックナンバーなどは書庫に排架している場合があります。

●末盛分室

末盛キャンパスの歯学部附属病院北館 6 階にあり、臨床系専門図書が排架されています。

●入館方法

学生証を入館ゲートにかざして入館してください。館内では館員の指示に従ってください。

●蔵書検索

蔵書の大部分は閲覧室、書庫に排架されており直接手に取ることができます。蔵書は館内の検索端末（OPAC…オンライン目録）もしくはインターネットに接続されたパソコンなどからも検索できます。

図書は「日本十進分類法（NDC）」新訂 10 版にもとづき排架されています。歯科学の分類番号は「497」です。

●館外帯出

学生証と帯出希望図書をカウンターまで持参ください。
なお、館外へ帯出した図書の返却期限は必ず守ってください。

●帯出冊数・期間

学生 5 冊以内 30 日間（開架・閉架図書）
製本雑誌 7 日間（未製本雑誌、禁帯出資料は貸出不可）

●返却

帯出した図書は期間内にカウンターまで返却してください。返却期日を厳守のこと。
なお、返却期限を延滞した場合は帯出停止となりますので注意してください。
返却請求は、ハガキ・電話で行います。学年担任などを通じて連絡する場合がありますのでご了承ください。

●ブックポスト

閉館後の返却については、楠元図書館は図書館棟 2 階基礎教育研究棟側階段ロビー・末盛分室は出入口に備え付けのブックポストを利用してください。

●継続貸出

予約がない場合は、1 回に限り継続して利用することができます。
返却期限内に、カウンターに貸し出しを受けた資料を持参し、継続手続きをしてください。

●貸出図書の予約

貸出中の図書等の予約ができます。カウンターまたは Web 上から予約してください。

●指定図書について

指定図書は、講義等に直接関連して学生が必読すべきものとして、教員が予め指定した図書で複数備えています。これらの図書は1階学習用閲覧室に排架されています。1冊は貸出禁止にして、館内での利用に便宜を図っています。

●学内相互利用

他キャンパス（日進・MKC）、愛知高校図書館の資料（雑誌は除く）を取り寄せて利用することができます。図書館内カウンターにてお尋ねください。

《利用にあたっての注意》

- ・図書などの資料、施設は大切に扱ってください。
 - ・館内での飲食、喫煙は禁止しています。
 - ・携帯電話の利用は、他の利用者の迷惑になりますのでご遠慮ください。
 - ・その他、他の人の迷惑になる行為はしないでください。
 - ・館内においては、館員の指示に従ってください。
- ※情報検索などの利用ガイダンスが必要な方は、カウンターに申し出てください。
- ※歯学・薬学図書館情報センターは、本学の「建学の精神」に基づき、教育研究を支える基盤的施設として活動しています。
- ※歯学・薬学図書館情報センターのホームページ：<https://www.slib.agu.ac.jp/>
（ホームページを通じて、電子ジャーナルの利用もできます。）

◆教室・セミナー室

教室・セミナー室は、授業で使用する以外に、課外活動等でも使用することができます。使用する場合は、Web Campus 施設予約を利用し申請を行ってください。

◆夢科セミナーハウス

夢科セミナーハウスは、学生厚生施設として八ヶ岳中信高原国定公園の白樺高原にあり、セミナーや課外活動に、学生のグループ旅行にと利用されています。

申し込みについては歯学部事務室までお問い合わせください。

詳細は規定 P.107 を参照してください。

◆歯学部附属病院の利用

本病院は、歯学部における臨床教育・研究の機関として、学生及び医員の教育並びに研究の場を提供し、その発展向上をはかるとともに、一般社会に対する診療機関としての使命をもって運営されています。

これらの趣旨をよく理解して利用してください。

- ☐ 診療日 月～土
- ☐ 休診日 原則、第二土曜日。（令和5年度は令和6年1月を除く）、8月14日（月）～8月15日（火）、7月・8月の土曜日、日曜日、国民の祝日、12月28日（木）～1月6日（土）
- ☐ 診療科 歯科・矯正歯科・小児歯科・歯科口腔外科・内科・外科・耳鼻咽喉科・小児科・麻酔科
- ☐ 受付時間 【平 日】8時30分～11時（初診）
8時30分～11時30分・13時～16時30分（再診）
【土曜日】8時30分～11時（再診のみ）
- ☐ 診療時間 【平 日】9時～12時・13時～17時
【土曜日】9時～11時30分

※再診患者は予約制です。

☐ 診療料金

本学学生が本病院において診療を受けた場合には、規定 P.109 の「在職者等診療料金減免内規」により、診療費が減免される制度があります。

減免を受けるには、初診及び新学年初回の受付時に必ず学生証の提示してください。また、受診後には受診月（支払月）毎に1枚「診療費補助金給付申請書」の提出が必要となります。受診月を含め、3ヶ月以内に申請書を提出してください。4ヶ月以上経過した場合は返還されません。

校内で受傷（授業中・課外活動中）し、日本スポーツ振興センター災害共済会給付金の対象となる場合、減免制度は利用できません。

なお、「診療費補助金給付申請書」は、歯学部事務室及び病院事務室にて配布しており、提出先も同様です。

◆学外施設の利用

徳川美術館 「大学メンバーシップ」

徳川美術館と本学との提携により、観覧料が通常 700 円のところ「無料」にて在学中何度でも徳川美術館に入館することができます。利用する際には「学生証」を提示してください。

徳川美術館は昭和 10 年（1935）に侯爵徳川義親の寄贈にもとづき設立され、尾張徳川家に伝えられた数々の重宝、いわゆる「大名道具」一万数千件を収蔵・公開している美術館です。収蔵品には、「源氏物語絵巻」など国宝 9 件、重要文化財 59 件などがあります。

尾張徳川家の旧蔵書を中心に和漢の優れた古典籍を所蔵する「蓬左文庫」にも入館することができます。

開館時間	開館時間、休館日については、ホームページを確認してください。
休館日	
住所	名古屋市東区徳川町 1017
電話	052-935-6262
ホームページ	https://www.tokugawa-art-museum.jp/

本学は名古屋市博物館の大学パートナーシップ事業に参加しています。この参加に伴い、観覧料が通常 200 円のところ「無料」にて在学中何度でも名古屋市博物館を観覧することができます。利用する際には「学生証」を提示してください。

※なお、民間企業等と博物館で行われる共催展については、「学生証」を提示することにより、各共催展の定める特別料金で観覧することができます。

開館時間	開館時間、休館日については、ホームページを確認してください。
休館日	
住所	名古屋市瑞穂区瑞穂通 1 - 27 - 1
電話	052-853-2655
ホームページ	http://www.museum.city.nagoya.jp/

本学は愛知県陶磁美術館の大学等パートナーシップ事業に参加しています。

この参加に伴い、観覧料が通常 300 円のところ「無料」にて在学中何度でも愛知県陶磁美術館を観覧することができます。利用する際には「学生証」を提示してください。

開館時間	開館時間、休館日については、ホームページを確認してください。
休館日	
住所	瀬戸市南山口町 234 番地
電話	0561-84-7474
ホームページ	https://www.pref.aichi.jp/touji/

V 学納金の納入

◆納入方法

学納金は、毎年春学期は 4 月末日まで（4 月 1 日に保証人宛発送予定）、秋学期は 10 月末日まで（10 月 1 日に保証人宛発送予定）に納入してください。

金融機関の窓口で 10 万円を超える現金での振り込みを行う場合、振り込みを行う者の本人確認書類（運転免許証、健康保険証、パスポート等）の提示が必要です。

◆滞納

所定の期日までに納入できず、学納金未納者に対する督促を受けて、なお納入しない時は「学則」により、除籍になりますので注意してください。

Ⅵ 台風およびその他の緊急事態の発生の場合

規定「緊急時の授業等取扱いに関する内規〔(歯学部及び歯学研究科) (楠元・末盛キャンパス)〕」 P.102 参照

◆台風に伴う授業及び試験の扱い

楠元・末盛キャンパス適用

台風による交通機関の運行中止及び台風等による「暴風警報発令中」(愛知県西部の地域いずれか一部にでも) の場合、授業及び試験の有無については次の基準によります。

愛知県西部に暴風警報の発令された場合の歯学部の対応

発令の状況	授業	試験
午前7時より前に解除	通常どおり授業を実施	通常どおり試験を実施
午前7時現在発令中	1限、2限の授業を休講	全ての試験を中止し、別の日に延期
午前10時現在発令中	3限以降の授業を休講	

愛知県西部以外の地域に暴風警報が発令された場合の当該地域に現住所がある学生の対応

発令の状況	授業	試験
午前7時より前に解除	通常どおり授業を受講	通常どおり受験
午前7時現在発令中	1限、2限の授業への出席を要しない。	全ての試験の受験を要しない。
午前10時現在発令中	3限以降の授業への出席を要しない。	

愛知県



◆その他の緊急事態の発生の場合

- 不測の事態が発生し、通学困難又は、授業等に支障が生ずると歯学部長が判断した場合、授業及び試験の中止など必要な措置をとることがあります。
- 授業及び試験開始後に事態が発生した場合は、歯学部長の判断により、授業及び試験を中止するなど必要な措置をとることがあります。

Ⅶ その他

◆歯学会について

愛知学院大学歯学会は、歯科医学についての進歩発展をはかることを目的として設立されたものです。歯学部教職員、卒業生および学生を主体として組織され、歯科医学研究の同好者も加えて会員としています。

□愛知学院大学歯学会誌の発行

3月・6月・9月・12月の年4回発行、世界各国および全国約150団体機関と学会誌を交換している。

□Aichi Gakuin Dental Science（英文誌）の発行

□歯学会総会

年1回の総会を6月または7月の学術大会同日に開催しています。

□学術大会

年2回、6月または7月と12月に開催しています。

□地方学術講演会

全国各地で卒業生全員を対象として、年9回開催しています。

□学生のための講演会

各学年の学生を対象とする講演会を開催しています。

□特別講演会

海外から講師を招いて特別講演会を年5回程度行っています。

◆歯学部同窓会について

本会は歯科医学を通じ、会員相互の資質の向上をはかり親睦福祉を増進し、母校の発展に寄与することを目的とする。

□**会員** 1回生～56回生 他大学卒業本学大学院修了者 同窓生総数7,596名（令和4年11月現在）、準会員、名誉会員、特別会員

□**役員** 会長、副会長、専務理事、常務理事、理事、監事、顧問、相談役

□**総会** 毎年5月に定期総会を行っています。

□**事業** 学術活動（ポストグラデュエートコース）、共済事業（緊急派遣医制度）、組織活動（地域連絡協議会、各支部活動）、渉外活動（全国歯科大学同窓・校友会懇話会等、学内外渉外）、国際交流活動（フィリピンボランティア歯科医療）、臨床研修医説明会

学生に対して、クラブ表彰、卒業生説明会、クラス会結成援助金、奨学金制度、学生・保護者との懇談会、講演会、学年委員表彰（6年生）

□**支部** 全国に48支部

6地域連絡協議会（関東甲信越、関西、北陸、中国、四国、九州）

〈HPアドレス <http://www.agu.jp>〉

○歯学会・同窓会の事務室は基礎教育研究棟1階にあります。

I 教育概要

◆授業

□授業時間帯

1 時限	2 時限	3 時限	4 時限	5 時限	6 時限
8:40～10:10	10:25～11:55	12:55～14:25	14:40～16:10	16:40～18:10	18:25～19:55

□休講

- 授業は大学または担当教員のやむをえない理由により休講とすることがあります。
- あらかじめ休講のわかっている授業は、掲示板で指示します。
- 休講掲示がなく、始業時刻から 30 分以上経過しても担当教員が教室に来られない場合は、歯学部事務室に連絡し、指示に従ってください。

◆学年制

歯学部の教育課程では、各学年ごとに開講されている授業科目は、その学年のうちに同時に履修し、すべての科目の試験に合格することが必要です。

これをいわゆる「学年制」とよんでいます。「学年制」では、次年時への進級に当たっては、その学年における総ての授業科目の試験に合格しなければ進級できません。進級できなかった場合には、教育的な配慮から原則その学年の全科目を再度履修しなければなりません。

◆実習

専門教育科目における教育・学習のもう一つの特徴に「実習」があります。その内容については、『シラバス』に詳しく掲載されておりますので、Web Campus より参照してください。実習には、特定の施設設備が必要であり、特殊な機械器具、材料等を使用することが多いため、時間割上の実習時間以外の別の時間に、欠席者等のために、再度同じ実習を繰り返すことは、きわめて困難です。実習については、自習という方法をとることはほとんど不可能です。従って出欠の確認も厳格に行っています。

◆出席・欠席について

専門教育科目の授業は、講義・実習を問わず、全て必修科目であることから、当該学年の時間割表にある全ての授業に出席することが義務付けられています。

ただし、規定 P100 の「愛知学院大学歯学部 公認欠席に関する取扱規程」の第 3 条各号に該当する場合は、所定の手続きを行うことにより公認欠席が認められた場合は、この期間を欠席扱いとせず、補講等を受講することにより出席扱いとなります（詳細は規定 P100 の「愛知学院大学歯学部 公認欠席に関する取扱規程」を参照すること）。

◆受験失格及び不合格者について

教養教育科目の講義に関する授業科目は、全授業実施回数の 3 分の 2 以上出席しなければ、試験の受験資格を失い、実習に関する授業は、全授業実施回数の 4 分の 3 以上出席しなければ、不合格となりますので注意してください。遅刻・早退が認められる場合には、3 回をもって 1 日の欠席扱いとされることがありますが、科目によっては、遅刻・早退が認められず欠席となる場合があります。

専門教育科目の講義に関する授業科目は、全授業実施回数の 4 分の 3 以上出席しなければ、試験の受験資格を失い、実習に関する授業は、原則、全ての授業に出席しなければ、不合格となりますので注意してください。

遅刻・早退が認められる場合には、3 回をもって 1 日の欠席扱いとされることがありますが、科目によっては、遅刻・早退が認められず欠席となる場合があります。

◆感染症（学校保健安全法施行規則に基づく）による出席停止者について

学校保健安全法施行規則第 18 条および第 19 条に基づく第一種、第二種、第三種感染症（感染の疑いも含む）による出席停止期間については、公認欠席に該当するため所定の手続きを取ってください。

公認欠席が認められた期間は欠席扱いとせず、補講等を受講することにより出席扱いとなります。

□対象者

- ①学校保健安全法施行規則第 18 条に基づく第一種、第二種、第三種感染症にかかった者
- ②学校保健安全法施行規則第 18 条に基づく第一種、第二種、第三種感染症にかかっている疑いのある者

●感染症の種類と出席停止期間の基準

分類						
第 1 種	病名	エボラ出血熱	痘そう	クリミア・コンゴ出血熱	南米出血熱	ペスト
		マールブルグ病	ラッサ熱	急性灰白髄炎	ジフテリア	
		特定鳥インフルエンザ (H5N1) (H7N9)			重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルス）	
		中東呼吸器症候群（MERS コロナウイルス）				
	基準	完全に治癒するまで				

※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

分類	病名	基準
第 2 種	インフルエンザ（※）	発症後5日、かつ解熱後2日が経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜炎	主要症状が消失した後、2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	

※特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。

分類	病名	基準
第 3 種	コレラ	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症	医師により出席禁止を指示された場合のみ出席停止、症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと判断すれば出席可

（学校保健安全法施行規則第 19 条出席停止の期間の基準より抜粋）

- ・第 1 種若しくは第 2 種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
- ・第 1 種又は第 2 種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。
- ・第 1 種又は第 2 種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

- ・第2種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。）にかかった者については、基準の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。

□手続

第1種、第2種、第3種感染症の診断を受けて出席停止となった学生は治癒後、欠席届および出席停止期間を記載した診断書を歯学部事務室へ提出する。

なお、感染症の疑いで出席停止となった学生は、欠席届および医療機関を受診した証明書を歯学部事務室へ提出する。

（参考）

愛知学院大学 欠席学生への学習支援の方針

愛知学院大学（以下「本学」という。）では、欠席した学生で希望する者には欠席授業時の配付資料を渡し、課題提出の締切期限等重要事項を伝達して、自学自習による学びを支援する。また、特別な事情により授業を欠席した学生に対しては、希望する者に対して以下のような学習支援を行う。

（特別な事情）

- ①本学学則第10条、第12条、第12条の2に規定している資格課程科目の実習のために、授業を欠席する場合
- ②「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」に基づき、学生が裁判員としての職務を果たす場合
- ③学校保健安全法施行規則第18条に基づく感染症に罹患し、出席停止となった場合
- ④配偶者及び2親等内の親族の忌引きで授業を欠席した場合
- ⑤自然災害等による欠席で、本学が特別に配慮の必要があると認めた場合

（特別な事情で授業を欠席した学生への学習支援）

特別な事情で授業を欠席した学生に対して授業担当教員は、欠席時の授業内容の自学自習ができるように、希望する者に可能な限り以下のような学習支援をする。

- ①授業で配付した資料の提供
- ②授業範囲の確認および授業ポイントの説明、あるいは授業の動画の提供
- ③自習内容の指示
- ④欠席期間中に課題や小テスト等が実施された場合の指示等

Ⅱ 授業科目配当表、科目担当者表

1. 授業科目配当表

部門	分野	授業科目名	学年	1年		2年		3年		4年		5年		6年		必修 単位	選択 単位	卒業要件
				春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋			
教養教育科目	教養基礎科目	宗 教 学Ⅰ				2										2		4単位修得すること。
		宗 教 学Ⅱ				2										2		
		心 理 学Ⅰ				2										2		4単位修得すること。
		心 理 学Ⅱ					2									2		
		哲 学Ⅰ	2														2	6単位以上修得すること。
		哲 学Ⅱ		2													2	
		論 理 学Ⅰ	2														2	
		論 理 学Ⅱ		2													2	
		文 学Ⅰ	2														2	
		文 学Ⅱ		2													2	
		美 術 学Ⅰ	2														2	
		美 術 学Ⅱ		2													2	
		法 学Ⅰ	2														2	
		法 学Ⅱ		2													2	
		政 治 学Ⅰ	2														2	
		政 治 学Ⅱ		2													2	
		経 済 学Ⅰ	2														2	
		経 済 学Ⅱ		2													2	
		社 会 学Ⅰ	2														2	
		社 会 学Ⅱ		2													2	
		教 育 学Ⅰ	2														2	
		教 育 学Ⅱ		2													2	
		地 理 学Ⅰ	2														2	
		地 理 学Ⅱ		2													2	
		歴 史 学Ⅰ	2														2	
		歴 史 学Ⅱ		2													2	
		化 学 の 基 礎	2														2	
		ドイツ語Ⅰ（基礎）	1														1	
	ドイツ語Ⅱ（基礎）		1													1		
	中国語Ⅰ（基礎）	1														1		
	中国語Ⅱ（基礎）		1													1		
	フランス語Ⅰ（基礎）	1														1		
	フランス語Ⅱ（基礎）		1													1		
	歯科基礎科学科目	物 理 学Ⅰ	2													2		6単位修得すること。
		物 理 学Ⅱ	2													2		
		物 理 学Ⅲ		2												2		6単位修得すること。
		化 学Ⅰ	2													2		
		化 学Ⅱ		2												2		
		化 学 実 習	1													1		
		化 学 演 習		1												1		
		生 物 学Ⅰ		2												2		8単位修得すること。
		生 物 学Ⅱ		2												2		
		生 物 学 実 習	2													2		
		生 物 学 の 基 礎	2													2		4単位修得すること。
		情 報 統 計 学Ⅰ	2													2		
		情 報 統 計 学Ⅱ		2												2		
	外国語科目	英 語Ⅰ a	1													1		6単位修得すること。
		英 語Ⅰ b	1													1		
		英 語Ⅱ a		1												1		
		英 語Ⅱ b		1												1		
		英 会 話Ⅰ	1													1		
	健康総合科目	英 会 話Ⅱ		1												1		2単位修得すること。
		ス ポ ー ツ 科 学Ⅰ	1													1		
		ス ポ ー ツ 科 学Ⅱ		1												1		
卒業要件															40	6	46単位	

部門	授業科目名	開講学年	自由 単位
自由選択科目	海 外 事 情Ⅰ・Ⅱ	1～6	各2
	海 外 事 情Ⅲ・Ⅳ	1～6	各1
	サービスマーケティング実習Ⅰ～Ⅳ	1～6	各1
	課題解決型演習Ⅰ～Ⅳ	1～6	各2
	長期インターンシップ	2～6	4
	地 域 連 携 学 A～D	1～6	各2
	自由選択科目の単位は卒業に必要な単位数に算入されない。		

部門	授業科目名	学年		1年		2年		3年		4年		5年		6年		必修 単位	卒業要件
		春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋		
専門 教育 科目	歯学入門セミナーⅠ	1														1	165 単位修得すること
	歯学入門セミナーⅡ	1														1	
	歯学入門セミナーⅢ	1														1	
	歯学入門セミナーⅣ		1													1	
	歯学入門セミナーⅤ		1													1	
	情報の科学	1														1	
	歯の構造		1													1	
	実習：歯の構造		1													1	
	細胞の構造と機能			1	1											2	
	実習：細胞の構造と機能			1	2											3	
	人体の構造			2												2	
	実習：人体の構造			5												5	
	人体の機能			2	1.5											3.5	
	実習：人体の機能			1	0.5											1.5	
	生命の分子の基盤			2	1.5											3.5	
	実習：生命の分子の基盤			1	0.5											1.5	
	歯科基礎科学			1												1	
	生体材料・歯科材料			1	2											3	
	実習：生体材料・歯科材料				2											2	
	社会と歯学Ⅰ			1												1	
	実習：歯冠形成			1												1	
	臨床医学（外科）Ⅰ			1												1	
	病因・病態・診断					2	2									4	
	実習：病因・病態・診断					2	2									4	
	感染と免疫					2	1									3	
	実習：感染と免疫						2									2	
	生体と薬物					2	1									3	
	実習：生体と薬物						2									2	
	社会と歯学Ⅱ					1	1									2	
	硬組織疾患の病態と治療					1	1									2	
	実習：硬組織疾患の病態と治療						2									2	
	医療コミュニケーション学					1										1	
	臨床歯科補綴学						1									1	
	冠・橋義歯補綴					1										1	
	実習：冠・橋義歯補綴					2										2	
	放射線・画像診断学（画像検査）Ⅰ					1										1	
	臨床医学（内科）					1	1									2	
	臨床医学（外科）Ⅱ					1										1	
	口腔・顎顔面領域の疾患Ⅰ-1						1									1	
	口腔・顎顔面領域の疾患Ⅱ-1						1									1	
	顎顔面部の成長発育と不正咬合						1									1	
	小児の歯科治療（Ⅰ）						1									1	
	社会と歯学Ⅲ							1								1	
	実習：社会と歯学								1	2						2	
	歯髓組織の常態と疾患								1	1						2	
	実習：歯髓組織の常態と疾患									2						2	
	歯周組織疾患の病態と治療								1	1						2	
	実習：歯周組織疾患の診断と治療									2						2	
	部分欠損補綴								1							1	
	実習：部分欠損補綴									2						2	
	顎顔面補綴									1						1	
	全部欠損補綴								1							1	
	実習：全部欠損補綴									2						2	
	高齢者・在宅歯科治療								1	1						2	
	インプラント歯科学								1							1	
	実習：インプラント歯科学								1							1	
	口腔・顎顔面領域の疾患Ⅰ-2								1							1	
	口腔・顎顔面領域の疾患Ⅱ-2								1							1	
	実習：口腔・顎顔面領域の疾患									1						1	
	不正咬合の診断と治療								1							1	
	実習：不正咬合の診断と治療								2							2	
	小児の歯科治療（Ⅱ）								1							1	
	実習：小児の歯科治療								1							1	
	障害者の歯科治療									1						1	
	放射線・画像診断学（画像検査）Ⅱ								1							1	
	歯科麻酔									1						1	
	臨床医学（小児科）								1							1	
	臨床予備実習									3						3	
	臨床実習・総合歯学・総合研修										13	13		7	11	44	
	隣接臨床医学													3		3	
	歯科法医学／歯科東洋医学／スポーツ歯学													1		1	
	総合示説（基礎医学示説・臨床医学示説）													2		2	
	実習：歯科臨床解剖学													2		2	
	卒業要件	小計		4	4	17	14	17	20	17	20	13	13	15	11	165	165 単位

2. 科目担当者表

部門	分野	必修等	授業科目名		単位数	担当者名
教 養 教 育 科 目	教 養 基 礎 科 目	○	宗教学	I・II	2・2	山端 信祐
		○	心理学	I・II	2・2	白木 優悟
			哲学	I	2	松野充貴
			哲学	II	2	本年度開講せず
			論理学	I	2	松野充貴
			論理学	II	2	本年度開講せず
			文学	I・II	2・2	佐々木 亜紀子
			美術	I・II	2・2	本年度開講せず
			法学	I・II	2・2	本年度開講せず
			政治学	I・II	2・2	本年度開講せず
			経済学	I・II	2・2	本年度開講せず
			社会学	I	2	今井 隆太
			社会学	II	2	本年度開講せず
			教育学	I・II	2・2	内田 康弘
			地理学	I・II	2・2	柴田 陽一
			歴史学	I・II	2・2	本年度開講せず
			化学の基礎		2	来住 準一
					2	松永 諭
			ドイツ語（基礎）	I・II	1・1	本年度開講せず
			中国語（基礎）	I・II	1・1	本年度開講せず
			フランス語（基礎）	I・II	1・1	本年度開講せず
教 育 科 目	歯 科 基 礎 科 学 科 目	○	物理学	I・II・III	2・2・2	有馬 義康
		○	化学	I	2	松永 諭
		○	化学	II	2	松永 諭
		○	化学実習		1	来住 準一
						松永 諭
		○	化学演習		1	来住 準一
		○	生物学	I	2	池田 健
		○	生物学	II	2	浅原 正和
		○	生物学実習		2	池田 健
						浅原 正和
	外 国 語 科 目	○	情報統計学	I・II	2・2	神垣 あかね
		○	英語	I a・II a	1・1	浅原 正和
		○	英語	I b・II b	1・1	池田 健
		○	英会話	I・II	1・1	佐部利 真吾
						香ノ木 隆臣
健 康 総 合 科 学 科 目	○		スポーツ科学	I・II	1・1	近藤 浩
						鷲嶽 正道
						菅井 大地
						G.D. ガニエ
						R.L. ノテスタイン

必修等の記号…○印＝必修科目

部門	授業科目名	単位数	担 当 者 名	開講学年
自 由 選 択 科 目	海外事情 I・II	各 2		1～6
	海外事情 III・IV	各 1		1～6
	サービスラーニング実習 I～IV	各 1		1～6
	課題解決型演習 I～IV	各 2		1～6
	長期インターンシップ	4		2～6
	地域連携学 A～D	各 2		1～6

部門	授業科目名	必修 単位数	担当者名	開講学期 ※1						備考
				1年	2年	3年	4年	5年	6年	
専 門 教 育 科 目	歯学入門セミナーⅠ	1	濱村和紀（教務主任 基礎） 他	春						
	歯学入門セミナーⅡ	1	本田雅規（学部長） 他	春						
	歯学入門セミナーⅢ	1	本田雅規（学部長） 他	春						
	情報の科学	1	河合達志 他	春						
	歯学入門セミナーⅣ	1	嶋崎義浩（教務主任 臨床） 他	秋						
	歯学入門セミナーⅤ	1	三谷章雄（病院長） 他	秋						
	歯の構造	1	本田雅規 他	秋						
	実習：歯の構造	1	本田雅規 他	秋						
	細胞の構造と機能	2	本田雅規 他		通					
	実習：細胞の構造と機能	3	本田雅規 他		通					
	人体の機能	3.5	平場勝成 他		通					
	実習：人体の機能	1.5	平場勝成 他		通					
	生命の分子基盤	3.5	鈴木崇弘 他		通					
	実習：生命の分子基盤	1.5	鈴木崇弘 他		通					
	生体材料・歯科材料	3	河合達志 他		通					
	人体の構造	2	池田やよい 他		春					
	実習：人体の構造	5	池田やよい 他		春					
	歯科基礎科学	1	河合達志 他		春					
	実習：生体材料・歯科材料	2	河合達志 他		秋					
	社会と歯学Ⅰ	1	嶋崎義浩 他		秋					
	実習：歯冠形成	1	近藤尚知 他		秋					
	臨床医学（外科）Ⅰ	1	野本周嗣 他		秋					
	病因・病態・診断	4	前田初彦 他			通				
	実習：病因・病態・診断	4	前田初彦 他			通				
	感染と免疫	3	長谷川義明 他			通				
	生体と薬物	3	濱村和紀 他			通				
	社会と歯学Ⅱ	2	嶋崎義浩 他			通				
	硬組織疾患の病態と治療	2	辻本暁正 他			通				
	臨床医学（内科）	2	成瀬桂子 他			通				
	医療コミュニケーション学	1	諸富孝彦 他			春				
	冠・橋義歯補綴	1	近藤尚知 他			春				
	実習：冠・橋義歯補綴	2	近藤尚知 他			春				
	放射線・画像診断学（画像検査）Ⅰ	1	有地榮一郎 他			春				
	臨床医学（外科）Ⅱ	1	野本周嗣 他			春				
	実習：感染と免疫	2	長谷川義明 他			秋				
	実習：生体と薬物	2	濱村和紀 他			秋				
	実習：硬組織疾患の病態と治療	2	辻本暁正 他			秋				
	臨床歯科補綴学	1	近藤尚知 他			秋				
	口腔・顎顔面領域の疾患Ⅰ-1	1	顎口腔外科学講座			秋				
	口腔・顎顔面領域の疾患Ⅱ-1	1	後藤満雄 他			秋				
	顎顔面部の成長発育と不正咬合	1	宮澤 健 他			秋				
	小児の歯科治療（Ⅰ）	1	小児歯科学講座			秋				

部門	授業科目名	必修 単位数	担当者名	開講学期 ※1						備考
				1年	2年	3年	4年	5年	6年	
専門 教育 科目	歯髄組織の常態と疾患	2	諸富孝彦 他				通			
	歯周組織疾患の病態と治療	2	三谷章雄 他				通			
	高齢者・在宅歯科治療	2	木本 統 他				通			
	社会と歯学Ⅲ	1	嶋崎義浩 他				春			
	部分欠損補綴	1	武部 純 他				春			
	全部欠損補綴 ※2	1	木本 統 他				春			
	インプラント歯科学	1	近藤尚知 他				春			
	実習：インプラント歯科学	1	近藤尚知 他				春			
	口腔・顎顔面領域の疾患Ⅰ-2	1	顎口腔外科学講座				春			
	口腔・顎顔面領域の疾患Ⅱ-2	1	後藤満雄 他				春			
	不正咬合の診断と治療	1	宮澤 健 他				春			
	実習：不正咬合の診断と治療	2	宮澤 健 他				春			
	小児の歯科治療（2）	1	小児歯科学講座				春			
	実習：小児の歯科治療	1	小児歯科学講座				春			
	放射線・画像診断学（画像検査）2	1	有地榮一郎 他				春			
	臨床医学（小児科）	1	鬼頭敏幸 他				春			
	実習：社会と歯学	2	嶋崎義浩 他				秋			
	実習：歯髄組織の常態と疾患	2	諸富孝彦 他				秋			
	実習：歯周組織疾患の診断と治療	2	三谷章雄 他				秋			
	実習：部分欠損補綴	2	武部 純 他				秋			
	顎顔面補綴	1	武部 純 他				秋			
	実習：全部欠損補綴	2	木本 統 他				秋			
	実習：口腔・顎顔面領域の疾患	1	顎口腔外科学講座				秋			
	障害者の歯科治療	1	小児歯科学講座				秋			
	歯科麻酔	1	奥田真弘 他				秋			
	臨床予備実習	3	池田やよい（4年生学年主任） 他				秋			
	臨床実習・総合歯学・総合研修	26	三谷章雄（5年生学年主任） 他					通		
	臨床実習・総合歯学・総合研修	18	木本 統（6年生学年主任） 他						通	
	隣接臨床医学	3	本田雅規（学部長） 他						春	
	歯科法医学／歯科東洋医学／スポーツ歯学	1	妹尾 洋（非） 他						春	
	総合示説（基礎医学示説・臨床医学示説）	2	本田雅規（学部長） 他						春	
	実習：歯科臨床解剖学	2	池田やよい 他						春	

※1 春・・・春学期、秋・・・秋学期、通・・・通年を表す。

※2 令和5年度は開講しない。

Ⅲ 各学年での授業科目及び履修

2～4年生の履修は、歯学教育モデル・コア・カリキュラムに準じたものとなります。

◆2年生

履修科目は、授業科目配当表を参照してください。

◆3年生

履修科目は、授業科目配当表を参照してください。

◆4年生

履修科目は、授業科目配当表を参照してください。

秋学期には全ての講義、実習が終了するとともに臨床予備実習が始まります。また、秋学期終了直前に共用試験が実施され、定期試験、実習とともに進級判定に加えます。

◆5年生

春学期、秋学期ともに「診療参加型臨床実習」になります。なお秋学期には総合歯学試験、共用試験を行い、実習とともに進級判定に加えます。

◆6年生

春学期は基礎および臨床歯科医学関係の総合示説、隣接臨床医学、歯科臨床解剖学（実習）、臨床実習が実施されます。なお、講義、実習及び総合示説の結果とともに卒業試験受験資格判定に加えます。

●歯学部進級及び卒業要件一覧表（講義及び実習）

1.2年生への進級は次に掲げる要件を満たすこと

(1) 教養基礎科目	3 科目以上	6 単位修得
(2) 歯科基礎科学科目	13 科目	24 単位修得
(3) 外国語科目	6 科目	6 単位修得
(4) 健康総合科学科目	2 科目	2 単位修得
(5) 専門教育科目	8 科目	8 単位修得
合計	32 科目以上	46 単位以上修得

2.3年生への進級は次に掲げる要件を満たすこと

(1) 教養基礎科目	4 科目	8 単位修得
(2) 専門教育科目	14 科目	31 単位修得
(3) 1年生必修科目の未修得科目	修得	修得

3.4年生への進級は次に掲げる要件を満たすこと

専門教育科目	20 科目	37 単位修得
--------	-------	---------

4.5年生への進級は次に掲げる要件を満たすこと

(1) 専門教育科目	26 科目	37 単位修得
(2) 共用試験（CBT・OSCE）		合格

5.6年生への進級は次に掲げる要件を満たすこと

(1) 専門教育科目	1 科目	26 単位修得
(2) 共用試験（Post-CC PX）		合格

6. 卒業の要件

6年生で次の各号を満たすこと

(1) 専門教育科目	5 科目	26 単位修得
(2) 卒業試験		合格

●愛知学院大学歯学部単位認定及び成績評価に関するガイドライン

(1) 目的

愛知学院大学歯学部における単位認定及び成績評価の厳正な運用に資することを目的としガイドラインを定める。

(2) 単位数と学修時間

授業担当者は、単位制度の趣旨に鑑み、次のとおり授業運営に努めなければならない。

- ① 履修学生が授業時間外に必要な学修等（授業外での準備学習及び復習等）に充分に取り組むよう授業の運営に努めなければならない。
- ② 授業時間外に必要な学修については、シラバスに提示し、授業時間中に履修させることとする。
- ③ 授業時間外に必要な学修等の標準的な時間数は、「愛知学院大学学則」第7条の定めるところによる。

●週1コマまたは半期1コマ当りの標準時間数

授業科目区分	単位	週1コマ当りの時間数		半期1コマ当りの時間数	
		授業時間	授業外時間	授業時間	授業外時間
講義	2 単位	2時間	4 時間	30 時間	60 時間
演習	1単位	2時間	1 時間	30 時間	15 時間
	2 単位	2時間	4 時間	30 時間	60 時間
外国語・スポーツ	1単位	2時間	1 時間	30 時間	15 時間
実験・実習	1単位	2時間	1 時間	30 時間	15 時間

(3) 到達目標の設定

授業担当者は、ディプロマポリシーやカリキュラムマップの到達目標との整合性に配慮しつつ、不断にこれを見直し、適性水準の到達目標の設定を心がける。

(4) 試験

試験は、「愛知学院大学歯学部の試験に関する規程」に定めるほか、次のとおり取扱うものとする。

- ① 授業を実施した科目について、単位認定に必要な成績評価のために定期試験またはレポート試験を行うことを原則とする。ただし、授業の性質等により他の適切な成績評価方法に代えることができる。
- ② 定期試験やレポート試験のほか、授業期間内での小テスト、レポートなどの課題、または授業への参加度などを成績評価の一部として含める場合には、シラバスの評価方法・基準の欄に評価全体に対する割合を記載する。なお、すべての授業に出席することが原則であるので、出席に対する評価は行わない。

(5) 成績評価

授業科目の成績評価は、「愛知学院大学歯学部の履修等に関する規程」に掲げる基準によるものとする。ただし、授業内容の性質により、ルーブリック等の評価基準において成績評価することができる。この場合、履修登録の前までに学生にその旨を提示しておかなければならない。

① 学則第9条に定める成績評価

評価	可否等	ポイント	100点満点での 得点範囲	評価基準
AA	合格	4	90点以上	科目内容を修得し、極めて優秀な成績を修めた者
A	合格	3	89点から80点	科目内容を修得し、優れた成績を修めた者
B	合格	2	79点から70点	科目内容を修得し、良好な成績を修めた者
C	合格	1	69点から60点	科目内容を修得したと認められる者
D	不合格	0	59点から30点	科目内容を修得したとは認められない者
E	不合格	0	29点以下	科目内容を修得したとは認められず、修得には再度の履修が必要である者

② 学則以外に定める成績評価

評価	可否等	ポイント	評価基準
認	認定	—	他機関の判定に基づき科目内容の修得を認定する
K	不合格	0	試験を受けていない者
S	不合格	0	欠席により開講授業科目に必要な出席日数が足りず、失格となった者

③ GPA（Grade Point Average）制度は、「愛知学院大学歯学部 GPA 制度に関する内規」の基準にそって運用するものとする。なお、GPA 制度の活用は、学生の学修意欲向上以外に特待生の選抜、履修指導、学修支援及びカリキュラムの改善等に使用する。

● GPA の総合評価

GPA	総合評価
4.000 ～ 3.400	秀
3.399 ～ 2.700	優
2.699 ～ 2.000	良
1.999 ～ 1.300	可
1.300 未満	注意

(6) 評価基準のガイドライン

歯学部の教育課程は構成が体系的であり、各学年ごとに開講されている全ての授業科目を当該学年在学中に履修し、全ての科目の試験に合格することが進級要件となっている。そのため、各講義科目では知識とその応用を査定した上で成績評価を行っている。実習科目では技能、態度も評価対象とする。

知識と応用に関する査定手段として、講義科目では小テストや筆記試験、実習科目では実技試験や口頭試問、ルーブリック、ポートフォリオにて評価を行っている。

また、すべての授業に出席することが原則のため、出席に対する評価を加味せず、査定結果を成績評価とする。

IV 試験

◆試験の種類

歯学部の試験の種類には、「定期試験」「共用試験」「総合示説試験」「総合歯学試験」「卒業試験」「追試験」「インフルエンザ等感染症による追試験」「再試験」があり、各試験については、規定 P.94 ～の「愛知学院大学歯学部の試験に関する規程」を参照してください。上記以外に、担当教員によっては、特別に試験を行いますので注意してください。

□成績の評価

講義及び実習の評価は、正規の試験の成績だけでなく、日常行われる小テスト、レポート、製作品、学習態度を加味して決められます。

成績の評価は次のとおりです。

AA（合格）…100～90点 A（合格）…89～80点 B（合格）…79～70点 C（合格）…69～60点
D（不合格）…59点以下

GPA 制度

GPA＝グレート・ポイント・アベレージ（成績評価係数）制度は、一定期間の履修と学習の状況を把握することによって、個人的に適切で、きめ細かな履修・学習アドバイスを行ない、成績上位者を表彰する際にも客観的なデータとして利用するためのものです。

具体的には、それぞれの評価に一定のポイントを設定し、不合格科目を含めて、履修科目のアベレージを算出します。

成績評価係数（GPA）

算出された成績評価係数によって、次のように評価します。

成績評価係数	総合評価
3.4 以上～ 4.0 以下	秀
2.7 以上～ 3.4 未満	優
2.0 以上～ 2.7 未満	良
1.3 以上～ 2.0 未満	可
1.3 未満	注意

《成績評価係数(GPA 値)の算出方法》

$$\frac{(AA \text{ の単位数} \times 4) + (A \text{ の単位数} \times 3) + (B \text{ の単位数} \times 2) + (C \text{ の単位数} \times 1) + (D \cdot E \cdot K \cdot S \text{ の単位数} \times 0)}{\text{履修登録単位数}}$$

□進級判定及び再試験

進級判定は学年末に行われます。進級のためには原則として、その学年において履修すべき全科目（講義及び実習）に合格していなければなりません。

規定の科目数を超える不合格科目のある者、または実習の不合格科目のある者は、進級不可となります。

また、出席日数不足のため「失格」となった科目の成績評価は行わないため、「失格」科目が1科目でもあれば進級不可となります。

再試験を受験することのできる科目数（講義科目）および再試験に関する事項は規定 P.96 ～「歯学部 of 再試験に関する規程」のとおりです。再試験の結果、1科目でも不合格科目があれば進級不可となります。

なお、同一学年に在学できる期間には一定の制限がありますので、特に注意してください。

□卒業試験受験資格判定、卒業試験及び卒業判定（6年生）

●総合示説試験について

①総合示説試験の試験結果は卒業試験受験資格判定に用いられます。

②卒業試験受験資格判定が不可の者は卒業試験を受けることができませんので、卒業不可となります。

●卒業試験について

①卒業試験は1回行い、次の②の基準で判定します。卒業試験に合格しなかった者は卒業不可となります。

②一般問題の点が70%以上、臨床実地問題の点が70%以上、必修問題の点が80%以上ある場合には卒業試験合格として卒業が認められます。

③②の条件を満たしていない場合には、全種目について再試験が行われます。

④再試験の判定は、本試験に準じて行われ、不合格の場合には卒業不可となります。

※卒業試験は追試験を行いませんので、必ず受験してください。

●卒業判定は卒業試験終了後に行われます。

卒業のためには卒業要件を全て満たしていなくてはなりません。

◆受験注意**□受験上の諸注意****●受験資格**

試験を受けることのできる授業科目は、各学年において決められ、それ以外の授業科目を受けることはできません。次の各項目の1つに該当する者は、試験を受けることはできません。万一受験しても、それは無効とします。

- 学生証を携帯していない者
- 学納金等未納の者
- 出席日数が3分の2以上に達せず【失格】と発表された者
- 試験開始 20 分までに、所定の教室に入らなかった者
- 携帯電話の電源を OFF にし、かばん等にしまわなかった者

●受験教室での座席

受験教室での座席は指定しています。決められた席に着席してください。

●学生証の提示

学生証または仮受験票は写真を上にして、必ず通路側机の上に置いてください。

●机上の整頓

着席した机に書き込み等があれば、それを全て消しておくこと。
下敷きの使用は許可しません。

●不正行為

「愛知学院大学試験における不正行為に関する規程」規定 P.98 の定めに該当する者は、その定めによって処分します。試験中に筆記用具・消しゴムの貸借等不正行為とまぎらわしい行為をしてはならない。

●答案の提出

答案の提出は試験開始 25 分以降とします。

答案の提出を指示された場合には、監督者の指示に従って提出し、指定された出口から退場してください。

●監督者指示の遵守

教室では常に監督者の指示に従ってください。これに反した場合には退場を命じます。

●持ち込み許可物件

試験場へは学生証と筆記用具のみ持ち込みを許可します。

答案に持ち込み物件が明示されている場合のみ、その持ち込みが許可されます。

持ち込みが許可される物件は、自己所有のものに限ります。

●欠試者

病気等により欠試した場合は、必ず歯学部事務室へ届け出て所定の手続きをしてください。

届出のない無断欠試については、追試験を受験することができないので充分注意してください。なお、卒業試験の追試験は行いません。

●試験期間中の通学

試験期間中は、公共の交通機関を利用して通学してください。

●その他

受験時間に遅れた者は、当日歯学部事務室に申し出て指示に従ってください。

V 歯科医師国家試験

◆歯科医師の任務（歯科医師法抜粋）

第一条 歯科医師は、歯科医療及び保健指導を掌ることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする。

第二条 歯科医師になろうとする者は、歯科医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

歯科医師を目指し、歯学部に入學した諸君は、歯学部卒業後に歯科医師となるには、歯科医師法の定めるところにより、歯科医師国家試験を受験し、合格しなければなりません。

◆国家試験の内容

□試験期日

年1回（1月下旬～2月上旬予定）2日間（ともに午前及び午後）（第116回は1月28日・29日に実施）

<歯科医師国家試験制度の概要>

- 第116回歯科医師国家試験からは令和5年版歯科医師国家試験出題基準をもとに出題する。
- 出題数360題（うち必修問題80題）
- 必修問題は絶対基準で評価する。
- 一般問題、臨床実地問題は、総論と各論の2領域別に合格基準を設定する。
- 出題内容

出題基準のブループリント（歯科医師国家試験設計表）に示す割合で出題する。

〔今後も充実を図り出題するもの〕

- ・高齢化等による疾病構造の変化に伴う歯科診療の変化に関する内容
- ・地域包括ケアシステムの推進や多職種連携等に関する内容
- ・口腔機能の維持向上や摂食機能障害への歯科診療に関する内容
- ・医療安全やショック時の対応、職業倫理等に関する内容

〔近年の歯科医療をめぐる状況や歯学教育における教授内容を踏まえ出題するもの〕

- ・歯科医師として必要な漢薬を服用する高齢者や全身疾患を持つ者等への対応に関する内容
- ・医療のグローバル化に伴い歯科医師による国際貢献がこれまで以上に求められている現状を踏まえた国際保健に関する内容

【国家試験合格へのアドバイス】

歯科医師国家試験は、歯学部を卒業した学生全員が合格すべきものと考えていますが、現状は全員合格には至っていません。国家試験合格には、そのための十分な準備が必要ですが、その必要性については、6年生になってからやっと気が付く学生が多いように思われます。そこで、国家試験合格に向けた準備についてアドバイスします。

まずは、4年生までの専門教育科目の十分な習得が必要です。十分な習得とは、すべての講義内容を理解することです。そのため、各専門教育科目の定期テストでは、全科目80点以上で合格することを目指してください。60点以上でも合格になりますが、6割程度の理解では、国家試験に通用しません。4年生の学期末に受ける共用試験（CBT）は、85%以上で合格することを目指しましょう。本学では、CBTは73%で合格になりますが、問題の易しさから考えると85%以上の正解が国家試験への十分な準備として必要になります。その学力を土台として、5、6年生における臨床実習を通じて、それまでに得た知識を集約し、臨床実習・総合歯学・総合示説のそれぞれの試験を8割以上の合格点で突破しましょう。最後に、6年生の卒業試験を8割以上の合格点で卒業できれば、国家試験受験の準備が十分に整ったことになり、自信をもって国家試験に臨むことができます。

国家試験合格に向けた準備として、授業は集中して聴いてください。その日の授業は6年間を通じて一度しかありません。そして、教養教育科目を含めて、毎日の授業の予習・復習の習慣を身につける必要があります。専門教育科目から予習・復習を始めようと思ってもすぐには身につかないからです。予習として、毎日、次の日の授業のシラバスを確認して、教科書を読んでから授業を受けましょう。各科目のノートを必ず作りましょう。授業終了後は、その日のうちに復習を行い、わからない点は、自分で調べたり教員に質問するなどして早めに解決しましょう。この毎日の繰り返しで国家試験合格に繋がります。

Ⅵ 愛知学院大学データサイエンス教育プログラム

愛知学院大学データサイエンス教育プログラム（2022 年度以降入学者対象）

※「数理・データサイエンス AI 教育プログラム認定制度（リテラシーレベル）」

2025 年度文部科学省申請予定

2022 年度より、全学部学生を対象に、数理・データサイエンスへの関心を高め、かつ、数理・データサイエンス・AI を適切に理解し活用する基礎的な能力を育成することを目的としたプログラムを実施します。

以下のプログラムを構成する授業科目の単位を修得し、修了要件を満たし、所定の手続きを行うことで修了証を取得できます（プログラムへの申込手続は不要）。

【対応科目一覧】

【歯学部歯学科】

科目名	開講年次	単位数
情報の科学	1 年前期	1
歯科基礎科学	2 年前期	1
社会と歯学Ⅰ	2 年後期	1
社会と歯学Ⅱ	3 年通年	2
社会と歯学Ⅲ	4 年前期	1
実習：社会と歯学	4 年後期	2

I 講座概要

1. 口腔解剖学講座【楠元4階】

教育

当講座は“歯の構造”と“細胞の構造と機能”の科目を担当しています。歯科医学を習得するために必要な口腔諸器官の肉眼的・顕微鏡的形態と構造を理解するための講義と、その講義を補完するための実習を行いながら基礎的な事項を学修します。

“歯の構造”は歯の解剖学の分野です。口腔のなかで機能的に重要な役割を果たす器官である歯の形態について系統発生的意義と表面構造の名称を習得します。形態を十分に理解するために、歯の鑑別、歯の計測、スケッチの実習を行います。

“細胞の構造と機能”は細胞・組織とヒトの体の諸器官の形態的構造を光学顕微鏡、電子顕微鏡の写真あるいは模式図により立体的に理解し、経時変化における顎顔面頭部および歯と歯周組織の発生・形成の基礎的知識を理解することを目的としています。

研究

口腔解剖学講座では、下記のテーマについて研究を行っています。

- 1) 歯髄幹細胞を用いて歯髄・骨・末梢神経の再生方法を開発しています。
- 2) 歯髄幹細胞の最適な足場材料を開発しています。
- 3) 口腔内から採取可能であるヒト脂肪幹細胞を用いて、歯周組織を再生させる方法を開発しています。
- 4) ヒトを含む動物の歯の微細構造の形態的・発生学的事項に関する研究を行っています。
- 5) 多形核白血球、咀嚼筋、唾液腺、口腔粘膜を形態学的に組織化学、電子顕微鏡等の手段を用いて研究しています。
- 6) ヒトやサルなどの歯の形態を肉眼的・組織学的に観察・計測・マイクロCTを用いて内部構造を解析することにより、人類の集団相互の関係や適応に関する研究を行っています。

【口腔解剖学講座教員】

資格	氏名	資格	氏名
主任教授	本田 雅規	講師	加藤 彰子
兼任教授	内海 倫也	助教	Jorge Luis Montenegro Raudales
講師	水谷 誠		

2. 解剖学講座【楠元4階】

教育

歯や口はからだの一部であり、口腔領域を専門とする歯科医療においても患者の全身の健康状態を把握できていることが必要となります。解剖学は人体の正常構造を理解、探究する学問で、医学・歯学の教育、研究に必須の知識を習得する基礎科目です。本講座は、2年生の「人体の構造」を担当しています。

2年生の「人体の構造」の講義では、人体を構成する器官系を骨格系、筋系、脈管系、内臓諸器官、神経系、感覚器に分け、肉眼解剖的形態、構造および相互の位置関係を学習し、人体の構造を系統的に理解します。実習は、骨実習と人体解剖実習があります。骨実習では、頭蓋骨およびからだの各部の骨に触れながら人体の骨格を構成する骨の名称と位置、役割、連結関係、左右の鑑別などを学習します。解剖実習では、ご遺体を実際に解剖し、本や図譜等では理解しにくい立体的構造や個人差などを観察します。学生がご遺体を解剖することを許された貴重な学習の場であり、教材となるご遺体が献体という尊い行為により提供されているという特別な実習です。したがって、献体者のご遺族への感謝の気持ちを忘れずに真摯な姿勢で実習に取り組み、ご遺体と向き合うことを通して人の生死、医の倫理、生命に関わる医療人を目指す自覚と責任感についても考える機会となることを期待しています。

研究

講座のスタッフが、それぞれ個性的な研究を行っています。

池田, 永井

遺伝子改変マウスを利用して、以下の点に着目した研究を行っています。

- ・エストロゲンの硬組織への作用機構
- ・からだと脳の性分化の分子機構
- ・内分泌攪乱作用の分子機構

子安

- ・歯（歯周組織を含む）、骨格、末梢神経分布など、「体節構造」を示す器官について、その進化、発生、再生医療に関わる研究

〔解剖学講座教員〕

資 格	氏 名	資 格	氏 名
主 任 教 授	池田やよい	講 師	子安 和弘
准 教 授	永井亜希子	助 教	石塚 恭子

3. 生理学講座〔楠元3階〕

1. 担当科目：

生理学と口腔生理学の講義と実習。実習は小グループに分れて実習室で行い、各人がレポートを書いて提出し、添削を受ける。

2. 時間配分：

講義は前期は、4～7月は週2コマ。後期は週の1.5コマ。実習は4月から11月の間に週2コマ。

3. 生理学では何を学ぶか：

身体の様々な働きがどんな機序に基いているか、その仕組みを学ぶのを目的としている。単一細胞の働き方から出発して、各種臓器の働きを理解する。更に、臓器間の相互作用を学習することにより、その上、個体の正常で健康な状態が各臓器系統のバランスのとれた相互関係の上に成り立っていることを知る。その上、個体が疾病に冒された時の異常機能状態、即ち病態生理学の一部についても学ぶ。

4. 口腔生理学で学ぶもの：

- (1) 運動機能。咀嚼筋や舌の働き方、顎関節の運動、消化管の運動、など。
- (2) 感覚機能。歯痛、顔面口腔の触・温冷覚、味覚など。口腔領域と関係の深い、眼科・耳鼻科の基礎となる視覚・聴覚・平衡覚についても学ぶ。
- (3) 自律神経。唾液腺・消化管の分泌とホルモン・自律神経による分泌制御について学ぶ。

5. 実習：

楠元・基礎実習棟の生理学・口腔衛生学実習室で行う。主たる実習種目は、血圧の測定、心電図の記録、開口反射、単シナプス反射（H 反射）、口腔領域の二点弁別能、心拍数の自律神経による調節、血液中のガス濃度の変化による呼吸運動の調節、音声の周波数分析などである。

6. 現在、講座で行なわれている実験的研究の内容：

- (1) 顎運動に関与している筋肉から筋電図を記録して、どんな種類の顎運動を行なっているときには、どの筋肉がどんな働き方をするのかを、ウサギを使って調べている。
- (2) 咀嚼負荷の変化に対する咀嚼筋の形態的、機能的適応をウサギを用いて調べている。
- (3) 摘出脳幹標本を用いて、えん下中枢を形成するニューロン回路網を調べている。
- (4) 味の質の違いを中枢神経系がどのような機序で判別しているのかを、ラットの脳にガラス管微小電極を刺入して、多数の単一神経細胞の活動を同時記録している。

〔生理学講座教員〕

資 格	氏 名	資 格	氏 名
教 授	平場 勝成	講 師	横田たつ子
准 教 授	森田 匠	講 師	松永 知子

4. 生化学講座〔楠元3階〕

教育

生化学は、正常および病的状態における生命現象を物質レベルで理解することを目的とする学問である。

今日、生化学の原理や研究方法は医学・歯学において広く利用されており、疾病の検査・診断、病態の把握、および治療法の開発に貢献している。

生化学講座は、「生命の分子的基盤」という科目名のもとで、歯学部2年生を対象にして春・秋学期に開講される講義と実習を担当している。

ここで学習する内容は歯学を学ぶための基礎を形成するもので、内容を十分に理解するには、これまでに修得してきた生物学、化学、物理学などについての知識が必要となる。

春学期には、生命現象を分子レベルで多面的に捉えることを試み、秋学期には、口腔領域に重点をおいて学習する。

講義で学んだ内容についての理解を深め、また、基本的な実験技術を身につけるために、講義に連係して実習が組まれる

研究

生化学講座では主として下記のテーマについて研究を行っている。

1. タンパク質分泌の分子機構
2. タンパク質分泌を可視化する生物発光イメージング法の開発と応用
3. インスリン分泌機構の解析と病態解明への応用
4. 骨代謝関連タンパク質の産生と分泌の制御機構
5. ゲノム編集技術を用いた培養細胞および個体の生物発光イメージング
6. 細胞増殖における TIMPS の役割

〔生化学講座教員〕

資 格	氏 名	資 格	氏 名
主 任 教 授	鈴木 崇弘	講 師	福田 信治
講 師	山下 京子	講 師	福田 尚代

5. 口腔病理学・歯科法医学講座〔楠元2階〕

教育

病理学（病因・病態・診断）は病気の本態を明らかにする学問である。したがって、病理学は単に病気の原因や病変の成り立ちを教えてくれるだけでなく、病気の診断やその治療あるいは病気の予防などに関するいろいろな知識を与えてくれる非常に大切な学科である。

このため、病理学では、各臓器組織にあらわれる同じ種類の病変をひとまとめにして、その一般的なことがらについて学ぶ。

口腔病理学では、口腔粘膜、舌、唾液腺、顎骨、顎関節、歯と歯周組織、などにあらわれる病変について学ぶ。

病理学および口腔病理学の実習では、それぞれ病理学および口腔病理学で学んだ病変についての病理組織標本を、各自が光学顕微鏡および種々のデータベースを用いて観察する。

歯科法医学では、人の死、死因究明、身元確認、歯科的個人識別、白骨死体の鑑定、災害時の歯科保健医療、および関連法規について学ぶ。

病理診断

口腔病理学・歯科法医学講座では、上記の教育の他に歯学部附属病院口腔病理診断部において病理診断を担当し、患者の生検材料（病変部の組織の一部を採取し、病理組織学的に診断することを生検という）および手術材料の病理組織診断を行い、臨床の一部門としても業務している。

歯科的個人識別、照合、異同判定

口腔病理学・歯科法医学講座では、上記の教育の他に、愛知県警察等からの依頼を受け、身元不明死体の鑑定、歯科的個人識別、照合、異同判定などの業務を行っている。

研究

口腔病理学・歯科法医学講座では、ヒトのいろいろな口腔病変の臨床病理学的研究、ならびに動物や細胞を用いて歯胚組織、歯周組織、口腔腫瘍、顎関節病変、ウィルス感染、口腔インプラントなどに関する実験病理学的研究や分子生物学的研究を行っている。また、DNA ワクチンの開発やドラッグデリバリーシステムの開発、レーザー光・LED 光を用いた創傷治癒促進効果の検討を行い、口腔疾患の予防・治療にも貢献している。

上記の研究の他に、白骨死体の骨および歯からの年齢推定、加齢変化等に関する研究も行っている。

〔口腔病理学・歯科法医学講座教員〕

資 格	氏 名	資 格	氏 名
主 任 教 授	前田 初彦	講 師	吉田 和加
准 教 授	久保 勝俊	講 師	河合 遼子
准 教 授	杉田 好彦		

6. 微生物学講座〔楠元2階〕

教育

微生物学は、細菌学、口腔細菌学、ウイルス学、免疫学などで構成されている。これらの基礎的なことがらを学ぶことになろう。同時に、微生物学の教育のなかで感染防御の思想を確立することも大切なことである。

本講座は、3年生の「感染と免疫」の講義・実習を担当する。講義では、まず医学領域における微生物学の基礎、すなわち微生物がどのようにして宿主に感染を果たし病原性を発揮するのかを学ぶ。その上で、感染防御における生体の免疫機構や感染防止のための消毒・滅菌について学習する。また、感染症治療に用いられる化学療法薬についての学習

も行う。上記の講義から会得した知識を基にして口腔微生物学を学び、口腔微生物と様々な疾患との関連性についての理解を深める。

実習では、主要な病原微生物の生物学的特徴の観察、その特徴に基づいた分離同定、PCRを用いた細菌の検出、口腔微生物の性状解析、ウイルスの定量などを学生自ら実施することにより、これから歯科医師になるために必要不可欠な微生物取扱技術と感染症の診断技術を学ぶ。さらに応用編として、遺伝子クローニング実習を行い遺伝子工学の基礎も学習する。

研究

微生物学講座では主として下記のテーマで分子生物学的な研究を行っている。

1. 歯周病関連細菌の菌体表層タンパク質の構造・機能解析
2. 歯周病関連細菌の短鎖脂肪酸の合成機構の解明とその応用に関する研究
3. 歯周病関連細菌の病原因子の制御機構に関する研究
4. 歯周病関連細菌の肺炎病態悪化と免疫回避機構の解明
5. 口腔レンサ球菌のバイオフィルム形成に関わる因子の検索
6. 歯肉縁下あるいはデンチャープラーク細菌叢の解析

上記のテーマに限らず広く口腔微生物学の諸問題に関心を持っている。したがって興味ある新しいことがらにも積極的に取り組むつもりでいる。

【微生物学講座教員】

資 格	氏 名	資 格	氏 名
主 任 教 授	長谷川義明	講 師	西川 清
准 教 授	吉田 康夫	講 師	内記 良一

7. 薬理学講座【楠元3階】

教育

薬理学（「生体と薬物」という科目名で学ぶ）を一言でいえば、薬物の生体における作用、あるいは薬物はどのように効くかを学ぶ学問である。薬物は使い方によって“薬”にも“毒”にもなる性質をもっている。将来歯科医師として治療にたずさわる時、自らの判断で患者さんに対して種々の薬物を処方使用する立場となる。臨床における正しい薬物療法には薬物に対する正しい理解が必要である。

具体的に薬理学を学ぶのは3年生からである。3年生春学期から始まる「生体と薬物」ではまず薬物の全体像（総論）を一通り理解した上で、医療一般に広く用いられる薬物について系統的に学ぶ。3年生秋学期では歯科領域での治療に繁用されている薬物を中心に講義される。3年生秋学期には「生体と薬物」の実習も行われ、実際に“生きている”動物を対象に、生体における薬物の作用を具体的に学ぶ。知識を正しくより深いものにするためには、生命の分子基盤、人体の機能などで学んだことと関連づけて理解することが大切である。

研究

薬理学講座では、骨組織および細胞培養系を用いて「糖鎖による骨代謝制御機構」を明らかにすることを目指している。現在、骨芽細胞および破骨細胞の培養系、および糖転移酵素遺伝子ノックアウトマウスを用いた実験系により、下記のテーマに取り組んでいる。

1. 糖鎖による骨代謝制御に関する研究
2. 小胞体ストレスによる骨代謝制御に関する薬理学的研究
3. 骨関連細胞の神経制御と環境応答の解析

【薬理学講座教員】

資 格	氏 名	資 格	氏 名
主 任 教 授	濱村 和紀	助 教	長尾 麻由
講 師	近藤 久貴		

8. 歯科理工学講座【楠元2階】

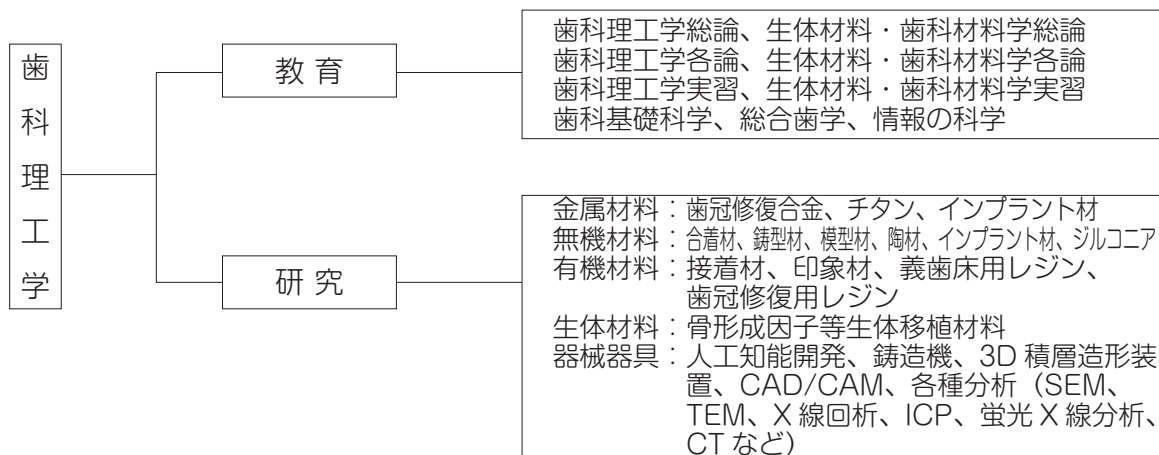
歯科医療の目的は、主としてう蝕や歯周病あるいは腫瘍・外傷などによって歯が欠損したり顎骨を喪失した場合、生体材料・歯科材料を使用して口腔内の複雑な機能形態と審美性の回復を図ることである。この目的を果たすために歯科で使用される材料は生体と適応、調和し物理的、機械的及び化学的性質が優れているものでなければならない。生体材料・歯科材料学はこれらの材料の性質はもとより、その使用法さらには機械、器具についての知識とその取り扱い法などについて学びかつ研究する学問である。

生体材料・歯科材料学を理解するためには物理学、化学、生物学の基礎的な知識及び広範な科学知識を修得していなければならない。

生体材料・歯科材料学の講義は総論と各論に大別され、その内容は金属材料、無機材料、有機材料及び歯科用器械、器具からなっている。講義で学んだ項目についてさらに理解を深めるために実習を行なっている。

歯科理工学講座は、学生教育の他に以下に示すように生体材料、歯科材料、機械、器具について多彩な研究を行なっている。

当講座ではこれらの研究に興味をもつ学生諸君に広く扉を開き、実験、討議に参加させることを意図している。



〔歯科理工学講座教員〕

資 格	氏 名	資 格	氏 名
主 任 教 授	河合 達志	講 師	朝倉 正紀
准 教 授	鶴田 昌三	講 師	堀 美喜
准 教 授	林 達秀		

9. 口腔衛生学講座【楠元4階】

教育

口腔衛生学は、歯や口腔の健康（口腔保健）を保持増進するための科学と技術を研究する学問分野であり、皆さんが将来地域で歯科医師として活躍する際に必要となる分野です。

社会と歯学の講義では、衛生・公衆衛生学、口腔衛生学および社会歯科学の知識を、社会と歯学実習ではその実技について学びます。さらに臨床実習では、附属病院の口腔衛生科にて、口腔の健康を維持するために定期的に来院している患者さんの口腔保健指導の見学、実践を行います。

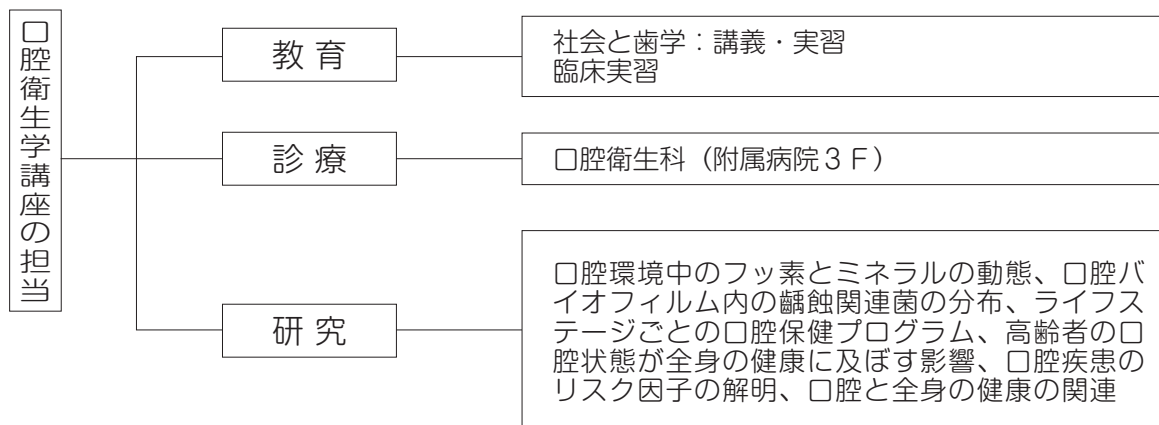
また口腔衛生学と関連して、歯科医学史を学びます。

診療

口腔衛生学講座は、附属病院で口腔疾患の予防を目的とする口腔衛生科の診療を担当しています。

研究

教育、診療の他、口腔環境中のフッ素とミネラルの動態、口腔バイオフィルム内の齲蝕関連菌の分布、母子・学校や地域など児童から成人・高齢者までのライフステージごとの口腔保健プログラム、高齢者の口腔状態が全身の健康に及ぼす影響、口腔疾患のリスク因子の解明、口腔と全身の健康の関連についての研究を行っています。



【口腔衛生学講座教員】

資 格	氏 名	資 格	氏 名
主 任 教 授	嶋崎 義浩	講 師	橋本 周子
准 教 授	加藤 一夫	助 教	島中 瑞季
講 師	野々山順也	兼 担 教 授	犬飼 順子

10. 保存修復学講座【末盛7階】

保存修復学は、う蝕（むし歯）をはじめとする歯の硬組織疾患の治療を扱う学問である。

当講座では、失われた歯の形態・機能・審美性を回復することに加え、密接に関連する口腔内の微生物や生活習慣の管理を含め、歯の硬組織疾患の予防、制御および修復についての教育や研究を行っている。

教育

歯の硬組織疾患の病態、それに関連した検査と診断、ならびにそれらの治療法についての知識・技能・態度を習得する。

担当科目：

3年通年	講義：硬組織疾患の病態と治療
3年秋学期	実習：硬組織疾患の病態と治療
4年秋学期	臨床予備実習
5年通年	臨床実習 A
6年通年	臨床実習 B、総合示説、総合研修
その他	歯学入門セミナー（分担）、医療コミュニケーション学（分担）、高齢者歯科学（分担）

研究

1. ユニバーサルシェードレジンの構造特性が各種性状に及ぼす影響に関する研究
2. レーザーを応用したエナメル質および象牙質の強化・改質法の開発
3. サブアブレーティブレーザー照射併用によるレジン接着性強化に関する研究
4. 歯科用金属に対する効果的なレジン接着法の探索

診療

歯科保存科（附属病院5階）：

う蝕をはじめとする様々な硬組織疾患により損なわれた形態や機能、あるいは審美性を修復し回復することを目的に、常に最先端の情報や技術を導入して診療を行っている。また、疾病の再発や新たな発生を制御し予防することを目的に、治療後の患者管理も治療の一環として行っている。

審美歯科（附属病院5階）：

歯や歯肉の自然な外観と機能をバランスよく回復し、美しい口もとと笑顔を得ることで心身ともに健康を取り戻し、より豊かな生活を送ることを目標に、様々な分野と連携を取りながら全人的に診療を行っている。専門的な歯のクリーニングや漂白（ホワイトニング）による歯の色調の改善、セラミックスやコンポジットレジンなど歯の色をした修復物による歯の形や欠損部分の改善、あるいはレーザーを用いた歯肉の色の改善などを行っている。

【保存修復学講座教員】

資 格	氏 名	資 格	氏 名	資 格	氏 名
主 任 教 授	辻本 暁正	講 師	堀江 卓	助 教	前迫真由美
特殊診療科教授	富士谷盛興	講 師	岸本 崇史		
准 教 授	友田 篤臣	助 教	佐久間恵子		

11. 歯内治療学講座【末盛6階】

歯内治療学講座は、臨床歯科医学の基礎をなす歯科保存学の一分野である歯内治療学（開講学科名：歯髓組織の常態と疾患）の教育、研究、臨床を担当しています。歯内治療学とは、歯の硬組織、歯髓および根尖歯周組織に対する疾病の予防および治療を考究する学問です。

当講座の基本理念は、「研究に立脚した臨床」です。私たちは、歯内治療学の教育を通じて、地域社会で信頼される歯科医師を養成するとともに、歯内治療の質を高めるための基礎的、臨床的研究に取り組み、そして安心・安全で最適な歯内治療を提供することを常に心がけています。

教育

歯内治療は、①歯髓保存療法（歯髓鎮痛消炎療法、覆髓法、断髓法）、②歯髓除去療法（抜髓法）および③感染根管治療の3つに大別され、その目的は、咬合・咀嚼器官として重要な役割を果たす歯を健康な状態で保存することによって、口腔のみならず、全身の恒常性の維持やQOLの向上に寄与することです。したがって、歯内治療学では、4年生から始まる講義（春・秋学期通年）、基礎実習（秋学期）、臨床予備実習、および5年生の臨床実習A・総合研修と6年生の臨床実習B・総合研修を通して、歯内治療を行うために必要な知識、技能、態度を修得することが目標です。

担当科目

4年春学期：歯髓疾患の常態と疾患 講義

歯内治療に必要な診査・診断方法、歯髓疾患・根尖性歯周疾患などについての基礎知識を習得します。

4年秋学期：歯髓疾患の常態と疾患 講義・実習 臨床予備実習

歯髓疾患および根尖性歯周疾患に対する処置法などについての知識を習得するとともに、模型・マネキン実習を並行して実施し、知識に基づいた態度と技能の修得を目指します。

臨床予備実習では、示説および実習を通して臨床実習に必要な基本的事項を習得し、臨床実習に対して準備することを目的としています。

5年全学期：診療参加型臨床実習A・総合研修

臨床実践講義・実習で、歯内治療・根管処置の知識、態度、技能を復習し修得するとともに、医療面接実習を通じて、医療コミュニケーションの知識、態度、技能の修得を目指します。また、歯内治療科に来院する患者さんの見学・診療補助（介助）や実際に患者さんの治療（自験）を行う診療参加型臨床実習で、知識、態度、技能のさらなる向上を目指します。

6年全学期：診療参加型臨床実習B・総合研修

歯内治療科に来院する患者さんの見学・診療補助（介助）や実際に患者さんの治療（自験）を行う診療参加型臨床実習で、知識、態度、技能のさらなる向上を目指します。

そ の 他 - 3年春学期：医療コミュニケーション学 講義

良好な患者・医療者関係構築のために必要な歯科医師の中心的能力として求められている医療面接の3つの機能的アプローチである1. 関係性の構築（人間関係）、2. 健康問題の評価（診断推論）、3. 健康問題のマネジメント（行動変容）に関わる対人コミュニケーションおよび医療コミュニケーションの知識、技能、態度を習得します。

1年全学期：歯学入門セミナーI～IV（分担）

診療

・歯内治療科初診（附属病院 南館3階）

歯痛などを訴えて来院した患者を初診担当者が診査、診断して治療方針を決定します。

・歯内治療科（附属病院 南館5階）

初診で決定された治療方針に従って、医局員（講座員）が治療を行っています。

臨床実習生（5年生）は、ローテーション制で医局員の治療の見学、介助を行うとともに、実際に患者の治療（自験）も行います。臨床実習生（6年生）は、臨床歯科医学をさらに深く学習するため診療参加型臨床実習を継続できます。

・顕微鏡歯科外来（附属病院 南館5階）

歯科用実体顕微鏡（マイクロスコープ）を活用した精密な歯内治療を行う特殊外来です。

研究

1. 基礎的研究

- ①根尖病変の成立機序に関する分子生物学的・生化学的・病理組織学的研究
- ②根尖性歯周炎の発症に関連する細菌の解析

2. 臨床的研究

- ① aPDT（抗菌光線力学療法）を応用した根尖性歯周炎関連細菌に対する新たな殺菌方法の確立
- ②ナノバブル薬剤導入法を応用した根尖性歯周炎関連細菌に対する新たな殺菌方法の確立
- ③人工知能（AI）を応用した歯内治療領域の新たな画像診断システムの構築
- ④ fNIRS（機能的近赤外分光法）を用いた口腔領域の痛みの可視化・定量化
- ⑤歯科用実体顕微鏡（マイクロスコープ）と歯科用コーンビーム CT の歯内治療領域への応用
- ⑥食品添加物を応用した新たな抗菌薬の開発
- ⑦バイオセラミックスを応用した新たな根管充填材の開発
- ⑧愛知学院大学歯学部附属病院歯内治療科における歯科用コーンビーム CT 検査の実態調査
- ⑨愛知学院大学歯学部附属病院歯内治療科への初診紹介患者に関する実態調査
- ⑩愛知学院大学歯学部附属病院歯内治療科の来科患者における根管破折器具に関する後ろ向き調査
- ⑪愛知学院大学歯学部附属病院歯内治療科における顕微鏡歯科外来患者の実態調査

3. 教育に関する研究

- ①患者の感情面へ対応する歯科コミュニケーション教育方略の開発
- ②多職種連携教育の成果

〔歯内治療学講座教員〕

資 格	氏 名	資 格	氏 名	資 格	氏 名
主 任 教 授	諸 富 孝 彦	講 師	柴 田 直 樹	講 師	樋 口 直 也
准 教 授	堀 場 直 樹	講 師	今 泉 一 郎	助 教	藤 田 将 典
准 教 授	稲 本 京 子	講 師	北 村 成 孝	客 員 教 授	中 島 美 砂 子

12. 歯周病学講座〔末盛6階〕

超高齢社会を迎えた我が国において、生涯、自分の歯で食事をしたいという人が増加している。歯周病学は、その要望にこたえるために、成人での罹患率が高く、歯を失う大きな原因となっている歯周病の予防や治療を通じて口腔および全身の健康を向上させることを目指す学問である。

歯周病は、バイオフィームであるプラーク中の細菌を排除するために生体側が起こす免疫・炎症反応と考えられる。歯肉に炎症が起こると、歯と歯肉の付着は破壊され慢性的に進行する。遷延化した炎症の影響を受け、歯槽骨が吸収されると、最終的には歯の喪失を招く。歯周病は、口腔疾患の中で唯一生活習慣病ととらえられており、定期的な管理が特に重要である。また、歯周病は、糖尿病、心疾患、早産、アルツハイマー病、がんなどの口腔領域以外の疾患との関連も報告されている。

当講座では、そのような歯周病の病態について基礎的、臨床的研究を重ね、また、診療や教育を通じて、その成果を広く、社会に還元する役割を果たしたいと考えている。

教育 担当科目

- 4 年通年 講義：歯周組織疾患の病態と治療
- 4 年秋学期 実習：歯周組織疾患の診断と治療、臨床予備実習
- 5 年通年 臨床実習 A（相互実習、診療参加型臨床実習）
- 6 年通年 臨床実習 B、総合示説、総合研修
- その他：歯学入門セミナーⅣ（分担）、歯学入門セミナーⅡ－Ⅴ（分担）、医療コミュニケーション学（分担）

研究

- 1. 再生医療に関する基礎医学的・臨床的研究、2. 歯周病と全身疾患に関する基礎医学的研究、3. 歯周病の病因における免疫学的研究、4. レーザー治療についての基礎医学的・臨床的研究、5. 口臭に関する臨床的研究、6. 歯周病の発症に関与する遺伝的背景についての研究

診療

附属病院 5 階歯周病科診療室にて歯周病の治療にあたっている。従来の治療法に加え、レーザー治療、再生療法、インプラント治療など新しい医療技術を導入した治療を実施している。特殊な病態を示す症例については、免疫学的、生化学的、細菌学的な新しい診断法を取り入れ、治療に役立てている。また、特殊診療科として口臭治療科を担当し、口臭症についての治療を実施している。

〔歯周病学講座教員〕

資 格	氏 名	資 格	氏 名	資 格	氏 名
主 任 教 授	三谷 章雄	准 教 授	林 潤一郎	講 師	後藤 久嗣
兼 担 教 授	稲垣 幸司	講 師	山本 弦太	助 教	大野 祐
准 教 授	菊池 毅	講 師	西田 英作	助 教	後藤 亮真

13. 有床義歯学講座（部分床義歯学、顎顔面補綴学）〔末盛 5 階〕

歯科補綴学とは、う蝕、歯周病、外傷などを原因として生じた歯列内の部分的な歯の喪失と、それに伴って生じた歯周組織や歯槽骨の実質欠損を、固定性あるいは可撤性の補綴装置を用いて修復し、喪失した形態または障害された口腔機能（咬合、咀嚼、構音、嚥下）と外観（審美）を回復・改善するとともに、継発疾病の予防を図るために必要な理論や技術、材料などを考究する臨床歯科医学の一分野です。その一翼を担う部分床義歯学は、1 歯欠損から 1 歯残存に至るあらゆる欠損の症例に適用されることから多様性に富んでおり、可撤性の補綴装置（部分床義歯）を適用して患者さんの口腔機能の回復・改善を図ることを目的としています。また、顎顔面補綴学とは、腫瘍、外傷、炎症、先天性の形成不全などが原因で、顔面または顎骨とその周囲組織に生じた欠損部を、非観血的にあるいは手術との併用により補綴装置で修復し、失われた機能と形態、外観（審美）を回復・改善するとともに、患者さんの QOL 向上や早期の社会復帰を図るために必要な理論や技術、材料などを考究する臨床歯科医学の一分野です。このような歯科補綴学の学問体系を踏まえて、補綴歯科臨床では、人工装置として位置づけられる補綴装置を用いて、顎口腔系の形態と機能の回復（レストレーション）を図り、生体の働きをできるだけ機能的に長く維持（メインテナンス）していくこと、そして、患者さんのライフサイクルを考慮した健康的に生きる手助けを行います。生涯にわたり快適な生活の営みを求める時代となってきた現在、これからは、超高齢化へ向かう現代社会に貢献でき、臨床に直結しさらに臨床にフィードバックすることのできる基礎・臨床研究が求められてきます。当講座では、「人の生きがいをサポートする補綴歯科臨床」へ向かう一貫した教育・臨床・研究方針のもと、リサーチマインドを持ち、患者さんの健康維持・増進を図るために必要な理論と技術を探求し、社会のニーズに貢献し対応することができる歯科医学の教育体制と歯科医師の育成へ向けて積極的に取り組んでおります。当講座は、この 4 月で講座新体制として 9 年目に入りました。これまで築き上げられてきた講座の活動を礎にして、よりよい補綴歯科臨床に向かっていきたいと考えております。

教育

1) 講義・実習

4 年春学期：講義（部分床義歯学）

歯列の部分的欠損によって生じる顎口腔系の病態を理解し、そこに適応される部分床義歯により口腔諸機能の回復・改善を図ることに関する知識・理論の習得を目的としています。

4 年秋学期：模型実習（部分床義歯学）

春学期で学んだ部分床義歯の理論および材料学的な基礎知識の確認と、模型を使用した部分床義歯の設計から製作法に関する術式の習得を目的としています。

4 年秋学期：顎顔面補綴学

顎顔面補綴の臨床の実際について、分野の枠にとらわれない統合型講義のハイブリット形式にて教授し、歯科医師として必要な知識・理論の習得を目的としています。

5 年生（通年）臨床実習 A（相互実習・診療参加型臨床実習）

6 年生（通年）臨床実習 B 総合示説・総合研修

4 年生までに習得した講義・実習内容を踏まえて、登院後の診療参加型臨床実習では、各診療科をローテーションによる配属実習体系で知識や技能を学修することを目的としています。当講座担当の診療科では、臨床生は指導教員・担当医の下で自ら診療を行う自験、診療見学、診療介助の診療参加型臨床実習、学生相互での模擬演習と講義を通して歯科補綴学の基本的事項の習得を目的としています。補綴科（部分欠損修復）診療部・顎顔面補綴科診療部・マグネットデンチャー外来では、臨床生は 4 年生までに学んできた専門的知識を駆使して、実際の患者の診察・検査・診断を行い、それに基づいた治療方針・治療計画（理想的治療計画と現実的治療計画）を立案し、歯科医師として必要不可欠な臨床の基本的事項を学びます。

研究

講座の研究テーマの多くが歯科臨床に直結するものを目指しており、臨床経験や診療に関わる歯科補綴学上での問題点を研究テーマとして追及しています。主たる研究テーマとして、部分床義歯を設計するための顎堤粘膜や残存歯の負担能力に関する義歯の形態学的・機能的・材料学的検討に関する研究、インプラントや磁性アタッチメントに関する基礎・臨床研究、顎顔面補綴に関するエビデンスと顎義歯の臨床術式の検証や材料学的検討に関する研究、補綴装置による咀嚼機能や機能回復に関する研究、再生医療に関する基礎・臨床研究などを展開しています。当講座での研究テーマを以下に記載致します。

- ① コンピュータ解析による有床義歯の製作と力学的挙動に関する研究
- ② 支台歯ならびに顎堤部の負担能力に関する研究
- ③ CAD/CAM、3D プリンタを応用した補綴歯科に関する基礎的および臨床的研究
- ④ インプラントに関する基礎的および臨床的研究
- ⑤ 顎顔面補綴に関する基礎的および臨床的研究
- ⑥ 歯科用磁性アタッチメントに関する基礎的および臨床的研究
- ⑧ 咀嚼・嚥下機能に及ぼす有床義歯の役割に関する研究
- ⑦ 歯髄幹細胞を用いた組織再生に関する研究
- ⑨ 歯科用合金・高分子材料の生物学的評価に関する研究
- ⑩ 磁場の骨形成に及ぼす影響に関する研究
- ⑪ 骨造成に関する臨床的研究

診療

愛知学院大学歯学部附属病院は歯学・歯科医学教育の医育機関であることから、南館4階の補綴科（部分欠損修復）診療部は、基本的には欠損歯列症例を対象とした部分床義歯補綴を担当しています。しかし、日常の補綴歯科治療では歯質欠損症例、無歯顎症例も多く認められるため、歯冠補綴、全部床義歯補綴などを含めた補綴歯科治療全般を担当しています。また、特殊診療部 顎顔面補綴科では、口腔や顔面領域に生じた腫瘍、外傷、炎症、先天性の形成不全などにより顔面または顎骨とその周囲軟組織に生じた顎顔面欠損症例に対して顎補綴装置（顔面領域には顔面補綴装置（エビデンス）、口腔領域には顎義歯や舌接触補助床をはじめとする各種特殊装置）で修復し、損なわれた機能・形態・審美に対する回復・改善を図っています。特殊外来 マグネットデンチャー外来では、有床義歯へ磁石を利用した磁性アタッチメントによる有床義歯補綴治療を行っています。補綴科（部分欠損修復）診療部、顎顔面補綴科診療部、マグネットデンチャー外来では、学内からは関連診療科、学外からは県内外の総合病院やがんセンター等の多くの医療施設から患者様のご紹介をいただいております。そして、日々の臨床においては、認定医・専門医を中心とした診療チームにて歯科医療に従事しております。また、各診療部・外来部門で経験した臨床症例や、臨床研究等の成果は、学会や学術雑誌へ発表し、積極的に活動を行っています。

〔有床義歯学講座教員〕

資格	氏名	資格	氏名	資格	氏名
主任教授	武部 純	講師	熊野 弘一	助教	松崎 悠華
特殊診療科教授	尾澤 昌悟	講師	秦 正樹	助	青柳 敦士
講師	吉岡 文	講師	松川 良平		

14. 高齢者・在宅歯科医療学講座（全部床義歯学）〔末盛4階〕

当講座は、高齢者・在宅歯科治療学、全部床義歯学、インプラント歯科学の3分野を担当しています。

高齢者の歯科治療では、顎口腔系の局所的な問題に加えて全身疾患や社会的、精神・心理的な問題まで配慮する必要があります。さらに、超高齢社会の到来で需要が増した訪問歯科診療や口腔ケアの問題も扱います。

全部床義歯学は歯科補綴学の一分野であり、全ての歯を失った無歯顎者が装着する全部床義歯を扱う学問であります。歯の喪失により咀嚼機能・発音機能・審美性などに障害が生じますが、無歯顎者に適切な全部床義歯を装着することにより失われた機能の回復ができます。

教育

臨床歯科補綴学

全部欠損補綴 講義
// 実習

臨床予備実習

高齢者・在宅歯科治療学 講義

臨床実習（高齢者・在宅歯科治療学、補綴科）

臨床実習では、高齢者の診察、高齢者の全身的評価、認知機能の評価、介護技術、高齢者疑似体験、口腔ケア、生体モニタリング、口腔機能低下症、咀嚼機能検査法、摂食嚥下リハビリテーション、高齢者の栄養評価と食事指導の講義と実習、介護老人保健施設における臨地実習、および、補綴治療の見学と自験が行われます。

研究

高齢者歯科学と全部床義歯学を主軸とし、さらに歯科補綴学に関連する分野の研究を行っています。具体的には、軟質リライン材の臨床効果、インプラントの種類を判別する AI プログラムの構築に関する研究、光照射による骨治療促進に関する研究、ドラッグリポジショニングによる骨芽細胞分化促進の研究、高齢者の口腔ケアの自立度に関する研究、高齢者歯科学の臨床実習における教育プログラムに関する研究、訪問歯科診療と高齢者歯科医療に関するインターネット調査による研究、項目反応理論に基づいた CAT による咀嚼能力の定量評価、下顎運動と顎関節構造、口腔内装置を用いた閉塞性睡眠時無呼吸症候群患者の臨床的研究等のテーマに取り組んでいます。

診療 診療室は附属病院の 4 階にあり、全部欠損修復、口腔インプラント科、口腔金属アレルギー外来、高齢者歯科外来を担当しています。なお、診療の場を利用して臨床実習や臨床研究を行っています。

【高齢者・在宅歯科医療学講座教員】

資 格	氏 名	資 格	氏 名	資 格	氏 名
主 任 教 授	木本 統	准 教 授	宮前 真	講 師	上野 温子
准 教 授	竹内 一夫	講 師	宇佐美博志	講 師	瀧井 泉美
准 教 授	水野 辰哉	講 師	高濱 豊	講 師	山口 大輔

15. 冠橋義歯・口腔インプラント学講座【末盛5階】

教育

補綴装置という人工物により、先天的または後天的に損なわれた顎口腔系の機能ならびに審美性を回復することを目的とする歯科補綴にあって、当講座は主として残存歯に維持と負担を求める冠・橋義歯と骨に支持を求める口腔インプラントの理論に関する講義とその実践に関する実習を担当している。諸君達はまず 2 年生秋学期の歯冠形成実習で、ヒトの歯の基本的な歯冠形態を学ぶとともにその機能的形態を学ぶ。次に、3 年生春学期の冠・橋義歯学の講義と実習および秋学期の臨床歯科補綴学で、歯の歯冠部に生じた形態的、色調的異常、または少数歯の欠損によって生じる顎口腔系器官の様々な病態と、それに対する治療法としての冠・橋義歯の生物学的、理工学的理論を学び、それによって得た知識と技術を 5 年生以降の臨床実習で展開できるようにする。

診療

本学附属病院を訪れた患者さんの一般的な補綴診療を行うかたわら、この地域の専門病院として、複雑な補綴処置を要する患者さんの診療を行っている。

諸君達が臨床実習にはいると、実際の患者さんを前にして、最初の診察から治療の予後観察にいたる歯科補綴の一連の流れと意義を学ぶ。そして、臨床実習指導医のもとで、その治療や技工に携わり、歯科医師として必要不可欠な歯科補綴診療の基礎的技術を習得する。

研究

冠・橋義歯を主体とした診療レベルの向上を目指して、咬合検査や顎機能診査法の開発とシステム化、治療法ならびに使用材料の開発、および既存ないしは新しい技術・材料の客観的評価を行っている。

【冠橋義歯・口腔インプラント学講座教員】

資 格	氏 名	資 格	氏 名	資 格	氏 名
主 任 教 授	近藤 尚知	講 師	阿部 俊之	助 教	中川 昌好
特殊診療科教授	村上 弘	講 師	佐久間重光		
准 教 授	橋本 和佳	講 師	尾関 創		

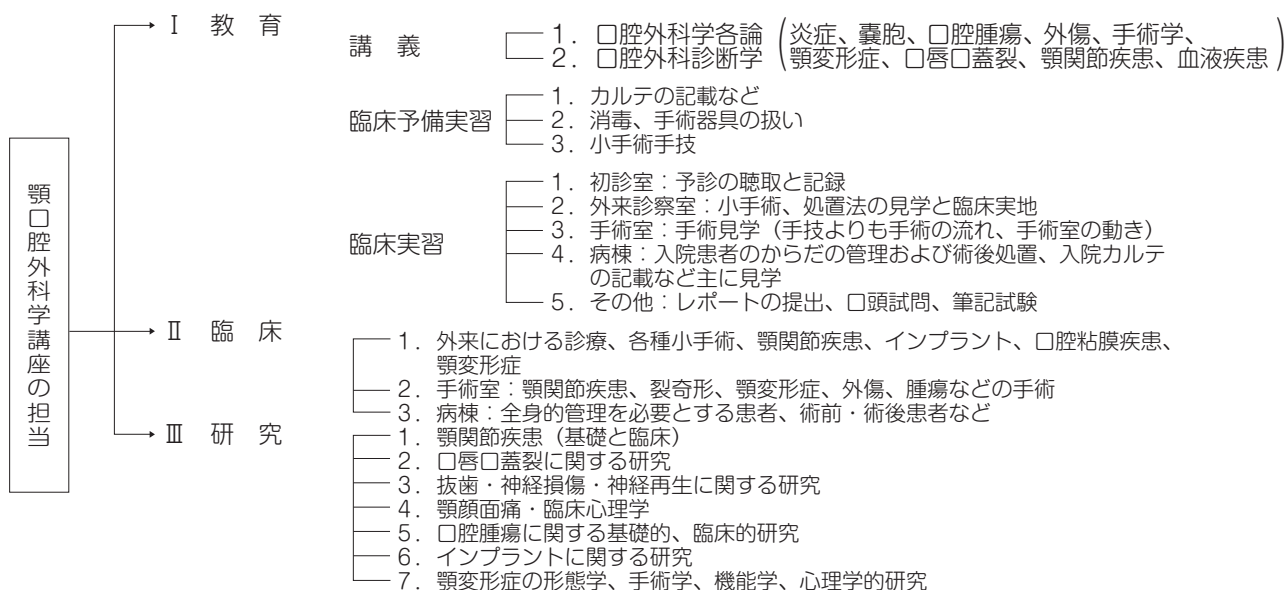
16. 顎口腔外科学講座【末盛3階】

口腔外科は口腔およびその周辺にみられる外傷、炎症、腫瘍（良性・悪性）、嚢胞、奇形、神経性疾患などを扱う学問で、その内容は多岐にわたり、歯科医療と一般医療との接点にあたる。したがって歯科医学的知識に加えて、広範な医学知識を持たないと理解できない面がある。このためには 3 年生から 4 年生前期にわたる、基礎医学（歯学）の講義を十分に活かしておくことが必要であり、診断学（内科）、内科学、外科学、のほか関連臨床医学および麻酔学の理解は口腔外科学の理解、臨床に必須のものと考えなければならない。

このように、口腔外科学は広範にわたるため、顎口腔外科学講座と顎顔面外科学講座で内容を分担している。顎口腔外科学講座は炎症、顎関節疾患、先天異常疾患、粘膜疾患、外傷および口腔外科と全身に関する手術学、顎変形症、口腔に關係の深い血液疾患、および口腔外科診断学の講義がある。

講義終了後は顎顔面外科学講座と共通で、臨床予備実習に入る。臨床予備実習では、臨床実習の基本態度と技能を学ぶ。また、感染対策や病歴聴取および抜歯・縫合などの手術の基本手技を習得し、さらに臨床に関与した関連講義を受ける。

臨床実習は病院の口腔外科初診室、外来診療室、病棟、手術室に分散され、各指導医のもとで予診の聴取、小手術手技の実地臨床、手術の見学、病棟では入院患者の術前術後の管理や処置について学ぶことになる。



〔顎口腔外科学講座教員〕

資 格	氏 名	資 格	氏 名	資 格	氏 名
主任教授代行 講師 講師	後藤 満雄 中山 敦史 阿知波基信	講師 講師 助	井上 博貴 伊東 優 古田 浩史	助 教 助 教	吉崎 亮介 小熊 哲史

17. 顎顔面外科学講座【末盛3階】

教育

顎顔面外科学の占める範囲は広く、口腔顎顔面領域を中心とした、炎症性疾患、良性・悪性の腫瘍形成性疾患、口唇裂や口蓋裂などの先天異常疾患、顎骨の骨折などの外傷を含めた種々の疾患を取り扱う。この中で、顎顔面外科学講座の分担する講義は悪性腫瘍を含めた腫瘍形成性疾患（総論、各論）、粘膜疾患と前癌病変手術学（消毒、基本手技、顎矯正手術、抜歯など）、薬物療法、唾液腺疾患、腫瘍類似疾患、神経疾患、先天異常、顎顔面口腔の症候群、摂食嚥下障害、睡眠時無呼吸症などの、臨床分野である。また、臨床予備実習を修了した後に臨床実習の場では、手術室での手術見学をはじめとした病院での実習が始まる。したがって、歯科医学はもとより隣接医学を含めた基本的知識と全人的な素養が不可欠であり、予め十分な学習をしたうえで、自ら考え、自ら行動し、学ぶことが大切である。

研究

当講座で行われている研究は、

摂食嚥下障害の評価とリハビリテーションに関する研究

先天性奇形の原因と予防に関する遺伝子解析

骨や粘膜の移植、誘導に関する研究

口腔癌および口腔粘膜疾患の臨床・病理学的・分子生物学的研究

と、多岐にわたって行われている。

顎・顔面・頭蓋の形態分析と形態異常に対する遺伝子解析

口唇口蓋裂の手術、顎発育、言語発達とケアに関する研究

国際交流、海外医療援助に関する研究

診療

口腔顎顔面領域のすべての疾患について EBM に基づいた治療を行う一方で、先駆的な治療も取り入れて手術に当たっている。スタッフは全員豊富な手術経験を有し、麻酔科などでの研修経験を持ち、術後の全身管理の能力も高めている。さらに、口腔領域のエキスパートとして摂食・嚥下機能障害の治療も積極的に行っている。口唇口蓋裂と顎変形症については専門診療部を設け、顎関節、口腔粘膜、腫瘍疾患、摂食嚥下、難抜歯、言語療法については特殊外来を作り、治療に携わっている。

17-2. 口腔先天異常学研究室

教育

顎口腔外科学講座、顎顔面外科学講座と協力して口腔外科学の講義、実習を担当すると共に、口腔先天異常（口唇裂、口蓋裂、各種症候群）学、ヒト遺伝子解析学、言語学、口腔機能発達学、口腔ケア学、国際協力などの分野について歯学部学生のみならず、心身科学部、短期大学部歯科衛生学科の学生の教育・実習を行っている。

また課外活動として海外医療援助体験学習や、患者の家族の会とのキャンプなども企画している。

研究

1. 口唇口蓋裂の疫学的研究
2. 口唇口蓋裂の発生予防に関する研究
3. 先天性疾患の原因と予防に関する遺伝子解析
4. 口唇口蓋裂の手術、顎発育、ならび各種口腔疾患治療に関する研究
5. 言語学に関する研究
6. 言語教育に関する研究
7. 小児口腔機能発達不全症に関する研究
8. 口腔ケアに関する研究（日本口腔ケア学会と連携）
9. 国際交流、海外医療援助に関する研究（日本歯科保健医療国際協力学会と連携）

また、「一安部浩平初代日本口唇口蓋裂協会理事長記念寄附講座－口腔先天異常遺伝学・言語学講座」寄附講座を開設して、遺伝子解析、遠隔言語訓練システム遺伝、カウンセリングや口腔ケアによる全身への影響等の研究等を行っている。

未来口腔医療研究センター大原康之記念寄附研究部門「ベトナム研究所」を開設している。

診療

口腔先天異常を中心として各種口腔疾患の治療を行っている。口唇口蓋裂センターは、中部地区最大で最も古く哺乳指導から手術までの各種治療を行うと共に、国連認定（ロスター認定 NPO 法人）日本口唇口蓋裂協会ならびに国際口唇口蓋裂協会の事務局を担当し、国内外の患者の悩みのカウンセリング、海外での無償手術など幅広く行っている。

言語・口腔機能発達外来部門は、愛知県の言語治療施設認定 1 号として国の施設基準を満たすと共に、年間 5000 名に及ぶ患者の治療を担当している。また、口腔ケア外来部門は、日本口腔ケア学会の事務局として、口腔ケアの知識と技術の普及を行っている。更に各種口腔疾患の治療を行っている。

〔顎顔面外科学講座教員〕

資 格	氏 名	資 格	氏 名	資 格	氏 名
主 任 教 授	後藤 満雄	〈口腔先天異常学研究室〉		講 師	井村 英人
准 教 授	宮地 齊	特殊診療科教授	夏目 長門		
講 師	長谷川正午	客 員 教 授	新崎 章		
講 師	渡邊 哲	客 員 教 授	森 悦秀		
講 師	宮部 悟	客 員 教 授	梅田 正博		
助 教	寺沢 史誉	准 教 授	新美 照幸		

18. 歯科矯正学講座【末盛7階】

人の顔がみな違うように、歯ならびも百人百様である。

口唇が閉じられないほどの上の前歯の突出（上顎前突）、前歯が反対に咬み合っている受け口（下顎前突）、凸凹した歯ならびの乱杭歯（叢生）、前歯が咬み合わない開咬などさまざまである。

歯ならびが悪いことによって口もとの美しさを損なうばかりでなく、咀嚼機能・発育機能など口腔機能やう蝕・歯周病を誘発する等生理的な悪影響をおよぼすことが多い。

歯科矯正学とは、

1. 歯・歯周組織・顎骨およびこれらを含む顎・顔面複合体の成長発育を研究し、
2. これら諸構造の不調和や顎骨・歯列の異常を改善することによって、顎口腔系の形態と機能を回復するとともに顔貌の改善をはかり、
3. 身心の健康を提供し、これを維持することを目的とする歯科の一分科である。

歯科矯正学講座では学生教育・研究だけでなく、附属病院にて矯正歯科を担当し不正咬合に悩む患者の診療を積極的

に行っている。

我が国においては近年矯正歯科治療が広く認知され口唇口蓋裂に代表される先天異常に起因する不正咬合や顎離断等の手術を必要とする顎変形症の矯正歯科治療は健康保険の適用を受けられるようになっている。補綴処置、歯周処置との関連する内容も多く、今後、ますますの発展が期待されている。

歯科矯正学講座の担当

1. 教育
 - a. 講義（顎顔面部の成長発育と不正咬合・不正咬合の診断と治療）
（3年秋期・4年春期）
 - b. 基礎実習（4年春期）
 - c. 臨床予備実習（4年秋期）
 - d. 臨床実習（5年、6年）
2. 診療
矯正歯科治療と予防処置（附属病院）
3. 研究
 - a. 歯列・顎・顔面骨格の成長発育に関する研究
 - b. 矯正歯科治療の進歩に伴うデンタルマテリアル・バイオマテリアルの開発と応用
 - c. 顎顔面部の形態異常と機能障害の因果関係の解明と、その予防法の確立
 - d. 歯および顎の移動に伴う骨の改造現象の細胞学的メカニズムの究明と、矯正歯科治療への応用

【歯科矯正学講座教員】

資格	氏名	資格	氏名	資格	氏名
主任教授	宮澤 健	講師	川口美須津	講師	関谷 健夫
准教授	藤原 琢也	講師	佐藤 琢麻	講師	高橋 美文
准教授	田淵 雅子	講師	樋田 真由		

19. 小児歯科学講座【末盛4階】

小児歯科学は、成長発育期にある小児を対象とする歯科学の1分野である。

一般医学において、かつて小児科学が内科学より分かれて発展したが、それは小児と成人は肉体的にも精神的にも本質的に相違することに起因するものである。

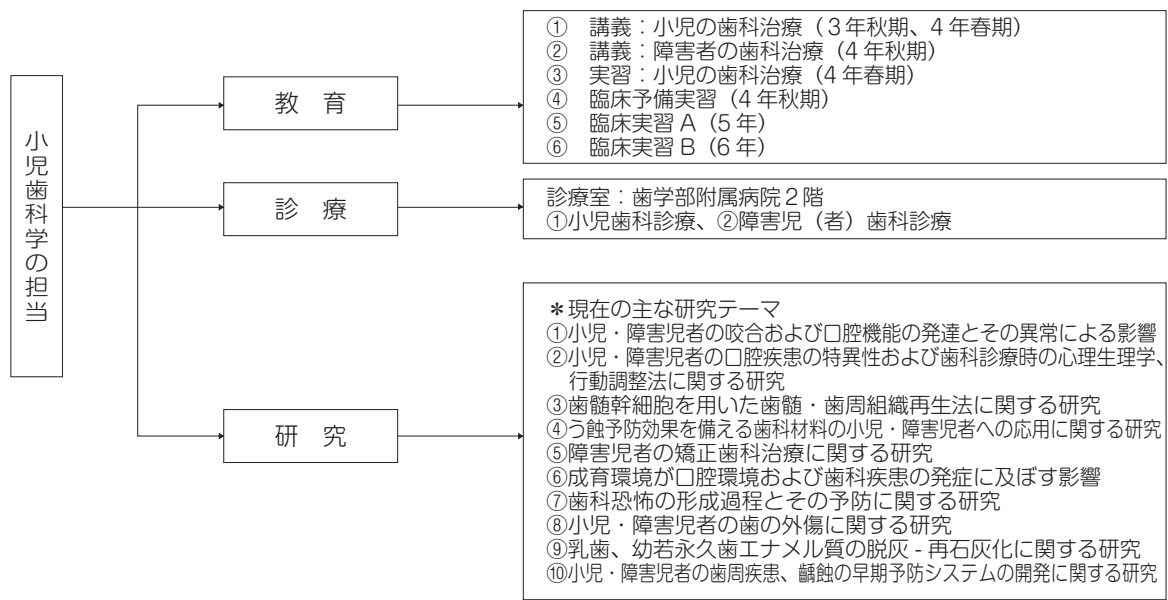
小児は成長、発育することによって成人となるが、成人を小さくしたものではない。

“The child is not a little man.”－このことを認識すれば、歯科学における小児歯科学の占める意義が明らかになるであろう。

小児歯科学は、胎生期から成人にいたる間の小児の口腔領域の正常な発育を図り、これを障害する異常や口腔疾患について、その予防と治療を行うことによって、小児の口腔の健康管理を行い、健全な顎口腔機能を育成するための理論や方法を修得することを目的としている。その教授内容は、歯科医学を包括するものであり、以下に示すようである。

- 1 小児患者の歯科的対応
- 2 小児患者の診療方針（口腔管理計画）
- 3 乳歯、幼若永久歯の疾患の予防と治療
- 4 小児の口腔軟組織疾患の予防と治療
- 5 顎口腔領域の疾患の治療
- 6 歯列および咬合関係の異常の予防と治療（咬合誘導）
- 7 心身障害児者の歯科治療
- 8 小児の全身的疾患と歯科治療

小児歯科学が担当する教育、診療研究は以下に示すようである。



〔小児歯科学講座教員〕

資 格	氏 名	資 格	氏 名
主任教授代行	宮澤 健	講 師	林 勇輝
特殊診療科教授	名和 弘幸	講 師	玄番千夏子
講 師	荒木 麻美	助 教	加古 駿輔
講 師	堀部 森崇		

20. 歯科放射線学講座〔末盛6階〕

教育

歯科放射線学は放射線を歯学の分野に応用する学問で、放射線の基礎理論を理解し、歯科医療に必要な知識と実技を習得することをその目的としている。

診療

放射線・画像診断科診療部（附属病院地下1階）において、種々のX線撮影および画像検査、超音波検査を行っている。

研究

主たる研究内容

1. 顎顔面領域疾患の CT 診断
2. 口腔癌の画像診断
3. 顎関節症の画像診断
4. 超音波診断法の応用
5. インプラント診療における画像診断
6. デジタルX線撮影における画像の評価
7. 顎変形症の画像診断
8. 各種歯科用X線機材の性能評価
9. 人工知能の画像診断への応用
10. 線量評価

〔歯科放射線学講座教員〕

資 格	氏 名	資 格	氏 名
主 任 教 授	有地榮一郎	助 教	栗田千亜紀
准 教 授	内藤 宗孝	助 教	森 瑞穂
講 師	木瀬 祥貴		

21. 麻酔学講座【末盛3階】

教育

歯科医にとって麻酔は歯科治療時の痛みを除く手段として身近であり、かつ重要である。歯科麻酔学は、歯科治療に伴う痛みや、顎顔面の疾患による疼痛を軽減・除去することにより、患者を苦痛から開放することを探求する学問である。また、麻酔は痛みを取り除くだけでなく、同時に様々な作用を患者におよぼし、なかには生命に危険をもたらすものもある。歯科麻酔学を学ぶことは麻酔の理論と応用を学ぶことはもちろん、麻酔の副作用に対処できるように呼吸、循環といった全身管理を学ぶことも大きな目的の一つである。

診療

1. 手術室における全身麻酔、鎮静法

口腔外科手術を中心に全身麻酔と鎮静法を合わせて年間 1000 件を超える麻酔管理を担当している。麻酔前日に患者を診察し、全身状態の評価、麻酔法の選択を行い、当日、早朝カンファレンスを行い、麻酔管理に関する重要事項を再確認している。

2. 外来における鎮静法

極端に神経質な人や反射の強い人など、局所麻酔だけでは歯科治療ができない患者に対し、吸入麻酔薬や静脈麻酔薬を用い鎮静法を実施している。

3. ペインクリニック

顎顔面痛の患者に対し主に薬物療法による疼痛治療を行っている。

研究

- ① 臨床麻酔全般に関する研究
- ② 小児麻酔全般に関する研究
- ③ 口腔顔面痛に関する研究
- ④ 歯科診療室に於ける救急蘇生法の改善に関する研究

【麻酔学講座教員】

資 格	氏 名	資 格	氏 名
主 任 教 授	奥田 真弘	講 師	城 尚子
准 教 授	山田 正弘	助 教	奥村 陽子
准 教 授	佐藤 曾士		

22. 内科学講座【末盛6階】

教育

内科学はすべての臨床医学の中核をなす医学の一部門であり、その目的は、対象とする疾病の原因と病態・症状を明らかにし、診断と治療を実施、患者の健康を維持、回復させることにある。

内科学が対象とする領域は、循環器、消化器、呼吸器、代謝、感染症、血液、神経、内分泌、腎、アレルギー、膠原病、と多岐に亘っている。高齢化の到来等とともに歯科以外の疾患を併せ持つ患者はますます増加し、歯科医療を確実かつ安全に行うには、内科学によって得られる全身的な医学知識の習得が必須である。そこで、疾病概念を理解する上で重要な内科疾患、歯科診療上留意すべき問題を抱える内科疾患等を取り上げ、全身的疾患を視野に入れた歯科診療に必要な知識や思考方法を身につけられるように、3年生で内科学、4年生で小児科学の講義、5年生で内科臨床実習を行う。

診療

内科診療部では、月曜から土曜の午前中に、内科疾患全般の診療を行っており、対象疾患として、循環器疾患（高血圧症、不整脈、狭心症等）、糖尿病、脂質異常症、感染症、胃腸障害、骨粗鬆症等が挙げられる。さらに、歯科口腔外科診療部等において手術を要する症例の術前検査、内科的疾患を有する患者の周術期管理も担当している。小児科診療においては、小児科疾患全般の診療に加え、術前検査、周術期管理も行っている。

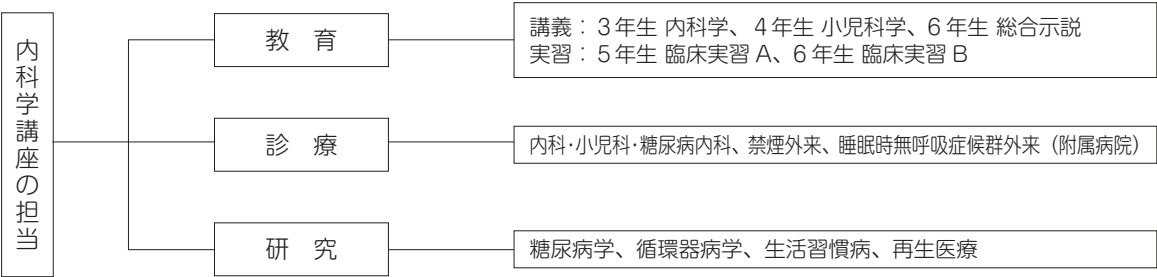
術前検査としては、身体計測、血圧測定、心電図、呼吸機能検査、胸部 X 線撮影、血液検査（血液学、生化学、感染の抗原・抗体）、尿検査を実施し、手術に際して患者の全身状態を把握し、問題の有無を確認する。必要に応じて、心臓／腹部超音波検査、運動負荷心電図、Holter 心電図、CT 等精密検査も行う。全身合併症については適切な診断を行った後、手術施行の可否を判断するとともに、手術が安全に実施できる様に内科治療を行う。

また、午後には、歯周病と関連の深い糖尿病、及び、口腔外科や補綴科診療にも関与する睡眠時無呼吸症候群を担当する専門外来（糖尿病外来週 3 回、禁煙外来・睡眠時無呼吸外来週 2 回）を設置している。糖尿病については、月 1 回程度、歯周病を含む慢性合併症を精査するための糖尿病合併症外来も行っている。

研究

1. 歯周病と糖尿病の関連における基礎的および臨床的研究
2. 糖尿病合併歯周炎の病態解明と新規治療法の開発
3. 歯髄幹細胞を用いた全身性疾患に対する再生医療研究
4. 動脈硬化の発症、進展機序の解明を目指した基礎的および臨床的研究

5. 歯科疾患と心疾患・動脈硬化性疾患の関連における基礎的および臨床的研究
6. アディポサイトカインの機能解明における基礎的および臨床的研究



【内科学講座教員】

資格	氏名	資格	氏名	資格	氏名
主任教授	成瀬 桂子	講師	宮部 愛	助教	笹島沙知子
准教授	中村 信久	講師	伊藤 瑞穂	兼任教授	鬼頭 敏幸

23. 外科学講座【末盛5階】

教育

臨床医学は大きく内科系と外科系に分類される。歯科は典型的、代表的な外科系診療科である。歯科学を習得のためには基礎医学、内科学と共に一般的な外科学の知識を身につけることは必須である。現在の歯学部教育では4年生までに修得している基本的・普遍的医学知識が試される、CBT（Computer Based Testing）などの共用試験が行われ5年生への進級基準の一つとなっている。外科学では外科系医療従事者として必要な外科的診断や処置の知識を身につけ、また臓器ごとの疾患についての知識を持ち、CBT、歯科医師国家試験での合格基準を目標として講義を行っている。

担当科目

- 2年生 臨床医学（外科1）
3年生 臨床医学（外科2）
5年生 臨床実習 A、総合研修
6年生 隣接臨床医学（耳鼻咽喉科学）、総合示説（臨床医学示説）、臨床実習 B

診療

外科学講座は、歯学部附属病院にて外科診療と耳鼻科診療を担当している。外科は、主に消化器疾患（消化管、肝胆膵）の診断と治療が中心となる。また、外傷の処置や外来小手術など一般外科診療を外来にて行っている。検査では全身的には胸腹部 CT 検査、腹部臓器では、上部消化管内視鏡検査（胃力メウ）や腹部超音波検査（エコー）、大腸 CT 検査などを行っている。また、長期間の入院を要しない入院手術（鼠経ヘルニア手術）なども行えるようになった。耳鼻科は、難聴、耳なり、めまいの診断・治療を中心に、中耳炎、副鼻腔炎、咽喉頭炎、扁桃炎などの上気道を中心とした感染症の診断と治療を行っている。あわせてアレルギー性鼻炎の診断と舌下免疫療法を含む治療も行っている。

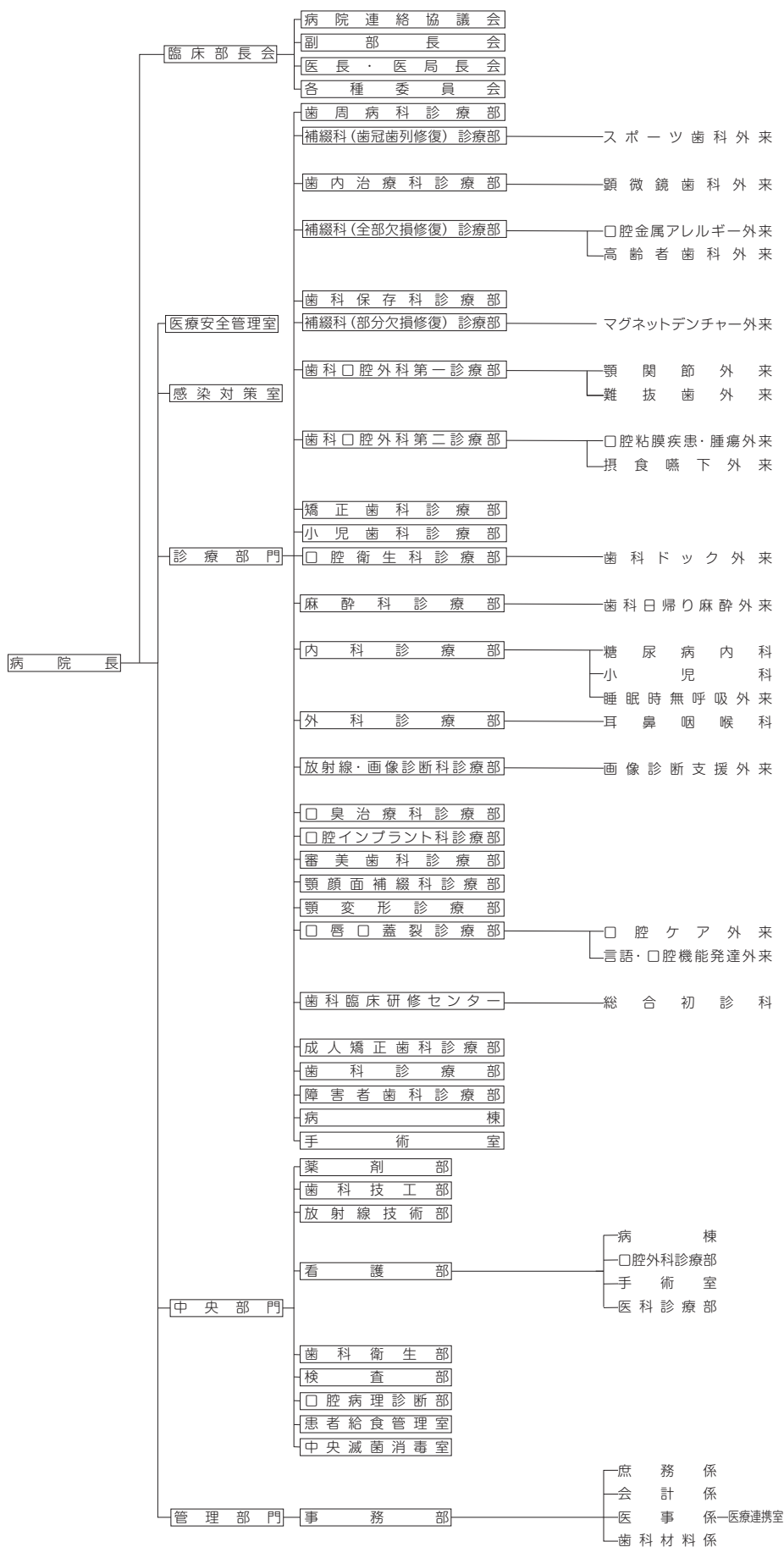
研究

患者さんの検体を用いて、発現アレイ解析や次世代シーケンスの手技を用いながら、がんの発生や進展に関わる分子を抽出する研究を行っている。近年では口腔領域の検体（唾液、組織）を用いて口腔癌をはじめ消化器癌の発症などに関連する分子や細菌の抽出を行っている。興味深い分子等を同定できた際にはその分子の機能解析を行い、さらには腫瘍マーカーとして臨床に応用することを目指して研究を行っている。

【外科学講座教員】

資格	氏名	資格	氏名
主任教授	野本 周嗣	兼任教授	小出 龍郎

Ⅱ 歯学部附属病院



◆病院 診療フロアガイド

(令和5年度4月1日現在)



診療棟
(西館)

4 _F	手術室 中央滅菌消毒室
3 _F	口腔外科 口唇口蓋裂センター 顎変形診療科 顎関節外来 口腔粘膜疾患・腫瘍外来 難拔牙外来 言語・口腔機能発達外来 歯科日帰り麻酔外来 摂食嚥下外来・口腔ケア外来
2 _F	病棟
1 _F	医療連携室 患者給食管理室 売店 警備室

渡り廊下

診療棟
(南館)

臨床教育
研究棟
(北館)

7 _F	講義室	保存修復学講座研究室 歯科矯正学講座研究室 セミナー室 (3)(4)(7) 歯科臨床研修センター
6 _F	改修中	歯科放射線学講座研究室 歯内治療学講座研究室 歯周病学講座研究室 内科学講座研究室 附属図書館分室
5 _F	歯周病科 歯内治療科 歯科保存科 口臭治療科 審美歯科 顕微鏡歯科外来	外科学講座研究室 有床義歯学講座研究室 冠橋義歯・口腔インプラント学講座研究室 中央研究室 短期大学部歯科衛生学科 教員室
4 _F	補綴科 (歯冠歯列修復) // (全部欠損修復) // (部分欠損修復) 口腔インプラント科 顎顔面補綴科 スポーツ歯科外来 口腔金属アレルギー外来 高齢者歯科外来 マグネットデンチャー外来	小児歯科学講座研究室 高齢者・在宅歯科医療学講座研究室 教育企画室 セミナー室 (1)(2)
3 _F	総合初診科 総合診療科 口腔衛生科 歯科ドック外来 中央検査室 写真室 (マルチメディアセンター分室)	麻酔学講座研究室 顎口腔外科学講座研究室 顎顔面外科学講座研究室 口腔先天異常学研究室 口腔衛生科控室
2 _F	小児歯科 矯正歯科 障害者歯科 成人矯正歯科	技工部技工室 技工室 (1)~(3) 第2教室 技工専門学校技工室 技工専門学校教員室
1 _F	内科 小児科 外科 耳鼻咽喉科 糖尿病内科 総合受付・会計 薬剤部 売店 (歯ブラシ等)	歯学部事務室・病院事務室 会議室兼セミナー室 第1教室 名誉教授・客員教授・臨床教授室 コンピューター開発室
B1 _F	放射線・画像診断科 画像診断支援外来	学生控室

診療内容

(令和5年度4月1日現在)

患者さんの症状により、各診療科・外来の専門医が担当します。

6F	改修中
5F	歯周病科 歯肉炎や歯周炎に代表される歯周病の治療を行います。 歯内治療科 むし歯や外傷などで病気になる歯の神経や根の処置を行って歯の保存をはかります。 歯科保存科 むし歯の処置および病気になる歯の根を処置して、歯を残すための治療を行います。 口臭治療科 口腔由来の口臭の原因を診査の上、診断し、その原因に対する治療を行います。 審美歯科 歯の色や形態異常などに対して、自然な外観と機能の回復をはかります。 顕微鏡歯科外来 顕微鏡（マイクロスコープ）を使用し、歯の内部を拡大して直接根管内を見ながら精密な歯内治療を行います。
4F	補綴科（歯冠歯列修復） 歯が欠けたり、抜けたりした部分を冠や入れ歯などで治療します。 補綴科（全部欠損修復） 歯が欠けたり、抜けたりした部分を冠や入れ歯などで治療します。 補綴科（部分欠損修復） 歯が欠けたり、抜けたりした部分を冠や入れ歯などで治療します。 口腔インプラント科 あごの骨の中に人工の歯根を植立して、形態と機能の回復を目的として治療します。 顎顔面補綴科 病気が事故であごや顔面に損傷を受けた患者さんに対して、人工物で回復治療をはかります。 スポーツ歯科外来 スポーツによる外傷、障害などの防止のためにマウスガードの作製、調整を行います。 口腔金属アレルギー外来 金属アレルギーのある患者さんの歯科治療を行います。 高齢者歯科外来 加齢に伴う、歯や口の形態の変化と機能の低下を多角的に診査して治療を行っています。 マグネットデンチャー外来 永久磁石を応用した義歯を用いて歯列の欠損部を修復します。
3F 西館	口腔外科外来 口腔、顎、顎関節、唾液腺に起こる奇形、変形、外傷、腫瘍や炎症を外科的に治療します。 口腔口蓋裂センター 口腔口蓋裂などの先天的な口の病気の治療をします。 顎変形診療科 顎、咬合の位置異常、偏咬に対して外科矯正治療や他の方法により改善します。 顎関節外来 下顎の関節（耳の前）を中心とした痛みや音、または口の開かない等の病気を専門的に治療します。 口腔粘膜疾患・腫瘍外来 口腔・顎顔面の良悪性腫瘍性病変を治療対象とし、根治的切除を最終目的とした外科的手術を基本的な治療方針としています。 難治歯肉外来 智歯など、時間がかかる難しい治療を行います。入院での治療にも対応します。 言語・口腔機能発達外来 ことば（発音）の改善に必要な検査、訓練を行うとともに言語相談等も受け付けています。 歯科日帰り麻酔外来 歯科麻酔科医が鎮静法（「まんやりした気分」のような状態）や全身麻酔法を使用して全身の様子を見ながら、担当歯科医が治療を行います。 摂食嚥下外来 飲み込みの検査を行い、飲み込みの力に合った食事の形態を提案し、飲み込みの訓練、口の清掃を行います。 口腔ケア外来 癌に備えた口腔ケア、有病者の口腔ケア、癌等支持療法としての口腔ケア、健康の維持向上への口腔ケア等を行います。

3F 東館	総合初診科 初診患者さんの主訴をもとに、口腔内診査をして適切な診療科や外来を案内します。 総合診療科 一般的なお口の病気について、歯科の総合的な診療を行います。 口腔衛生科 むし歯や歯周病の予防処置（歯石除去、フッ素塗布など）や歯磨き指導などを行います。 歯科ドック外来 体の健康はまず歯から。お口の健康状態をチェックし、結果に合わせて歯医を行います。 中央検査室 癌や疑った検体を測定し、病理歯肉標本の作製等を行っています。
2F	小児歯科 子どものむし歯の治療や予防を行い、乳歯から永久歯へのはえかわりや噛み合わせを管理し、健全な歯列の育成を行います。 矯正歯科 悪い歯並びや噛み合わせを矯正治療します。 障害者歯科 子知的障害および身体障害者・児の歯科治療と口腔管理を行います。 成人矯正歯科 おとの方の歯並び、噛み合わせ、審美性を歯科矯正治療により改善する診療科です。
1F	内科 内科疾患の診断と治療をします。専門外来（心エコー、睡眠時無呼吸症候群、禁煙）も行っています。 小児科 こども（15才以下）の健康状態のチェック、疾患の診断と治療をします。 外科 外科的治療、手術をはじめ、胃や腸など消化管の精密検査を行います。 耳鼻咽喉科 耳、鼻副鼻腔、口腔、のど、頸部、気管食道の関連部などの疾患の診断と治療をします。 糖尿病内科 糖尿病の診断と治療、および糖尿病合併症の評価と治療をします。 睡眠時無呼吸外来 不眠症、睡眠障害でお困りの方へ診断と治療をします。
B1F	放射線・画像診断科 歯、口、あごなどの疾病のX線診断やCT・造影超音波などの検査・診断をします。 画像診断支援外来 かかつけ町岡栗南側の担当区からの紹介により、高度医療機器を用いた画像検査をします。
	麻酔科 治療中の患者さんの全身麻酔やストレス軽減など、麻酔による心身管理をします。 歯科技工部 各診療科と連携し、患者さんに合った入れ歯や治療用装置などを制作する部門です。 薬剤部 患者さんへの調剤と窓口での医薬品情報提供を行います。 放射線技術部 放射線、画像診断科において、歯科用X線装置、パノラマ、CT等の装置を備え、X線撮影を行っています。 看護部 外来、病棟、手術室で保健医療チームの一員として看護ケアを行っています。 歯科衛生科 ブラークコントロール、歯石除去などの予防処置及び治療の補助・全助を行っています。 患者総務管理室 入院患者さんの栄養および給食業務を管理しています。又、病棟・外来の栄養相談も行っています。 病院事務室・歯学部事務室 病院および歯学部の事務部門を統合管理しています。 総合受付・会計 受付・会計業務およびカルテを管理しています。

診療棟 南館

(7F・6F・5F・4F)

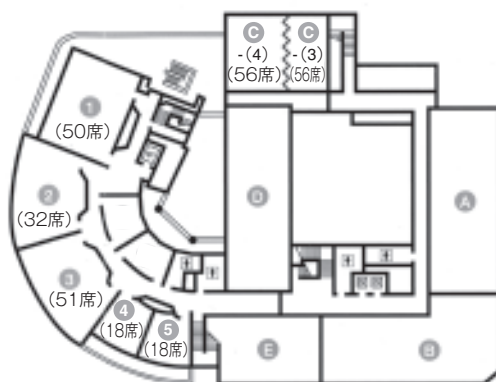
臨床教育・研究棟 北館

(令和5年度4月1日現在)

7F

講義室

①～⑤講義室



- ① 保存修復学講座研究室
- ② 歯科矯正学講座研究室
- ③ セミナー室(3)(4)
- ④ 臨床研修医セミナー室
- ⑤ 歯科臨床研修センター

6F

改修中



- ① 歯周病学講座研究室
- ② 歯内治療学講座研究室
- ③ 歯科放射線学講座研究室
- ④ 附属図書館分室
- ⑤ 内科学講座研究室

5F

歯周病科
歯内治療科
歯科保存科
口臭治療科
審美歯科
顕微鏡歯科外来

- ① 受付
- ② 診療室
- ③ EV ホール・待合ロビー
- ④ 洗口コーナー

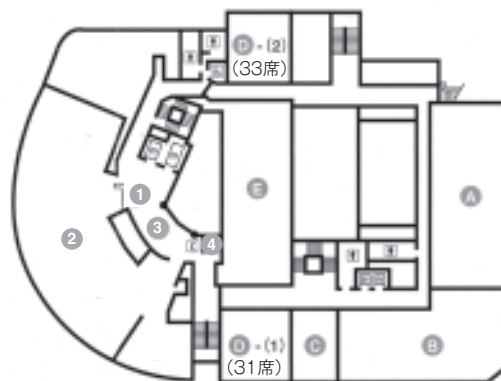


- ① 冠橋義歯・口腔インプラント学講座研究室
- ② 有床義歯学講座研究室
- ③ 外科学講座研究室
- ④ 中央研究室
- ⑤ 短期大学部
歯科衛生士学科教員室

4F

補綴科 (歯冠歯列修復)
// (全部欠損修復)
// (部分欠損修復)
口腔インプラント科
顎顔面補綴科
スポーツ歯科外来
口腔金属アレルギー外来
高齢者歯科外来
マグネットデンチャー外来

- ① 受付
- ② 診療室
- ③ EV ホール・待合ロビー
- ④ 洗口コーナー



- ① 小児歯科学講座研究室
- ② 高齢者・在宅歯科医療学講座
研究室
- ③ 教育企画室
- ④ セミナー室(1)(2)
- ⑤ 臨床シミュレーション室

診療棟 南館

(3F・2F・1F・B1F)

臨床教育・研究棟 北館

3F

総合初診科 総合診療科
口腔衛生科
歯科ドック外来
中央検査室 写真室

- ①受付②総合初診科診療室
③歯科臨床研修センター診療室
④口腔衛生科診療室・歯科ドック外来
⑤EVホール・待合ロビー
⑥洗口コーナー⑦中央検査室
⑧写真室



- ①口腔先天異常学研究室
②顎顔面外科学講座
研究室
③顎口腔外科学講座
研究室
④口腔衛生科教室
⑤麻酔学講座研究室

2F

小児歯科 矯正歯科
障害者歯科
成人矯正歯科

- ①受付②授乳室③障害者歯科診療室
④小児歯科診療室
⑤矯正歯科診療室・成人矯正歯科診療室
⑥相談室⑦洗口コーナー
⑧EVホール・ロビー



- ①第2教室(146席)
②技工室
③歯科技工部技工室
④技工専門学校教員室
⑤技工専門学校技工室

1F

内科 小児科
外科 耳鼻咽喉科
糖尿病内科 睡眠時無呼吸外来
総合受付・会計 薬剤部

- ①総合受付・会計
②EVホール・待合ロビー
③薬剤部④医科受付・中待合
⑤小児科診療室⑥内科診療室
・糖尿病内科診療室
⑦外科診療室・耳鼻咽喉科診療室
⑧南館入口
⑨売店(歯ブラシ等)



- ①第1教室(146席)
②会議室兼セミナー室
③コンピューター開発室
④歯学部事務室・
病院事務室
⑤北館入口
⑥OA室
⑦学生休養室

B1F

放射線・画像診断科
画像診断支援外来

- ①放射線・画像診断科
・画像診断支援外来受付
②EVホール・待合ロビー
③歯科用CT撮影室
④XTV撮影室
⑤CT撮影室⑥胸部撮影室
⑦放射線科診療室⑧デンタル撮影室
⑨パノラマ撮影室
⑩セファロ撮影室



- ①学生控室

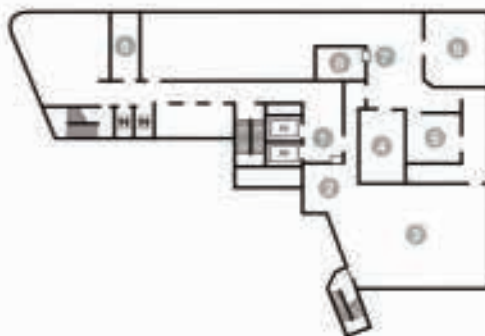
診療棟 西館

(4F・3F・2F・1F)

4F

手術室 中央滅菌消毒室

- ①EVホール②中央滅菌消毒受付
③中央滅菌消毒室④第3手術室⑤第2手術室
⑥第1手術室⑦受付⑧乗換ホール
⑨カンファレンスルーム



3F

口腔外科 口唇口蓋裂センター

顎変形診療科

顎関節外来 口腔粘膜疾患・腫瘍外来

難拔牙外来 言語・口腔機能発達外来

歯科日帰り麻酔外来

摂食嚥下外来 口腔ケア外来

- ①EVホール②⑭洗口コーナー③多目的診療室歯科日帰り麻酔外来
④⑥安静室⑤口腔外科第1診療室
顎変形診療科・顎関節外来・難拔牙外来
⑦口腔外科第2診療室・口唇口蓋裂センター
口腔粘膜疾患・腫瘍外来・摂食嚥下外来・口腔ケア外来
⑧受付⑨⑩⑪⑫診療室⑬言語・口腔機能発達外来⑮授乳室



2F

病棟

- ①EVホール
②処置室
③HCU
④ナースステーション
⑤洗面
⑥診療室
⑦汚物処理室
⑧⑨浴室
⑩調乳室
⑪談話室・食堂



1F

患者給食管理室 売店

- ①玄関ポーチ
②売店
③警備室
④洗濯室
⑤EVホール
⑥ロビー
⑦患者給食管理室
⑧医療連携室



西 館

末盛キャンパス

(令和5年度4月1日現在)

- (B1 / B2) 機械室、電気室他
- (1F) 警備室、医師当直医室、言語聴覚士控室、患者給食管理室、医療連携室、看護部控室、売店他
- (2F) 病棟、ナースステーション
- (3F) 歯科口腔外科診療室、顎変形診療科診療室、口唇口蓋裂センター診療室、言語・口腔機能発達外来他
- (4F) 手術室、中央滅菌消毒室

南 館

- (B1F) 放射線・画像診断科診療部、臨床研修医控室他
- (1F) 総合受付・会計、内科診療室、外科診療室、小児科診療室、耳鼻咽喉科診療室、待合ロビー、医事係事務室、薬剤部、売店（歯ブラシ等）
- (2F) 受付、小児歯科診療室、矯正歯科診療室、障害者歯科診療室、成人矯正歯科診療室、相談室、医員室兼資料室他
- (3F) 受付、総合初診科診療室、総合診療科診療室、口腔衛生科診療室、医員室兼資料室他
- (4F) 受付、補綴科（歯冠歯列修復）診療室、補綴科（全部欠損修復）診療室、補綴科（部分欠損修復）診療室、口腔インプラント科診療室、顎顔面補綴科診療室、医員室他
- (5F) 受付、歯周病科診療室、歯内治療科診療室、歯科保存科診療室、口臭治療科診療室、審美歯科診療室、医員室兼資料室他
- (6F) 改修中
- (7F) 講義室

北 館

- (B1F) 機械室、電気室、ポンプ室、歯学部学生控室、歯科技工専門学校控室、短大歯科衛生学科控室、学生委員会室、自販機コーナー
- (1F) 歯学部・病院事務室、病院長室、第1教室、コンピューター開発室、名誉教授・客員教授・臨床教授室、放射線技術部技師長室兼控室、OA室、会議室兼セミナー室、学生休養室
- (2F) 第2教室、技工室、歯科技工専門学校技工室、歯科技工部技工室、歯科技工部金属床室、歯科技工専門学校教員室、歯科技工部技工士長室、歯科技工部控室
- (3F) 顎口腔外科学研究室、顎顔面外科学研究室、口腔先天異常学研究室、麻酔学研究室、口腔衛生科控室、歯科衛生部控室、歯科衛生部総歯科衛生士長室兼士長室、中央検査室、マルチメディアセンター（分室）写真室、当直医控室
- (4F) 高齢者歯科学講座研究室、小児歯科学研究室、教育企画室、シミュレーション実習室、セミナー室
- (5F) 有床義歯学研究室、冠橋義歯・口腔インプラント学研究室、外科学研究室、中央研究室、短大歯科衛生学科教員室
- (6F) 歯内治療学研究室、歯周病学研究室、歯科放射線学研究室、内科学研究室、歯学・薬学図書館情報センター分室
- (7F) 歯科矯正学研究室、保存修復学研究室、歯科臨床研修センター、研修医セミナー室
- (8F) 動物舎

Ⅲ 歯学部関連施設

◆歯学研究科未来口腔医療研究センター

歯学部創立 35 周年の記念事業として設置された口腔先端科学研究所は、平成 22 年度より未来口腔医療研究センター（平成 20 年度文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業）と統合し、歯科医学、歯科医療にかかわる先端的な問題を取り上げるとともに、研究組織を多角的、有機的に構成して研究を推進しています。当然、その成果は歯学教育に反映されるよう意図されています。

次の 10 研究部門があります。

1. 再生プロジェクト部門：骨再生のための新規骨補填材の臨床応用方法、生活習慣病に対する再生医療の確立を目指した研究をします。
2. 遺伝子プロジェクト部門：遺伝子バンキングの拠点整備および口腔疾患の遺伝的因子の解析、口腔病変とかかわりのある微生物（歯周病関連細菌、HPV ウイルスなど）の遺伝子解析に基づき、口腔疾患の予防、検査法、治療法の開発に結び付く研究をします。
3. 検査プロジェクト部門：開発された医用材料や医療技術を、組織工学および歯科材料学による安全性適合性評価とともに、医療現場に導入する際の意志決定ツールとしての医療経済性評価の指標をベースに有効性と安全性という要素を加味した検査判定システムを用いて、有効性、安全性、経済性の判定を行います。
4. 口腔保健増進研究部門：生涯を通じて顎・口腔を健全に保持する方策について、社会への啓発を含めて情報化社会への対応、また健康科学を中心に系統的な研究をします。
5. 歯科個人識別・鑑定研究部門：法医学あるいは法歯学という立場からの研究は各大学、研究機関で行われていますが、歯科医学独自の立場から、物質や薬物などの分析鑑定から、個人識別についての研究を進めて、社会的に貢献できる研究をします。
6. 国際協力研究部門：歯学、医学の分野における国際医療援助、技術移転に関する理論と実践について、集学的に研究をします。
7. 歯学教育 ICT 開発研究部門：歯学教育における ICT 活用能力の向上を目指して、コンテンツ並びに ICT 環境の開発・研究を行います。
8. 医科・歯科連携再生医療研究部門：生体組織の主に不可逆的な損傷に対する治療の一翼を担う再生医療に関して、医科・歯科連携のもと、全身疾患および口腔疾患への応用を目指して系統的な研究を行います。
9. 人工知能応用部門：研究における種々の解析、あるいは歯科医療に関わる検査、診断等に人工知能を応用する技術の開発・研究を行います。
10. 大原康之 記念寄附研究部門：未来口腔医療研究センター国際協力研究部門では、これまで長年にわたりベトナムでの研究を行ってきました。この実績に基づき、医学、歯学はもとより他の分野も愛知学院大学のみならず、ベトナムの大学等より広く人材を求め、両国で共同研究を推進するとともに多分野でのベトナムに関する研究を行います。

上記の各研究部門は、社会機構の変革や、科学分野の著しい進歩と発展に呼応して設けられたものです。歯科医療分野の広がりと共に、治療よりは予防、予防よりは健康増進へと変革しつつあるなかで、研究の動態も先端的、また統合的な視野の下に、高度な研究体制を組織して、適時先進的な課題を取り上げて活動します。

平成 15 年 4 月から学術フロンティア推進事業の諸設備と種々の研究装置が移管され、さらに平成 20 年度より私立大学戦略的研究基盤形成支援事業（未来口腔医療の戦略的研究拠点形成～口腔領域におけるトランスレーショナルリサーチの実践～）に選定されており、中部地区最大の歯科医療関係の研究センターとなっています。

研究センター内には、主な機器として質量分析装置、共焦点レーザー顕微鏡、組織切片自動作成装置、レーザーマイクロダイセクションシステム、DNA シーケンサー、3D マイクロ X 線 CT 装置、DNA マイクロアレイ、ICP 発光分光分析装置、高速液体クロマトグラフ質量分析計、トリプル四重極型ガスクロマトグラフ質量分析計、磁界発生装置、原子間力顕微鏡、マルチプレックスサスペンションアレイ、True 共焦点レーザー顕微鏡などが設置されており、有効に活用されています。

◆歯学部動物実験センター

歯科医学の発展のために動物実験は必要であり、疾患の原因や治療を追究する基礎研究に用いられています。本学における動物実験施設は歯学部発足当初の昭和 36 年に設置され、研究活動及び学生実習を目的として適切に利用されています。動物実験センター内には、マウス、ラット、ウサギ、イヌなどの飼育室のほか、実験用の特殊飼育室、動物処置室などの設備を有し、専任のスタッフにより適正な実験動物の飼育管理及び動物実験環境が提供され、実験動物が病原微生物に感染しないような適切な管理のもと定期的に微生物検査も実施されています。

動物実験を実施するセンター利用者は、動物の生命を尊重し、動物に可能な限り苦痛を与えない、倫理的・人道的な動物実験を行い、動物実験に関する法律及び指針等並びに規程を遵守しなければなりません。センター施設の適正な管理・運用のため、動物実験委員会が組織されています。センター利用者は動物実験の実施に先立ち教育訓練の講習会を受講し、3R に配慮した動物実験計画書を提出し、動物実験委員会の審査を受け、許可を受けた後に実施できます。

また、毎年、教育・研究に供した実験動物の霊を慰める動物慰霊祭も執り行われています。

沿革

- 昭和 36 年（1961 年） 末盛キャンパスの歯学部附属病院南館に動物実験施設を設置
- 昭和 42 年（1967 年） 末盛キャンパスの歯学部附属病院北館に動物実験施設を増設
- 昭和 60 年（1985 年） 楠元キャンパスの歯学部基礎教育研究棟に動物実験施設を設置
- 平成 6 年（1994 年） 両キャンパスの動物実験施設名を「歯学部動物実験センター」と改名
- 平成 9 年（1997 年） 末盛キャンパスの歯学部附属病院南館の動物実験施設を撤去
- 平成 10 年（1998 年） 楠元キャンパス内に新動物実験施設を増設

動物実験の基準理念 3R の原則

1959 年にイギリスの Russell と Burch 氏によって提唱された動物実験の基準理念である「3R の原則」

Replacement（代替）：できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること

Reduction（削減）：できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること

Refinement（改善） できる限り動物に苦痛を与えないこと

施設の概要

〈楠元キャンパス基礎棟動物実験施設：床面積 383㎡〉

マウス飼育室（最大飼育数 2500 匹）、ラット飼育室（最大飼育数 300 匹）ウサギ飼育室（最大飼育数 30 匹）、特殊飼育室、齧蝕実験室、処置室、洗浄室、X 線室、管理室（高圧蒸気滅菌器、スチーム洗浄装置、安全キャビネット、ラット代謝ケージ）

〈楠元キャンパス新動物実験施設：床面積 267㎡〉

ウサギ飼育室（ウサギ自動洗浄装置・最大飼育数 30 匹）、イヌ飼育室（イヌ自動洗浄装置・最大飼育数 32 匹）、処置室、洗浄室、X 線室

〈末盛キャンパス北館動物実験施設：床面積 244㎡〉

マウス飼育室（最大飼育数 1200 匹）、ラット飼育室（最大飼育数 200 匹）、ラット飼育室、処置室、洗浄室、管理室

楠元キャンパス基礎棟動物実験施設	平日 8:30 ～ 17:30 解錠
楠元キャンパス新動物実験施設	全日 施錠
末盛キャンパス北館動物実験施設	平日 9:00 ～ 16:00 解錠

◆歯学教育情報管理分析室

歯学教育情報管理分析室は、教育・研究・社会貢献に関する情報を収集・分析し、歯学部戦略に資する情報を提供し、中期・長期計画を達成するために IR（Institutional Research, 機関調査）活動を実施するために 2019 年 8 月 1 日に設立されました。

上記目的を達成するために、大学機関別認証評価に係る資料の収集及び調査分析、歯学部のディプロマポリシーを実現するための政策形成のための情報提供、歯学部が保有する各種資料及び教育の成果等の管理とその運用、歯学教育モデルコアカリキュラムに沿った学生の学習が円滑に進むための情報提供、歯学部の教育活動の活性化に関する事業の企画および推進するための情報提供、教員の教育方法の改善や問題作成能力向上のための情報提供などを実施します。

構成は室長、主任、室員で、各講座の教員および職員と連携を図りながら業務に取り組みます。

◆歯学部マルチメディアセンター

愛知学院大学歯学部内に愛知学院大学歯学部マルチメディアセンター（以下「センターという。」）が置かれています。

センターは歯学全分野を網羅した課題で構成される歯学知識アーカイブズを構築して、自立学習支援の道具としての ICT 環境を、学生を対象とした講義・実習に展開すると同時に、一般歯科医を対象とした生涯学習にも展開し、学生・地域医療従事者の ICT 活用能力を育てるとともに教員の ICT 指導力の向上を目指すことを主目的としています。

◆学生支援室

学生支援室は国家試験の受験に向けて 1 年次から 6 年次まで一貫してサポートします。具体的には、各学年を 10 班に分けて、班ごとにチューターが 1 名担当します。チューターは日々の学習や進級、日常生活からクラブ活動まで、学生生活のあらゆる面での悩みや困っていることの相談役となります。各学年 10 名×1～6 年生＝総勢 60 名のチューターが手厚く支援していきます。

◆総合歯科臨床教育研修センター

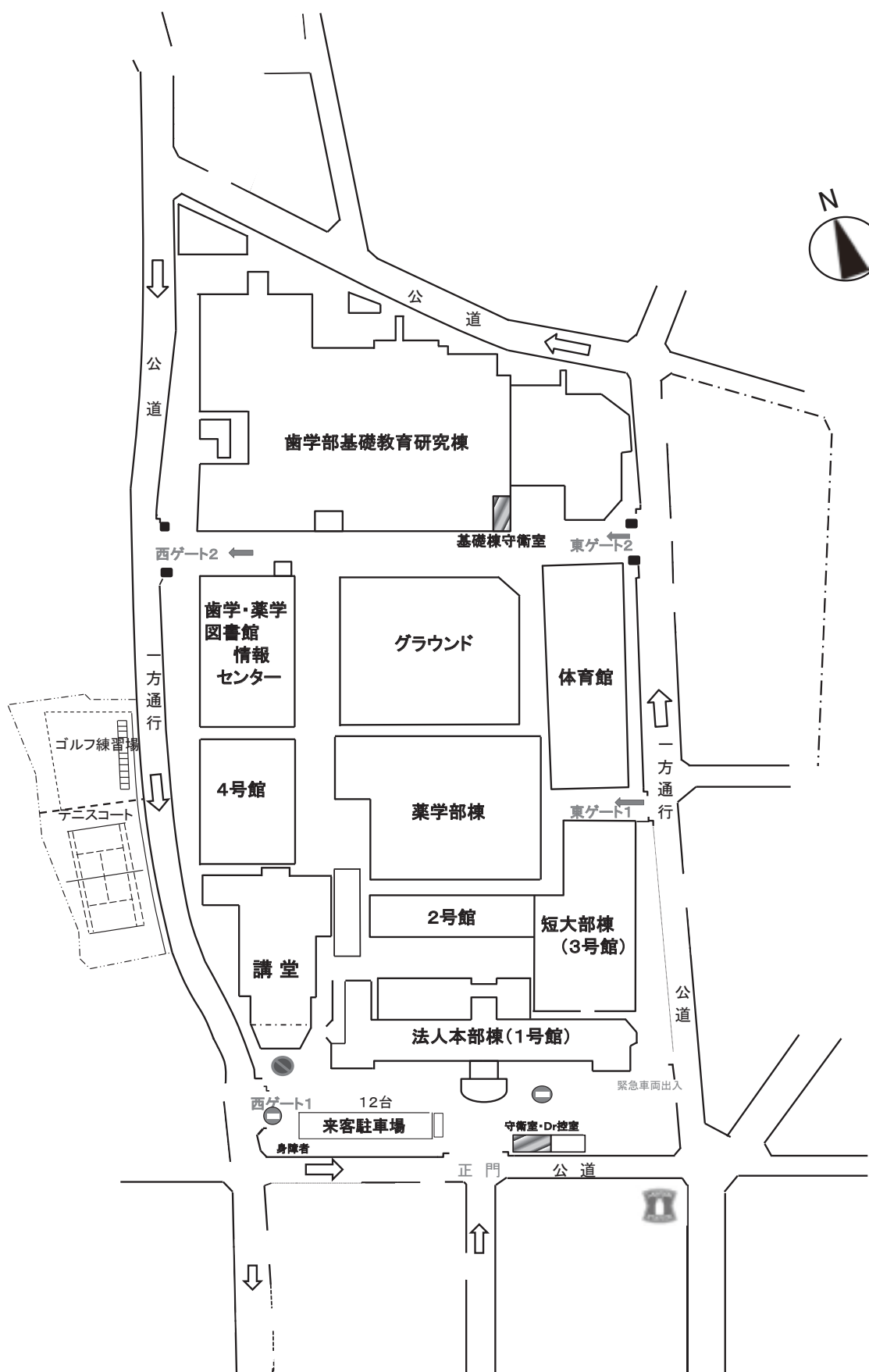
専門診療科の枠にとらわれない歯科診療全般について、卒前臨床実習ならびに卒後臨床研修の統括を担当します。診療参加型臨床実習を効果的に行うためのカリキュラム構築や臨床研修における臨床能力向上を行います。

〔総合歯科臨床教育センター教員〕

資 格	氏 名	資 格	氏 名
責任者（学部長）	本田 雅規	センター長（講師）	小島 規永
副責任者（病院長）	三谷 章雄	副センター長（講師）	藤波和華子

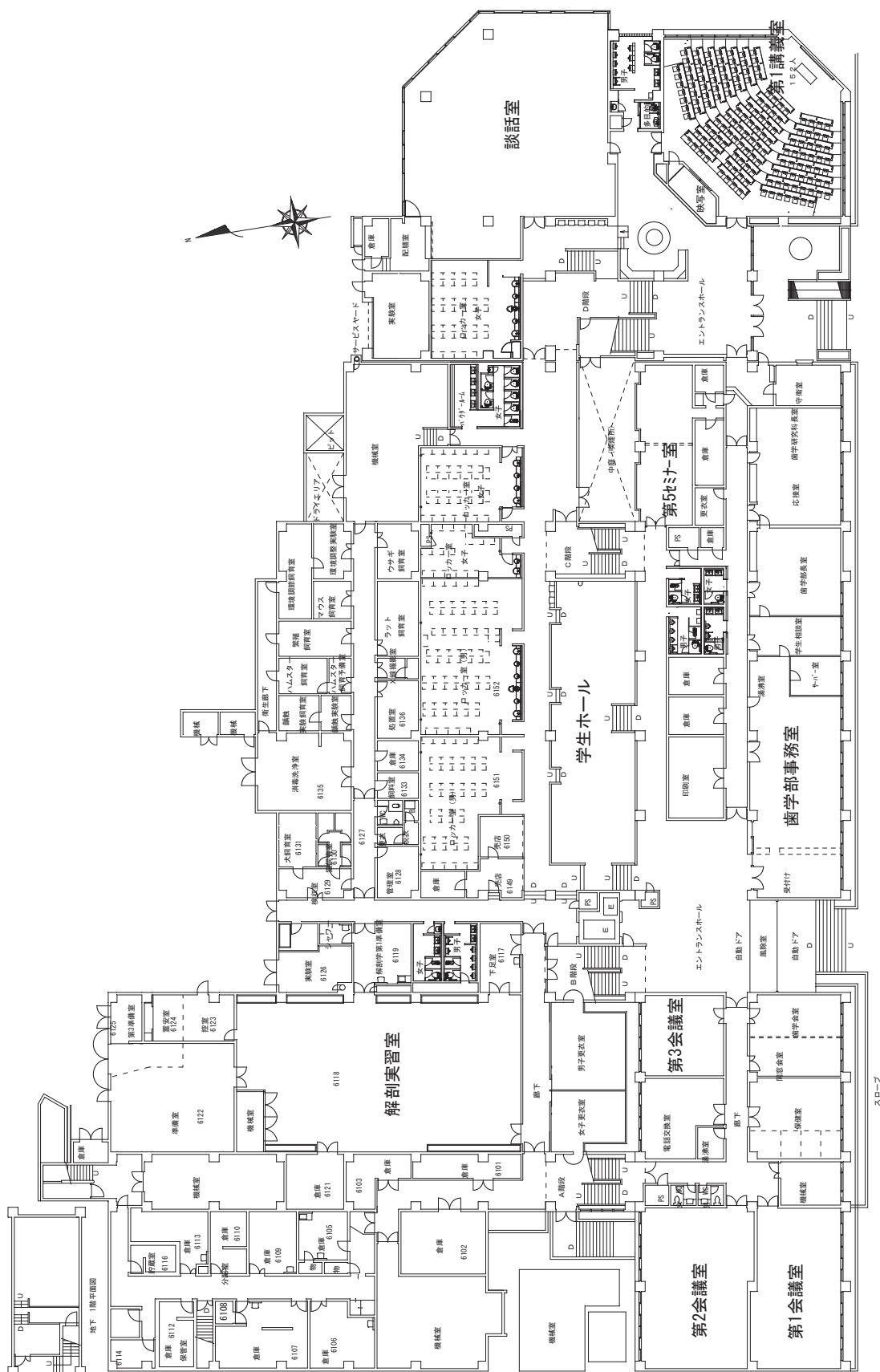
Ⅳ 学校案内図

◆ 楠元キャンパス配置図



◆基礎教育研究棟

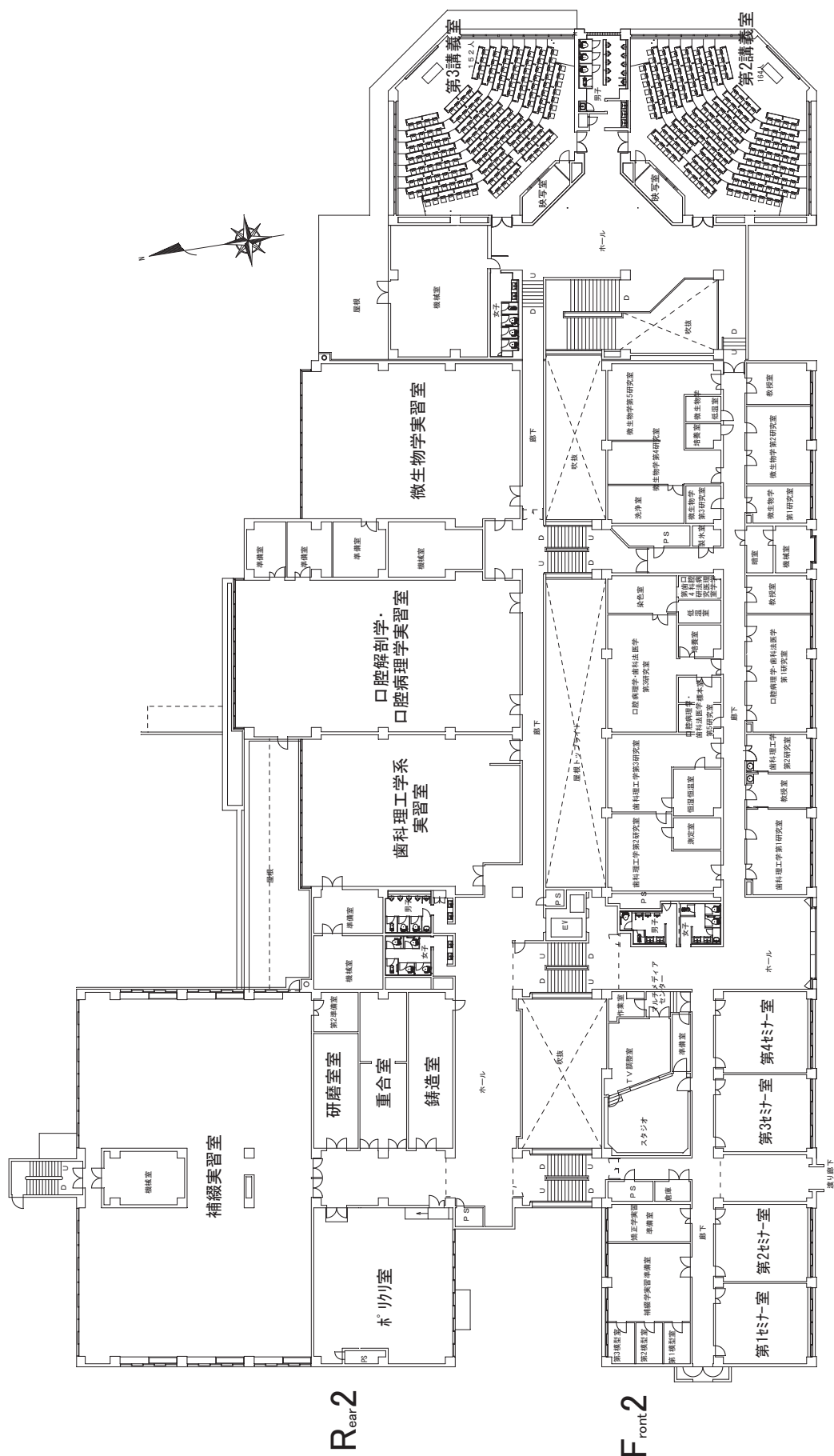
1 階平面図



Rear

Front

2 階平面図

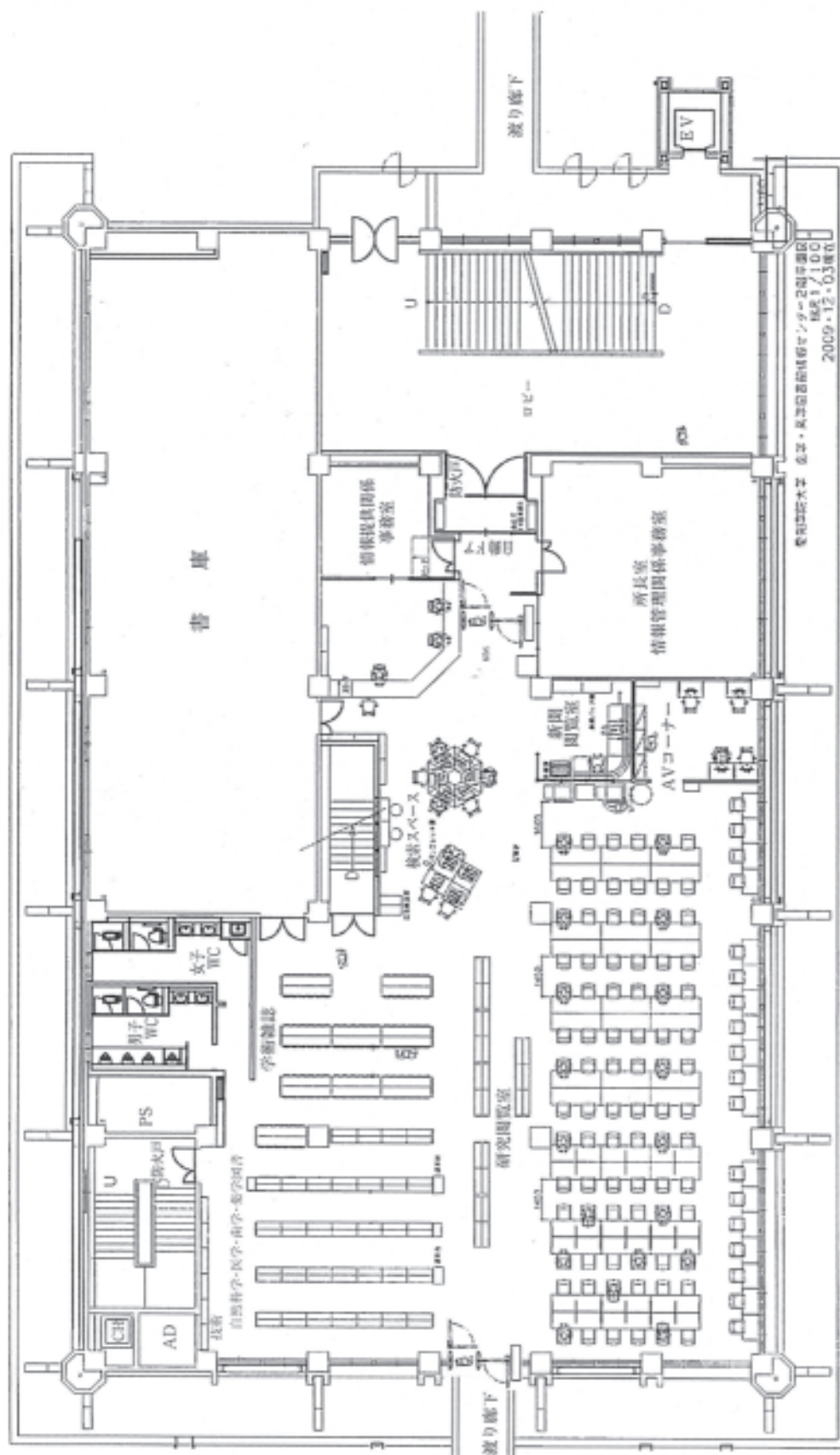


3 階平面図

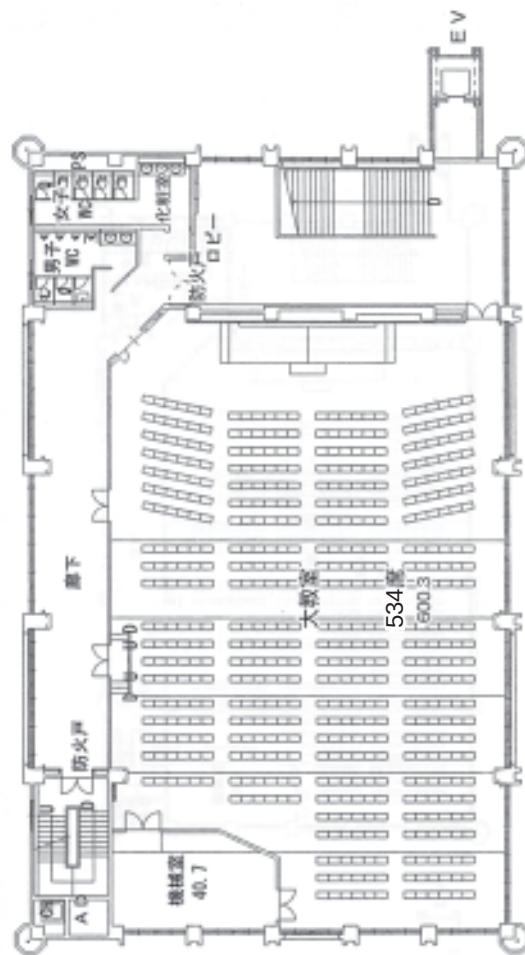


4 階平面図

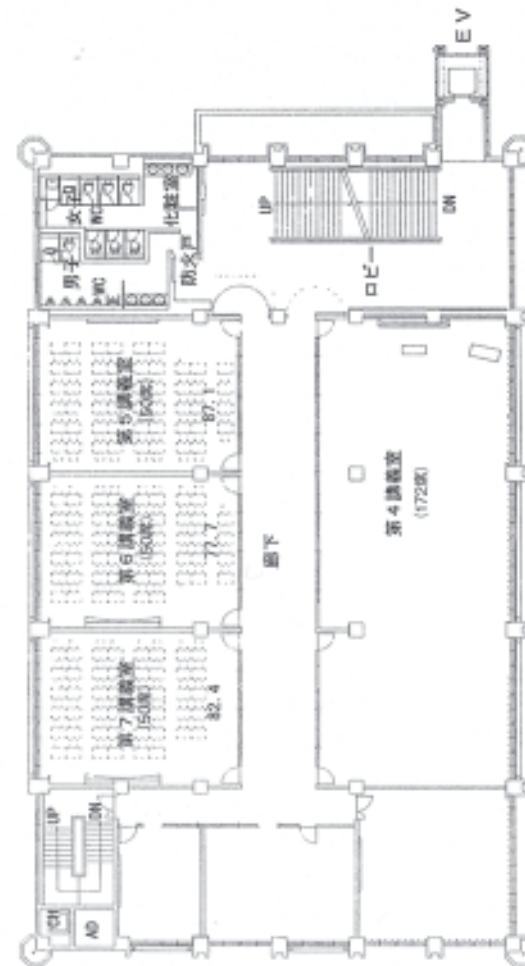
F_{ront}4



図書館 2階平面図
2階研究用閲覧室



4 階平面図



3 階平面図

●愛知学院大学学則 ※最新の学則は大学ホームページに掲載しています。

第1章 総則

第1条 本大学は、教育基本法及び学校教育法の規定に基づき、学問の独立を全うし、真理の探求と学理の応用に努め、深く専門の学芸を教授研究し、その普及を図ることを目的とし、併せて本大学設立の趣旨である仏教精神、とくに禅の教えを身につけた個性豊かにして教養高く、国家及び社会の形成者として有能な人材を育成し、もって文化の創造発展と人類の福祉に貢献することを使命とする。

第1条の2 本大学は、その教育研究水準の向上を図り、本大学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検、評価等に関することは、別にこれを定める。

3 本大学は、第1項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

第1条の3 本大学は、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、広く社会に公表する。

2 前項の目的は、別にこれを定める。

第1条の4 本大学は、その教育研究活動等の状況について、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供する。

第1条の5 本大学は、その教育研究成果を広く社会に提供し、社会の発展に寄与する。

第2条 本大学は、愛知学院大学と称する。

第3条 本大学に、学部、大学院、留学生別科その他の教育研究組織を置く。

第3条の2 大学院、留学生別科その他の教育研究組織に関する学則及び規程は、別にこれを定める。

第4条 本大学に下記の学部及び学科を置き、修業年限は次のとおりとする。

学部	学科	修業年限
文学部	宗教文化学科 歴史学科 英語英米文化学科 日本文化学科 グローバル英語学科	4年
商学部	商学科	4年
経営学部	経営学科	4年
経済学部	経済学科	4年
法学部	法律学科 現代社会法学科	4年
総合政策学部	総合政策学科	4年
心身科学部	心理学科（注） 健康科学科 健康栄養学科	4年
心理学部	心理学科	4年
薬学部	医療薬学科	6年
歯学部	歯学科	6年

（注）令和4年4月から心身科学部心理学科の学生募集を停止し、在学生の卒業を待って廃止。なお、令和5年4月から同2年次編入、令和6年4月から同3年次編入の学生募集を停止する。

第5条 本大学に各学部に通ずる教養教育科目等の教育を一括して行うための組織として教養部を置く。

第6条 本大学各学部の第1年次に入学を許可する学生の定員、第2年次・第3年次に編入学を許可する学生の定員及び収容定員は次のとおりとする。

		入学定員	編入学定員		収容定員
			2年次	3年次	
文学部	宗教文化学科	70名	1名	1名	285名
	歴史学科	130名	1名	1名	525名
	英語英米文化学科	110名	1名	1名	445名
	日本文化学科	110名	1名	1名	445名
	グローバル英語学科	110名	1名	1名	445名
商学部	商学科	250名	1名	1名	1,005名
経営学部	経営学科	290名	1名	1名	1,165名
経済学部	経済学科	250名	1名	1名	1,005名
法学部	法律学科	190名	1名	1名	765名
	現代社会法学科	105名	1名	1名	425名
総合政策学部	総合政策学科	210名	1名	1名	845名
心身科学部	健康科学科	180名	1名	1名	725名
	健康栄養学科	80名	1名	1名	320名
心理学部	心理学科	160名	1名	1名	645名
歯学部	歯学科	125名	若干名		750名
薬学部	医療薬学科	145名	若干名		870名

第2章 教育課程（授業科目・単位数）

第7条 各授業科目の単位は、45時間の学修を必要とする内容をもって1単位とすることを原則とし、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、次の基準によって計算する。

- (1) 講義については、15時間の講義をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の演習をもって1単位とする。ただし、授業科目の種類によっては15時間の演習をもって1単位とすることができる。
- (3) 実験・実習については、45時間の実験・実習をもって1単位とする。ただし、授業科目の種類によっては30時間の実験・実習をもって1単位とすることができる。
- (4) 実技については、45時間の実技をもって1単位とする。
- (5) 卒業論文・卒業制作等については、その学修の成果を評価するものとし所定の単位を与える。

2 薬学部専門教育科目については、前項各号の規定にかかわらず次のとおりとする。

- (1) 講義については、15時間の講義をもって1単位とする。
- (2) 実習・演習については30時間の実習・演習をもって1単位とする。
- (3) 卒業研究については、その学修の成果を評価するものとし所定の単位を与える。
- (4) 臨床実習については、45時間をもって1単位とする。

3 歯学部専門教育科目については、第1項各号の規定にかかわらず次のとおりとする。

- (1) 講義については、15時間の講義をもって1単位とする。
- (2) 実習（臨床実習を除く）については、30時間の実習をもって1単位とする。
- (3) 臨床実習については、45時間をもって1単位とする。

第7条の2 本大学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

第7条の3 本大学は、講義、演習、実験・実習又は実技による授業を多様なメディアを高度に利用して当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。

第8条 本大学の授業科目の区分は、次のとおりとする。なお、履修等に関する取り決めは別に定める。

- (1) 文学部（宗教文化学科・歴史学科・英語英米文化学科・日本文化学科・グローバル英語学科）の授業科目の区分は、別表1-1、2、3、4、5のとおりとする。
- (2) 商学部の授業科目の区分は、別表2のとおりとする。
- (3) 経営学部の授業科目の区分は、別表3のとおりとする。
- (4) 経済学部の授業科目の区分は、別表4のとおりとする。
- (5) 法学部（法律学科・現代社会法学科）の授業科目の区分は、別表5-1、2のとおりとする。
- (6) 総合政策学部の授業科目の区分は、別表6のとおりとする。
- (7) 心身科学部（健康科学科・健康栄養学科）の授業科目の区分は、別表7-1、2のとおりとする。
- (8) 心理学部の授業科目の区分は、別表8のとおりとする。
- (9) 歯学部の授業科目の区分は、別表9のとおりとする。
- (10) 薬学部の授業科目の区分は、別表10のとおりとする。

2 本大学の卒業要件単位は、次のとおりとする。

(1) 文学部

宗教文化学科・英語英米文化学科・日本文化学科の卒業に必要な単位数は、教養教育科目 36 単位以上、専門教育科目 76 単位以上を含め、128 単位以上とする。なお、自由選択科目のうち2単位を卒業要件に含むことができる。

歴史学科の卒業に必要な単位数は、教養教育科目 40 単位以上、専門教育科目 80 単位以上を含め、128 単位以上とする。なお、自由選択科目のうち2単位を卒業要件に含むことができる。

グローバル英語学科の卒業に必要な単位数は、教養教育科目 30 単位以上、専門教育科目 82 単位以上を含め、128 単位以上とする。なお、自由選択科目のうち2単位を卒業要件に含むことができる。

(2) 商学部・経済学部・法学部

商学部・経済学部・法学部の卒業に必要な単位数は、教養教育科目 36 単位以上、専門教育科目 76 単位以上、キャリア教育科目2単位以上を含め、128 単位以上とする。

(3) 経営学部

経営学部の卒業に必要な単位数は、教養教育科目 36 単位以上、専門教育科目 76 単位以上を含め、128 単位以上とする。

(4) 総合政策学部

総合政策学部の卒業に必要な単位数は、教養教育科目 20 単位以上、リテラシー科目 34 単位以上、基盤科目 22 単位以上、展開科目 24 単位以上、リサーチ・プロジェクト 16 単位を含め、128 単位以上とする。

(5) 心身科学部

健康科学科の卒業に必要な単位数は、教養教育科目 24 単位以上、専門教育科目 92 単位以上を含め、128 単位以上とする。

健康栄養学科の卒業に必要な単位数は、教養教育科目 24 単位以上、専門教育科目 80 単位以上を含め、128 単位以上とする。

(6) 心理学部

心理学部の卒業に必要な単位数は、教養教育科目 36 単位以上、専門教育科目 76 単位以上を含め、128 単位とする。

(7) 歯学部

歯学部の卒業に必要な単位数は、教養教育科目 46 単位、専門教育科目 165 単位、計 211 単位とする。

(8) 薬学部

薬学部の卒業に必要な単位数は、教養教育科目 46 単位以上、専門教育科目 140 単位以上を含め、186 単位以上とする。

第 8 条の 2 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60 単位を超えない範囲で本大学における授業科目の履修により修得したものとみなし、本大学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合、その修得した単位を、前項により認定した単位と合わせて 60 単位を超えない範囲で認定することができる。

3 (削除)

第 8 条の 3 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、本大学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項の単位数は、前条第 1 項及び第 2 項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

第 8 条の 4 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に大学又は短期大学（いずれも外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生制度により修得した単位を含む。）を、本大学に入学した後の本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、本大学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前 2 項の単位数は、編入学、転入学、学士入学及び再入学の場合を除き、本大学において修得した単位以外のものについては、第 8 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに前条第 1 項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

第 8 条の 5 編入学者、転入学者又は学士入学者にあつては、前条の規定により、入学以前の大学等において修得した単位を本大学において履修し、修得したものとみなすことができる。

2 本大学は、教育上有益と認めるときは、編入学、転入学又は学士入学以前の大学等において修得した教職及び教科に関する科目、図書館司書に関する科目、博物館学芸員に関する科目並びに社会教育主事に関する科目の単位を本大学において履修し、修得したものとみなすことができる。この場合、卒業要件単位に算入されない科目の単位については、前項に規定する上限を超えて単位を認定することができる。

3 第 1 項の単位の認定に関することは、別にこれを定める。

第 8 条の 6 本大学は、教育上有益と認めるときは、他の学部又は他の学科の授業科目を履修させることができる。

第 9 条 授業科目の成績評価は、AA・A・B・C・D・E で表し、AA・A・B・C を合格とし、D・E を不合格とする。

第 10 条 本学で取得できる教員免許状の種類及び教科は、別表 12（甲）のとおりとする。なお、教員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、別表 12（乙）（丙）により教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目を履修しなければならない。

第 10 条の 2 (削除)

第 11 条 図書館司書の所要資格を得ようとする者は、別表 13（甲）（乙）により図書館法及び同法施行規則に定める科目を履修しなければならない。

第 12 条 博物館学芸員の所要資格を得ようとする者は、別表 14（甲）（乙）により博物館法及び同法施行規則に定める科目を履修しなければならない。

第 12 条の 2 社会教育主事の所要資格を得ようとする者は、別表 14（丙）（丁）（戊）により社会教育法及び社会教育

主事講習等規程に定める科目を履修しなければならない。

第12条の3 日本語教育主専攻相当資格を得ようとする者は、別表14（己）に定める科目を履修しなければならない。

第3章 学年・学期・休日

第13条 本大学の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 学年は、春学期と秋学期にわけ次の通りとする。ただし、教育上必要な場合は、春学期の終了日及び秋学期の開始日を変更することができる。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から3月31日まで

第14条 本大学の定期休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 日曜日
- (3) 開学記念日 10月15日
- (4) 春期休業日
- (5) 夏期休業日
- (6) 冬期休業日

2 前項第4号から第6号の休業の期間に関しては、別にこれを定める。

3 必要がある場合は、学長は代表教授会の議を経て第1項の休業日を臨時に変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学・休学・退学・転学・留学・復学・再入学・編入学・除籍・転籍

第15条 入学時期は、毎年4月とする。ただし、教育上有益と認めるときは、9月に入学を認めることができる。

第16条 本大学の学部第1年次に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
 - ① 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
 - ② 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ③ 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - ④ 文部科学大臣の指定した者
 - ⑤ 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧課程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
 - ⑥ 学校教育法第90条第2項の規定により他の大学に入学した者で、その後本大学において、大学教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - ⑦ 本大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

第16条の2 本大学の学部第2年次に編入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 文学部・商学部・経営学部・経済学部・法学部・総合政策学部・心身科学部（健康栄養学科を除く）・心理学部
 - ① 学校教育法による短期大学を卒業した者
 - ② 学校教育法による大学に1年以上在学し、32単位以上を修得した者
 - ③ 学校教育法による高等専門学校、旧国立養護教諭養成所及び旧国立工業教員養成所のいずれかを卒業した者
 - ④ 学校教育法による専修学校の専門課程修了者で「専門士」の称号を有する者
 - ⑤ 学校教育法による専修学校の修業年限2年以上で、かつ、修了に必要な総授業時数が1700時間以上の専門課程を修了した者
 - ⑥ 学校教育法による大学への編入学資格基準を満たした専攻科の修業年限2年以上で、62単位以上修得した者
- (2) 薬学部・歯学部
 - ① 学校教育法による大学を卒業した者
 - ② 学校教育法による大学に2年以上在学し54単位以上を修得した者

第16条の3 本大学の学部第3年次に編入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 学校教育法による短期大学を卒業した者
- (2) 学校教育法による大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者

(3) 学校教育法による高等専門学校、旧国立養護教諭養成所及び旧国立工業教員養成所のいずれかを卒業した者

(4) 学校教育法による専修学校の専門課程修了者で「専門士」の称号を有する者

(5) 学校教育法による専修学校の修業年限 2 年以上で、かつ、修了に必要な総授業時数が 1700 時間以上の専門課程を修了した者

(6) 学校教育法による大学への編入学資格基準を満たした専攻科の修業年限 2 年以上で、62 単位以上修得した者

第 17 条 本大学に入学を志願できる者は、前 3 条の資格を有する者又はその年度の 3 月 31 日までにこれらの資格の取得を見込める者とする。

第 18 条 入学試験は、別に定める入学者受入方針に従ってこれを行う。

第 19 条 入学志願者は、所定の書類に別表 15・1 に定める入学検定料を添えて学長に提出しなければならない。

2 既納の入学検定料は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第 20 条 第 16 条から第 16 条の 3 までの入学志願者につき、選考のうえ合格者を定める。

2 合格者は、所定の期日までに入学学納金を納め、保証人連署の在学誓書その他所定の書類を提出しなければならない。

3 前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

第 21 条 保証人は、日本国内に居住する成人であり、かつ、学生の父母その他の親族又は独立して生計を営む者であって、学生の在学中の一切の責任を負う者でなければならない。

第 22 条 学生又は保証人が、改名又は転居したときは、直ちに届けなければならない。ただし、改名した場合には、氏名変更を証明できる書類を添付し届出なければならない。

第 23 条 保証人が死亡し又は第 21 条の資格を失ったときは、直ちに他の人を以ってこれに替え、所定の手続きを取らなければならない。

第 24 条 学生が疾病又は避けることができない事由によって欠席するときは、直接授業担当教員に届出なければならない。欠席が 2 週間以上にわたるときは所定の欠席届に保証人が連署し、証明書類を添付し届出なければならない。ただし、歯学部については別に定めることができる。

第 25 条 学生が疾病又はやむを得ない事由によって、3 ヶ月以上休学することのできない場合は、保証人連署を以って所定の期間内に願い出て、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学は同一年次において 1 年以内に限る。なお特別の事情がある者には、更に 1 年以内の休学を許可することができる。

3 休学の事由が解決したときは、遅滞なく復学を申し出て、その許可を得なければならない。

4 休学の願い出は、学期毎に行うこととする。

第 25 条の 2 通算して休学できる期間は、文学部・商学部・経営学部・経済学部・法学部・総合政策学部・心身科学部・心理学部については 4 年、薬学部・歯学部については 6 年とする。

第 26 条 学生が疾病その他の事由により退学しようとするときは、理由を付し保証人連署を以って学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

第 26 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者は除籍とする。

(1) 学納金の納入を怠り、督促を受けてもなおこれを納入しない者

(2) 学納金納入期間を過ぎて、退学を願い出た際、学納金の納入がなされていない者

(3) 第 25 条第 2 項又は第 25 条の 2 に定める休学期間を超えてなお復学できない者

(4) 第 31 条に定める在学年限を超えた者

(5) 死亡または長期にわたって行方不明の者

第 27 条 退学又は除籍された者が、その日から 2 年以内に再入学を願い出たときは選考のうえ、これを許可することができる。

2 再入学の取扱いに関する事項は、別にこれを定める。

第 28 条 (削除)

第 29 条 学生は、学長の許可を受けなければ他の学校に入学し、又は他の学校の入学試験を受けることができない。

第 29 条の 2 学生は、本大学在学中、本人の教育上有益と認められ、学長が許可した場合に限り、本大学の認定する外国の大学又は短期大学に留学することができる。

2 留学の期間は、第 4 条及び第 31 条に定める修業年限に算入できる。

3 留学に関する規程は、別にこれを定める。

第 30 条 他の学部又は学科に転籍を希望する者は、選考のうえこれを許可することができる。

2 転籍に関する規程は、別にこれを定める。

第 31 条 学生は、文学部・商学部・経営学部・経済学部・法学部・総合政策学部・心身科学部・心理学部においては 8 年をこえて、薬学部・歯学部においては 12 年をこえて、在学することができない。ただし、休学期間はこれを算入しない。なお、薬学部・歯学部の進級不可及び卒業不可による、同一学年に在学できる期間は、別に定める。

2 第 2 年次に編入学することを許可された学生の修業年限は 3 年とし、在学年限は 6 年をこえることができない。ただし、

薬学部・歯学部の第2年次に編入学することを許可された学生の修業年限は5年とし、在学年限は10年をこえることができない。

3 第3年次に編入学することを許可された学生の修業年限は2年とし、在学年限は4年をこえることができない。

第32条 学生の心得に関する規定は、別にこれを定める。

第5章 賞罰

第33条 本大学学生で品行方正、学術優秀な者又は学生の模範となるべき行いをした者は、学長がこれを表彰することができる。

第34条 学生が本学の定める諸規則に違反し、または学生としての本分に反する行為があったときは、学長は、教授会の議を経て、これを懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第35条 校舎及び器具等を破損したときは、相当の賠償をしなければならない。

第6章 試験・卒業及び称号

第36条 試験に関する規定は、別にこれを定める。

第37条 文学部・商学部・経営学部・経済学部・法学部・総合政策学部・心身科学部・心理学部においては4年以上、薬学部・歯学部においては6年以上在学し、第8条に定める単位を修得した者には、別に定めるところにより、学位を授与する。

第38条 各学部の卒業生は、下記の区別に従い、学士の学位を授与する。

文学部卒業生は	学士（文学）
商学部卒業生は	学士（商学）
経営学部卒業生は	学士（経営学）
経済学部卒業生は	学士（経済学）
法学部卒業生は	学士（法学）
総合政策学部卒業生は	学士（総合政策学）
心身科学部卒業生は	学士（心身科学）
心理学部卒業生は	学士（心理学）
歯学部卒業生は	学士（歯学）
薬学部卒業生は	学士（薬学）

第7章 学納金

第39条 学納金は、別表15-2及び別表15-3の定めるとおりとする。

2 学納金の納入方法や納入期限などに関する事項については、別にこれを定める。

第39条の2 前条のほか、実験及び実習等に要する経費は、別にこれを定める。

第40条 休学の許可を受けた者については、休学期間中の学納金を徴収しない。ただし、別に定める在籍料を納入しなければならない。

第40条の2 各学期の学納金の納入期限を過ぎてから休学又は退学する者は、その期の学納金を納入しなければならない。

第41条 学費の支弁が極めて困難であると認められるに至った学生に対しては、学業成績、操行、勤怠等を斟酌して授業料の全部又は一部を免除し、又は学年末まで猶予することがある。

第42条 すでに納めた授業料その他の学納金は、別に定める場合を除き返還しない。

第43条 （削除）

第8章 教職員組織

第44条 本大学に学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、司書、事務職員、技術職員、校医の教職員を置く。

2 本大学には、前項のほか、副学長、その他必要な教職員を置くことができる。

第44条の2 学長は、大学の教育・研究の水準の向上に努めるとともに大学全体の公務をつかさどり、所属教職員を統督する。

第44条の3 学部長（教養部長を含む。）は、学長の命を受けて、その学部（教養部を含む。）の業務を掌理し、所属教職員を監督する。

第45条 本大学に、その事務を遂行するため、必要な事務組織を置く。

2 事務組織に関する規程は、別に定める。

第 46 条 本大学の職制に関しては、別に定めるところによる。

第 9 章 教授会

第 47 条 本大学に代表教授会及び学部教授会（教養部教授会を含む。以下同じ。）を置く。

2 代表教授会及び学部教授会に関する規程は、別にこれを定める。

第 47 条の 2 代表教授会は、学長、副学長、教務部長、学生部長、キャリアセンター部長、入試センター部長、図書館情報センター館長、各学部長（教養部長を含む。）及び各学部（教養部を含む。以下同じ。）より選出された、別に定める員数の教授を以て組織する。ただし、必要に応じて他の教職員の出席を求めることができる。

2 学部教授会は、各学部の専任教授を以て組織する。ただし、各学部教授会の定めるところにより、准教授等の教育職員を加え若しくはその出席を求め、又はその他の職員の出席を求めることができる。

第 47 条の 3 代表教授会及び学部教授会は、下記の事項について審議する。ただし、代表教授会は全学的な調整の立場から、学部教授会は当該学部の立場から審議するものとする。

- (1) 教育課程に関する事項
- (2) 学生の入学、退学、転籍、卒業、除籍及び賞罰に関する事項
- (3) 学生の試験及び単位に関する事項
- (4) 卒業論文及び学士号に関する事項
- (5) 学年暦に関する事項
- (6) 学生補導に関する事項
- (7) 学術研究に関する事項
- (8) 教育職員の採用及び資格昇任の選考に関する事項
- (9) 教育研究に関する規程の制定及び改廃に関する事項
- (10) その他の教育研究に関する事項

第 47 条の 4 削除

第 10 章 図書館情報センター

第 48 条 本大学に図書館情報センターを置く。

第 49 条 図書館情報センターに関する規定は、別にこれを定める。

第 11 章 附属病院

第 50 条 本大学歯学部附属病院を置く。

第 51 条 附属病院に関する規定は、別にこれを定める。

第 12 章 科目等履修生・単位互換履修生（特別聴講学生）・開放講座聴講生・歯学部専攻生及び研究生

第 52 条 本大学所定の授業科目のうち一科目又は数科目につき履修を志願する者については、教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生、単位互換履修生（特別聴講学生）及び開放講座聴講生としてその科目の履修又は聴講を許可することがある。

第 52 条の 2 科目等履修生、単位互換履修生（特別聴講学生）及び開放講座聴講生に関する規程は、別にこれを定める。

第 53 条 本学歯学部において教授の指導を受け特に専門教育科目につき研究しようとする者は、歯学部専攻生（以下専攻生という）・歯学部研究生（以下研究生という）として入学を許可することがある。

第 53 条の 2 専攻生・研究生を志願する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 大学の歯学部又は歯科大学を卒業した者
- (2) 大学の医学部又は医科大学を卒業した者
- (3) 前 2 号以外の大学又は専門学校卒業で、これと同等以上の学力があると認めた者

第 53 条の 3 専攻生・研究生は、別表 16 により納付金を前納しなければならない。既納の納付金は、いかなる事由があってもこれを返還しない。

第 53 条の 4 第 53 条から第 53 条の 3 までに定めるもののほか、専攻生・研究生に関する規程は、別にこれを定める。ただし、特に規程に定めのない場合は、本学則を準用する。

第 13 章 外国人留学生・帰国学生

第 54 条 外国人・帰国生徒で本学に入学を志願する者があるときは、特別の選考によって入学を許可することがある。

2 前項の選考によって入学を許可された学生を外国人留学生・帰国学生とする。

3 外国人留学生・帰国学生のうち、教育上必要があると認めた者の授業科目履修に関しては、特例として別表 17 に定める日本語に関する科目を開設する。

4 外国人留学生・帰国学生については、本学則を準用する。

第 14 章 公開講座

第 55 条 本大学は、必要に応じて公開講座を設ける。

第 15 章 厚生保健

- 第 56 条 本大学に厚生保健に関する施設を置き、これを学生の利用に供する。
- 第 57 条 学生は、毎年所定の健康診断を受けなければならない。学長は、学生の保健を管理し、必要に応じて治療を命じ又は登校を停止することがある。
- 第 58 条 学生が本大学の施設を利用しようとするときは、所定の手続を経なければならない。

第 16 章 改正手続

- 第 59 条 この学則の改正は、代表教授会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。
- 附 則 本学則は、昭和 28 年 4 月 1 日から実施する。

〔中略〕

- 附 則 本学則は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。
1. 令和 4 年 4 月から心身科学部心理学科の学生募集を停止し、在学生の卒業を待って廃止。なお、令和 5 年 4 月から同 2 年次編入、令和 6 年 4 月から同 3 年次編入の学生募集を停止する。
 2. 第 6 条の規定にかかわらず、令和 4 年度から令和 7 年度までの入学定員は、次のとおりとする。

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	入学定員（収容定員）	入学定員（収容定員）	入学定員（収容定員）	入学定員（収容定員）
心身科学部				
心理学科	(425)	(284)	(142)	(0)
心理学部				
心理学科	160 (160)	160 (321)	160 (483)	160 (645)

(別表については省略)

●歯学部 of 学年制及び教育課程に関する規程

令和 3 年 6 月 3 日制定

(目的)

- 第 1 条 この規程は、歯学部における学年制及び教育課程の運用に関する必要事項を定め、多様なニーズに対応できる歯科医師養成の教育課程を編成し、社会情勢の変化に対応できる歯科医師を養成することが社会から求められており、歯学部学生に新しい教育課程の授業を提供し、歯学部学生にとって有益であると共に歯学教育の質保証をすることを目的とする。

(学年制)

- 第 2 条 歯学部 of 教育課程において、学年ごとに開講されている授業科目を当該学年内に同時に履修し進級要件に必要な数の科目に合格し、進級することを学年制と称する。開講授業科目のうち当該学年内に不合格の科目については、修得が求められる学年までに修得する。
- 2 進級できなかった場合は、その学年 of 全科目を再度履修する。

(教育課程)

- 第 3 条 学則第 8 条第 1 項第 9 号の規定に基づくほか、教育課程（カリキュラム）を改正した場合、改正した年度から新教育課程（新カリキュラム）に全て変更し開講する。
- 2 改正後において開講する授業科目が、現行の開講学年から下位 of 学年へ移動し開講が必要な場合及び在籍学年より下位 of 学年において新たに開講し当該学年 of 学生に必要な場合は、特別に開講し対応する。
- 3 学生は、入学年度 of 教育課程（カリキュラム）にかかわらず、在学中に教育課程（カリキュラム） of 改正があった場合、当該学年において、当該年度 of 新教育課程（新カリキュラム）で履修する。
- 4 進級及び卒業は、当該年度 of 新教育課程（カリキュラム）に基づき判定する。

(単位数)

- 第 4 条 教育課程（カリキュラム） of 改正に伴い、修得単位数を増やす場合は、集中講義等で対応する。

(規程 of 改廃)

- 第 5 条 本規程 of 改廃は、歯学部教授会 of 議を経て行うものとする。

(その他)

- 第 6 条 この規程に定めるもののほか、教育課程 of 実施に関し必要な事項が生じた場合は、歯学部教授会 of 議を経て学

長が定める。

附 則

この規程は、令和3年6月3日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

なお、この規程の施行日をもって次の規程の入学年度ごとの適用を削除する。

1. 歯学部における進級及び卒業判定等に関する規程
2. 愛知学院大学歯学部の試験に関する規程
3. 歯学部の再試験に関する規程

この規程は、令和5年1月25日から施行する。

●愛知学院大学歯学部の履修等に関する規程

令和2年4月1日制定

(目的)

第1条 本規程は、愛知学院大学学則（以下「学則」という。）第8条及び第9条並びに愛知学院大学履修に関する規程第1条の規定にもとづき、歯学部学生の授業科目履修等がより一層教育効果を上げるために必要なことを取り決めることを目的とする。

(授業科目の配当)

第2条 学則別表9（歯学部教育課程表）に定める授業科目は、歯学部授業科目配当表のとおり各学年に配当する。

(授業科目の履修)

第3条 授業科目は授業科目配当表に配当されている学年において履修し、その単位を修得するものとする。

2 履修登録単位数は、年間50単位未満とする。

(授業科目の種類)

第4条 授業科目の種類は、次のとおりとする。

(1) 必修科目

すべての学生がその授業科目を履修し、単位を修得しなければ、進級及び卒業要件を満たさない科目をいう。

(2) 選択科目

特定の数科目の中からいくつかの授業科目を選択履修し、その単位を修得しなければ進級及び卒業要件を満たさない科目をいう。

(3) 自由選択科目

学生が自由に選択履修できる授業科目であるが、その修得単位は進級及び卒業要件に含めない科目をいう。

(履修登録)

第5条 選択科目及び自由科目は、履修しようとする年度に必ず履修登録の手続をとらなければならない。

(実習)

第6条 実習の実施は、指導教員の指示および実習毎に配付される実習帳（実習の手引き、実習簿を含む）に記載されている実習に関しての注意事項、進め方、検印の方法等に従い実習を行う。

(実習における不正行為)

第7条 不正な方法（検印の偽造、他人のケースで検印を貰う等）で実習を行った者に対しては、学則第34条等の規定に従い懲戒とする。

(成績評価及び単位認定)

第8条 成績評価は、次の基準により実施する。

(1) 学則第9条に定める成績評価

評価	合否等	ポイント	100点満点での 得点範囲	評価基準
AA	合格	4	90点以上	科目内容を修得し、極めて優秀な成績を修めた者
A	合格	3	89点から80点	科目内容を修得し、優れた成績を修めた者
B	合格	2	79点から70点	科目内容を修得し、良好な成績を修めた者
C	合格	1	69点から60点	科目内容を修得したと認められる者
D	不合格	0	59点から30点	科目内容を修得したとは認められない者
E	不合格	0	29点以下	科目内容を修得したとは認められず、修得には再度の履修が必要である者

(2) 学則以外に定める成績評価

評価	合否等	ポイント	評価基準
認	認定	—	他機関の判定に基づき科目内容の修得を認定する
K	不合格	0	試験を受けていない者
S	不合格	0	欠席により開講授業科目に必要な出席日が足りず、失格となった者

なお、成績の通知及び成績証明は、成績簿に基づき前号に掲げる表の評価を用いて行う。

ただし、専門教育科目の評価（合否等）は、59点以下をD（不合格）とする。

2 授業科目の評価は試験によって行う。

ただし、授業科目の種類によっては、試験以外の方法によって、評価が行われることがある。

3 授業科目の単位認定の時期は当該授業科目の授業終了の年度末とする。

4 学修の到達度を表すためにGPA（Grade Point Average）制度を用いて評価する。

詳細については別に定める。

5 当該学年の学納金を納めていない者は、単位を無効とする。

(試験)

第9条 試験に関する事項は別に定める。

(進級及び卒業の要件)

第10条 進級及び卒業の要件は、歯学部進級及び卒業要件一覧表のとおりとする。

(進級判定)

第11条 各学年終了時に進級判定を行い、前項に定める進級要件を満たした者は次の学年に進級を認める。

2 進級判定に関する事項は別に定める。

(卒業試験受験資格判定)

第12条 6年生春学期に卒業試験受験資格判定を行い、別に定める卒業試験受験資格判定を満たした者は卒業試験の受験を認める。

2 卒業試験受験資格判定に関する事項は別に定める。

(卒業判定)

第13条 6年生終了時に卒業判定を行い、第10条に定める卒業要件を満たした者は卒業を認める。

2 卒業判定に関する事項は別に定める。

(進級不可・卒業不可者の扱い)

第14条 進級不可・卒業不可者の扱いに関する事項は別に定める。

(歯学部教育連絡協議会)

第15条 教養教育と専門教育との6年一貫の有機的関連性を深めるため、歯学部教育連絡協議会をおく。

(改訂)

第16条 本規程の改訂は歯学部教授会で行う。

ただし、教養教育科目に関する事項については教養部会の議を経るものとする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

なお、愛知学院大学歯学部履修等に関する取決めは、この規程の施行日をもって廃止する。

この規程は、令和5年1月25日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

この規程は、令和5年2月10日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

この規程は、令和5年2月21日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

●愛知学院大学歯学部G P A制度に関する内規

令和5年2月10日制定

(趣旨)

第1条 この内規は、愛知学院大学歯学部履修等に関する規程第8条第4項に基づき、G P A (G rade P oint A verage) 制度について必要な事項について定める。

(目的)

第2条 G P A制度は、学生個人の成績を学内での相対的な位置付けを把握させることにより、学生の学修意欲を高めるとともに、学生の学修支援に役立たせることを目的とする。

(G P Aの定義)

第3条 G P Aとは、個々の学生の学修時間当たりの学修到達度を表す指標となる数値で、履修した授業科目の成績評価におけるG P (G rade P oint) に当該科目の単位数を乗じた値を履修した全科目について総計し、その値を履修した総単位数で除して算出する平均値 (A verage) をいう。

(G P A算定対象授業科目)

第4条 G P Aの算定対象となる授業科目は、卒業要件単位に含む科目とする。なお、「認定」評価の科目並びに歯学部及び教養部においてG P Aの算定対象外と定めたものは除く。

(G P)

第5条 G Pとは、愛知学院大学歯学部履修等に関する規程第8条第1項に定めるポイントをいう。

(G P Aの種類)

第6条 G P Aは、当該学期において学修達成度を示す指標として「学期G P A」と、在学中の全学期において学修達成度を示す指標として「総合G P A」に区分する。

(学期G P A)

第7条 学期G P Aは、各学期において評価された成績評価を基に、次の式により算定する。計算値は小数第4位を四捨五入し、小数第3位までを表示する。

「学期G P A = (当該学期の履修登録科目のG P × 当該科目の単位数) の総和 / 当該学期の履修登録科目の合計単位数」

(総合G P A)

第8条 総合G P Aは、在学中の全学期に評価された成績評価を基に、次の式により算定する。計算値は小数第4位を四捨五入し、小数第3位までを表示する。

「総合G P A = (在学全学期の履修登録科目のG P × 当該科目の単位数) の総和 / 在学全学期の履修登録科目の合計単位数」

2 成績評価の追加又は変更がなされた場合、総合G P Aの再計算を行う。

(G P Aの活用)

第9条 G P Aは、学生の学修意欲向上以外に特待生の選抜、履修指導、学修支援及びカリキュラムの改善等に活用する。

(G P Aの記載及び通知)

第10条 学期G P A及び総合G P Aは、成績原簿、成績通知書及び学生への情報配信システムに記載する。

2 学生には、成績通知書及び学生への情報配信システムにより、学期G P A及び総合G P Aを通知する。

(事務)

第11条 本内規に関する事務は、歯学部事務室が所掌する。

(改訂)

第12条 本内規の改訂又は実施に必要な事項については、歯学部教授会及び教養部会の議を経るものとする。

附 則

この内規は、令和5年2月10日から施行する。

●愛知学院大学歯学部G P A活用に関する要領

令和5年2月10日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、愛知学院大学歯学部G P A制度に関する内規第9条に基づき、G P Aの活用について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 G P Aの具体的な活用方法を提示することにより、学生の学修意欲を高めるとともに、学生の学修支援に役立たせることを目的とする。

(G P Aの評価基準)

第3条 G P Aの数値は、次の基準に基づき評価する。

G P A	評 価
4.000以下 ～ 3.400以上	秀
3.400未満 ～ 2.700以上	優
2.700未満 ～ 2.000以上	良
2.000未満 ～ 1.300以上	可
1.300未満 ～ 0.800以上	注意
0.800未満 ～ 0.800以上	警告

(G P Aの活用)

第4条 前条の基準に基づき次のとおりG P Aを活用する。

- (1) 評価の「秀」または「優」を成績優秀者とし特待生等の基準とする。なお、G P Aの詳細な数値基準については、それぞれの案件にて定めることとする。
- (2) 卒業時に総合G P Aの評価が「良」以上であることが望ましいこととする。
- (3) 学期G P Aの評価が「注意」となる学生は、面談及び修学指導の対象とすることがある。
- (4) 学期G P Aの評価が「警告」となる学生は、面談及び修学指導の対象とする。また、複数回続けて「警告」の評価となった場合は、愛知学院大学学則第34条第3項第2号に準じ、「退学勧告」の対象となることもある。

(事務)

第5条 この要領に関する事務は、歯学部事務室が所掌する。

(改廃)

第6条 この要領に関する改廃は、歯学部教授会及び教養部会の議を経るものとする。

附 則

この要領は、令和5年2月10日から施行する。

ただし、第4条第4号については、令和5年度入学者から適用する。

●歯学部における進級及び卒業判定等に関する規程

令和3年4月1日制定

(目的)

第1条 本規程は「愛知学院大学歯学部の履修等に関する規程」第11条第2項、第12条第2項及び第13条第2項の規定にもとづいて、歯学部における進級、卒業試験受験資格及び卒業判定の基準等に関することを定めることを目的とする。

(進級判定)

第2条 進級の判定は歯学部進級判定教授会において行い、愛知学院大学代表教授会の承認を得るものとする。

ただし、2年生及び3年生への進級判定は、代表教授会までに歯学部と教養部で確認する。

(卒業試験受験資格判定)

第3条 卒業試験受験資格の判定は歯学部卒業試験受験資格判定教授会において行う。

(卒業判定)

第4条 卒業の判定は歯学部卒業判定教授会において行い、愛知学院大学代表教授会の承認を得るものとする。

(進級判定基準)

第5条 「愛知学院大学歯学部の履修等に関する規程」第11条第2項に定める進級判定基準は次の各号において要件を満たすものを合格とし、不合格となった者は進級不可とする。また、再試験の受験資格が認められなかった者及び再試験を受験しなかった者は進級不可とする。

(1) 2年生への進級は次に掲げる要件を満たすこと

① 教養教育科目 24科目以上 38単位修得

ただし、修得単位が38単位以上であっても実習が不合格又は必修科目が2科目以上不合格の者は進級不可とする。

② 1年生専門教育科目

1) 実習 1科目 1単位修得

2) 講義 6科目以上 6単位修得

ただし、修得単位が7単位以上であっても実習が不合格又は講義が2科目以上不合格の者は進級不可とする。

(2) 3年生への進級は次に掲げる要件を満たすこと

① 教養基礎科目 4科目 8単位修得

② 2年生専門教育科目

1) 実習 6科目 14単位修得

2) 講義 6科目以上 10単位修得

ただし、修得単位が24単位以上であっても実習が不合格又は講義が3科目以上不合格の者は進級不可とする。

③ 1年生必修科目(教養)の未修得科目 修得

④ 1年生の専門教育科目の未修得科目 修得

(3) 4年生への進級は次に掲げる要件を満たすこと

3年生専門教育科目

1) 実習 5科目 12単位修得

2) 講義 13科目以上 18単位修得

ただし、3年生専門教育科目の修得単位が30単位以上であっても実習が不合格又は講義の2年生専門教育科目の未修得科目及び3年生専門教育科目が3科目以上不合格の者は進級不可とする。

(4) 5年生への進級は次に掲げる要件を満たすこと

① 専門教育科目 26科目 37単位修得

② 共用試験(CBT・OSCE) 合格

③ 3年生までの専門教育科目の未修得科目 修得

(5) 6年生への進級は次に掲げる要件を満たすこと

① 専門教育科目 1科目 26単位修得

② 共用試験(Post-CC PX) 合格

(卒業試験受験資格判定基準)

第6条 「愛知学院大学歯学部の履修等に関する規程」第12条第2項に定める卒業試験受験資格判定基準は次の試験に合格した者を受験資格ありとし、不合格となった者は卒業不可とする。

総合示説(基礎医学示説・臨床医学示説)試験 合格

(卒業判定基準)

第7条 「愛知学院大学歯学部の履修等に関する規程」第13条第2項に定める卒業判定基準は6年生で次の各号を満たすものを合格とし、不合格となった者は卒業不可とする。

- (1) 専門教育科目 5 科目 26 単位修得
(2) 卒業試験 合格

(改訂)

第8条 本規程の改訂は、歯学部教授会で行う。

ただし、1年生から2年生並びに2年生から3年生への進級に関する事項については教養部会の議を経ることとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年6月3日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

なお、歯学部における進級及び卒業判定等に関する規程（令和2年度入学者適用）、（平成27年度以降平成31年度までの入学者に適用）及び（平成26年度以前入学者及び平成27年度編入学者に適用）は、この規程の施行に伴い令和4年3月31日をもって廃止する。

この規程は、令和5年1月25日から施行する。

●愛知学院大学歯学部試験に関する規程

令和2年4月1日制定

(目的)

第1条 本規程は、「愛知学院大学学則」第36条及び「愛知学院大学歯学部履修等に関する規程」第9条の規定にもとづいて歯学部試験に関することを定めることを目的とする。

(試験の種類)

第2条 歯学部試験の種類は、定期試験、共用試験、総合歯学試験、総合示説試験、卒業試験、追試験及び再試験とする。

2 担当教員が、必要と認めるときには、前項の規定のほかに、特別に試験を実施することができる。

(定期試験)

第3条 定期試験とは、各学期の授業終了後に当該授業科目を履修した学生を対象に行う試験をいう。

2 実習に関する授業科目は、定期試験を実施しないことがある。

(共用試験)

第4条 共用試験（C B T ・ O S C E）は4年生秋学期に行う。

2 C B T（再試験を含む。）については、73.00点以上又はIRT500以上を合格とする。

3 O S C E（再試験を含む。）の合格については、別紙1のとおりとする。

4 共用試験（C B T ・ O S C E）は合格し、専門教科科目が不合格となり進級不可となった学生は、再度の共用試験（C B T ・ O S C E）の受験を要しない。

第4条の2 共用試験（P o s t - C C P X）は5年生で行う。

2 共用試験（P o s t - C C P X）の合格については、別紙2のとおりとする。

3 共用試験（P o s t - C C P X）の一斉技能試験の受験要件については、臨床実地試験の合格を必須とする。

4 共用試験（P o s t - C C P X）は合格し総合歯学試験が不合格となり進級不可となった学生は、再度の共用試験（P o s t - C C P X）の受験を要しない。

(総合示説試験)

第5条 総合示説試験は、6年生春学期に各教科で行う。

(総合歯学試験)

第6条 総合歯学試験は、総合歯学試験Ⅰと総合歯学試験Ⅱに分けて5年生で行う。

2 総合歯学試験結果は、5年生から6年生への進級判定評価に用いる。

3 総合歯学試験Ⅰは、歯科医師国家試験に準じ必修を含めた22領域ごとに試験を実施し、領域ごとの合格は75点以上とする。

4 総合歯学試験Ⅰの各領域の再試験は1回とする。

5 総合歯学試験Ⅰの各領域の再試験が75点以上の場合75点とし、22領域の合計点で1,650点を合格とする。
ただし、領域ごとの点数が75点に満たない点数の合計点を、総合歯学試験Ⅱの点数から減点とする。

6 総合歯学試験Ⅰに合格した者に総合歯学試験Ⅱの受験資格を与え、歯科医師国家試験に準じた臨床科目の問題（一般及び臨床実地）の試験を実施する。

7 総合歯学試験Ⅱ（再試験を含む。）の合格は、65点以上とする。

(卒業試験)

第7条 卒業試験とは、6年生の臨床実習終了後に行う試験をいう。

2 卒業試験は1回行い、次の基準で判定する。

(1) 一般問題・臨床実地問題の得点率が73%以上

(2) 必修問題の得点率が80%以上

(追試験)

第8条 追試験とは、定期試験、総合歯科試験、総合示説試験、卒業試験及び共用試験を病気及びけがによって欠席した者のうち、願出のあった者に対して期日を定めて行う試験をいう。

(1) 病気・けが

(2) 近親者の忌引(配偶者10日、両親7日、祖父母・兄弟・姉妹3日、伯叔父母1日)

(3) 公共交通機関の事故・故障などによる不通もしくは遅延

2 追試験の評価は原則として80点満点とする。ただし、歯学部長が特別な理由があると認めた場合にはこの限りではない

3 追試験を受けようとする者は、当該科目の試験実施日に願い出た後、3日以内に歯学部長宛に医師の診断書または診断書に準じるものと、所定の受験料を添えて、追試験願を提出し、承認を得なければならない。

4 前項により納入された追試験受験料は、いかなる場合にも返還されない。

(感染症等による追試験)

第8条の2 感染症等による追試験とは、定期試験、総合歯学試験、総合示説試験、卒業試験及び共用試験を次の各号によって欠席した者のうち、願出のあった者に対して期日を定めて行う試験をいう。

(1) 学校保健安全法施行規則第18条及び第19条の規定に基づく感染症による出席の停止

(2) 二親等以内の親族の忌引き

父母・配偶者・子 4日以内

祖父母・兄弟姉妹 2日以内

(3) 天災・ストライキ等による公共交通機関の途絶または遅延

(4) 大学行事

(5) その他、歯学部長が特別に認めた場合

2 感染症等による追試験の評価は100点満点とする。

3 追試験を受けようとする者は、当該科目の試験実施日に願い出ること。ただし、第1項の規定により願い出るものは、速やかに歯学部長宛に次の各号に掲げる証明書等を添えて追試験願を提出し、承認を得なければならない。

(1) 第1項第1号 医師の診断書又は診断書に準じるもの

(2) 第1項第2号 会葬礼状等死亡を証明する書類

(3) 第1項第3号 運送事業者の証明書

(4) 第1項第4号～第5号 欠席の事由を証明する書類

(再試験)

第9条 再試験とは、進級及び卒業に際して不合格になった科目のある者のうち、願出のあった者に対して行う試験をいう。

2 再試験合格者の評価はCとする。

3 再試験に関する事項は別に定める。

(受験失格及び不合格者)

第10条 教養教育科目の講義に関する授業科目は、全授業実施回数の3分の2以上、実習に関する授業科目は、全授業実施回数の4分の3以上出席しなければ失格となり、受験資格を失う。

2 専門教育科目の講義に関する授業科目は、全授業実施回数の4分の3以上出席しなければ試験の受験資格を失い、実習に関する授業科目は、原則、全ての授業に出席しなければ不合格とする。

3 受験失格者は、担当教員からの報告にもとづいて、試験の前日までに発表する。

(受験注意)

第11条 受験に関する注意事項は別に定める。

(改訂)

第12条 本規程の改訂は、歯学部教授会で行う。

ただし、教養教育科目に関する事項については教養部会の議を経ることとする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

ただし、第4条第2項の適用の経過措置として、令和2年度実施の試験については、71.00点以上、令和3年度実施の試験については、72.00点以上、令和4年度以降実施の試験については、73.00点以上を合格とする。

なお、愛知学院大学歯学部試験に関する内規(平成27年度以降入学者に適用)は、この規程の施行日をもって廃止する。

この規程は、令和3年2月19日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

この規程は、令和3年6月3日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

なお、愛知学院大学歯学部試験に関する規程(平成26年度以前入学者及び平成27年度編入学者に適用)は、この規程の施行に伴い令和4年3月31日をもって廃止する。

この規程は、令和 4 年 4 月 7 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
この規程は、令和 4 年 5 月 30 日から施行し、令和 4 年 5 月 1 日から適用する。
この規程は、令和 4 年 12 月 1 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
この規程は、令和 5 年 2 月 21 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

別紙 1

OSCE の実施と評価基準について

本試験

課題数：6 課題（共用試験機構の指定による）

評価基準：6 課題の平均得点が 65 点以上で、65 点未満の課題が 2 課題以下を合格とする
概略評定 2 以下の課題が複数ある場合は不合格とする

本試験の再試験

課題数：3 課題

評価基準：3 課題すべての得点について 65 点以上を合格とする
概略評定 2 以下の課題がある場合は不合格とする
再試験の評価は 65 点とする

追試験

課題数：3 課題

評価基準：得点の 80% を評価得点とし、3 課題すべての評価得点について
65 点以上を合格とする
概略評定 2 以下の課題がある場合は不合格とする

追試験の再試験

課題数：3 課題

評価基準：得点の 80% を評価得点とし、3 課題すべての評価得点について
65 点以上を合格とする
概略評定 2 以下の課題がある場合は不合格とする

インフルエンザ等の感染症による追試験およびその再試験は本試験の再試験に準じて行う。

別紙 2

臨床実地試験の評価基準

1 ～ 6 の基本項目は当該項目に含まれる①～③のすべてが「十分」あるいは「許容範囲」と判定された場合に合格とし、臨床実習期間内に 1 ～ 6 の基本項目すべてが合格と判定されたことをもって臨床実地試験に合格したこととする。

臨床実習終了時に「不十分」と判定された項目が残っている場合には当該学生の臨床実習は修了と認められない。

一斉技能試験の可否判定

①全評価項目数 15 におけるレベル 0（臨床実習終了時の技能レベルとして不十分）の数、および、そのうちレベル 0 と評価された重要評価項目の数で可否を判定する。

②追試験については、実施責任者の責任において機構より送付された試験模型を使用し 1 ヶ月以内に実施する。

③不合格者に対する再試験は、実施大学の裁量で実施することとし、試験用模型の調達はその大学の大学で行う。

○総合歯学試験が不合格（Post-CC PX 及び臨床実習 A は合格）となり進級不可となった学生は、次年度再度の Post-CC PX の受験を要しない。

●歯学部 of 再試験に関する規程

令和 3 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 本規程は「愛知学院大学歯学部 of 試験に関する規程」第 9 条の規定に基づいて再試験の手続等に関する事項を定めることを目的とする。

(受験資格)

第 2 条 再試験を受けることのできる者は、次の各号に該当しない者とする。

なお、該当する者は、すべての科目 of 再試験を受験することができない。

(1) 実習に関する授業科目に不合格科目がある場合

(2) 受験失格・無効等で評価できない授業科目がある場合（1 年生については選択科目を除く）

(3) 通年科目 of 春学期あるいは秋学期 of 定期試験（追試験含む）を欠席した場合

2 卒業試験の合格基準（愛知学院大学歯学部に関する規程 第7条第2項）を満たさない者については卒業試験の再試験を受験することを認める。

（再試験料）

第3条 再試験を希望する学生は次の再試験料を添えて定められた期日までに再試験願を歯学部事務室へ提出しなければならない。

- （1）定期試験の再試験料は1試験科目につき2,000円
- （2）総合示説試験の再試験料は2,000円
- （3）総合歯学試験の再試験料は6,000円
- （4）卒業試験の再試験料は8,000円
- （5）共用試験（C B T）の再試験料は25,000円
- （6）共用試験（P o s t - C C P X）の再試験料は30,000円

（再試験の追試）

第4条 再試験の追試験は原則として行わない。

（改正）

第5条 本規程の改訂は、歯学部教授会で行う。

ただし、教養教育科目に関する事項については教養部会の議を経ることとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年6月3日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

なお、歯学部の再試験に関する規程（平成27年度以降令和2年度までの入学者に適用）及び（平成26年度以前入学者及び平成27年度編入学者に適用）は、この規程の施行に伴い令和4年3月31日をもって廃止する。

この規程は、令和5年1月25日から施行する。

●歯学部における進級不可及び卒業不可者の扱いに関する規程 （令和2年度以降入学者に適用）

令和2年4月1日制定

（目的）

第1条 本規程は「愛知学院大学歯学部の履修等に関する規程」第14条の規定にもとづいて、歯学部における進級不可及び卒業不可者に対するより効果的な教育指導を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（進級不可及び卒業不可者の科目履修）

第2条 歯学部の教育課程は、その構成が体系的であるため、進級不可及び卒業不可になった者は、教育的な配慮から、既に単位を修得した授業科目であっても、当該学年において進級及び卒業要件となるすべての授業科目を再度履修することを原則とする。

（再度履修科目の成績記録）

第3条 前条の規定により再度履修し単位を修得した授業科目の成績簿の成績は修得した年度の成績を記録する。

また、進級及び卒業の判定は当該年度の成績にもとづくことを原則とする。

（在学期間）

第4条 歯学部の学生が進級不可及び卒業不可によって同一学年に在学できる期間は、2年以内とする。

ただし、休学により進級不可及び卒業不可になった場合にはこの年数に含めない。

なお、通算して在学できる期間は「愛知学院大学学則」第31条の規定により12年までとし、通算して休学できる期間は同第25条の2の規定により6年までとする。

（退学勧告）

第5条 前条の在学期間が2年を上回ることになる場合には、愛知学院大学学則第34条第3項第2号の規定により、成業の見込みがないものとして退学させる。

（進級不可及び卒業不可者の義務）

第6条 進級不可及び卒業不可になった者は、再度進級不可等にならないように学業に努めるものとする。

（改訂）

第7条 本規程の改訂は歯学部教授会で行う。

ただし、1年生に関する事項については、教養部会の議を経るものとする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

なお、歯学部における進級不可及び卒業不可者の扱いに関する申合せ（令和2年度以降入学者に適用）は、この規程の施行日をもって廃止する。

●歯学部における進級不可及び卒業不可者の扱いに関する規程 (平成31年度以前入学者に適用)

令和2年4月1日制定

(目的)

第1条 本規程は「愛知学院大学歯学部の履修等に関する規程」第14条の規定にもとづいて、歯学部における進級不可及び卒業不可者に対するより効果的な教育指導を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(進級不可及び卒業不可者の科目履修)

第2条 歯学部の教育課程は、その構成が体系的であるため、進級不可及び卒業不可になった者は、教育的な配慮から、既に単位を修得した授業科目であっても、当該学年において進級及び卒業要件となるすべての授業科目を再度履修することを原則とする。

(再度履修科目の成績記録)

第3条 前条の規定により再度履修し単位を修得した授業科目の成績簿の成績は修得した年度の成績を記録する。

また、進級及び卒業の判定は当該年度の成績にもとづくことを原則とする。

(在学期間)

第4条 進級不可及び卒業不可によって歯学部の同一学年に在学できる期間は3年以内とする。

ただし、休学により進級不可及び卒業不可になった場合にはこの年数に含めない。

なお、通算して在学できる期間は「愛知学院大学学則」第31条の規定により12年までとし、通算して休学できる期間は同第25条の2の規定により6年までとする。

(退学勧告)

第5条 前条の在学期間が3年を上回ることになる場合には、愛知学院大学学則第34条第3項第2号の規定により、成業の見込みがないものとして退学させる。

(進級不可及び卒業不可者の義務)

第6条 進級不可及び卒業不可になった者は、再度進級不可等にならないように学業に努めるものとする。

(改訂)

第7条 本規程の改訂は歯学部教授会で行う。

ただし、1年生に関する事項については、教養部会の議を経るものとする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

なお、歯学部における進級不可及び卒業不可者の扱いに関する申合せ（平成31年度以前入学者に適用）は、この規程の施行日をもって廃止する。

●愛知学院大学試験における不正行為に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知学院大学学生懲戒規程第7条第1号に則り、愛知学院大学が実施する定期試験、追試験、再試験、レポート試験又はその他成績評価となる試験における不正行為に関する必要な事項を定める。

(試験等における不正行為の定義)

第2条 試験等における不正行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 試験における不正行為

ア 身代わり受験をすること又はさせること

イ カンニングペーパーを使用又は所持すること

ウ 参照を許可されたもの以外の書籍、ノート等を見ること

エ 使用を許可されたもの以外の通信、各種記録の機能を備えた機器を使用すること又は使用可能な状態で所持すること

オ 他者の答案を見ること又は見せること

カ 他者から答案について指示を受けること又は他者に指示を与えること

キ 他者と答案用紙を交換すること

ク 机上に受験科目に関する内容を記入すること

ケ 試験場外から答案用紙を持ち込むこと

- コ その他公正な試験を妨げると認められる行為
- (2) レポート試験等の作成における不正行為
 - ア 作成において、捏造、改ざん、盗用等を行うこと
 - イ 他者のレポートを自分のものとして提出すること
 - ウ ア及びイに掲げる行為を幫助すること
 - エ その他公正な成績評価を妨げると認められる行為

(試験における不正行為の取扱い)

- 第3条 試験監督者は、試験において不正行為を行っていることが認められる受験者（以下「当該学生」という。）に対し、当該試験の受験を中止させ、試験終了までその場に待機させるものとする。
- 2 前項の場合において、試験監督者は、不正行為であることを示す証拠品（カンニングペーパー等）を発見したときには、当該学生に証拠品として確保する旨申し伝えた上で、極力確保するものとする。
- 3 試験監督者は、試験終了後、当該学生を試験本部に同行し、速やかに「不正行為報告書」に記入し、不正行為の内容を報告するものとする。
- 4 教務担当部簡署は、前項の報告を受けて、教務部長、学生部長、当該学生所属の学部長（以下「所属学部長」という。）並びに当該授業科目を開設する学部長（以下「科目開設学部長」という。）に不正行為の内容を報告しなければならない。

(レポート等の作成における不正行為の取扱い)

- 第4条 授業担当教員は、レポート等の作成において不正行為を行っていることが認められる場合には、速やかに科目開設学部長に不正行為の内容を報告するものとする。
- 2 科目開設学部長は、前項の報告を受けて、教務部長、学生部長、所属学部長に不正行為の内容を報告しなければならない。

(委員会の開催)

- 第5条 学生部長は、第3条第4項及び前条第2項の報告を受けたときは、愛知学院大学学生懲戒規程第11条第3項に基づいて、学生委員会を開催し、当該学生の懲戒処分について審議しなければならない。
- 2 前項の場合において、学生委員会が懲戒処分の決定をしたときは、学生部長は代表教授会に懲戒処分の承認を求め、その承認を得て処分の内容を学長に上申する。

(不正行為者の処分)

- 第6条 前条第2項の規定により懲戒を行うことを決定した場合の処分は次の通りとする。
- (1) 1ヶ月の停学とし、不正行為を行った学期の履修科目の全科目を無効とする。
- (2) 身代わり受験をした者又はさせた者は、双方とも無期停学とし、その年度の履修科目の全科目を無効とする。
- (3) 再試験においての不正行為は、1ヶ月の停学とし再試験の受験科目の全科目を無効とし、卒業又は進級を不可とする。
- (4) 再度、不正行為を行った者は、退学処分とする。

(試験場より退場の措置)

- 第7条 次の行為を行った者は、監督者等の判断により試験場からの退場を命じ、その期の当該科目を無効とする。ただし、退場は60分の試験においては試験開始の25分以後、90分の試験においては試験開始の35分以後とする。
- (1) 本学発行の本人の学生証または、仮受験票を所持しない者
- (2) 試験中に私語を発した者
- (3) 試験場内で物品（筆記用具、消しゴムを含む）を貸借した者
- (4) 監督者の注意または、指示を無視した者
- (改正)

- 第8条 この規程の改正は、教務委員会並びに学生委員会の議を経て、代表教授会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

試験についての不正行為に関する内規は、この規程の施行日をもって廃止する。

●愛知学院大学歯学部 公認欠席に関する取扱規程

令和4年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知学院大学学則第24条の規定に基づき、歯学部における公認欠席の取扱について必要な事項を定めるものとする。

(公認欠席)

第2条 公認欠席とは、忌引き、感染症の罹患及び公共交通機関の途絶等やむを得ない事由により授業を欠席する場合に、所定の手続により授業を欠席したものとして取り扱わないことをいう。

(手続)

第3条 学部長は、次の各号の一に該当する場合には、公認欠席と認めることができる。

(1) 二親等以内の親族の忌引き

父母・配偶者・子 4日以内

祖父母・兄弟姉妹 2日以内

(2) 学校保健安全法施行規則第18条及び第19条の規定に基づく感染症による出席の停止

(3) 天災・ストライキ等による公共交通機関の途絶又は遅延

(4) 大学行事

(5) その他、歯学部長が特別に認めた場合

2 前項の規定により許可を受けようとする者は、すみやかに願い出を歯学部長に提出しなければならない。

(証明書等の添付)

第4条 前条第2項の規定により願い出る者は、次の各号に掲げる証明書等を添付しなければならない。

(1) 前条第1項第1号 会葬礼状等死亡を証明する書類

(2) 前条第1項第2号 医師の診断書又は診断書に準じるもの

(3) 前条第1項第3号 運送事業者の証明書

(4) 前条第1項第4号～第5号 欠席の事由を証明する書類

(公認欠席と認められた授業に対する取扱)

第5条 授業担当教員は、公認欠席が認められた期間を欠席扱いとせず、原則として補講等を行い、当該学生の学修に不利益にならないよう、授業に係わる指導及び援助を行うことにより、出席扱いとする。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、歯学部教授会及び教養部会並びに代表教授会の議を経て、学長がこれを承認する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

●愛知学院大学歯学部における患者個人情報等に関する倫理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、歯学部の学生（以下「学生」という。）が、SNS、掲示板等を不適切に使用することにより、個人情報、内部情報等の情報が外部へ流出することを防止するため、学生、教員等が遵守すべき事項及び当該事項に違反した場合の措置について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 患者個人情報 患者（死亡した者を含む。）に関する氏名、住所、年齢、症状、入院・受診状況及び家族状況等の情報をいう。

(2) SNS、掲示板等 インターネットその他の高速通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）を利用したソーシャル・ネットワーキング・サービス、電子掲示板、ブログ等のサービス及び当該ウェブページをいう。なお、閲覧可能な者が限定されているか否かは問わない。

(3) 携帯通信機器 スマートフォン、携帯電話及びタブレット型端末等の携帯性に優れた電子機器類をいう。なお、通信機能及びカメラ機能の有無は問わない。

- (4) クラウドサービス パソコン、携帯通信機器等の外部機器のデータ、写真等をインターネット上に保管するサービス及び当該保管場所をいう。

(遵守すべき倫理基準)

第3条 学生は、次の各号に掲げる倫理基準を遵守しなくてはならない。

- (1) 社会通念、倫理、道徳を守り、他者を誹謗中傷する行為をしないこと。
 - (2) 法令等に反する行為をしないこと。
 - (3) 学校及び学校関係者並びに実習施設及び実習施設関係者の名誉を傷つけるような行為をしないこと。
 - (4) 講義、実習等において知り得た次に掲げる事項について、SNS、掲示板等への掲載、クラウドサービスへの保管及び第三者に漏らす行為をしないこと。
 - ア 患者個人情報
 - イ 学校及び実習施設に関する公表されていない情報
 - (5) 次に掲げる事項について、SNS、掲示板等への掲載及びクラウドサービスへの保管をしないこと。
 - ア 本学の教育において使用する教材や資料等
 - イ 学校関係者及び実習施設関係者に関する個人情報
 - (6) 実習においては、実習施設の諸規定等を遵守すること。
 - (7) レポート等の作成において、他者が作成したレポートや小論文の盗用等、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）その他関連法令に反するような行為をしないこと。
- 2 前項各号に掲げる事項は、卒業後も同様とする。

(携帯通信機器の使用)

第4条 講義及び実習の時間内においては、本学部教員及び外部講師（臨床実習指導者、臨地実習先指導者を含む。）等の許可なく携帯通信機器を使用してはならない。ただし、特別な事情により緊急に携帯通信機器の使用が必要となった場合は、担当教員等の許可を得たうえで、これを使用することができるものとする。

(教員等の義務)

- 第5条 担当教員等は、この規程を遵守しない学生を発見した場合には、速やかに当該学生にその目的を確認し、当該行為を止めるよう指導しなければならない。
- 2 前項の違反行為があった場合において、当該行為を発見した教員等はその事実を担当主任教授に伝え、速やかにその事実と状況を学生に確認し、必要な指導を行うものとする。
 - 3 本学部教員は、講義及び実習が開始される前に、外部講師にこの規程について説明し、協力を得なければならない。
 - 4 本学部教員は、SNS、掲示板等にこの規程に反する記述を発見した場合には、当該記述を記載したとみられる学生にその事実を確認し、速やかに当該記述を削除させるとともに、学部長に報告しなければならない。

(学生の義務)

- 第6条 学生は、この規程を遵守しない他の学生の行為を発見した場合は、速やかに本学部教員等に通報するものとする。
- 2 学生は、この規程に反する行為を他の学生に強要されても、それに応じてはならない。

(違反行為に対する措置)

第7条 この規程に違反する学生の行為が重大と判断した場合は、愛知学院大学学則第 34 条の規定に基づき当該学生の懲戒を行うものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は愛知学院大学歯学部教授会で行うものとする。

附則

この規程は令和 2 年 6 月 16 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

●緊急時の授業等取扱いに関する内規 〔(歯学部及び歯学研究科)(楠元・末盛キャンパス))〕

(緊急時の対応)

第1条 台風、地震、交通ストライキ又はその他不測の事態により、通学が困難と認められる場合、授業又は試験(以下「授業等」という。)を中止することができる。

(特別警報・暴風警報・暴風雪警報(以下警報という。))の発令)

第2条 愛知県西部の地域いずれか一部にでも警報が発令された場合(愛知県全域又は愛知県西部の尾張西部・尾張東部・西三河北西部・西三河南部・知多地域のうちいずれかの地域に発令された場合をいう。以下、同じ。)、歯学部及び歯学研究科は別表1に定める措置をとるものとする。

2 愛知県西部以外の地域に警報が発令された場合、当該地域に現住所がある学生は、別表2の区分に従って、授業等への出席を要しないこととする。この場合、当該学生は速やかに歯学部事務室において手続きの上、科目担当教員に届出るものとする。

3 あらかじめ警報の発令が予想される場合、歯学部長及び歯学研究科長(歯学部長不在のときは教務主任、歯学研究科長不在のときは研究科主任、以下同じ。)の判断により、警報発令前に授業等を中止することができる。この決定が学生に周知されるよう、大学は可能な限りの手段を尽くすよう努めるものとする。

(「南海トラフ地震に関連する情報」の発令)

第3条 「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された場合、前条第1項の規定を準用する。

(交通機関運休)

第4条 名古屋市営交通(地下鉄・市バス)が、ストライキ又は自然災害等により全面運休又はこれに近い状態となった場合、第2条第1項の規定を準用する。

2 前項以外の交通機関を利用して通学する学生が、当該交通機関がストライキ、事故又は自然災害等により全面運休又はこれに近い状態となった場合、第2条第2項の規定を準用する。この場合、当該学生は、乗車する駅において運休の証明書を受け、歯学部事務室において手続きの上、科目担当教員に届け出るものとする。

(その他の緊急事態の発生)

第5条 全国瞬時警報システム(Jアラート)による緊急情報が伝達された場合など、前3条以外の不測の事態が発生し、通学困難又は授業等に支障が生ずるおそれがある場合、歯学部長及び歯学研究科長の判断により、授業等を中止など必要な措置をとるものとする。

(授業等開始後の措置)

第6条 授業等開始後に前4条に定める事態が発生した場合、歯学部長及び歯学研究科長の判断により、授業等の中止など必要な措置をとるものとする。

附 則

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

交通機関ストライキ・台風等の場合の授業及び試験についての取り扱い内規は本内規施行の日をもって廃止とする。

附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年10月9日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年2月28日から施行する。

別表1

愛知県西部に警報が発令された場合の歯学部及び歯学研究科の対応

発令の状況	授業	試験
午前7時より前に解除	通常どおり授業を実施	通常どおり試験を実施
午前7時現在発令中	1限、2限の授業を休講	全ての試験を中止し、別の日に延期
午前10時現在発令中	3限以降の授業を休講	

別表 2

愛知県西部以外の地域に警報が発令された場合の当該地域に現住所がある学生の対応

発令の状況	授業	試験
午前 7 時より前に解除	通常どおり授業を受講	通常どおり受験
午前 7 時現在発令中	1 限、2 限の授業への出席を要しない。	全ての試験の受験を要しない。
午前 10 時現在発令中	3 限以降の授業への出席を要しない。	

●愛知学院大学学生証取扱規程

平成 30 年 11 月 7 日制定

(目的)

第 1 条 この規定は、愛知学院大学（以下「大学」という。）の学部学生に発行する愛知学院大学学生証（以下「学生証」という。）に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(学生証の発行)

第 2 条 学長は、学生が大学に入学したとき、又は転籍したときに、学生証を発行するものとする。

(学生証の有効期間)

第 3 条 学生証の有効期間は、発行の日から大学学則第 4 条第 1 項に定められた修業年限の期間とする。ただし、1 年次以外へ入学、転籍する場合は、発行の日からその年次に応じた修業年限の期間とする。

2 有効期間満了により再発行する学生証の有効期限は、卒業予定学期の末日とする。

(遵守事項)

第 4 条 学生は次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 学生は、学生証を常に携帯しなければならない。
- (2) 学生は、教職員から学生証の提示を求められたときは、直ちにこれを提示しなければならない。
- (3) 学生は、学生証を他人に貸与又は譲渡してはならない。

(学生証の再発行)

第 5 条 次に掲げる場合には、学生は当該学生証を添えて再発行の手続きをしなければならない。

- (1) 学生証を破損したとき。
 - (2) 学生証の有効期間が過ぎてなお在籍するとき。
 - (3) 学生証の記載事項に変更が生じたとき。
- 2 学生証を紛失した場合には、再発行手数料を添えて再発行の手続きをしなければならない。なお、紛失した学生証が発見されたときは、旧学生証を返還しなければならない。

(学生証の返還)

第 6 条 卒業、退学又はその他の事由により大学の学籍を離れたとき、学生は学生証を直ちに学長へ返還しなければならない。

2 転籍により当該学科の学生証の発行を受けた場合においては、転籍前の学科の学生証を返還しなければならない。

(事務)

第 7 条 この規程に関する事務は、学生部学生課において処理する。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は学生委員会の議を経て、代表教授会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

この規程の施行の際に現に学生証の発行を受けている者については、この規程により発行を受けたものとみなす。

●愛知学院大学歯学部共済会給付規程

第 1 条 本規程は、愛知学院大学歯学部共済会規約第 8 条に基づき、本会が行う給付の方法及び給付額を定める。

第 2 条 会員が死亡及び廃疾状態となった場合には、次のとおり給付を行う。

- (1) 会員死亡後、学期毎に学納金納付の時、共済会が学納金相当額（授業料）を本人に代り大学に納入するものとする。
- (2) 会員が病氣・事故などにより廃疾状態となった場合（労災廃疾等級 1 級該当の状態）、学期毎に学納金納付の時、共済会が学納金相当額（授業料）を本人に代り大学に納入するものとする。
- (3) 第 1 号及び第 2 号の給付の期間については、学生が卒業するまでを対象とする。
- (4) 第 1 号及び第 2 号の給付の対象学期については、会員の死亡及び廃疾状態となった日の属する学期の翌期分から対象とする。
- (5) 第 1 号及び第 2 号の給付は、学生が在学中であることを条件とし、中途退学をしたときは、必然的に対象者としての資格を失う。

ただし、次の各号に該当する事項で会員が死亡及び廃疾状態になった場合については、理事会の議を経て決定する。

イ 戦争・テロ・その他の変乱等によるもの

□ 地震・噴火・津波等天災地変によるもの

第3条 会員に対する災害見舞金は、次のとおりとする。

- (1) 会員が1ヶ月以上疾病を原因として入院した場合 10,000円
- (2) 会員が1週間以上傷害を原因として入院した場合 10,000円
- (3) 会員が死亡した場合 供花1基及び弔電
- (4) 会員が風水害、火災及び震災等により住居に損害を被った場合
 - イ 火災（半焼以上） 100,000円以内
 - ロ 水害（床上浸水） 100,000円以内
 - ハ 震災または風害（半壊以上） 100,000円以内

第4条 前条のうち風水害、火災、及び震災等が一時に多発した場合に被災者が多数にのぼるときは、見舞金の額を減額して支払うことができる。

第5条 成績優秀で入学した上位の学生に対する奨学金は、愛知学院大学がくすのき奨学金として給付する額を年度末までに大学へ寄贈するものとする。

第6条 学生が本学卒業のとき記念品を贈呈する。

第6条の2 学生の教育支援事業に関わる経費については、予算執行計画に応じて大学へ寄贈するものとする。

第7条 第2条及び第3条に該当することとなったときは、会員は遅滞なく、様式1の届出書をもって届出なければならない。

2 前項届出書には、次の該当書類を添付しなければならない。

- イ 死亡の場合は、医師の死亡診断書
- ロ 廃疾の状態となった場合は、国公立病院又はその他の公的病院の労災廃疾等級1級該当認定に必要な医師の診断書
- ハ 入院の場合は当該医療機関の入院証明書
- ニ 災害により損害を被った場合は、関係官庁の被災証明書

第8条 前条の届出をうけたときは、事務局において速やかに事実を調査して、理事長に報告する。

2 理事長は、理事会において前項の報告を審議して、規程第2条及び第3条の給付に該当するか否かを判定する。

3 理事長は、前項の判定に基づいて、給付を行う。

ただし、給付に該当しないと判定された場合には、該当しない理由を届出人に通知する。

附 則

本規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、昭和55年6月1日改正施行する。

附 則

本規程は、平成元年4月1日改正施行する。

附 則

本規程は、平成19年7月1日改正施行する。

平成26年7月17日開催理事会及び評議委員会承認事項

愛知学院大学歯学部共済会規約「第2章会員」に関して、平成27年度から新規会員の入会の停止に伴い、本規程の適用は平成26年度以前の入学者及び平成27年度編入学者とする。

附 則

平成30年6月14日開催理事会及び評議委員会承認事項

愛知学院大学歯学部共済会規約「第2章会員」に関して、平成31年度入学者から新規会員の入会を再開する。

附 則

本規程は、平成30年12月6日改正施行する。

附 則

本規程は、令和元年6月27日改正施行する。

附 則

本規程は、令和元年12月5日改正施行する。

●愛知学院大学災害共済会の行う災害給付の災害の範囲 および給付額に関する規程

第1条 本規程は、愛知学院大学災害共済会規約第5条に基づき、本会が行う災害給付の災害の範囲および給付額を定めるものである。

第2条 災害給付を行う災害の範囲および給付額は、次のとおりとする。

(1) 死亡給付金

- イ 病気により死亡した場合 100万円
- ロ 不慮の事故を直接の原因として180日以内に死亡した場合 150万円
- ハ 法定伝染病により死亡した場合 150万円
- ニ 上記以外の原因により死亡した場合 50万円

(2) 障害給付金

- イ． 病気により後遺障害が生じた場合（労災障害等級 1 級適用） 100 万円
- ロ． 不慮の事故を直接の原因として後遺障害が生じた場合（後遺障害等級 1 ～ 6 級適用）
1 級：150 万円、2 級：35 万円、3 級：30 万円、4 級：25 万円、5 級：20 万円、6 級：15 万円

(3) 入院給付金

- イ． 不慮の事故を直接の原因として 180 日以内に 3 日以上入院した場合、ただし同一の不慮の事故に関しての給付対象期間は年度ごとに 120 日を限度とする。 1 日 3,000 円
- ロ． 疾病により 7 日以上入院した場合、ただし同一の疾病に関しての給付対象期間は年度ごとに 90 日を限度とする。 1 日 3,000 円

(4) 医療給付金

「学校施設内外問わず、課外活動（クラブ活動）中」の事故を直接の原因として通院治療した場合、ただし治療日数が 4 日から 13 日以内の場合のみ対象とする。 1 日 1,000 円

2. 前項の不慮の事故であっても、原則として次に該当する場合は給付を行わない。

- (1) 政府が大規模災害を認定したものであり、愛知県西部に影響を及ぼす大規模災害による死亡・ケガ、また戦争その他紛争および内乱等による死亡・ケガについては対象外とする。
- (2) 故意または重大な過失によるとき。
- (3) 犯罪行為によるとき。
- (4) 泥酔の状態を原因とするとき。
- (5) 無免許運転中または飲酒運転中の事故によるとき。

第 3 条 災害が発生したときは、当該学生またはその父母（または保証人）は、原則として災害発生時より 60 日以内に災害発生届を提出しなければならない。

第 4 条 災害給付請求権は、次のときから発生し、これを行行使することができる。

- (1) 死亡給付金については、学生が死亡したとき。
- (2) 障害給付金については、学生に後遺障害が認定されたとき。
- (3) 入院給付金については、学生が退院したとき、または入院日数が給付対象期間の限度日数を経過したときのいずれか早いとき。
- (4) ただし、特別の事情がある場合には給付金を上記以前に支給することがある。

2. 学生が給付金を請求するときは、災害給付請求権発生後速やかに所定の書類を添えて災害給付請求書を提出しなければならない。

3. 災害給付請求書の効力は、災害給付請求権発生後 1 年を経過したときは時効によって消滅する。

附 則

この規定は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、昭和 54 年 4 月 1 日から改正施行する。

この規定は、昭和 57 年 4 月 1 日から改正施行する。

この規定は、昭和 59 年 4 月 1 日から改正施行する。

この規定は、昭和 60 年 4 月 1 日から改正施行する。

この規定は、昭和 63 年 4 月 1 日から改正施行する。

この規定は、平成 7 年 4 月 1 日から改正施行する。

この規定は、平成 16 年 4 月 1 日から改正施行する。

この規定は、平成 20 年 4 月 1 日から改正施行する。

この規定は、平成 28 年 4 月 1 日から改正施行する。

この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から改正施行する。

●歯学部専攻生規程

(趣旨)

第1条 本規程は学則第53条の4に基づいた歯学部専攻生の取扱いについて定めるものである。

(定義)

第2条 歯学部専攻生とは、歯学部教授の指導を受け、基礎及び臨床の特定科目について履修、研究する者をいう。

(志願資格)

第3条 専攻生を志願することのできる資格は学則第53条の2の規程に準ずる。

(願書)

第4条 専攻生を志願する者は、所定の願書を提出するものとする。

(入学許可)

第5条 前条の志願者は専攻科目の指導教授の選考を受け歯学部教授会の承認を得て学長が入学を許可する。

(入学時期)

第6条 専攻生の入学許可は毎学年の始めとする。

(履修期間)

第7条 専攻生の履修期間は1ケ年以上とし、その修了は1ケ年を越えた随時とする。

(履修時間)

第8条 専攻生の履修時間は週30時間以上とする。

(修了認定)

第9条 専攻生は修了時に指導教授による修了認定を受け、指導教授はその結果を学部長を経て学長に報告しなければならない。

(修了証書)

第10条 専攻生の修了が認められれば修了証書を授与する。

(雑則)

第11条 専攻生は本規程のほか全て愛知学院大学の学則によるものとする。

附 則 昭和44年4月1日から施行する。

昭和52年4月1日から施行する。

昭和57年4月1日から施行する。

平成6年4月1日から施行する。

平成14年4月1日から施行する。

●歯学部研究生規程

(趣旨)

第1条 本規程は学則第53条の4に基づいた歯学部研究生の取扱いについて定めるものである。

(定義)

第2条 歯学部研究生（以下「研究生」という。）は、専門なる職を有するものが歯学部教授の指導のもとに随時で、基礎及び臨床の特定科目について研究するものをいう。

(志願資格)

第3条 研究生を志願することのできる資格は、学則第53条の2の規程に準ずる。

(願書)

第4条 研究生を志願する者は所定の願書を提出するものとする。

(入学許可)

第5条 前条の志願者は指導教授の選考を受け、歯学部教授会の承認を得て学長が入学を許可する。

(入学時期)

第6条 研究生の入学許可は随時とする。

(研究期間)

第7条 研究生の研究期間は特に定めない。

(研究時間)

第8条 研究生の研究時間は週8時間を超えるものとする。

(雑則)

第9条 研究生は本規程のほか全て愛知学院大学の学則によるものとする。

(研究歴の算定)

第10条 研究生の研究歴の算定は在籍期間に0.7を乗じたものとする。

附 則 昭和36年4月1日から施行する。

昭和57年4月1日から施行する。

平成6年4月1日から施行する。

平成14年4月1日から施行する。

平成18年4月1日から施行する。

●歯学部・歯学部研究科学生相談室運営要項

1. 歯学部及び歯学研究科に学生相談室をおく。
2. 学生相談室は歯学部及び歯学研究科の学生の一身上の相談に応じ、学生が問題を自主的に解決できるように助言と指導を与えその人格育成に寄与することを目的とする。
3. 学生相談室に次の担当者をおく。
 - (1) 室長 1名
 - (2) 相談委員 大学学生委員、学年主任及び歯学研究科主任
 - (3) 歯学部事務長
 - (4) カウンセラー 若干名
4. 室長は歯学部教員の中から歯学部長の推薦に基づき学長が委嘱する。
なお、室長の任期は2年とし、再任を妨げない。
5. 相談委員及びカウンセラーは面接時間を予告し、相談室において学生の相談を受ける。
なお、歯学部事務長は相談の業務を担当し、関係資料を整理保管するほか、必要に応じ相談員または関係機関を紹介する。
6. 相談内容については、すべて個人の秘密を厳守するものとする。
7. 学生相談室の運営に関する事項を審議するため、歯学部・歯学研究科学生相談室運営委員会(以下「運営委員会」いう。)をおく。
8. 運営委員会は歯学部長、歯学研究科長、教務主任、病院長、室長、教務委員長、相談委員、歯学部事務長及びカウンセラーをもって構成する。
なお、委員長は室長をもって充てる。
9. 運営委員会が必要と認めるときは、運営委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
10. 学生相談室の事務は、歯学部事務室において行う。
11. 本要項の改廃は、歯学部教授会及び大学院歯学研究科委員会の議を経て、歯学部長及び歯学研究科長がこれを承認する。

附 則

この要項は、平成2年10月1日から施行する。

この要項は、平成6年4月1日から改正施行する。

この要項は、令和3年9月10日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

●愛知学院大学薬科セミナーハウス利用規程

(目的)

第1条 この規程は愛知学院大学薬科セミナーハウス（以下「セミナーハウス」という。）の利用に関する事項を定めるものである。

(利用者の範囲)

第2条 セミナーハウスを利用できるものは次のとおりとする。

- (1) 愛知学院大学・愛知学院大学短期大学部・愛知学院大学歯科技工専門学校各学生
- (2) 愛知学院の教職員及びその家族
- (3) その他秘書部事務部長が特に許可したもの

(利用の種類・利用時間)

第3条 セミナーハウスの利用は宿泊を原則とする。

2 前項のセミナーハウスの利用時間は次のとおりとする。

- (1) 宿泊 チェックイン 午後3時から
チェックアウト 午前11時まで

(収容定員)

第4条 セミナーハウスの定員は60名とする。

(利用方法)

第5条 セミナーハウスを利用しようとするものは、所定の利用申込書に必要事項を記入し、各学校の所管課所（以下「所管課所」という。）へ申込むものとする。

- 2 申込みの受付及び利用料金の支払いは利用開始日の2ヶ月前より利用開始日の3日前までとする。
- 3 団体申込み（10人以上）は利用開始日の2ヶ月前より利用開始日の10日前までとする。
- 4 第2項及び第3項の申込期限が所管課所及び学校の休日となる場合はその前日までを期限とする。
- 5 第1項の手続きを完了したものには、所管課所において利用券を交付する。
- 6 利用券は指定の期日以外は無効とする。
- 7 利用券はセミナーハウス到着後、直ちにセミナーハウス管理人にこれを提出するものとする。
- 8 セミナーハウス現地での申込受付及び会計は一切これを行わない。

（利用料）

第6条 セミナーハウスの利用料金は別表に定める。

（利用の取消・変更）

第7条 利用手続完了後において利用の取消又は申込人員並びに利用条件等に変更が生じた場合は、利用開始当日までに所管課所へ申し出て所定の手続きをするものとする。ただし、所管課所及び学校の休日においては、セミナーハウスに連絡し、後日直ちに所管課所へ申し出るものとする。

2 第1項の申し出により利用料金に変更がある場合は次のとおりとする。

- （1）利用料金が減額する場合は、利用最終日より2週間以内に所定の申請をもって返還し、以降は返還しない。ただし、食事代については利用の取消手続きが利用開始日の3日前を過ぎた場合は返還しない。
- （2）利用料金が増額する場合は、申し出の際に支払うものとする。

（利用者の心得）

第8条 利用者は別に定める利用者心得に従い利用するものとする。

（利用の制限）

第9条 次の各号の一に該当する場合は、セミナーハウスの利用許可を取消しすることがある。

- （1）利用者心得に反する行為があった場合
- （2）利用券を持たない場合
- （3）利用券記載事項と相違する場合
- （4）その他利用者として相応しくないと判断される場合

（施設設備の滅失又は破損の弁償）

第10条 利用者が故意又は重大な過失により、セミナーハウスの施設・設備・什器等を破損滅失したときは、その利用者はこれを弁償しなければならない。

（特別事項）

第11条 天災地変又はこれに準ずる災害及び盗難・負傷・疾病その他の事故について愛知学院はその責任を負わない。

（施設の運営管理・利用管理）

第12条 施設の運営管理に関することは秘書部秘書庶務課、利用管理に関することは学生部学生課にて行うこととする。

（雑則）

第13条 この規程に定めのない事項は必要に応じ秘書部事務部長が別にこれを定める。

附 則

この規程は、昭和52年12月1日から施行する。

（省略）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

別表（規程第6条）

蓼科セミナーハウス利用料金

		学生	教職員及び家族	特別許可者
宿泊代		1,000 円	2,000 円	3,000 円
食事代	夕食	2,000 円	2,000 円	2,000 円
	朝食	500 円	500 円	500 円
	昼食	800 円	800 円	800 円

- ・小学生の宿泊代については半額とする。
- ・未就学児の宿泊代については無料とする。
- ・教職員が学生の引率者として利用する場合は学生と同料金とする。

●在職者等診療料金減免内規

昭和 44 年 4 月 1 日施行

第 1 条 この内規は、学校法人愛知学院（以下「本学院」という）に勤務する教職員及びその被扶養者並びに学生、不老会会員等（以下「教職員等」という）が、歯学部附属病院において入院または外来により受診した際に支払う費用を減免することにより、教職員等の福利厚生を図ることを目的とする。

第 2 条 診療費減免の対象者は次の各号に掲げるものとする。

- 1 本学院教職員
- 2 本学院教職員被扶養者〔私学事業団被扶養者〕
- 3 学校法人・愛知学院が設置している大学・専門学校・中高校の学生・生徒（以下「学生等」という）
- 4 歯学部非常勤講師
- 5 歯科医師臨床研修医
- 6 不老会愛知学院大学支部会員

第 3 条 前条対象者の診療費減免率については、別表のとおりとし、この減免の対象としない物は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 薬剤容器等診療費外の費用、並びに文書料、健康診断料は適用外とする。
- 2 入院時の差額室料・食事療養は適用外とする。
- 3 損害・損害保険適用の診療費は適用外とする。

第 4 条 学部長・学校長は、所属する学生等で、各種保険未加入者があるときは、これらに加入するよう、父兄等に勧める。

第 5 条 この内規の適用を受けようとする者は、保険証に身分を証明する書類、又は学生証を添えて、初診の際に病院受付窓口に呈示しなければならない。

第 6 条 第 2 条の減免適用者の資格確認は、保険証、身分証明書、学生証等によりこれを行う。

第 7 条 この内規の取扱いに当っては、次の各号に注意しなければならない。

- 1 保険証・身分証明書・学生証等の提出がない場合は、減免を適用しない。
- 2 本学院教職員が退職等により資格を失った場合、また学生等で卒業した場合には、診療減免の適用を終了とする。
- 3 診療費の支払は、原則として、請求のあった当日支払うものとする。

第 8 条 診療は、社会保険療養担当規程に準じて行い、料金の算定は、病院で定める料金のほかは、社会保険診療報酬点数表による。

第 9 条 本内規に定めるもののほか、必要な事項は病院長が決定する。

附則 この内規は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

この改正は、昭和 44 年 9 月 1 日から施行する。

この改正は、昭和 55 年 5 月 1 日から施行する。

この内規は、昭和 60 年 2 月 1 日から施行する。

この内規は、昭和 60 年 9 月 1 日から施行する。

この内規は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この内規は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

この内規は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

●愛知学院大学応急奨学金規程

（目的）

第 1 条 愛知学院大学は、愛知学院大学（大学院、留学生別科を除く）及び愛知学院大学短期大学部に在籍する学生で、家計急変により学業の継続が、経済的に極めて困難となった場合に、奨学金を給付し、学納金の補充支援を目的として、愛知学院大学応急奨学金制度を設ける。

（定義）

第 2 条 本規程により奨学金の給付を受ける者を、愛知学院大学応急奨学生（以下「奨学生」という。）と称する。

2 本規程により給付する奨学金を、愛知学院大学応急奨学金（以下「奨学金」という。）と称する。

（資格）

第 3 条 奨学金の給付を受けることができる者は、次の要件を備えていなければならない。

- （1）学業成績が良好であること。
- （2）本奨学金の出願から遡って過去 1 年以内に主たる生計維持者（父母のうち所得の多い者。ただし、父母がいない場合は保証人及びその配偶者、独立生計を営んでいる場合は本人及びその配偶者。）に以下の事由による家計

急変があり、世帯の収入が著しく減少又は無くなった状況にあること。ただし、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づく特定非常災害に指定された災害により以下の事由に該当する者については、それによる家計急変が出願から遡って過去 1 年より前に生じている場合であっても出願可能とする。

- ① 死亡
- ② 会社倒産・解雇による失職
- ③ 破産
- ④ 高度障害
- ⑤ 災害による損害

(3) 当期の学納金を完納していること。

(4) 別に定める愛知学院大学新入生応急奨学生に採用されていないこと。

(給付額及び給付方法)

第 4 条 奨学金は、1 人当たり、在学期間中 1 回のみ 50 万円の給付とする。

2 奨学金は、奨学生に対して採用された学期の終了までに一括して給付するものとする。

(人数)

第 5 条 奨学生の人数は、年間 50 名を限度とする。

第 6 条 (削除)

(出願)

第 7 条 奨学金の給付を希望する者は、次の各号の書類を添えて申請するものとする。

- (1) 応急奨学生願書
- (2) 父母双方の最新年間所得を証明する書類。ただし、父母がいない場合は保証人及びその配偶者の、独立生計を営んでいる場合は本人及びその配偶者の所得を証明する書類。
- (3) 成績を証明する書類（春学期出願の新入生のみ）
- (4) 奨学金を必要とする事情を証明できる書類
- (5) その他、必要とする書類

(選考及び決定)

第 8 条 奨学生は、応急奨学金選考委員会（以下「委員会」という。）で選考し、学長及び学内理事会の承認により決定する。

(決定通知)

第 9 条 奨学生として決定した場合は、これを本人及び保証人に通知し、奨学生は保証人と連署の上、誓約書を提出しなければならない。

(委員会の構成及び任期)

第 10 条 委員会は、大学事務局長、教務部長、学生部長、キャリアセンター部長、学生部事務部長、学生部次長、教務課長、学生課長、名城公園キャンパス事務室事務長、薬学部事務室事務長、歯学部事務室事務長及び短期大学部事務室事務長をもって構成し、学長が委嘱する。

2 委員長は学生部長とする。

3 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

4 構成員の任期は、本条第 1 項の役職在任中とする。

(資格の喪失)

第 11 条 奨学生が次の各号のいずれかに該当した場合、委員会で審議し、学長及び学内理事会の承認によりその資格を失う。

- (1) 採用された学期において休学及び退学、除籍した場合
- (2) 学則による懲戒処分を受けた場合
- (3) 虚偽の申込又は記載により不当な給付を受けたことが認められた場合
- (4) その他奨学生として学長及び学内理事会において不相応と認められた場合

(返還)

第 12 条 奨学生が前条の規定により、奨学生としての資格を喪失した場合、本学は、奨学金の返還を求めることがある。

(事務の取り扱い)

第 13 条 奨学金の事務は、学生部学生課において取り扱う。

(改正)

第 14 条 本規程の改正は、委員会の審議を経て、学長及び学内理事会の承認を得るものとする。

附 則

本規程は、平成 14 年 5 月 11 日から施行する。

本規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

本規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

本規程は、平成 21 年 3 月 9 日から施行する。

本規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

本規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

本規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

本規程は、平成 28 年 9 月 2 日から施行する。

本規程は、平成 29 年 8 月 30 日から施行する。（平成 29 年 8 月 30 日委員会決定）

ただし、平成 30 年度の選考時より適用する。
本規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。(令和 2 年 2 月 18 日委員会決定)

●愛知学院大学開学 50 周年記念奨学金規程

(設立及び名称)

第 1 条 愛知学院大学開学 50 周年を記念して奨学金制度を設ける。

2 この奨学金は愛知学院大学開学 50 周年記念奨学金（以下「奨学金」という。）と称し、奨学金の給付を受ける学生を記念奨学生（以下「奨学生」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 この規程は、愛知学院大学（大学院を含む）、愛知学院大学短期大学部、愛知学院大学歯科技工専門学校（以下「本学」という。）に在学する学生で、学業成績優秀にして、経済的理由により修学が困難な者に対し、学納金補充として奨学金を給付することを目的とする。

(資格)

第 3 条 奨学金の給付を受けることができる者は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 学業成績優秀であること。
- (2) 経済的理由により修学困難と認められること。
- (3) 当期の学納金を完納していること。
- (4) 本学において、当該年度に奨学金の給付又は学納金減免措置（外国人留学生等）等を受けていないこと。
- (5) 他の奨学団体から奨学金の給付を受けていないこと。

(募集の時期及び人数)

第 4 条 奨学生の募集は年度初めの 4 月 1 日から 7 月末日とし、募集要項は学内に公示する。

2 奨学生数は 30 名を限度とし、その配分は次の通りとする。

- (1) 大学は 28 名（大学院の若干名を含む）。
- (2) 短期大学部は 1 名。
- (3) 歯科技工専門学校は 1 名。

(給付額及び給付方法)

第 5 条 奨学金の給付額は、年額 30 万円とする。

2 奨学金は当該年度秋学期学納金納付時に学納金として振り替え支給する。

3 奨学金の給付は、当該年度限りとする。

(出願書類)

第 6 条 奨学金の給付を受けようとする者は、本学所定の願書に次の書類を添付して、保証人連署のうえ願い出なければならない。

- (1) 父母双方の前年度所得を証明する書類。ただし、父母がいない場合は保証人及びその配偶者の、独立生計を営んでいる場合は本人及びその配偶者の所得を証明する書類。
- (2) 成績を証明する書類（新入生のみ）
- (3) その他本学の指定する書類

(選考方法)

第 7 条 奨学生の選考は、前条に定める出願書類の審査による。ただし、場合により面接を行うことがある。

2 奨学生は、開学 50 周年記念奨学生選考委員会（以下「選考委員会」という。）で選考し、学長及び学内理事会の承認により決定する。

3 選考委員会規程については、別に定める。

(決定通知)

第 8 条 奨学生として決定した場合は、これを本人及び保証人に通知する。

(資格の喪失)

第 9 条 奨学生が次の各号のいずれかに該当したときは、選考委員会で審議し、学長及び学内理事会の承認によりその資格を失う。

- (1) 退学、除籍等により学籍を離れたとき又は休学したとき。
- (2) 学則による懲戒処分を受けたとき。
- (3) 虚偽の申込又は記載により不当な給付を受けていたことが認められたとき。
- (4) 本奨学金決定後に他の奨学金の給付を受けたとき。
- (5) その他奨学生として適当でないと認められたとき。

(返還)

第10条 奨学生が前条の規定により資格を喪失した場合、奨学金の返還を求めることがある。なお、返還を求められた者は、資格喪失の時点より、学納金未納者として取り扱う。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行にあたって必要な事項は別にこれを定める。

(事務主管)

第12条 この奨学金に関する事務主管は、学生部学生課とする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、選考委員会の審議を経て、学長及び学内理事会がこれを承認する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。なお愛知学院大学開学50周年記念奨学金給付規程施行細則は廃止とする

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。〈令和3年2月24日委員会決定〉

この規程は、令和4年4月1日から施行する。〈令和3年8月27日委員会決定〉

この規程は、令和4年4月1日から施行する。〈令和4年8月31日委員会決定〉

●愛知学院大学歯学部及び大学院歯学研究科における学生の旧姓使用の取扱い等に関する規程

令和2年1月10日
制 定

(趣旨)

第1条 愛知学院大学歯学部及び大学院歯学研究科（以下「本学」という。）に在籍する学生（以下「学生」という。）及び愛知学院大学学位規則第11条第2項に規定する者（以下「博士（論文提出）申請者」という。）の旧姓使用の取扱い及び手続等については、この規程の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 新姓 戸籍簿に記載の氏名
- (2) 旧姓 旧戸籍簿に記載の氏名

(旧姓使用の申出ができる学生)

第3条 旧姓使用の申出ができる学生は、次のとおりとする。

- (1) 歯学部学生
- (2) 大学院歯学研究科学生
- (3) 歯学部研究生
- (4) 歯学部専攻生

(旧姓使用ができる文書等)

第4条 旧姓使用ができる文書等は、第5条に定める以外の文書等とする。

(旧姓使用ができない文書等)

第5条 旧姓使用ができない文書等は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医師国家試験出願書類及び歯科医師免許申請書類
- (2) 歯科技工士国家試験出願書類及び歯科技工士免許申請書類
- (3) 前2号に定めるもののほか、国等の機関の所管する制度等により、戸籍上の氏名を使用することとされているもの
- (4) その他旧姓使用を行うことが困難であると学長が判断するもの

(旧姓使用の申出)

第6条 旧姓使用を希望する学生は、戸籍上の氏名と旧姓の同一性の確認ができる書類を添えて、旧姓使用申出書（別紙様式1）を歯学部事務室に提出しなければならない。

(旧姓使用の中止)

第7条 前条の申出により旧姓を使用している学生が、旧姓の使用を中止する場合、旧姓使用中止申出書（別紙様式2）を歯学部事務室に提出しなければならない。

(学位記に記載する氏名の取扱い)

第8条 学生の学位記に記載する氏名は、原則、学籍簿の氏名とする。

2 博士（論文提出）申請者の学位記に記載する氏名は、愛知学院大学学位規則第11条第2項に規定する学位申請書の氏名とする。ただし、博士（論文提出）申請者が当該申請書の氏名と異なる氏名の記載を希望する場合は、学位記記載氏名申出書（別紙様式3）を歯学部事務室へ提出するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、学位記記載氏名併記申出書（別紙様式4）により申出があった場合は、旧姓及び新姓を併記するものとする。

（記録）

第9条 歯学部事務室は、前3条の申出を受理した場合は、その旨を学籍簿及び学位記の発行を記録する台帳に記載しなければならない。

（卒業、修了又は退学後の取扱い）

第10条 卒業、修了又は退学時に旧姓使用をしていた学生に係る文書等（第5条に定めるものを除く。）の申請及び交付については、当該学生が卒業、修了又は退学した後においても、旧姓で行うものとする。

（旧姓使用に伴う証明等）

第11条 旧姓使用の学生から、文書等（学位記を含む。）の戸籍上の氏名と旧姓の同一性について説明依頼があった場合は、「本学では、旧姓使用を認めている。」旨が記載された文書（別紙様式5）を交付するが、それ以上の証明を求められた場合は、当該学生が自助努力で証明することとする。

（その他）

第12条 この規程に定めるもののほか、学生の旧姓使用の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

個人情報の取り扱いに関するお知らせ

歯学部長

愛知学院大学歯学部では「個人情報の保護に関する法律」に基づき、本学部においても、入学時及び在学時に収集しました個人情報の重要性を認識し、教育機関として個人情報を適切に保護しております。したがって、安心して各種申込書などに必要諸事項をご記入下さい。本学部は個人情報を収集する際に、あらかじめその利用目的をお知らせします。個人情報の内容により利用目的は異なりますが、学生及び保証人に係る個人情報の内容とその利用目的は以下のとおりです。

また、この記載する学生の皆さんの個人情報の取り扱いについて同意されない場合や相談・質問等がある場合は必ず歯学部事務室に申し出てください。

記

1. 学生の皆さんの個人情報の利用については以下のとおり取り扱いますので、あらかじめご了承ください。

〈個人情報〉

学生：氏名、学籍番号、歯学部番号、所属（歯学部歯学科）、性別、生年月日、住所、電話番号（携帯番号含む）、メールアドレス、履修・成績の情報、健康診断・心身の情報、学内施設・研修施設利用に関する情報、就職活動・調査に関する情報緊急連絡票の記載事項、各種調査票の記載事項、奨学金希望者申請書類（父母の収入証明、印鑑証明等）

保証人：住所、氏名、電話番号等の情報

〈主な利用目的〉

本人確認、成績（掲示による成績発表を含む）・履修に係わる事項や学費納入に係わる事業、学生の保証人への通知・連絡、学生支援及び就職、奨学金手続きに関わる情報、学内施設・設備利用に関する業務、同窓会活動の支援、卒業生への証明書発行業務、図書返却依頼業務のため

2. 本学の関係団体における個人情報の取扱いについて

本学部と密接な関係を持ち、学生生活の充実や本学部の発展に寄与している以下の団体があります。情報の取り扱いについて十分な指導を行なったうえで一定の基準のもとに個人情報の提供を行ないます。

- 1) 「歯学部共済会」

提供理由：会員管理のため

提供個人情報：父母氏名、住所、父母の自宅の電話番号、職業、学生名

（ただし、平成 16 年度をもって、会員名簿の作成、配布は中止いたしました。会員の個人情報は共済会事務室に置いて厳重管理され、他に提供されることはありません。）

平成 27 年度から新規会員の入会停止（平成 27 年度編入学生は除く）

平成 31 年度から新規会員の入会再開

- 2) 「歯学会」

提供事由：卒業後の歯学会費請求のため（6 年生のみ）

提供個人情報：父母の住所、氏名

- 3) 「歯学部同窓会」

提供事由：奨学金授与の本人確認、準会員名簿作成（学年・氏名）、保護者への通知、学生支援（歯学体、楠元祭）に関する情報、保険代理店からの案内

提供個人情報：父母住所・氏名、学生住所・氏名

- 4) 「実習機材等販売業者」（平成 31 年度入学生まで）

提供事由：実習機材等販売に際し、事前に申込書を父母宛に送付するため。

提供個人情報：保証人住所・氏名、保証人の自宅の電話番号、学生氏名

* 個人情報は「申込書」の送付と申し込み内容の確認に限り使用

- 5) 「学生教育研究災害傷害保険付帯学生生活総合保険」（取扱代理店 JIC セントラル株式会社）

提供事由：学生保険制度の任意加入に関する案内を保証人宛に送付するため。

提供個人情報：保証人住所・氏名、学生氏名

- 6) 「病院実習」のための B 型肝炎ワクチン、ワクチン接種（実施機関 日進おりど病院、東海予防医学クリニック）

提供学年：1～3 年次生（接種希望者のみ）

提供個人情報：学生氏名・性別・生年月日、健康診断の血液検査結果

- 7) インフルエンザワクチン予防接種（実施機関 わたなべ内科クリニック）

提供事由：インフルエンザワクチン予防接種（接種希望者のみ）

提供個人情報：学生氏名・生年月日

歯学教育モデル・コア・カリキュラム

平成 28 年度改訂版

詳細はホームページアドレス

(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/033-2/toushin/1383962.htm)

参照

モデル・コア・カリキュラム改訂に関する連絡調整委員会

モデル・コア・カリキュラム改訂に関する専門研究委員会

目 次

○ 改訂歯学教育モデル・コア・カリキュラムの考え方	1
○ 歯学教育モデル・コア・カリキュラム 改訂の概要	7
○ 歯学教育モデル・コア・カリキュラム 概要図	13
○ 歯科医師として求められる基本的な資質・能力	14
 A 歯科医師として求められる基本的な資質・能力	15
A-1 プロフェッショナリズム	15
A-1-1) 医の倫理と生命倫理	
A-1-2) 患者中心の視点	
A-1-3) 歯科医師としての責務と裁量権	
A-2 医学知識と問題対応能力	16
A-2-1) 課題探究・解決能力	
A-2-2) 学修の在り方	
A-3 診療技能と患者ケア	16
A-4 コミュニケーション能力	17
A-4-1) コミュニケーション	
A-4-2) 患者と歯科医師の関係	
A-5 チーム医療の実践	18
A-5-1) 患者中心のチーム医療	
A-6 医療の質と安全管理	18
A-6-1) 安全性の確保	
A-6-2) 医療上の事故等への対処と予防	
A-6-3) 医療従事者の健康と安全	
A-7 社会における医療の実践	19
A-7-1) 地域医療への貢献	
A-7-2) 国際医療への貢献	
A-8 科学的探究	20
A-8-1) 医学研究への志向の涵養（研究マインドの涵養）	
A-9 生涯にわたって共に学ぶ姿勢	20
A-9-1) 生涯学習への準備	
 B 社会と歯学	22
B-1 健康の概念	22
B-2 健康と社会、環境	22
B-2-1) 歯科医師法・歯科医療関連法規	
B-2-2) 保健・医療・福祉・介護の制度	
B-2-3) 歯科による個人識別	
B-2-4) 環境と健康	
B-3 予防と健康管理	23
B-3-1) 予防の概念	
B-3-2) 歯科疾患の予防と健康管理	
B-4 疫学・保健医療統計	24

B-4-1) 歯科疾患の疫学	
B-4-2) 保健統計	
B-4-3) 保健医療情報	
C 生命科学	26
C-1 基礎自然科学	26
C-1-1) 生体を構成する物質の化学的基礎	
C-1-2) 生体現象の物理学の基礎	
C-2 生命の分子の基盤	26
C-2-1) 生命を構成する基本物質	
C-2-2) 遺伝子と遺伝	
C-2-3) 細胞の構造と機能	
C-2-4) 細胞の情報伝達機構	
C-3 人体の構造と機能	27
C-3-1) 身体の部位と方向用語	
C-3-2) 組織、器官及び個体の発生と成長	
C-3-3) 組織、器官及び個体の老化	
C-3-4) 身体を構成する組織と器官	
C-4 感染と免疫	30
C-4-1) 感染	
C-4-2) 免疫	
C-5 病因と病態	30
C-5-1) 病因論と先天異常	
C-5-2) 細胞傷害、組織傷害及び萎縮	
C-5-3) 修復と再生	
C-5-4) 循環障害	
C-5-5) 炎症	
C-5-6) 腫瘍	
C-5-7) 個体の死	
C-6 生体と薬物	32
C-6-1) 薬物と医薬品	
C-6-2) 薬理作用	
C-6-3) 薬物の適用と体内動態	
C-6-4) 薬物の副作用と有害作用	
D 歯科医療機器（歯科材料・器械・器具）	34
D-1 歯科医療機器（歯科材料・器械・器具）の特性と用途	34
D-2 歯科材料の種類、用途、成分・組成、特性、操作方法	34
E 臨床歯学	35
E-1 診療の基本	35
E-1-1) 診察の基本	
E-1-2) 画像検査を用いた診断	
E-1-3) 臨床検査	
E-1-4) 歯科医療に必要な麻酔と全身管理	
E-1-5) 小手術	
E-1-6) 救急処置	
E-2 口腔・顎顔面領域の常態と疾患	37

E-2-1) 頭頸部の基本構造と機能	
E-2-2) 口腔領域の構造と機能	
E-2-3) 口腔・顎顔面領域の発生と加齢変化	
E-2-4) 口腔・顎顔面領域の疾患	
E-3 歯と歯周組織の常態と疾患	41
E-3-1) 歯と歯周組織の発生及び構造と機能	
E-3-2) 歯と歯周組織の疾患の特徴と病因	
E-3-3) 歯と歯周組織の疾患の診断と治療	
E-3-4) 歯質と歯の欠損の診断と治療	
E-4 矯正歯科・小児歯科治療	43
E-4-1) 不正咬合の治療	
E-4-2) 小児の歯科治療	
E-5 高齢者、障害者、精神・心身医学的疾患	44
E-5-1) 高齢者の歯科治療	
E-5-2) 障害者の歯科治療	
E-5-3) 精神・心身医学的疾患	
E-6 医師と連携するために必要な医学的知識	45
F シミュレーション実習（模型実習・相互演習（実習））	47
F-1 診療の基本	47
F-1-1) 口腔内の診察・記録	
F-1-2) 医療安全・感染対策	
F-2 基本的診察法	47
F-2-1) 医療面接	
F-2-2) 全身状態の把握及び歯科治療に必要な診察と検査	
F-3 基本的臨床技能	48
F-3-1) 共通事項	
F-3-2) 歯科保健指導	
F-3-3) 歯と歯周組織の疾患の治療	
F-3-4) 歯質と歯の欠損の治療	
F-3-5) 小手術・口腔粘膜疾患の治療	
F-3-6) 矯正歯科・小児歯科治療	
F-3-7) 高齢者・障害者等患者への治療	
G 臨床実習	51
G-1 診療の基本	51
G-1-1) 臨床診断・治療計画	
G-1-2) 医療安全・感染対策	
G-2 基本的診察法	51
G-3 基本的臨床技能	52
G-4 チーム医療・地域医療	52
G-5 患者中心の医療	52
臨床実習の内容と分類	54
ポートフォリオ（例示）	56
○ 参考資料 1 医師・歯科医師が関わる法令一覧	（省略）
○ 参考資料 2 医療・福祉系職種概要と国家試験科目	（省略）
○ 参考資料 3 「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」今回の改訂までの経過	（省略）
○ 検討組織の設置・委員名簿	（省略）

改訂歯学教育モデル・コア・カリキュラムの考え方

1 基本理念と背景

○キャッチフレーズ「多様なニーズに対応できる歯科医師の養成」

今回の改訂は、「多様なニーズに対応できる歯科医師の養成」を目指して取りまとめた。

これは、国際的な公衆衛生や歯科も含めた医療制度の変遷を鑑み、国民から求められる倫理観・医療安全、チーム医療、地域包括ケアシステム、健康長寿社会などのニーズに対応できる実践的臨床能力を有する歯科医師を養成することを意識したものである。

そもそも歯科医師は、住民の求めに応じた歯科医療や在るべき歯科医療を志向すべきものであり、仮に臨床歯科医師とならない場合であっても、その基盤となる研究や行政等の立場での社会貢献を志向すべきである。

また、同様にこれらの視点から、歯学教育及び歯科医療行政が両輪として歯学生や歯科医師を支えるべきものである。

これを教育面から具現化するために、従来進めてきた学修成果基盤型教育（卒業時到達目標から、それを達成するようにカリキュラムを含む教育全体をデザイン、作成、文書化する教育法(outcome-based education<OBE>))との関連を見据えながら、学生が卒業時まで修得して身に付けておくべき実践的能力を明確にして、客観的に評価できるよう示した。これは、モデル・コア・カリキュラムが、単なる修得すべき知識のリストではなく、修得した知識や技能を組み立てられる歯科医師にいかに育成していくかに重点が移行してきたことを、本改訂において明確にしたことを意味する。

○社会の変遷への対応

また、前回改訂以降、我が国においては災害時の歯科医師が関わる対応の議論が進むとともに、歯科口腔保健法や社会保障と税の一体改革といった制度改革が進んできた。これに伴い、社会の中での医療の位置付けや患者の動きに伴う医療費と財源との関係、限られた医療資源の有効活用について理解する必要がある。また、臨床実習終了時の態度・技能評価についても、歯科医師国家試験制度改善検討部会報告書でも明記されるなど、検討が進んできた。さらに、国際化や情報化が一層進展する社会において、卒前段階からの他国の学生との交流・交換や、卒後の国際保健・医療・研究における貢献や対応も歯科医師に対して求められる。これらのことは、表層的な動きに対応することが歯学教育の目的ではなく、今後も起こるであろう様々な変化に対応できるような歯科医師を養成することが目的であることを意味する。

○医療提供体制の地域包括ケアシステムにおけるチーム医療・多職種連携

とりわけ、現在我が国において求められている地域完結・循環型の医療提供体制や地域包括ケアシステムの同時構築を考えると、在宅医療など医療機関内にとどまらず広く地域における歯科医師の貢献を志向するとともに、チーム医療の一員として全身の病態の理解を深めた上で他職種等への適切な指示や、歯学・歯科医療に関する理解が広がるような実践ができ

表記について

- *ABC、123、1)2)3)、(1)(2)(3)という順で付番を統一した。ただし、学修目標は全て①②③と付番をした。
- *学修目標の文末「説明できる」は、「概説できる」よりも深く理解し言説できる能力を示す。
- *歯学用語は平成 30 年版歯科医師国家試験出題基準に準拠した。
- *「学習」と「学修」の表記については、大学設置基準上、大学での学びは「学修」としていることから、原則として「学修」を用いることとした。ただし、大学での学びに限られない場合は、「学習」を用いることとした（「生涯学習」など）。
- *前掲の単語の同義語、説明、具体例等を追加するときには（ ）を使用した。
例) 科学研究（臨床研究、疫学研究、生命科学研究等）
- *日本語とそれに対応する英単語を併記する場合は英語を()で示し、略語の場合はスペルを初出時に<>で示した。
例) 主観的所見、客観的所見、評価、計画(subjective,objective,assessment,plan <SOAP>)
- *カタカナ化した英語はとくに英語表記を示していない。
例) コミュニケーション
- *団体・組織名については、法人格の表記を省略した。

る基礎となる教育が必要となる。

○卒前・卒後の一貫性

なお、こうした将来の変化といったライフステージに視野を広げたことから、例えば実践的能力でも歯科医師として生涯をかけて獲得すべきものを意識した上で、卒前教育（共用試験や臨床実習終了時の態度・技能評価を含む）、国家試験、臨床研修、生涯学習といった一貫性について関係機関等と協議を行い、卒前から卒後までのシームレスな教育を見据えて改訂を行ったことを付言するとともに、関係各位に謝意を表す。今後も医療系大学間共用試験実施評価機構(Common Achievement Tests Organization <CATO>)、文部科学省、厚生労働省、日本歯科医師会等の関係諸団体で歯学教育のグランドデザインの在るべき姿を検討し、構築する取組を更に進められたい。

○医学・歯学における「基本的な資質・能力」の共有

今後、歯科医師以外の各職種においても、モデル・コア・カリキュラム等の策定や改訂が行われると想定されるが、チーム医療等の推進の観点から、例えば本改訂において医学教育との間で「求められる基本的な資質・能力」において試みたように、医療人として共有すべき価値観を共通で盛り込むなど、卒前教育の段階でより整合性のとれた内容となることが重要と考えられる。このため、文部科学省におかれては積極的な調整を図られたい。

こうした医療人における卒前段階の水平的な協調を進めることは、上記の卒前・卒後の一貫性のある教育に基づく垂直的な協調と合わせ、我が国の歯学・歯科医療に対する国民の期待に応えるものである。

○高等教育における質保証

さらに、高等教育における質保証の重要性の観点から、学校教育法の改正により平成 16 年度より第三者評価（認証評価）が導入されており、分野別評価については、法令に定められた専門職大学院のほか、独自に第三者評価を導入する取組が始まっている。医療系分野においては、6 年制の薬学教育について平成 25 年度から導入されているほか、医学教育分野については、平成 27 年度に日本医学教育評価機構(Japan Accreditation Council for Medical Education <JACME>)が設置されるなど、第三者評価が着実に推進されているところである。また諸外国でも、イギリスでは General Dental Council <GDC>、アメリカでは Commission on Dental Accreditation <CODA>が設立されているほか、ドイツやマレーシア、香港でも歯学教育認証制度が確立されるなど、歯学教育の質が第三者により保証されている。

我が国の歯学教育分野においても、平成 24 年度から認証評価基準案の作成やトライアル評価、評価者の養成などの取組が進められており、今後国際標準の歯学教育認証制度について各歯学部との連携による具体的な検討を急ぐべきである。

なお、こうした動きについては、全大学に共通して歯学教育の質保証がなされるべきものと考えられるため、本改訂でもモデル・コア・カリキュラムが根幹をなすものとして取りまとめたところである。

2 大学教育における位置付け

○モデル・コア・カリキュラムの整理

モデル・コア・カリキュラムは、各大学が策定する「カリキュラム」のうち、全大学で共通して取り組むべき「コア」の部分抽出し、「モデル」として体系的に整理したものである。このため、従来どおり、各大学における具体的な歯学教育は、学修時間数の 6 割程度を目安にモデル・コア・カリキュラムを参考とし、授業科目等の設定、教育手法や履修順序等残りの 4 割程度の内容は各大学が自主的に編成するものとする。

この際、卒前の研究室配属などの学生時代から歯学研究への志向を涵養する教育や、医療関係者以外の方の声を聴くなどの授業方法の工夫など、各大学において特色ある取組や授業内容の改善に加え、これらの実現に向けた教(職)員の教育能力の向上を進めることが望まれる。

こうした取組の実行可能性を高めるために、基本的にはモデル・コア・カリキュラムをスリム化する方向で整理をしたが、併せて、歯学や歯科医療の進歩に伴う知識や技能について、全てを卒前教育において修得することを目指すものではなく、生涯をかけて修得していくことを前提に、卒前教育で行うべきものを精査する必要があることも強調しておく。

○教材等の開発・共有

また、より効果的かつ効率的な歯学教育方法の確立に向けて、学会等において具体的教育手法や教材、ガイドライン等の開発・策定や共有が進むことを求めることとしたので、大学の垣根を越えてこうした取組を進められたい。なお、これは大学の教育の自主性を奪うものではなく、人材を含め限られた教育資源の有効活用の観点であることを付言する。

○診療参加型臨床実習

さらに、臨床実習については、今後、国際的な水準確保のために更なる充実が求められる。したがって、参加する学生の適性と質を保証し、患者の安全とプライバシー保護に十分配慮した上で、診療参加型臨床実習や、その導入のための早期の体験や実習について今まで以上に工夫することを望むとともに、歯科医師会、病院団体や地域医療対策協議会等の行政を含む関係機関との連携を期待したい。

一方、臨床実習において歯科診療行為を行う場合には、その取扱いには慎重を期すべきである。歯学教育における歯学生の診療参加型臨床実習での歯科医行為と歯科医師法第 17 条（歯科医師でない者の歯科医業の禁止）との関係が次のとおり整理されている。すなわち、「歯科医師卒前臨床実習については、患者の同意の下で、歯科医師としての資質向上を目的として卒前教育の一環として行われるものであり、侵襲性が相対的に小さいことや指導医の指導・監督の下に行われることなど、適正な体制の下に相当な手段で実施される場合には、社会通念から見て相当であり、歯科医師法上の違法性は阻却されるものと考えられること」等である（「歯科医師卒前臨床実習についての考え方について」平成 15 年 6 月 11 日付け文

部科学省高等教育局医学教育課長通知)。

なお、診療参加型臨床実習実施ガイドラインについては、今回は各大学の合意が得られていないことから例示を見送ったが、早急に合意可能なものを策定することが望ましい。

○3つのポリシー

本年4月には、卒業認定・学位授与、教育課程編成・実施及び入学者受入れの3つの方針（ディプロマ・カリキュラム・アドミッションの各ポリシー）を一貫性あるものとして策定し、公表することが大学に対して義務付けられたことから、各大学において最終的に策定されるカリキュラムについては、これらとの整合性が図られることを強く求める。

○歯学生に求めたいこと

今回の改訂の主眼である「多様なニーズに対応できる」ということを達成するためには、歯学・歯科医療の概念を幅広く捉えることが求められる。

例えば、患者一人一人がそれぞれに社会生活を営んでおり、医療現場で目にするのは患者の生活の一場面に過ぎないということを認識することも重要である。これらを意識しながら臨床実習をはじめとする学修に臨めば、より有意義な成果が得られることだろう。

「多様なニーズに対応できる」ということは、これから起こる多様な求めや変化に応えるという受動的な側面だけでなく、歯科医師として多様なキャリアパスが形成でき、多様なチャンスがあるということも意味する。実際に、現在の歯科医師の約95%は臨床に従事しているが、約5%は基礎歯学や法・社会歯学を含む研究に加え、保健所を含む行政、教育といった多様な領域に進んでいる。また、臨床歯科医であっても歯科医療機関における日々の診療だけでなく、在宅医療や市民向け講座、政策検討、国際保健・歯科医療に参画するなど多様な社会貢献を果たしている。これらのことは、卒業段階での選択だけではなく、卒後も様々な段階で多様な選択肢があることを付言する。

また、多様な選択肢の中から自身の進む道を選んだ後においても、幅広い関心を持つことは終生求められる。例えば、臨床の道を選んでも診療を行う上でリサーチマインドを絶えず意識し、あるいは研究の道を選んでも新たな医学的発見を目指す上で常に臨床現場を意識することを努力し続けることが求められる。また、異なる立場や場面を意識したり、他の選択肢を選んだ歯科医師と連携したりすることを求められる事は容易に想像できる。さらには、歯科医師の間だけで関係性を築くのではなく、歯学・歯科医療に関わる多くの人々と積極的に関係を築き、社会の一員として関心を持ち関与することも、「多様なニーズに対応できる」という目的の達成のためには必要不可欠なことであろう。

最後に、学問は先人の積み重ねの上に成り立つものであることから、入学した最初の授業から学問の尊さを感じ取り、また、生命は太古の昔からの生活の営みが紡ぎ出すものであることから、臨床体験・実習や解剖学実習では生命の厳かさを感じ取りながら、学修に臨みたい。また、歯学生の学修環境は、大学の教職員だけではなく、国民や学外の歯学教育関係者など多くの方々の協力の上に成り立っていることを忘れてはならない。そのため、様々な

人の支えによって歯学を学ぶ機会が得られたことへの感謝と敬意の念を持ち、学修の成果を社会に還元するとともに地域のリーダーの役割を担い、更に次世代における歯学や歯科医療の発展につなぐために、生涯にわたって精進されたい。そして何より、一人の社会人として高い倫理観と教養を持つことを強く求める。

○歯学教育に携わる各関係者にお願いしたいこと

歯学教育とりわけ臨床実習は今後、今まで以上に歯科医療に関する地域医療（診療所間の連携や病院の支援など）や地域包括ケアシステムを意識した内容になるため、地域の医療機関等には各大学の実習に協力いただければ幸いである。

また、卒後の医療現場では、チーム医療や多職種連携の観点から、歯科を含めた医療系に限らず、また資格系職種に限らず、多くの職種との協働が求められる。このため、卒前段階からこれらを意識した教育が実施できるよう、様々な形で協力いただきたい。

なお、教育に当たっては、上記「歯学生に求めたいこと」で示した内容についても考慮いただければ幸いである。

3 国民への周知や協力の依頼

上記「歯学生に求めたいこと」でも述べたとおり、診療参加型臨床実習の実施に当たっては、患者として関わる国民の理解が必要不可欠である。診療参加型臨床実習への国民の協力を広く請うために、各大学で工夫して次の「国民の皆様へのお願い」文面例を利用するなどして、歯学教育の必要性と重要性について周知を図ることが望ましい。また、リーフレット、パンフレット、ポスターの作成などを通じて、文部科学省、厚生労働省も国民が診療参加型臨床実習について理解し参加協力いただけるよう取り組まれたい。

「国民の皆様へのお願い」文面例

国民の皆様へのお願い

医療では、患者さんご自身やご家族の参画が欠かせません。大学を含めた様々な医療関係者がその一助となるような努力をしています。こうした中、平成 26 年の医療法改正で、地域医療への理解や適切な医療機関選択・受診といった国民の責務が規定されました。医療がそうであるように、歯学教育においても国民の皆さんの参画やご協力が不可欠であり、臨床実習を筆頭に、様々な形で患者、要介護者に直接触れることが必須となります。また、予防に取り組むことも重要であるため、健康なうちから歯学教育にご協力いただくこともあります。

現在、全ての大学で、

- ・臨床実習は指導者の監督下で実施します。
- ・モデル・コア・カリキュラム※に基づく体系的な歯学教育を実施しています。
- ・全ての学生は、臨床実習を始める前に備えるべき標準的な総合的知識及び基本的診療技能と態度を評価する全国共通の標準評価試験※※を経て臨床実習に参加しています。

といった改善努力を行っていることをご理解ください。

また、ご協力いただくことにより、国民の皆様により良い歯科医療の実践や歯学・歯科医療の進歩といった形で「お返し」できるものですので、大学病院等で歯学生と一緒に育ててくださいますよう、ご協力をお願いします。

※ 各歯学部・歯科大学で行われる歯学教育のうち、学修時間数の 6 割程度を目安とした内容・分量について体系的に整理された全国共通のカリキュラムです。

※※原則として第三者機関である医療系大学間共用試験実施評価機構（CATO）が、知識を問うコンピュータによる試験（Computer-Based Testing: CBT）と模擬患者さんのご協力を得て技能や態度を評価する試験（Objective Structured Clinical Examination: OSCE）を実施しています。

歯学教育モデル・コア・カリキュラム 改訂の概要

本改訂では、（１）縦のつながり：モデル・コア・カリキュラム、国家試験出題基準、臨床研修の到達目標の整合性、（２）横のつながり：医学・歯学の両モデル・コア・カリキュラムの一部共有化、（３）「歯科医師として求められる基本的な資質・能力」の実質化、（４）診療参加型臨床実習の充実、（５）超高齢社会への対応、（６）臨床実習開始までの基礎模型実習を含めた技能教育に関する学修目標の新設、（７）教養教育と準備教育の融合、（８）「目標」の整理、（９）*印の廃止、（１０）総量のスリム化、（１１）歯学用語の表記の整理、（１２）世界への発信、を重点的にを行い、さらに各論的修正を行った。

以下に具体的内容に触れる。

I. 総論

今回の改訂は、歯学教育のサイクル（６年間）に合わせたモデル・コア・カリキュラム内容の見直し時期が到来したことに加えて、各種制度変更、新規関連法規及びその改正、歯学・歯科医療に限定されない社会情勢の変化等に対応する必要性が生じていることを背景としている。

（１）縦のつながり：モデル・コア・カリキュラム、国家試験出題基準、臨床研修の到達目標の整合性

歯科医師には生涯にわたる自己研鑽が求められることから、モデル・コア・カリキュラムの学修目標から共用試験（コンピュータを用いた客観試験(Computer Based Testing <CBT>)及び客観的臨床能力試験(Objective Structured Clinical Examination <OSCE>))のみならず、国家試験出題基準との整合性や臨床研修の到達目標、日本歯科医師会生涯研修とのシームレスな連携が望まれる。そのため、まず今回は、国家試験出題基準との内容の整合性を図った。今後の改訂では、今回の改訂の結果を踏まえて、臨床研修の到達目標、日本歯科医師会生涯研修との内容の一貫性を図り、卒前・卒後の一貫した教育カリキュラムとなるような検討が必要になると考えられる。

（２）横のつながり：医学・歯学の両モデル・コア・カリキュラムの一部共有化

チーム医療、多職種協働の重要性は近年ますます強調されており、カリキュラム内の記載を増量するだけでは十分ではない。医学と歯学のモデル・コア・カリキュラムの同時改訂を迎えた本改訂は、カリキュラム根幹の共有化を図る好機会であった。そのため、キャッチフレーズを「多様なニーズに対応できる歯科医師（医学教育においては医師）の養成」とし、医学と歯学で同じものを目指すこととした。これを受け、両改訂モデル・コア・カリキュラムの考え方の多くを重複させるとともに、「A 歯科医師（医学教育においては医師）として求められる基本的な資質・能力」も最大限共有し、B 以降の領域もすべて、互いに参照しながら改訂を行った。

（３）「歯科医師として求められる基本的な資質・能力」の実質化

学修により獲得可能なものであることを明確にするために、「資質」から「資質・能力」へと改めた。なお、改訂９項目をどのように拡張あるいは詳述して用いるかは、各大学の裁量に委ねられる。

（４）診療参加型臨床実習の充実

多くの歯学生は歯科医師国家試験合格後に歯科医師臨床研修を行うが、そこでは、一人の歯科医師として、指導医の下で自らの判断と責任において歯科医療を実施する。卒業後に歯科医師としての資質・能力を涵養するためにも、学生が卒業時までの目標として基本的な診察や技能・態度を修得し、歯科医学・医療の進歩と改善に資するために、臨床を通して研究意欲と基礎的素養を身に付ける必要がある。

臨床実習の内容には、見学から自験まで様々な水準があるが、卒業前に必要な技能・態度を習得するために、「**G 臨床実習**」の項目については自験を行うことが求められる。診療参加型臨床実習の推進・充実のために、「**G 臨床実習**」の別表として「**臨床実習の内容と分類**」を明示した。

また、超高齢社会など近年の社会的ニーズに対応できる歯科医師の養成のために、臨床実習においても地域医療の実習の充実を図った。

（５）超高齢社会への対応

超高齢社会を迎え、地域における医療や福祉介護等の関係機関との連携により、包括的かつ継続的な「地域完結・循環型医療」の提供を行うことが必要とされる。効率的で質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムの同時構築とそこでの実践が、平成 26 年 6 月公布の医療介護総合確保推進法や平成 28 年度の診療報酬改定にも反映された。卒前教育においても、多職種連携・多職種協働やチーム医療を具体的にイメージできるカリキュラムが求められている。

「**A 歯科医師として求められる基本的な資質・能力**」に A-7-1) 地域医療への貢献や A-5 チーム医療の実践、A-4 コミュニケーション能力を列挙するのみならず、B-2-2) 保健・医療・福祉・介護の制度、G-4 チーム医療・地域医療の各項目で触れている。なお、単に高齢者に対する医療や介護だけではなく、全年齢を見据えた予防も含めた地域保健や関連する地域福祉の理解と実践が求められる。

（６）臨床実習開始までの基礎模型実習を含めた技能教育に関する学修目標の新設

診療参加型臨床実習では、基本的な診察・臨床技能について自験を通じて習得していくことが求められる。また、患者と接する態度も重要である。従って診療参加型臨床実習に進む前に、臨床能力の知識だけではなく態度及び技能についてシミュレーション実習（模型実習・相互演習（実習））を通じて十分に訓練することが必要である。そのため、臨床実習開始前に技能・態度領域で学修すべき項目を、「**F シミュレーション実習（模型実習・相互演習（実習））**」として

新設した。共用試験 OSCE の出題内容については、この内容を元にして、医療系大学間共用試験実施評価機構(CATO)が決定するものと考えられる。

（７）教養教育と準備教育の融合

昨今、教養教育を含めた準備教育は歯学教育との関連性が一段と重視されている。そこで本改訂では、これまで準備教育モデル・コア・カリキュラムとして記載されていた内容について、必要部分を本文に組み込んだ。内容を包括して、人の行動と心理を **B-3-2) 歯科疾患の予防と健康管理**に、統計の基礎、統計手法の適用を **B-4-2) 保健医療統計**に、生体を構成する物質の化学的基礎を **C-1 基礎自然科学**にそれぞれ発展的に融合した。

（８）「目標」の整理

これまで「一般目標と到達目標」とされていた両者の関係をより明確にするために「**ねらいと学修目標**」に変更した。

モデル・コア・カリキュラムは、各大学が理念やカリキュラム・ポリシーに従って 6 年間のカリキュラムを自主的に編成する際の参考となるよう、すべての歯学生が卒業時までに修得すべき必要最小限のコアとなる教育内容を提示することを主眼としている。また、本来のカリキュラムとしての完成度を高めるため、教育方略(learning strategy <LS>)や評価方法を追加することも検討されたが、各大学の教育の工夫や自由度を担保することを目的に今回は見送った。今後の改訂では、教育方略や評価方法の例示などを盛り込むことを検討してもよいだろう。

（９）＊印の廃止

平成 22 年度改訂版モデル・コア・カリキュラム（以下、「旧版」という。）においては、＊印の付いた到達目標は臨床実習開始時までに修得すべき知識・技能・態度等のレベルの内容を示していたが、＊印のついていない項目は臨床実習開始後から卒業時までに修得すればよいとの意味であると誤解されやすかった。そのため、臨床実習開始前からその学年に応じたレベルで学修すべき内容も含まれていることを強調するために＊印を削除し、「モデル・コア・カリキュラムは“共用試験出題基準”である」というイメージからの脱却を図る。

なお、共用試験（CBT 及び OSCE）の出題範囲策定においてモデル・コア・カリキュラムをどのように用いるかは、CATO において検討する。

（１０）総量のスリム化

学修目標について内容の再検討・削除を行った。卒前教育で最低限カバーすべき内容を示すというモデル・コア・カリキュラムの基本コンセプトに立脚し、また、「モデル・コア・カリキュラムは歯学教育の必要最小限であるべきにも関わらず分量が多すぎて教えきれない」という批評に配慮して、総量のスリム化を図った。

まず、各項目についてどこまで深く学修すべきか可能な範囲で明示し項目の重み付けを行っ

た。また、項目の加除修正は一増一減の原則に従った。

（１１）歯学用語の表記の整理

用語の不統一は、歯学を学修する学生に不必要な負担を強いることにもつながるため、用語の統一を図った。ただし、これは各大学や学会で使用する用語を制限するものではないことを念のため申し添える。歯科医学の統一的な用語集で、近年の用語に対応するものが現在は存在しないため、本改訂に当たっては平成 30 年版歯科医師国家試験出題基準の用語に準拠することとした。今後は、現在改訂作業が検討されている日本歯科医学会学術用語集に準拠した用語統一がなされることが期待される。

（１２）世界への発信

日本の歯学教育を世界に広報するために、本改訂版の英文翻訳を文部科学省の委託事業により進める予定である。

Ⅱ. 各論

A 歯科医師として求められる基本的な資質・能力

「歯科医師として求められる基本的な資質・能力」と旧版「A 基本事項」を統合して、「A 歯科医師として求められる基本的な資質・能力」とし、全 9 項目にそれぞれ「ねらい」と「学修目標」を設定した。

倫理、医療安全、チーム医療に対応するため、研究マインドについての見直し、歯科医師としての医の倫理と研究倫理について検討した。

学修の在り方では「科学や社会の中で歯科医学・歯科医療だけでなく様々な情報を客観的・批判的に取捨選択して統合整理し、表現する基本的能力（知識・技能・態度・習慣）・リベラルアーツを身につける。」というねらいを明確化した。

患者中心のチーム医療を実現するため、医師、歯科衛生士といった多職種との連携によるチーム医療や、地域での保健・医療・福祉・介護の連携等について、どのように盛り込むべきかを検討した。

医療安全に関して、歯科医療における安全性への配慮と危機管理に修正した。

B 社会と歯学

社会保障（医療制度）の変遷に対応し、地域包括ケアシステムの記載を追加し、地域包括ケアシステムにおける歯科医師の役割等について検討した。

個人識別、死因究明、虐待について内容の充実を図った。歯科による個人識別については、学修目標に「歯科医師による身元確認や関連する死因究明等の制度を説明できる」との記載を追加した。

C 生命科学

全身疾患と口腔との関係で医科疾患を学ぶ上で基礎となる生命科学を修得するための内容に充実を図り、臨床歯学教育との重複を検討した。

括弧書き(【 】)が不要になるように、内容・文章を整理した。

D 歯科医療機器（歯科材料・器械・器具）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧薬事法）を意識して、「歯科医療機器の所要性質」を明示して検討した。

E 臨床歯学

超高齢社会を迎え合併する全身疾患を理解するため、医師と連携するために必要な医学的知識として、全身的症候・病態、代表的な医科疾患を記載し、内容について医科とも合同で検討を行った。

旧版「E-4 歯科医療の展開」を「矯正歯科・小児歯科治療」と「高齢者、障害者、精神・心身医学的疾患」との 2 つに分けた。

F シミュレーション実習（模型実習・相互演習（実習））

旧版「E 臨床歯学教育」から、臨床実習開始までの基礎模型実習を含めた、技能教育に関する学修目標を作成し、「F シミュレーション実習（模型実習・相互演習（実習））」として新設した。

診療参加型臨床実習に入る前の技能教育で学修すべき項目として、共用試験 OSCE の出題項目と連動する形で検討した。

G 臨床実習

臨床実習はコンピテンスペースの方向で検討し、全体構成として、診療の基本、基本的診察法、基本的臨床技能、チーム医療・地域医療及び患者中心の医療で構成した。

診療の基本は、各科共通で行えるよう、医療情報から臨床診断推論という内容を、さらに臨床全体を通じて医療安全・感染対策等の項目を挙げた。

基本的診察法は、医療面接、診察及び検査で構成した。チーム医療・地域医療に病診連携、多職種連携、在宅医療、地域包括ケアシステムのキーワードを入れた。

歯学生が卒前に行うべき臨床実習の内容について、指導者のもとで実践する立場から考慮し、臨床実習→臨床研修→専門医教育の連続性について検討して、それぞれの到達目標を見据えた「臨床実習の内容と分類」を新たに掲載した。これは、従来のいわゆる臨床実習内容の水準表で示されてきた歯学生の歯科医行為の水準の範囲を踏襲するものである。

1. **医師・歯科医師が関わる法令一覧**：モデル・コア・カリキュラムの社会歯学分野に関連する法令を明らかにするため、歯学教育や歯科医師に該当する語が用いられる法律を列挙した。
2. **医療・福祉系職種の詳細と国家試験科目**：多職種協働、多職種連携を念頭に置いて、国家試験が行われる医療系資格の一覧と各資格試験の受験科目（領域・大項目）及び近年の合格者数を列挙した。
3. **「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」今回の改訂までの経過**：歯学教育モデル・コア・カリキュラムの策定及び改訂の歴史について紹介した。

○ 歯科医師として求められる基本的な資質・能力

1 プロフェッショナリズム

人の命と生活に深く関わり健康を守るという歯科医師の職責を十分に自覚し、患者中心の歯科医療を実践しながら、歯科医師としての道（みち）を究めていく。

2 医学知識と問題対応能力

発展し続ける歯科医学の中で必要な知識を身に付け、根拠に基づいた医療<EBM>を基盤に、経験も踏まえながら、幅広い症候・病態・疾患に対応する。

3 診療技能と患者ケア

臨床技能を磨くとともにそれらを用い、また患者の苦痛や不安感に配慮しながら、診療を実践する。

4 コミュニケーション能力

患者の心理・社会的背景を踏まえながら、患者及びその家族と良好な信頼関係を築く。

5 チーム医療の実践

保健・医療・福祉・介護及び患者に関わる全ての人々の役割を理解し、連携する。

6 医療の質と安全管理

患者及び医療者にとって、良質で安全な医療を提供する。

7 社会における医療の実践

医療人として求められる社会的役割を担い、地域社会と国際社会に貢献する。

8 科学的探究

医学・医療の発展のための医学研究の必要性を十分に理解し、批判的思考も身に付けながら、学術・研究活動に関与する。

9 生涯にわたって共に学ぶ姿勢

歯科医療の質の向上のために絶えず省察し、他の歯科医師・医療者と共に研鑽しながら、生涯にわたって学び続ける。

A 歯科医師として求められる基本的な資質・能力

A-1 プロフェッショナリズム

人の命と生活に深く関わり健康を守るという歯科医師の職責を十分に自覚し、患者中心の歯科医療を実践しながら、歯科医師としての道（みち）を究めていく。

A-1-1) 医の倫理と生命倫理

ねらい：

医療、歯科医療及び医学・歯学研究における倫理を遵守するために、その重要性を理解し、医療倫理・研究倫理に関する知識と態度を身に付ける。

学修目標：

- ①医の倫理と生命倫理の歴史経過と諸問題を概説できる。
- ②医の倫理に関する規範・国際規範（ヒポクラテスの誓い、ジュネーブ宣言、ヘルシンキ宣言等）を概説できる。
- ③臨床（生と死に関わる問題を含む）に関する倫理的問題を説明できる。
- ④医学研究に関する倫理的問題を説明できる。
- ⑤情報倫理に関わる問題を説明できる。
- ⑥研究を、医学・医療の発展や患者の利益の増進を目的として行うよう配慮できる。

A-1-2) 患者中心の視点

ねらい：

患者の安全を最優先し、常に患者中心の立場に立つとともに、患者の主体的治療参加を促すために、患者の権利を熟知し、その現状と問題点を理解する。

学修目標：

- ①患者の権利を説明できる。
- ②患者の自己決定権を説明できる。
- ③患者が自己決定できない場合の対応を説明できる。
- ④インフォームド・コンセントの意義と重要性を説明できる。

A-1-3) 歯科医師としての責務と裁量権

ねらい：

豊かな人間性と生命の尊厳についての深い認識を有し、人の命と健康を守る歯科医師としての義務と責任を自覚する。

学修目標：

- ①歯科医師のプロフェッショナリズムを説明できる。
- ②患者との信頼関係構築の重要性を説明できる。
- ③医療サービスの特殊性（情報の非対称性・医療の不確実性）や治療の限界を説明できる。

- ④歯科医師に課せられた社会的責任と法的責任（刑事責任、民事責任、歯科医師法に基づく行政処分）を説明できる。
- ⑤患者に最も適した歯科医療を勧めるとともに、代替する他の方法についても説明できる。

A-2 医学知識と問題対応能力

発展し続ける歯科医学の中で必要な知識を身に付け、根拠に基づいた医療(evidence-based medicine <EBM>)を基盤に、経験も踏まえながら、幅広い症候・病態・疾患に対応する。

A-2-1) 課題探求・解決能力

ねらい：

自分の力で課題を発見し、自己学習によってそれを解決するための能力を身に付ける。

学修目標：

- ①必要な課題を自ら発見できる。
- ②自分に必要な課題を、重要性・必要性に照らして順位付けできる。
- ③課題を解決する具体的な方法を発見し、課題を解決できる。
- ④課題の解決に当たり、他の学習者や教員と協力してよりよい解決方法を見出すことができる。
- ⑤適切な自己評価ができ、改善のための具体的方策を立てることができる。

A-2-2) 学修の在り方

ねらい：

科学や社会の中で歯科医学・医療だけでなく様々な情報を客観的・批判的に取捨選択して統合整理し、表現する基本的能力（知識、技能、態度・習慣）・リベラルアーツを身に付ける。

学修目標：

- ①講義、国内外の教科書・論文、検索情報等の内容について、重要事項や問題点を抽出できる。
- ②得られた情報を統合し、客観的・批判的に整理して自分の考えを分かりやすく表現できる。
- ③実験・実習の内容を決められた様式にしたがって文書と口頭で発表できる。
- ④後輩等へ適切に指導できる。
- ⑤各自の興味に応じて選択制カリキュラム（医学研究等）に参加する。

A-3 診療技能と患者ケア

臨床技能を磨くとともにそれらを用い、また患者の苦痛や不安感に配慮しながら、診療を実践する。

ねらい：

統合された知識、技能、態度に基づき、患者の立場を尊重しながら、口腔・顎顔面領域を総合的に診療できる実践的能力を身に付ける。

学修目標：

- ①適切な医療面接により、患者との良好な関係を構築し、必要に応じて患者教育を実施できる。
- ②全身状態の評価に基づいた口腔・顎顔面領域の診察ができる。
- ③口腔・顎顔面領域の疾患を正しく診断し、患者の立場を尊重した治療方針・治療計画を立案できる。
- ④患者中心の医療を目指したインフォームド・コンセントを得ることができる。
- ⑤基本的な臨床手技を適切な態度で実践できる。
- ⑥治療経過及び結果を自ら振り返り適切に評価できる。

A-4 コミュニケーション能力

患者の心理・社会的背景を踏まえながら、患者及びその家族と良好な信頼関係を築く。

A-4-1) コミュニケーション

ねらい：

信頼関係を確立するために、コミュニケーションの重要性を理解し、その能力を身に付ける。

学修目標：

- ①コミュニケーションの意義、目的と技法（言語的・準言語的・非言語的）を説明できる。
- ②コミュニケーションを通じて良好な人間関係を築くことができる。
- ③医療面接における基本的なコミュニケーションができる。

A-4-2) 患者と歯科医師の関係

ねらい：

患者やその家族と歯科医師の良好な関係を築くために、患者の個別的背景を理解し、問題点を把握する能力を身に付ける。

学修目標：

- ①患者と家族の精神的・身体的苦痛に十分配慮できる。
- ②患者に分かりやすい言葉で説明できる。
- ③患者の心理的・社会的背景や自立した生活を送るための課題を把握し、抱える問題点を抽出・整理できる。
- ④医療行為は患者と歯科医師との高度な信頼関係を基礎とする契約に基づいていることを説明できる。
- ⑤患者の要望（診察・転医・紹介）への対処の仕方を説明できる。
- ⑥患者のプライバシーに配慮できる。
- ⑦患者情報の守秘義務と患者等への情報提供の重要性を理解し、適切な取扱ができる。

A-5 チーム医療の実践

保健・医療・福祉・介護及び患者に関わる全ての人々の役割を理解し、連携する。

A-5-1) 患者中心のチーム医療

ねらい：

患者中心のチーム医療の重要性を理解し、他の医療従事者との連携を身に付ける。

学修目標：

- ①患者中心のチーム医療の意義を説明できる。
- ②医療チームや各構成員（歯科医師、医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、歯科技工士、その他の医療職）の役割分担と連携・責任体制を説明できる。
- ③保健・医療・福祉・介護における多職種連携と歯科医師の役割を説明できる。
- ④他の医療機関への紹介を行うための手続を説明できる。
- ⑤患者情報の守秘と患者等への情報提供の重要性を説明できる。
- ⑥セカンドオピニオンを説明できる。
- ⑦人生の最終段階における歯科の関わりと本人の意思決定・表示を説明できる。

A-6 医療の質と安全管理

患者及び医療者にとって、良質で安全な医療を提供する。

A-6-1) 安全性の確保

ねらい：

信頼される安全・安心な歯科医療を提供するために、医療上の事故等（インシデントや医療関連感染を含む）は日常的に起こる可能性があることを認識し、過去の事例に学び、事故を防止し、患者の安全確保を最優先するために必要な知識を身に付ける。

学修目標：

- ①医療上の事故等の発生要因（ヒューマンエラー、システムエラー等）を説明できる。
- ②医療上の事故等に対する防止策を説明できる。
- ③医療現場における報告・連絡・相談及び診療録記載の重要性を説明できる。
- ④医療の安全性に関する情報の共有、分析の重要性を説明できる。
- ⑤医療機関に求められる医療安全管理体制を概説できる。
- ⑥医療関連感染の原因と対策を概説できる。
- ⑦歯科医療における事故の具体例を列挙できる。

A-6-2) 医療上の事故等への対処と予防

ねらい：

医療事故が発生した場合の対処方法と予防策を身に付ける。

学修目標：

- ①医療事故と医療過誤の違いを説明できる。
- ②医療法に基づく医療事故調査制度を説明できる。
- ③医療上の事故等が発生した際の緊急処置や記録、報告を説明できる。
- ④医療上の事故等に対する具体的な防止対策や信頼性設計を説明できる。
- ⑤医療上の事故等の事例の原因を分析し、防止対策を立案できる。
- ⑥信頼性設計をはじめとする基本的な安全対策手法を概説できる。

A-6-3) 医療従事者の健康と安全

ねらい：

医療従事者が遭遇する医療上の事故等（インシデントや医療関連感染を含む）について、基本的な予防・対処及び改善の方法を身に付ける。

学修目標：

- ①医療従事者の健康管理（予防接種を含む）の重要性を説明できる。
- ②標準予防策(standard precautions)を説明できる。
- ③感染経路別予防策を説明できる。
- ④針刺し事故等に遭遇した際の対処の仕方を説明できる。
- ⑤医療現場における労働環境の改善の必要性を説明できる。

A-7 社会における医療の実践

医療人として求められる社会的役割を担い、地域社会と国際社会に貢献する。

A-7-1) 地域医療への貢献

ねらい：

地域医療・地域保健の在り方と現状及び課題を理解し、地域医療に貢献するための能力を身に付ける。

学修目標：

- ①地域社会（へき地・離島を含む）における歯科医療の現状を概説できる。
- ②医療計画（医療圏、基準病床数、地域医療支援病院、病院・診療所・薬局の連携等）及び地域医療構想を説明できる。
- ③地域包括ケアシステムの概念を理解し、地域における、保健（母子保健、学校保健、産業保健、成人・高齢者保健、地域保健、精神保健）・医療・福祉・介護の分野間及び多職種間（行政を含む）の連携の必要性を説明できる。
- ④かかりつけ歯科医等の役割や地域医療の基盤となるプライマリ・ケアの必要性を理解し、実践に必要な能力を身に付ける。
- ⑤地域における在宅医療（訪問歯科診療を含む）、救急医療及び離島・へき地医療の体制を説明できる。

- ⑥災害医療（災害時保健医療、医療救護班、災害派遣医療チーム(Disaster Medical Assistance Team <DMAT>)、災害拠点病院、トリアージ、post-traumatic stress disorder <PTSD>、ストレス等）を説明できる。
- ⑦地域医療に積極的に参加・貢献する。

A-7-2) 国際医療への貢献

ねらい：

国際社会における医療の現状と課題を理解し、実践するための基礎的素養を身に付ける。

学修目標：

- ①患者の文化的背景を尊重し、英語をはじめとし異なる言語に対応することができる。
- ②地域医療の中での国際化を把握し、価値観の多様性を尊重した医療の実践に配慮することができる。
- ③保健、医療に関する国際的課題について理解し、説明できる。
- ④日本の医療の特徴を理解し、国際社会への貢献の意義を理解している。
- ⑤医療に関わる国際協力の重要性を理解し、仕組みを説明できる。

A-8 科学的探究

医学・医療の発展のための医学研究の必要性を十分に理解し、批判的思考も身に付けながら、学術・研究活動に関与する。

A-8-1) 医学研究への志向の涵養（研究マインドの涵養）

ねらい：

生命科学や医療技術の成果について生涯を通じて学び、病因や病態を解明するなどの研究マインドを涵養する。

学修目標：

- ①生命科学の講義・実習で得た知識を、診療で経験した病態の解析に応用できる。
- ②臨床上の疑問（clinical question <CQ>）を定式化できる。
- ③患者や疾患を分析するために、教科書・論文などから最新の情報を検索・整理統合することができる。

A-9 生涯にわたって共に学ぶ姿勢

歯科医療の質の向上のために絶えず省察し、他の歯科医師・医療者と共に研鑽しながら、生涯にわたって学び続ける。

A-9-1) 生涯学習への準備

ねらい：

歯科医学・医療・科学技術の進歩と社会の変化（経済的側面を含む）やワーク・ライフ・バランスに留意して、歯科医師としてのキャリアを継続させる生涯学習者としての能力を身に付ける。

学修目標：

- ①自ら問題点を探し出し、自己学習によってそれを解決することができる。
- ②歯科医学・医療に関連する情報を客観的・批判的に統合整理することができる。
- ③医療の改善の必要性和科学研究の重要性を説明できる。
- ④科学研究（臨床研究、疫学研究、生命科学研究等）に積極的に参加する。

B 社会と歯学

B-1 健康の概念

ねらい：

歯科医学及び歯科医療によって健康に寄与するために、健康と疾病の概念を理解する。

学修目標：

- ①健康、障害と疾病の概念を説明できる。
- ②口腔と全身の健康との関連を説明できる。
- ③栄養と食育を説明できる。

B-2 健康と社会、環境

B-2-1) 歯科医師法・歯科医療関連法規

ねらい：

法令を遵守して歯科医療を実践するために、歯科医師法及び歯科医療関連法規の規定を理解する。

学修目標：

- ①歯科医師法を説明できる。
- ②医療法を概説できる。
- ③歯科衛生士法と歯科技工士法を説明できる。
- ④薬事衛生法規を概説できる。
- ⑤保健衛生法規を概説できる。
- ⑥医師法、薬剤師法及び保健師助産師看護師法を概説できる。
- ⑦その他の歯科医療関係職種 of 身分法を概説できる。

B-2-2) 保健・医療・福祉・介護の制度

ねらい：

限られた医療資源の有効活用の視点を踏まえ、適切に保健・医療・福祉・介護を提供するために、関連する社会制度、地域医療及び社会環境を理解する。

学修目標：

- ①保健・医療施策を説明できる。
- ②医療保険制度と医療経済（国民医療費）を説明できる。
- ③社会保障制度（社会保険・社会福祉・公的扶助・公衆衛生）を説明できる。
- ④高齢者の置かれた社会環境を説明できる。
- ⑤障害者の置かれた社会環境を説明できる。
- ⑥虐待の防止に関する制度と歯科医師の責務を説明できる。

- ⑦社会環境（ノーマライゼーション、バリアフリー、quality of life <QOL>）の考え方を説明できる。
- ⑧地域における保健・医療・福祉・介護の連携（地域包括ケアシステム）を説明できる。
- ⑨災害時の歯科医療の必要性を説明できる。

B-2-3) 歯科による個人識別

ねらい：

大規模災害時等における身元確認等に資するために、歯科による個人識別の重要性を理解する。

学修目標：

- ①歯科による個人識別を説明できる。
- ②歯科医師による身元確認や関連する死因究明等の制度を説明できる。

B-2-4) 環境と健康

ねらい：

環境の健康への影響及び歯科医療の環境への影響に配慮するために、環境と健康との関わりを理解する。

学修目標：

- ①環境による健康への影響を説明できる。
- ②環境基準と環境汚染を説明できる。

B-3 予防と健康管理

B-3-1) 予防の概念

ねらい：

公衆衛生と歯科医療を遂行するために、予防の概念を理解する。

学修目標：

- ①疾病の自然史と第一次、第二次及び第三次予防を説明できる。
- ②プロフェッショナルケア、セルフケア及びコミュニティケアを説明できる。
- ③プライマリ・ケアとヘルスプロモーションを説明できる。
- ④感染性疾患と非感染性疾患の予防の違いを説明できる。

B-3-2) 歯科疾患の予防と健康管理

ねらい：

歯科疾患を予防するために、その予防法と公衆歯科衛生を理解する。

学修目標：

- ①主な歯科疾患（齲蝕、歯周疾患、不正咬合）の予防を説明できる。
- ②齲蝕予防における予防填塞及びフッ化物の応用方法を説明できる。
- ③プラークコントロールの意義と方法を説明できる。
- ④ライフステージに応じた歯科疾患の予防を説明できる。
- ⑤歯科疾患のリスク因子を説明できる。
- ⑥公衆歯科衛生を概説できる。
- ⑦人の行動と心理及び健康行動を概説できる。
- ⑧行動変容と行動療法を概説できる。

- ②診療情報の開示に関する法的根拠と注意点を説明できる。

B-4 疫学・保健医療統計

B-4-1) 歯科疾患の疫学

ねらい：

疫学と根拠に基づいた医療<EBM>を実践するために、その概念と応用法を理解する。

学修目標：

- ①疫学と根拠に基づいた医療<EBM>の概念を説明できる。
- ②スクリーニング検査を説明できる。
- ③歯科疾患の疫学的指標を説明できる。
- ④診療ガイドラインを説明できる。

B-4-2) 保健統計

ねらい：

確率には頻度と信念の度合いの二つがあり、それを用いた統計・推計学の有用性と限界を理解し、保健・医療の問題点を把握するために、保健医療統計とその応用を理解する。

学修目標：

- ①確率変数とその分布、統計的推測（推定と検定）の原理と方法を説明できる。
- ②主な保健医療統計（歯科疾患実態調査、国民健康・栄養調査、国勢調査、人口動態調査、患者調査、医療施設調査、医師・歯科医師・薬剤師調査、学校保健統計調査等）を説明できる。
- ③主な健康指標（平均寿命、平均余命、新生児・乳幼児死亡率等）を説明できる。
- ④調査方法と統計的分析法を説明できる。

B-4-3) 保健医療情報

ねらい：

適切に保健医療情報を利用・管理するために、その方法を理解する。

学修目標：

- ①保健医療情報（診療情報（診療録等）を含む）の取扱いと情報のセキュリティを説明できる。

C 生命科学

C-1 基礎自然科学

C-1-1) 生体を構成する物質の化学的基礎

ねらい：

生命科学及び医療科学を学ぶ上で必要な物質の化学的基礎を理解する。

学修目標：

- ①原子と生体を構成する元素を説明できる。
- ②分子の成り立ち及び生体構成分子に関する化学的性質を説明できる。
- ③物質間及び物質とエネルギーの相互作用を説明できる。

C-1-2) 生体現象の物理学的基礎

ねらい：

生命科学及び医療科学を学ぶ上で必要な物理学的基礎を理解する。

学修目標：

- ①生体現象と医療機器の原理における物体の力学的な運動を説明できる。
- ②振動と波動現象の特徴及び光と音の基本的性質を説明できる。
- ③医療機器に応用される電磁現象を説明できる。

C-2 生命の分子的基盤

C-2-1) 生命を構成する基本物質

ねらい：

基本的な生体物質の分子構造、機能及び代謝（正常と異常）を理解する。

学修目標：

- ①アミノ酸とタンパク質の構造、機能及び代謝を説明できる。
- ②糖質の構造、機能及び代謝を説明できる。
- ③脂質の構造、機能及び代謝を説明できる。
- ④生体のエネルギー産生と利用を説明できる。
- ⑤酵素の機能と主な代謝異常を説明できる。

C-2-2) 遺伝子と遺伝

ねらい：

遺伝子の構造と機能及び遺伝の基本的機序を理解する。

学修目標：

- ①核酸、遺伝子及び染色体の構造と機能を説明できる。
- ②デオキシリボ核酸(DNA)複製と修復の機序を説明できる。
- ③転写と翻訳の過程と調節機序を説明できる。
- ④遺伝性疾患の発生機序を説明できる。
- ⑤遺伝子解析や遺伝子工学技術を説明できる。

C-2-3) 細胞の構造と機能

ねらい：

細胞の基本構造と機能及び増殖と分化機構を理解する。

学修目標：

- ①真核細胞の全体像と細胞膜、核、細胞小器官及び細胞骨格の構造と機能を説明できる。
- ②細胞の分泌と吸収を説明できる。
- ③細胞周期と細胞分裂を説明できる。
- ④細胞死の種類と基本的機序を説明できる。

C-2-4) 細胞の情報伝達機構

ねらい：

細胞間、細胞とマトリックスの接着機序及び細胞レベルでの情報伝達の仕組みを理解する。

学修目標：

- ①細胞接着の機構を説明できる。
- ②ホルモン、成長因子、サイトカイン等の受容体を介する細胞情報伝達機構を説明できる。
- ③主な細胞外マトリックス分子の構造と機能、合成と分解を説明できる。

C-3 人体の構造と機能

C-3-1) 身体の部位と方向用語

ねらい：

身体の部位と方向用語を理解する。

学修目標：

- ①身体の区分及び方向用語を用いた運動方向と位置関係を説明できる。

C-3-2) 組織、器官及び個体の発生と成長

ねらい：

組織、器官及び個体の発生と成長の過程を理解する。

学修目標：

- ①人体の正常な個体発生と器官発生を説明できる。
- ②多能性幹細胞と基本的な発生学的技術を概説できる。
- ③人体の形態的な成長と機能的な発達を説明できる。
- ④小児の身体発育、精神発達の特徴と評価法を説明できる。

C-3-3) 組織、器官及び個体の老化

ねらい：

組織、器官及び個体の成熟期以降の加齢変化（老化）を理解する。

学修目標：

- ①人体の老化の特性と機序及び寿命を概説できる。
- ②老化に伴う細胞、組織、器官及び個体の形態的・機能的な変化を概説できる。
- ③老化に伴う精神的・心理的变化を説明できる。

C-3-4) 身体を構成する組織と器官

ねらい：

人体諸器官の正常な構造及び生理的機能とその機序を理解する。

学修目標：

C-3-4)-(1) 上皮組織と皮膚・粘膜系

- ①上皮組織の形態、機能及び分布を説明できる。
- ②皮膚と粘膜の基本的な構造と機能を説明できる。
- ③腺の構造と分布及び分泌機構を説明できる。

C-3-4)-(2) 支持組織と骨格系

- ①人体の基本的な骨格系と骨の結合様式を説明できる。
- ②結合（支持）組織の分類と構成する細胞と細胞間質を説明できる。
- ③骨と軟骨の組織構造と構成する細胞を説明できる。
- ④骨発生（軟骨内骨化と膜内骨化）、骨成長及びリモデリングの機序と調節機構を説明できる。
- ⑤硬組織の成分と石灰化の機序を説明できる。

C-3-4)-(3) 筋組織と筋系

- ①筋組織の分類と分布を説明できる。
- ②筋細胞の構造と筋収縮の機序を説明できる。
- ③全身の主要な筋の肉眼的構造、作用及び神経支配を説明できる。

C-3-4)-(4) 血液・リンパと循環器系

- ①心臓の構造、発生、機能及び心電図波形を説明できる。
- ②血液循環（肺循環、体循環及び胎児循環）の経路と主要な動静脈の名称を説明できる。
- ③血管の構造と血圧調節機能を説明できる。

- ④血液の構成要素と役割を説明できる。
- ⑤リンパ管とリンパ系組織・器官の構造と機能を説明できる。
- ⑥造血器官と造血機構を説明できる。
- ⑦止血、血液凝固及び線溶の機序を説明できる。

C-3-4)-(5) 神経系

- ①末梢神経系の種類、走行及び支配領域を説明できる。
- ②体性神経系と自律神経系の構造と機能を説明できる。
- ③交感神経系と副交感神経系の構造と機能を説明できる。
- ④脳と脊髄の構造と機能（運動機能、感覚機能、高次神経機能及び自律機能）を説明できる。
- ⑤脳血管の構造と分布及び機能的特徴を説明できる。
- ⑥反射、半自動運動、随意運動の発現と調節の機序を説明できる。
- ⑦ニューロンとグリアの構造と機能を説明できる。
- ⑧神経の活動電位の発生と伝導の機序を説明できる。
- ⑨シナプス伝達の機序と神経伝達物質を説明できる。

C-3-4)-(6) 感覚器系と感覚

- ①特殊感覚器の構造と特殊感覚を説明できる。
- ②体性感覚の受容器の構造と機能を説明できる。
- ③内臓感覚を概説できる。
- ④疼痛の種類、発生機序及び制御機構を説明できる。

C-3-4)-(7) 消化器系

- ①消化管の基本構造、消化機能及び調節機構を説明できる。
- ②肝臓の構造と機能及び胆汁と胆道系を説明できる。
- ③膵臓（外分泌部と内分泌部）の構造と機能を説明できる。

C-3-4)-(8) 呼吸器系

- ①気道系の構造と機能を説明できる。
- ②肺の構造・機能と呼吸運動を説明できる。

C-3-4)-(9) 内分泌系とホメオスタシス

- ①内分泌器官・組織の構造と機能及びホルモンの種類、作用と異常を説明できる。
- ②恒常性維持と内分泌系・神経系の機能相関を説明できる。
- ③体温の調節機序を説明できる。
- ④摂食調節の機序を説明できる。

C-3-4)-(10) 泌尿器系と体液・電解質調節

- ①腎臓、尿管、膀胱及び尿道の構造と機能を説明できる。
- ②体液の量と組成及び浸透圧の調節機構を説明できる。

③水代謝と主な電解質の出納とその異常を説明できる。

C-3-4)(11) 生殖系

①男性生殖器と女性生殖器の構造と機能を説明できる。

C-4 感染と免疫

C-4-1) 感染

ねらい：

微生物の基本的性状、病原性と感染によって生じる病態を理解する。

学修目標：

- ①細菌、真菌、ウイルス及び原虫の基本的な構造と性状を説明できる。
- ②細菌、真菌、ウイルス及び原虫のヒトに対する感染機構と病原性を説明できる。
- ③感染症の種類、予防、診断及び治療を説明できる。
- ④滅菌と消毒の意義、種類及び原理を説明できる。
- ⑤化学療法の目的と原理及び化学療法薬の作用機序並びに薬剤耐性機序を説明できる。

C-4-2) 免疫

ねらい：

生体防御機構としての免疫反応、感染免疫、アレルギー、主な免疫不全症・自己免疫疾患を理解する。

学修目標：

- ①自然免疫の種類と機能を説明できる。
- ②獲得免疫の種類と機構を説明できる。
- ③免疫系担当臓器・細胞の種類と機能を説明できる。
- ④抗原提示機能と免疫寛容を説明できる。
- ⑤アレルギー性疾患の種類、発症機序及び病態を説明できる。
- ⑥免疫不全症・自己免疫疾患の種類、発症機序及び病態を説明できる。
- ⑦粘膜免疫を説明できる。
- ⑧ワクチンの意義と種類、特徴及び副反応を説明できる。

C-5 病因と病態

C-5-1) 病因論と先天異常

ねらい：

病因論と先天異常を理解する。

学修目標：

- ①染色体、遺伝子及び発生の異常を説明できる。
- ②環境と疾患の関係を説明できる。

C-5-2) 細胞傷害、組織傷害及び萎縮

ねらい：

細胞傷害、組織傷害及び萎縮の原因と形態的所見を理解する。

学修目標：

- ①細胞傷害と組織傷害を説明できる。
- ②変性と関連疾患の病態を説明できる。
- ③疾患における壊死とアポトーシスを説明できる。
- ④萎縮と仮性肥大を説明できる。

C-5-3) 修復と再生

ねらい：

修復と再生の意義とこれらの形態的所見を理解する。

学修目標：

- ①修復と再生の機序と幹細胞の役割を説明できる。
- ②肥大と過形成を説明できる。
- ③化生を説明できる。
- ④創傷治癒の過程と関与する細胞を説明できる。
- ⑤器質化を説明できる。

C-5-4) 循環障害

ねらい：

循環障害の成因、形態及びその転帰を理解する。

学修目標：

- ①虚血、充血及びうっ血の徴候、原因、転帰及び関連疾患を説明できる。
- ②出血の原因、種類及び転帰を説明できる。
- ③血栓と塞栓の形成機序、形態的特徴、転帰及び関連疾患を説明できる。
- ④梗塞の種類、形態的特徴、転帰及び関連疾患を説明できる。
- ⑤浮腫の原因と転帰を説明できる。
- ⑥ショックの成因と種類を説明できる。

C-5-5) 炎症

ねらい：

炎症の概念、発症機序及び形態的特徴を理解する。

学修目標：

- ①炎症の定義と機序を説明できる。
- ②炎症に関与する細胞の種類と機能を説明できる。
- ③滲出性炎の種類、形態的特徴及び経時的变化を説明できる。
- ④肉芽腫性炎の種類、形態的特徴及び経時的变化を説明できる。

C-5-6) 腫瘍

ねらい：

腫瘍の病因と病態を理解する。

学修目標：

- ①腫瘍の定義を説明できる。
- ②腫瘍の病因を説明できる。
- ③上皮異形成を説明できる。
- ④腫瘍の異型性と組織学的分化度を説明できる。
- ⑤良性腫瘍と悪性腫瘍の異同を説明できる。
- ⑥腫瘍の増殖、浸潤、再発及び転移を説明できる。

C-5-7) 個体の死

ねらい：

個体の死の病因と病態を理解する。

学修目標：

- ①死の概念と生物学的な死を説明できる。

C-6 生体と薬物

C-6-1) 薬物と医薬品

ねらい：

医薬品の分類並びに薬物（和漢薬を含む）と医薬品との関係を理解する。

学修目標：

- ①医薬品の分類を説明できる。
- ②毒薬、劇薬及び麻薬等の表示と保管を説明できる。
- ③日本薬局方を説明できる。

C-6-2) 薬理作用

ねらい：

薬物（和漢薬を含む）の作用に関する基本的事項を理解する。

学修目標：

- ①薬理作用の基本形式と分類を説明できる。
- ②薬物作用とその作用機序を説明できる。
- ③薬理作用を規定する要因（用量と反応、感受性）を説明できる。
- ④薬物の連用の影響（耐性、蓄積及び薬物依存）を説明できる。
- ⑤薬物の併用（協力作用、拮抗作用、相互作用）を説明できる。

C-6-3) 薬物の適用と体内動態

ねらい：

適用された薬物（和漢薬を含む）の生体内運命を理解する。

学修目標：

- ①薬物の適用方法の種類と特徴を説明できる。
- ②薬物動態（吸収、分布、代謝、排泄）について、加齢、病態による違いや薬物の相互作用による変化を含め、説明できる。

C-6-4) 薬物の副作用と有害作用

ねらい：

薬物（和漢薬を含む）の副作用・有害事象の種類とその予防対策に関する基本的事項を理解する。

学修目標：

- ①薬物の一般的副作用と有害事象を説明できる。
- ②薬剤耐性(antimicrobial resistance <AMR>)に配慮した適切な抗菌薬使用を説明できる。

D 歯科医療機器（歯科材料・器械・器具）

D-1 歯科医療機器（歯科材料・器械・器具）の特性と用途

ねらい：

歯科医療や歯科技工に用いられる材料（高分子材料、セラミックス、金属材料、複合材料）と器械・器具の固有の性質、特性及び用途を理解する。

学修目標：

- ①歯科医療機器（歯科材料・器械・器具）の所要性質と用途を説明できる。
- ②材料の物理的（力学的性質と熱的性質を含む）、化学的（溶解性を含む）、生物学的（生体活性、副作用を含む）性質とその評価法を説明できる。
- ③診療用器械・器具の構造と特性を説明できる。

D-2 歯科材料の種類、用途、成分・組成、特性、操作方法

ねらい：

歯科材料の種類、用途、成分・組成、特性、操作方法（成形・加工・熱処理を含む）を理解する。

学修目標：

- ①成形修復・予防填塞用材料の種類、用途、成分・組成、特性、操作方法を説明できる。
- ②歯冠修復・義歯用材料の種類、用途、成分・組成、特性、操作方法を説明できる。
- ③接着・合着・仮着用材料の種類、用途、成分・組成、特性、操作方法を説明できる。
- ④歯科矯正用材料の種類、用途、成分・組成、特性、操作方法を説明できる。
- ⑤口腔インプラント・口腔外科・歯周治療用材料の種類、用途、成分・組成、特性、操作方法を説明できる。
- ⑥歯内療法用材料の種類、用途、成分・組成、特性、操作方法を説明できる。

E 臨床歯学

E-1 診療の基本

E-1-1) 診察の基本

ねらい：

口腔・顎顔面領域の診察、検査、診断を行うために必要な基本的な知識を身に付ける。

学修目標：

- ①診察、検査及び診断に必要な事項を列挙できる。
- ②診察、検査及び診断に必要な器材を説明できる。
- ③病歴聴取（主訴、現病歴、既往歴、家族歴、生活歴、社会歴・職業歴等）を説明できる。
- ④現症の取り方（視診、触診、打診、聴診等）を説明できる。
- ⑤診療室における患者の心理と行動を説明できる。
- ⑥診断に必要な検査を列挙できる。
- ⑦問題志向型診療記録(problem-oriented medical record <POMR>)を説明できる。
- ⑧インフォームド・コンセントを説明できる。
- ⑨処方と処方箋の書き方を説明できる。
- ⑩技工指示書の書き方を説明できる。

E-1-2) 画像検査を用いた診断

ねらい：

放射線等を用いた診断の特徴と適応並びに画像の解釈を理解するとともに、放射線の人体に対する影響と放射線防護の方法をあわせて理解する。

学修目標：

- ①放射線の種類、性質、測定法と単位を説明できる。
- ②放射線の人体（胎児を含む）への影響の特徴（急性影響と晩発影響等）を説明できる。
- ③放射線防護の基準と方法を説明できる。
- ④エックス線画像の形成原理（画像不良の原因を含む）を説明できる。
- ⑤エックス線撮影装置とその周辺機器の原理と管理技術を説明できる。
- ⑥口内法エックス線検査の種類と適応及びパノラマエックス線検査の適応を説明できる。
- ⑦口内法エックス線画像とパノラマエックス線画像の読影ができる。
- ⑧顎顔面頭蓋部エックス線検査の種類及び適応を説明できる。
- ⑨造影検査法、超音波検査法、コンピュータ断層撮影法(computed tomography <CT>)、歯科用コーンビーム CT、磁気共鳴撮像法(magnetic resonance imaging <MRI>)及び核医学検査法の原理と基本的特徴を説明できる。

E-1-3) 臨床検査

ねらい：

的確な診断を行うために必要な臨床検査の基本的知識を身に付ける。

学修目標：

- ①臨床検査の目的と適応を説明できる。
- ②診断に必要な臨床検査項目を列挙できる。
- ③心電図検査及び動脈血酸素飽和度測定（パルスオキシメトリ）の目的と適応を列挙できる。
- ④各臓器における疾患に特有な検査項目を説明できる。
- ⑤臨床検査結果と疾患の関係を説明できる。

E-1-4) 歯科医療に必要な麻酔と全身管理

ねらい：

歯科医療における全身管理、局所麻酔法、精神鎮静法及び全身麻酔の基本を理解する。

学修目標：

E-1-4)(1) 全身管理

- ①バイタルサインの意義とそのモニタリングの方法を説明できる。
- ②血圧、脈拍数、呼吸数の測定方法と異常所見を説明できる。
- ③体温の測定方法を説明できる。
- ④意識状態の確認方法と異常所見を説明できる。
- ⑤患者の服用薬物の歯科治療への影響と歯科治療時の対応を説明できる。
- ⑥患者（小児、妊産婦、高齢者を含む）の全身状態の評価を説明できる。

E-1-4)(2) 精神鎮静法

- ①精神鎮静法の特徴と目的及び種類を説明できる。
- ②吸入鎮静法に使用する薬剤と適応、禁忌及び合併症を説明できる。
- ③静脈内鎮静法に使用する薬剤と適応、禁忌及び合併症を説明できる。
- ④精神鎮静法の周術期の管理を説明できる。

E-1-4)(3) 局所麻酔法

- ①局所麻酔の特徴と目的及び種類を説明できる。
- ②局所麻酔薬の分類と、その作用機序を説明できる。
- ③局所麻酔作用に影響を及ぼす因子を説明できる。
- ④血管収縮薬の使用目的と種類、特徴及び臨床使用上の注意を説明できる。
- ⑤局所麻酔の実施法と合併症（偶発症）を説明できる。

E-1-4)(4) 全身麻酔法

- ①全身麻酔の概念、種類並びに麻酔時の生体反応を説明できる。
- ②全身麻酔時に使用する薬物とその基本的な薬理作用及び使用機器・器具を説明できる。
- ③全身麻酔の適応と禁忌、合併症及び周術期の管理を説明できる。

E-1-5) 小手術

ねらい：

小手術を適切に実施するために必要な基本的知識を身に付ける。

学修目標：

- ①抜歯の適応症と禁忌症（相対的禁忌への対応及び小手術の適応症と禁忌を含む）を説明できる。
- ②小手術の合併症（偶発症）を説明できる。
- ③小手術に必要な器具の用法と基本手技を説明できる。
- ④粘膜の切開、剥離に必要な器具の用法を説明できる。
- ⑤縫合と止血に必要な器具の用法を説明できる。
- ⑥手指と術野の消毒法を説明できる。
- ⑦清潔と不潔の区別を説明できる。
- ⑧器具の消毒・滅菌法を説明できる。
- ⑨埋伏歯（智歯を含む）の抜去法を説明できる。
- ⑩周術期の管理の目的と意義を説明できる。

E-1-6) 救急処置

ねらい：

救急処置の基本を身に付ける。

学修目標：

- ①歯科治療時の全身の偶発症を説明できる。
- ②一次救命処置(basic life support <BLS>)を説明できる。
- ③救急処置に用いられる薬物を列挙し、その作用機序と適応を説明できる。

E-2 口腔・顎顔面領域の常態と疾患

E-2-1) 頭頸部の基本構造と機能

ねらい：

頭頸部の基本的な構造と機能を理解する。

学修目標：

- ①頭頸部の体表と内臓の区分と特徴を説明できる。
- ②頭蓋骨の構成と構造を説明できる。
- ③咀嚼筋、表情筋及び前頸筋の構成と機能を説明できる。
- ④頭頸部の脈管系を説明できる。
- ⑤脳神経の走行、分布及び線維構成を説明できる。
- ⑥顎関節の構造と機能を説明できる。
- ⑦下顎の随意運動と反射を説明できる。

- ⑧咀嚼の意義と制御機構を説明できる。
- ⑨嚥下の意義と制御機構を説明できる。
- ⑩嘔吐反射と絞扼反射を説明できる。
- ⑪咽頭と喉頭の構造と機能を説明できる。
- ⑫扁桃の構造、分布及び機能を説明できる。

E-2-2) 口腔領域の構造と機能

ねらい：

口腔及び隣接領域の基本的な構造と機能を理解する。

学修目標：

- ①口腔の区分と構成要素を説明できる。
- ②口唇と口腔粘膜の分類と特徴を説明できる。
- ③舌の構造と機能を説明できる。
- ④歯列と咬合を説明できる。
- ⑤唾液の性状、構成成分及び機能を説明できる。
- ⑥唾液腺の構造、機能及び分泌調節機序を説明できる。
- ⑦上顎洞の構造、機能及び口腔との関係を説明できる。
- ⑧構音器官としての口腔の形態と機能を説明できる。
- ⑨口腔・顎顔面領域の体性感覚の特徴と疼痛を説明できる。
- ⑩味覚器の構造と分布、味覚の受容と伝達機構を説明できる。

E-2-3) 口腔・顎顔面領域の発生と加齢変化

ねらい：

口腔・顎顔面領域の組織・器官の発生と加齢変化（成長・発育と老化）とその異常について理解する。

学修目標：

- ①口腔・顎顔面領域の発生を説明できる。
- ②口腔・顎顔面領域の成長・発育を説明できる。
- ③口腔・顎顔面の成長・発育異常及び不正咬合へ及ぼす影響を説明できる。
- ④口腔・顎顔面領域の老化と歯の喪失に伴う変化を説明できる。

E-2-4) 口腔・顎顔面領域の疾患

ねらい：

口腔・顎顔面領域の疾患の特徴と病因及び診断・治療の基本的概念を理解する。

学修目標：

E-2-4)-(1) 先天異常及び後天異常

- ①口腔・頭蓋・顎顔面に症状を示す先天異常を説明できる。

- ②口唇裂・口蓋裂の病態と治療方針を説明できる。
- ③顎変形症の病態と治療法を説明できる。
- ④軟組織の異常を説明できる。

E-2-4)-(2) 外傷

- ①外傷の種類、特徴及び治癒過程を説明できる。
- ②外傷の治療方針（治療の優先順位）を説明できる。
- ③歯の外傷と歯槽骨骨折の原因、種類、症状、診断法及び治療法を説明できる。
- ④顎顔面骨折の原因、種類、症状、診断法及び治療法を説明できる。
- ⑤軟組織損傷の分類、症状及び処置法を説明できる。

E-2-4)-(3) 炎症

- ①菌性感染症の原因菌と感染経路を説明できる。
- ②急性炎症と慢性炎症の異同を説明できる。
- ③炎症の診断に必要な検査法を説明できる。
- ④菌血症と菌性病巣感染の病態、症状、検査法及び治療法を説明できる。
- ⑤消炎療法の意義と特徴を説明できる。
- ⑥主な炎症（舌炎、口唇炎、口底炎、智歯周囲炎、歯槽骨炎、顎骨炎、顎骨骨膜炎、顎骨周囲炎、下顎骨骨髓炎、蜂窩織炎、歯性上顎洞炎等）の症状と治療法を説明できる。
- ⑦口腔・顎顔面領域の肉芽腫性炎の種類と特徴を説明できる。

E-2-4)-(4) 口腔粘膜疾患

- ①口腔粘膜疾患の種類と特徴を説明できる。
- ②水疱、紅斑、びらん、潰瘍、白斑、色素沈着等を主徴とする口腔粘膜疾患の症状と治療法を説明できる。

E-2-4)-(5) 嚢胞

- ①口腔・顎顔面領域に発生する嚢胞の種類と特徴を説明できる。
- ②口腔・顎顔面領域に発生する嚢胞の症状、診断法及び治療法を説明できる。

E-2-4)-(6) 腫瘍及び腫瘍類似疾患

- ①口腔・顎顔面領域に発生する腫瘍の種類と特徴を説明できる。
- ②口腔・顎顔面領域に発生する良性腫瘍の一般的な症状、診断法（細胞診、組織診、画像診断）及び治療法を説明できる。
- ③口腔・顎顔面領域の悪性腫瘍の一般的な症状、診断法（細胞診、組織診、画像診断）及び治療法を説明できる。
- ④腫瘍類似疾患の種類と特徴を説明できる。
- ⑤前癌病変の特徴、症状及び治療法を説明できる。
- ⑥前癌状態の種類と特徴を列挙できる。

E-2-4)-(7) 顎関節疾患

- ①顎関節疾患の種類と特徴を説明できる。
- ②顎関節疾患（発育異常、外傷、炎症、退行性顎関節疾患、顎関節症、顎関節強直症、腫瘍及び腫瘍類似疾患）の症状、診断法及び治療法を説明できる。

E-2-4)-(8) 唾液腺疾患

- ①唾液腺の発育異常を概説できる。
- ②唾石症の特徴、症状、診断法及び治療法を説明できる。
- ③唾液腺炎の種類、特徴、症状、診断法及び治療法を説明できる。
- ④唾液腺腫瘍の種類、特徴、症状、診断法及び治療法を説明できる。
- ⑤腫瘍類似疾患を概説できる。
- ⑥ウイルス性唾液腺炎の特徴、症状、診断法及び治療法を説明できる。
- ⑦Sjögren 症候群の特徴、症状、診断法及び治療法を説明できる。

E-2-4)-(9) 神経疾患

- ①口腔顔面痛を説明できる。
- ②三叉神経痛の原因、症状及び治療法を説明できる。
- ③顔面神経麻痺の原因、症状及び治療法を説明できる。
- ④三叉神経麻痺（感覚麻痺、運動麻痺）の原因、症状及び治療法を説明できる。

E-2-4)-(10) 口腔・顎顔面領域に症状を現す疾患

- ①口腔・顎顔面領域に症状を現す血液疾患（貧血、出血性素因、白血病）とスクリーニング検査法を説明できる。
- ②口腔・顎顔面領域に症状を現す感染症の種類と症状を列举できる。
- ③口腔・顎顔面領域に症状を現すアレルギー性疾患、膠原病、免疫異常の症状を列举できる。
- ④口腔・顎顔面領域に症状を現す全身的な腫瘍と腫瘍類似疾患及びその症状を列举できる。
- ⑤口腔・顎顔面領域に症状を現す症候群の種類と症状を列举できる。
- ⑥口腔・顎顔面領域に症状を現す系統的骨疾患の症状、診断及び治療法を列举できる。
- ⑦口腔・顎顔面領域に症状を現す薬物の副作用を列举できる。
- ⑧口腔・顎顔面領域に症状を現す代謝障害とその症状を列举できる。
- ⑨口腔・顎顔面領域に症状を現すビタミン欠乏症とその症状を列举できる。
- ⑩ヒト免疫不全ウイルス(human immunodeficiency virus <HIV>)感染症と後天性免疫不全症候群(acquired immune deficiency syndrome <AIDS>)の口腔症状と検査法を説明できる。
- ⑪口腔・顎顔面領域の慢性的な痛みの原因、症状及び治療法を説明できる。

E-2-4)-(11) 口腔・顎顔面領域の機能障害

- ①咬合異常による障害と咀嚼障害の原因、診察、検査、診断及び治療方針を説明できる。
- ②摂食嚥下障害の原因、診察、検査、診断及び治療方針を説明できる。
- ③言語障害の原因、診察、検査、診断及び治療方針を説明できる。
- ④味覚障害の原因、診察、検査、診断及び治療方針を説明できる。

- ⑤口腔乾燥の原因、診察、検査、診断及び治療方針を説明できる。
- ⑥睡眠時無呼吸の原因、診察、検査、診断及び治療方針を概説できる。

E-3 歯と歯周組織の常態と疾患**E-3-1) 歯と歯周組織の発生及び構造と機能**

- ねらい：
- 歯と歯周組織の常態を理解する。

学修目標：

- ①歯の発生、発育及び交換の過程と変化を説明できる。
- ②歯種別の形態と特徴を説明できる。
- ③遺伝的な歯の形成異常を説明できる。
- ④歯（乳歯、根未完成歯、幼若永久歯を含む）の硬組織の構造、機能及び構成成分を説明できる。
- ⑤歯髓の構造と機能を説明できる。
- ⑥歯周組織の発生、構造及び機能を説明できる。

E-3-2) 歯と歯周組織の疾患の特徴と病因

- ねらい：
- 歯と歯周組織に生じる疾患の概要を理解する。

学修目標：

- ①歯の硬組織疾患（tooth wear（酸蝕症、咬耗、摩耗等）、歯の変色、象牙質知覚過敏症を含む）の病因と病態を説明できる。
- ②歯髓・根尖性歯周疾患の病因と病態を説明できる。
- ③歯周疾患の病因と病態を説明できる。
- ④口腔細菌、プラーク（口腔バイオフィルム）及び歯石を説明できる。
- ⑤歯痛の機序を説明できる。

E-3-3) 歯と歯周組織の疾患の診断と治療

- ねらい：
- 歯と歯周組織に生じる疾患の治療の進め方の基本を修得する。

学修目標：**E-3-3)-(1) 齲蝕その他の歯の硬組織疾患の診断と治療**

- ①齲蝕その他の歯の硬組織疾患（tooth wear（酸蝕症、咬耗、摩耗等）、生活歯の変色、象牙質知覚過敏症を含む）の症状、検査法、診断及び処置法（再石灰化療法を含む）を説明できる。
- ②minimal intervention <MI>に基づく歯科治療の意義、臨床的対応を説明できる。
- ③修復材料及その取扱い、修復法の適応を説明できる。

- ④修復に必要な前処置の目的と意義を説明できる。
- ⑤歯髄保護の意義、種類と方法を説明できる。
- ⑥窩洞形成の意義と方法を説明できる。
- ⑦仮封の意義、種類及び特徴を説明できる。
- ⑧修復後の管理の目的と方法を説明できる。

E-3-3)-(2) 歯髄・根尖性歯周疾患の診断と治療

- ①歯髄・根尖性歯周疾患の症状、検査法、診断及び治療法（直接覆髄法を含む）を説明できる（疾患の細胞レベルでの説明を含む）。
- ②根管充填の目的、時期及び方法を説明できる。
- ③歯髄・根尖性歯周疾患の治療時における合併症（偶発症）について、種類、処置及び予防を説明できる。
- ④歯髄・根尖性歯周疾患の治療後の治癒機転と予後を説明できる。
- ⑤外科的歯内療法（手術用実体顕微鏡の利用を含む）の種類と適応を説明できる。
- ⑥失活歯の変色の原因、種類及び処置を説明できる。
- ⑦歯根吸収の原因、症状、診断及び処置を説明できる。

E-3-3)-(3) 歯周疾患の診断と治療

- ①歯周疾患の症状及び全身疾患との関連を説明できる（疾患の細胞レベル、分子生物学的レベルでの説明を含む）。
- ②歯周疾患の検査法、診断及び治療方針（メンテナンス法を含む）を説明できる。
- ③歯周治療の術式と適応症を説明できる。
- ④歯周外科治療の種類と適応症を説明できる。
- ⑤歯周治療後の組織の治癒機転と予後を説明できる。

E-3-4) 歯質と歯の欠損の診断と治療

ねらい：

歯質欠損に対する歯冠修復と歯列の一部あるいは全部欠損に対する補綴治療の臨床的意義と方法を理解する。

学修目標：

E-3-4)-(1) クラウンブリッジによる治療

- ①クラウンブリッジの意義と具備条件を説明できる。
- ②クラウンブリッジの種類、特徴及び製法（CAD/CAM を含む）を説明できる。
- ③支台築造の意義、種類及び特徴を説明できる。
- ④支台歯形成の意義と方法を説明できる。
- ⑤クラウンブリッジ製作のための印象採得・咬合採得に用いる材料と方法を説明できる。
- ⑥色調選択（シェードテイキング）を説明できる。
- ⑦プロビジョナルレストレーションの意義とその製法を説明できる。
- ⑧クラウンブリッジの製作に必要な材料の基本的操作を説明できる。

- ⑨研究用模型と作業用模型の製作方法を説明できる。
- ⑩平均値咬合器及び調節性咬合器の種類と特徴を説明できる。
- ⑪クラウンブリッジの装着方法を説明できる。
- ⑫クラウンブリッジの維持管理の目的と方法を説明できる。
- ⑬クラウンブリッジ装着後のメンテナンスの重要性を説明できる。

E-3-4)-(2) 可撤性義歯（部分床義歯、全部床義歯）

- ①歯の欠損、顎骨・顔面の欠損に伴う障害の種類と病態を説明できる。
- ②可撤性義歯の種類、目的及び意義を説明できる。
- ③可撤性義歯の特徴と適応症を説明できる。
- ④可撤性義歯の要素構成と支持、把持、維持の機構を説明できる。
- ⑤可撤性義歯の設計原則を説明できる。
- ⑥可撤性義歯製作のための印象採得・咬合採得に用いる材料と方法を説明できる。
- ⑦歯の欠損した歯列での下顎位・下顎運動の記録法を説明できる。
- ⑧調節性咬合器の基本的操作方法、フェイスボウトランスファー、チェックバイト法を説明できる。
- ⑨人工歯の選択を説明できる。
- ⑩可撤性義歯の咬合様式とその意義を説明できる。
- ⑪可撤性義歯の製作に必要な材料の特性と基本的操作方法を説明できる。
- ⑫可撤性義歯の製作過程を説明できる。
- ⑬可撤性義歯の装着、調整を説明できる。
- ⑭可撤性義歯のメンテナンス、リライン及び修理を説明できる。

E-3-4)-(3) 口腔インプラント

- ①口腔インプラントの種類、特徴、目的及び意義を説明できる。
- ②口腔インプラントの適応症と合併症を説明できる。
- ③口腔インプラントに必要な診察と検査を説明できる。
- ④口腔インプラントの治療計画、治療手順を説明できる。
- ⑤埋入手術方法を説明できる。
- ⑥口腔インプラントの上部構造の印象採得と咬合採得を説明できる。
- ⑦口腔インプラントの上部構造の製作手順と装着方法を説明できる。
- ⑧メンテナンスの重要性を説明できる。

E-4 矯正歯科・小児歯科治療

E-4-1) 不正咬合の治療

ねらい：

不正咬合に対する診断、治療の必要性和その意義を理解する。

学修目標：

- ①矯正治療の目的と意義を説明できる。
- ②正常咬合の概念と成立・保持条件を説明できる。
- ③不正咬合の原因、種類、障害、診察、検査、診断、治療及び予防法を説明できる。
- ④矯正治療に用いる器材の名称と使い方を説明できる。
- ⑤矯正装置の種類と特徴及び使用目的を説明できる。
- ⑥矯正治療によって起こる生体反応を細胞あるいは分子生物学的に説明できる。
- ⑦矯正治療によって生じうる医原性障害を挙げ、その予防法と処置を説明できる。

E-4-2) 小児の歯科治療**ねらい：**

小児の歯科治療の進め方の基本を理解する。

学修目標：

- ①乳歯と幼若永久歯の齲蝕の特徴と予防法を説明できる。
- ②乳歯と幼若永久歯の齲蝕の診察、検査と診断を説明できる。
- ③乳歯と幼若永久歯の歯冠修復の目的、種類、適応症、手順及び留意点を説明できる。
- ④乳歯と根未完成永久歯の歯髄・根尖性歯周疾患の診察、検査と診断を説明できる。
- ⑤乳歯と根未完成永久歯の歯髄・根尖性歯周疾患の処置法の種類、適応症、手順、留意点及び予後を説明できる。
- ⑥小児に見られる歯周疾患の特徴と対応を説明できる。
- ⑦小児の歯の外傷・粘膜疾患の診察、検査、診断及び、処置法及び予後を説明できる。
- ⑧咬合誘導の概念を説明できる。
- ⑨保険処置の目的、種類、適応症及び留意点並びに保険装置の設計について説明できる。
- ⑩小児患者の対応を説明できる。
- ⑪小児の虐待の徴候と対応を説明できる。
- ⑫口腔習癖が歯列・咬合に及ぼす影響を説明できる。

E-5 高齢者、障害者、精神・心身医学的疾患**E-5-1) 高齢者の歯科治療****ねらい：**

高齢者の身体的、精神的及び心理的特徴と歯科治療上の留意点を理解する。

学修目標：

- ①高齢者の生理的、心理的及び行動的特徴を説明できる。
- ②高齢者に多く見られる疾患及び服用している薬物を説明できる。
- ③口腔機能低下の検査と予防法（介護予防を含む）を説明できる。
- ④高齢者における口腔健康管理の用具と処置を説明できる。

- ⑤高齢者の歯科治療時の全身管理を説明できる。
- ⑥要介護高齢者（在宅要介護者を含む）の歯科治療時の注意点を説明できる。
- ⑦在宅医療（訪問歯科診療を含む）を説明できる。
- ⑧摂食嚥下障害の診察、検査及び診断を説明できる。
- ⑨摂食嚥下リハビリテーションを説明できる。
- ⑩栄養管理や食形態の調整を説明できる。
- ⑪高齢者の虐待の徴候と対応を説明できる。

E-5-2) 障害者の歯科治療**ねらい：**

障害者の身体的、精神的及び心理的特徴と歯科治療上の留意点を理解する。

学修目標：

- ①障害者の身体的、精神的及び心理的特徴を説明できる。
- ②障害者の行動調整（行動管理）と歯科治療に必要な注意点を説明できる。
- ③障害者における歯科治療の特殊性を説明できる。
- ④障害者の口腔ケア及び口腔衛生指導を説明できる。
- ⑤発達期の摂食嚥下障害の診察、評価、診断を説明できる。
- ⑥発達期の摂食嚥下障害のリハビリテーションを説明できる。

E-5-3) 精神・心身医学的疾患**ねらい：**

心と体は密接に関連していることを理解し、精神・心身医学的疾患の基本的知識を身に付ける。

学修目標：

- ①心身相関を説明できる。
- ②口腔顔面領域に関連して現れる精神・心身医学的病態を説明できる。
- ③心理テストの目的と意義を説明できる。
- ④舌痛症を説明できる。
- ⑤歯科治療恐怖症を説明できる。
- ⑥心身医学的治療を説明できる。

E-6 医師と連携するために必要な医学的知識**ねらい：**

患者の症候・病態が生じる原因と、それらを伴う代表的疾患を挙げ、患者情報をもとに疾患を推測できる。また医師と連携するために必要な医学的知識を学修し、合併する疾患について必要な知識を検索し、医科歯科連携の必要性と歯科医師の関わり方を説明できる。

学修目標：

①全身の症候・病態を説明できる。

発熱、全身倦怠感、体重減少・増加、ショック、意識障害、脱水、浮腫、けいれん、めまい、黄疸、呼吸困難、チアノーゼ、頭痛、動悸、息切れ、胸痛、睡眠障害、嘔吐、下痢

②医科疾患合併患者の歯科治療時の注意点を説明できる。

③妊産婦の歯科医療時の注意点を説明できる。

※代表的医科疾患・病態の例

呼吸器系：呼吸不全、閉塞性肺疾患（気管支喘息を含む）、拘束性肺疾患、誤嚥性肺炎

循環器系：心不全、心内膜炎、弁膜症、虚血性心疾患、不整脈、高血圧症、深部静脈血栓症

消化器系：消化性潰瘍、急性・慢性肝炎、肝硬変

血液・造血器・リンパ系：貧血、出血傾向、白血病

内分泌系：糖尿病、甲状腺疾患、骨粗鬆症

免疫・アレルギー：免疫不全、膠原病、アレルギー性疾患

神経系：脳血管疾患、Alzheimer 病、Parkinson 病、てんかん

皮膚系：皮膚ウイルス感染症（麻疹、手足口病を含む）

腎・尿路系：慢性腎臓病・急性腎障害

感染症：ウイルス感染症、細菌感染症、真菌感染症

精神系：認知症、統合失調症、不安障害、うつ病

小児：小児けいれん性疾患、先天性疾患、発達障害

F シミュレーション実習（模型実習・相互演習（実習））

臨床実習では実際の患者と接し、コミュニケーションを構築し、インフォームド・コンセントを行うなどの態度が重要である。また、基本的な診察・臨床技能について自験を通して習得していくことが求められる。従って臨床実習に進む前、臨床実習中にも、臨床能力の知識だけでなく態度及び技能についてシミュレーション実習（模型実習・相互演習（実習））を通して十分に訓練することが必要である。

F-1 診療の基本

ねらい：

口腔内の診察・記録及び歯科診療時の医療安全・感染対策について、知識・技能及び態度をシミュレーション実習（模型実習・相互演習（実習））を通して修得する。

学修目標：

F-1-1) 口腔内の診察・記録

- ①患者情報を収集、分析できる。
- ②患者情報から必要な診察、検査を説明できる。
- ③高頻度歯科疾患を診断し、その治療方針・治療計画を立案できる。
- ④主観的所見、客観的所見、評価、計画(subjective,objective,assessment,plan <SOAP>)で診療録を作成できる。
- ⑤インフォームド・コンセントを得ることができる。
- ⑥患者に関する医療情報を他の機関から収集（対診）し、また提供することができる。
- ⑦口腔と医科疾患との関連について説明することができる。

F-1-2) 医療安全・感染対策

- ①歯科用器具を安全に操作ができる。
- ②清潔に配慮した操作ができる。
- ③医療安全対策を実践できる。
- ④標準予防策(standard precautions)を実践できる。
- ⑤一次救命処置<BLS>ができる。

F-2 基本的診察法

ねらい：

良好な医師・患者関係を構築するために必要な医療面接、全身状態の把握及び歯科治療に必要な診察と検査について、知識・技能及び態度を、シミュレーション実習（模型実習・相互演習（実習））を通して修得する。

学修目標：

F-2-1) 医療面接

- ①適切な身だしなみ、言葉遣い及び態度で患者に接することができる。

- ②医療面接における基本的なコミュニケーションができる。
- ③患者の病歴（主訴、現病歴、既往歴、家族歴）を聴取できる。
- ④患者の身体的・精神的・社会的苦痛に配慮し、問題点を抽出、整理できる。
- ⑤患者の不安、不満や表情、行動の変化に適切に対応できる。
- ⑥患者のプライバシーに配慮できる。
- ⑦患者に診断結果と治療方針・治療計画（保険装置、矯正装置の使用に関することを含む）を説明できる。

F-2-2) 全身状態の把握及び歯科治療に必要な診察と検査

- ①バイタルサイン（血圧・脈拍・呼吸・体温）を測定し、評価できる。
- ②意識状態を確認し、評価できる。
- ③頭頸部の状態の診察ができる（視診、触診、打診、聴診、温度診）。
- ④歯周組織検査（ブラーク染め出し、歯の動揺度検査、歯周ポケット検査）が実施できる。
- ⑤口内法エックス線検査の必要性を患者に説明し、その撮影ができる。
- ⑥その他の必要な画像検査の必要性を患者に説明し、撮影の指示ができる。
- ⑦根管長測定の必要性を患者に説明し、実施できる。
- ⑧根管内細菌培養検査の必要性を患者に説明し、実施できる。
- ⑨唾液分泌能検査の必要性を患者に説明し、実施できる。
- ⑩咀嚼機能検査の必要性を患者に説明し、実施できる。
- ⑪診察及び検査結果を正確に診療録に記載できる。
- ⑫口腔内状態を記録できる。

F-3 基本的臨床技能

ねらい：

歯科診療を実践するための基本的臨床手技をシミュレーション実習（模型実習・相互演習（実習））を通して修得する。

学修目標：

F-3-1) 共通事項

- ①手洗いと滅菌手袋の装着ができる。
- ②歯科治療に必要な器材の準備、片付けができる。
- ③ラバーダム防湿ができる。
- ④局所麻酔（表面麻酔、浸潤麻酔）を実施できる。
- ⑤概形印象採得が実施できる。
- ⑥研究用模型が製作できる。

F-3-2) 歯科保健指導

- ①口腔の健康度やリスクを評価し、対象者に説明できる。
- ②セルフケアを行えるように動機付けできる。

- ③適切な口腔衛生指導を実施できる。
- ④適切な食事指導（栄養指導）を実施できる。
- ⑤生活習慣に関して適切に指導できる。
- ⑥禁煙指導・支援による歯周疾患、口腔がん等の予防を実施できる。
- ⑦ライフステージに応じた食育について指導できる。

F-3-3) 歯と歯周組織の疾患の治療

- ①齲蝕その他の歯の硬組織疾患の簡単な処置（コンボジットレジン修復、グラスアイオノマーセメント修復、メタルインレー修復、補修修復）を実施できる。
- ②象牙質知覚過敏症に対する処置（薬物塗布、象牙質被覆）を実施できる。
- ③歯髄・根尖性歯周疾患の簡単な治療を実施できる。
- ④歯周疾患の予防的処置（ブラークコントロール指導）を実施できる。
- ⑤歯周疾患の簡単な処置（スケーリング・ルートプレーニング）を実施できる。
- ⑥暫間固定を実施できる。

F-3-4) 歯質と歯の欠損の治療

- ①補綴治療に必要な診断情報の収集し、それにもとづく治療計画と装置の設計が実施できる。
- ②メタルポストコア、レジンポストコア、ファイバーポストコアによる支台築造の基本操作を実施できる。
- ③クラウンブリッジによる補綴治療の各基本的操作を実施できる。
- ④可撤性義歯による補綴治療の前処置（レストシートの形成を含む）を実施できる。
- ⑤プロビジョナルレストレーションの各基本的操作を実施できる。
- ⑥精密印象採得（寒天・アルジネート連合印象、シリコーン印象）の各基本的操作を実施できる。
- ⑦作業用模型を製作し、サベイングによる装置の設計が実施できる。
- ⑧咬合採得と平均値咬合器装着の各基本的操作を実施できる。
- ⑨咀嚼機能検査の基本的操作を実施できる。

F-3-5) 小手術・口腔粘膜疾患の治療

- ①単純拔牙を実施できる。
- ②基本的な切開・縫合・抜糸を実施できる。

F-3-6) 矯正歯科・小児歯科治療

- ①フッ化物の歯面塗布を実施できる。
- ②幼若永久歯の予防填塞を実施できる。
- ③小児のブラークコントロールを行うために、保護者への適切な口腔衛生指導を実施できる。
- ④模型及び頭部エックス線規格写真等より、分析、診断、治療計画を立案できる。

F-3-7) 高齢者・障害者等患者への治療

- ①高齢者及びその介護者に対する基本的な対応ができる。
- ②障害者及びその介護者に対する基本的な対応ができる。

③在宅医療（訪問歯科診療を含む）時の介助ができる。

④精神鎮静法の介助ができる。

G 臨床実習

臨床実習の項目は附属病院、その他の医療現場において、実際に患者と接しながら、指導医の指導・監督の下に実施すべき内容である。

臨床実習では、総合的な診療能力の基本としての知識、技能及び態度を修得するために、個々について独立して行うのではなく臨床実習全体を通して体系的に行わなければならない。また法令を遵守し、社会制度や歯科医療関連法規に沿った診療を行うことを学ぶ。

学生が卒業時までの目標として基本的な診察や技能を修得し、歯科医学・医療の進歩と改善に資するために、臨床を通して研究意欲と基礎的素養を身に付け、卒業後に歯科医師としての資質・能力を涵養するには、できるだけ自験を行うことが必要であり、別表(54～55 頁)にある「臨床実習の内容と分類」に記載した実習内容を参照し、臨床実習を行う。

G-1 診療の基本

G-1-1) 臨床診断・治療計画

ねらい：

一口腔単位の歯科治療を行うために患者情報の収集・分析、診断、治療計画、記録についての知識・技能及び態度を修得する。

学修目標：

- ①歯科・口腔疾患を正しく診断し、治療方針・治療計画の立案、予後の推測ができる。
- ②診断並びに治療方針・治療計画を患者にわかりやすく説明できる。
- ③主観的所見、客観的所見、評価、計画<SOAP>による診療録及び指示書を作成できる。
- ④患者の訴え、また指導医からの指摘事項も参考に、治療結果を適正に評価できる。

G-1-2) 医療安全・感染対策

ねらい：

歯科診療を実施するために必要な医療安全・感染対策についての知識、技能及び態度を修得する。

学修目標：

- ①医療安全対策（標準予防策(standard precautions)、感染予防、医療機器の操作等を含む）を実践できる。
- ②一次救命処置<BLS>を実施できる。
- ③薬剤耐性<AMR>に配慮した適切な抗菌薬の処方ができる。

G-2 基本的診察法

ねらい：

良好な患者－歯科医師関係を築き、全身状態の把握、診断及び歯科治療に必要な診察並びに検査を実施できる知識・技能及び態度を修得する。

学修目標：

- ①医療面接を実施し、患者と良好なコミュニケーションがとれる。
- ②全身状態を評価し、顎顔面及び口腔内の診察ができる。
- ③診断並びに治療に必要な画像検査及び臨床検査を選択し、実施できる。

G-3 基本的臨床技能**ねらい：**

歯科診療を実践するための基本的臨床手技を修得する。

学修目標：

- ①局所麻酔（表面麻酔・浸潤麻酔）を実施できる。
- ②永久歯の単純抜歯を実施できる。
- ③軟組織の小手術を実施できる。
- ④齲蝕その他の歯の硬組織疾患（象牙質知覚過敏症を含む）の保存修復治療ができる。
- ⑤歯髄・根尖性歯周疾患の治療ができる。
- ⑥歯周基本治療ができる。
- ⑦歯質の欠損に対する歯冠補綴治療ができる。
- ⑧歯の欠損に対する補綴治療ができる。
- ⑨口腔衛生指導を実施できる。
- ⑩歯科疾患を予防するための処置ができる。
- ⑪小児に対する歯科予防処置を実施できる。
- ⑫模型及び頭部エックス線規格写真等を分析、診断し、歯科矯正治療の計画を立案できる。

G-4 チーム医療・地域医療**ねらい：**

法令を遵守し、保健・医療・福祉・介護制度を理解し、チーム医療、地域医療、病診連携についての知識、技能及び態度を修得する。

学修目標：

- ①地域医療・地域保健（在宅医療（訪問歯科診療を含む）、地域包括ケアシステム）を経験する。
- ②病診連携、病病連携を経験する。
- ③多職種連携（歯科衛生士、歯科技士、医師、薬剤師、看護師、その他の関連職種並びに介護職）によるチーム医療を経験する。

G-5 患者中心の医療**ねらい：**

臨床実習を通して患者中心の医療を実践し、歯科医師として必要な医の倫理、患者の権利についての知識、態度を修得する。

学修目標：

- ①根拠に基づいた医療<EBM>、narrative-based medicine <NBM>に基づいた患者中心の医療を実践する。
- ②インフォームド・コンセントを得ることができる。

「臨床実習の内容と分類」の通り、学修と評価の記録を適切に行うことが必要であり、かつ、共有可能であることが教育の汎用性から重要になる。このため、56 頁以降に臨床実習ポートフォリオの例を示すので、参考にされたい。

臨床実習の内容と分類

Gの項目		I. 指導者のもと実践する (自験を求めるもの)	II. 指導者のもとでの実践が望まれる (自験不可の場合は シミュレーション等で補完する)
1 診療の 基本	臨床診断・ 治療計画	診断と治療計画の立案(咬合が安定している)	診断と治療計画の立案(咬合を安定させる処置が必要)
	病態写真 ・模型	口腔・顔面の写真撮影、研究用模型の製作	
	診療録・ 処方箋	診療録の作成、処方箋の作成、技工指示書の作成	
2 基本的 診察法	医療面接	医療面接(成人)	医療面接(高齢者)
	バイタルサイン	血圧・脈拍・呼吸・体温の測定	
	頤頭部・ 口腔の診察	頤頭部・口腔の視診・触診・打診・聴診	
	画像検査	口内法エックス線撮影	パノラマエックス線撮影
	臨床検査		
		温度診、電気診、透照診	う蝕リスク検査
		根管長測定	根管内細菌培養検査
		歯周組織検査(歯の動揺度検査、歯周ポケット検査、 ブラーク指数測定、歯石指数測定、出血指数測定)	
		咬合検査	咀嚼能率検査
3 基本的 臨床技能	共通	手洗い(衛生的・手術時)、滅菌手袋の装着、ガウン の装着 局所麻酔(表面麻酔・浸潤麻酔)	局所麻酔(伝達麻酔)
		中間技工物の製作(咬合床、トレー 他)	
		ポートフォリオの作成	症例報告資料の作成と実施
	口腔外科系	永久歯の単純拔牙	小膿瘍切開、縫合、抜糸
	保存系	コンポジットレジン修復(単純窩洞)、メンテナンス、 象牙質知覚過敏処置	コンポジットレジン修復(複雑窩洞)、補修修復、メタル インレー修復(複雑窩洞)、グラスアイオノマーセメント 修復
		ラバーダム防湿、感染根管治療(根管充填を含む:単 根歯)	覆髄法(直接・間接)、暫間的間接覆髄法、歯髄鎮痛 消炎療法、抜髄法、感染根管治療(根管充填を含む: 複根歯)
		歯周基本治療(ブラークコントロール指導、スケーリン グ・ルートプレーニング)、メンテナンス	歯周基本治療(咬合調整)、暫間固定(簡単なもの)
	補綴・ リハビリ系	クラウンによる補綴治療(支台歯形成、但し支台築造 を除く)、プロビジョナルレストレーション、メインテナ ンス	支台築造(メタルポストコア、レジンポストコア、ファイ バーポストコア) 平行関係に問題のないブリッジの支台歯形成と補綴 治療
		可撤性義歯による簡単な欠損補綴治療、可撤性義歯 の簡単な修理・調整、メンテナンス	可撤性補綴装置による欠損補綴治療、補綴装置破損 の修理・調整、メンテナンス
	予防・ 指導系	口腔清掃	フッ化物塗布、予防填塞
		セルフケアに対する動機づけ、口腔衛生指導	食事指導、食育指導、高齢者に対する栄養指導、生 活習慣に関する指導、禁煙指導・支援
	小児・ 矯正系	診療の基本、予防・指導系に同じ	模型分析・頭部エックス線規格写真分析、診断、治療 計画の立案
	高齢者・障害者		
4 チーム医療・地域 医療		地域包括ケアシステムの体験	社会福祉施設等での歯科保健指導 地域歯科保健活動

※自験の定義: 指導歯科医の管理・監督の下で、学習者が実際に歯科臨床行為を経験する実習
 (「歯学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議第1次報告を踏まえた第3回フォローアップ調査まとめ(平成28年3月31日)」より抜粋)

III. 指導者の介助をする	IV. 指導者のもとで見学・ 体験することが望ましい
診療情報提供書(医科診療所・病院・病院歯科・施設 宛て等)の作成	手術記録・麻酔記録の作成
医療面接(小児・障害者等)	医療面接(救急処置の必要な場合)
	救急処置の治療
口外法エックス線撮影、頭部エックス線規格撮影、 歯科用CBCT	CT、MRI、超音波検査、造影検査
塗抹検査	採血、血液検査、免疫学的検査、生化学検査、一般 細菌検査、心電図検査、呼吸機能検査、心理学的検 査、止血機能検査、末梢神経機能検査
	根管内視鏡検査、実体顕微鏡による検査
	口臭検査
唾液分泌能検査、顎口腔機能検査、舌圧検査	金属アレルギー検査
	嚥下機能検査
	細胞診検査、病理組織学的検査
精神鎮静法と周術期管理	全身麻酔法と全身管理 入院患者管理
永久歯の複雑拔牙、小手術(埋伏歯の拔牙、歯根端 切除術 他)	全身麻酔下での口腔外科手術
セラミックインレー修復、レジンインレー修復、ラミネ ートベニア修復、生活歯の漂白処置	レーザーによるう蝕除去
外傷歯の処置、失活歯の漂白処置、歯内-歯周病変 の処置、断髄法、アペキシフィケーション、ヘミセクシ ョン	外科的歯内療法(歯根端切除等)、歯の再植と移植
暫間固定(複雑なもの)、歯周外科手術(歯周ポケット 掘爬術 他)	永久固定、歯周外科手術(フラップ手術 他)
困難なクラウンブリッジの支台歯形成と補綴治療	可撤性支台装置による複雑な欠損補綴治療、デンタ ルインプラント、顎関節症治療、CAD/CAM法
困難な可撤性補綴装置による欠損補綴治療、複雑な 補綴装置破損の修理・調整、摂食嚥下リハビリテー ション	顎顔面欠損補綴治療
フッ化物洗口法の実施指導等	
学校歯科健康診断等での保健指導、小児等に対する 歯科保健指導	
乳歯のう蝕治療、乳歯の単純拔牙、断髄法、簡単な 装置の作成	行動変容法、咬合誘導、保険処置、包括的矯正治療 装置の作成
障害者の歯科治療 口腔衛生指導 移乗	薬物的行動調整下での歯科治療 在宅医療 医療連携
在宅医療(口腔清掃を含む)	地域包括ケアシステムを踏まえた病診・病病連携、多 職種連携によるチーム医療

臨床実習ポートフォリオ（例示）

1. 今回の診療での自分の目標

2. 今回の処置・治療内容（患者情報の保護に留意しつつ詳細に記述すること）

3. 診療で学んだ知識や専門的スキル（自己評価レベルの根拠がわかるように記述すること）

4. 診療で学んだ医療者としての態度・姿勢

5. 診療の自己評価と教員評価（該当するレベルを選択し○を記入すること）

	レベル5	レベル4	レベル3	レベル2	レベル1
到達度	臨床研修修了に求められるレベル	臨床実習修了に求められるレベル			臨床実習修了と認められないレベル
学生					
教員					

6. 今回の診療での問題と今後に向けた解決策・自己学習課題

7. 教員からのコメント・追加学習の指示

*1～6 は学生が記入、5・7 は指導教員が記入する。

新潟大学歯学部資料改編

1 週間の振り返り（例示）

（2000年 月 日 ～ 月 日）

氏名 _____

（次週の最初の登院日に、所定の提出箱に提出すること）

1. 今週の目標

2. 今週、新しく学んだこと

3. 今週、一番印象に残ったこと、気づいたこと

4. 今週、自分のよくできた点、反省点

5. 来週の目標

指導者からのコメント・サイン（ここには記入しないこと）

東京医科歯科大学歯学部資料改編

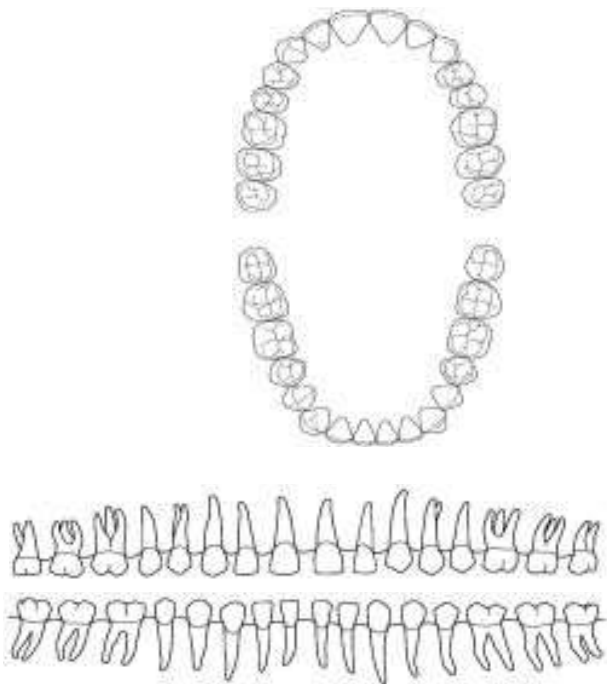
<ポートフォリオ> (例示)

班 番号

指導医

() 科

氏名

患者ID :	自験実施日時 : 年 月 日 () : ~ :
口腔内情報	口腔内所見・エックス線所見・症状等 (表・図の使用可)
	

北海道医療大学歯学部資料改編

臨床診断名 : 正確な診断名を記入 (複数ある場合はすべて記入)

処置内容 : 症状・手術名・治療手順・使用器材・薬剤等を詳細に記載 (図示も可)

次回予定 : 次回に予定される治療内容を詳細に記入

考 察 : 自験後に感じた疑問点を挙げ、自分なりの考えを自分の言葉や図で記載

フィードバック (指導医記入)

返却日	検 印

北海道医療大学歯学部資料改編

臨床実習 補綴科ポートフォリオ (例示)

学生番号： 氏名： 実施日： 年 月 日

Ⅲ. クラウン症例 ⑥支台歯形成

G10：歯質・歯の欠損の治療のために、固定性補綴装置についての基本的な知識、技能および態度を修得する

SB0s：クラウンの支台歯形成ができる

症例の概要

--

診断・治療方針の概要

--

今回の治療内容・手順

--

使用した器材・材料

--

東京歯科大学歯学部資料改編

自己評価

5：できた 4：一部指導医の介助下にできた 3：指導医の介助下にできた
2：ほとんどできなかった 1：できなかった

領域：知識 LS:術前レポート、指導医への報告

1. クラウンの支台歯形成について説明ができる					
1) クラウンの種類とその特徴について説明ができる	5	4	3	2	1
2) 支台歯形成の目的と要件について説明ができる	5	4	3	2	1
3) 支台歯形成の手順について説明ができる（切削器具の選択を含む）	5	4	3	2	1

領域：技能 LS:自験

2. 適切な支台歯形成ができる					
1) これから行う診療内容について患者に説明ができる	5	4	3	2	1
2) 必要な器材の準備ができる	5	4	3	2	1
3) 除痛ができる	5	4	3	2	1
4) 歯肉圧排ができる	5	4	3	2	1
5) 適切なバー・ポイントの選択ができる	5	4	3	2	1
6) 歯髄/築造体に配慮した支台歯形成ができる	5	4	3	2	1
7) 適切な支台歯形態に形成ができる	5	4	3	2	1
8) 隣在歯や辺縁歯肉に配慮した支台歯形成ができる	5	4	3	2	1
9) 医療安全に配慮した片付けができる	5	4	3	2	1

領域：態度 LS:自験

3. 患者に配慮した診療ができる					
1) 患者の安全に配慮した診療ができる	5	4	3	2	1
2) 患者の態度、要求を把握し、不快感に配慮しながら診療ができる	5	4	3	2	1
3) 清潔、不潔に配慮した診療ができる	5	4	3	2	1

振り返り（自由記載）

よかった点：	反省点・今後の課題：

フィードバック（指導医記載欄）

指導医コメント：	指導医概略評価
	5 4 3 2 1
	指導医印：

東京歯科大学歯学部資料改編

歯学教育モデル・コア・カリキュラム

索引

3

3つのポリシー, - 4 -

A

acquired immune deficiency syndrome <AIDS>, - 40 -

Alzheimer 病, - 46 -

antimicrobial resistance <AMR>, - 33 -, - 51 -

B

basic life support <BLS>, - 37 -

Basic Life Support <BLS>, - 47 -, - 51 -

C

CAD/CAM, - 42 -, - 55 -

clinical question <CQ>, - 20 -

computed tomography <CT>, - 35 -

Computed Tomography <CT>, - 55 -

D

Disaster Medical Assistance Team <DMAT>, - 20 -

DNA, - 27 -

E

evidence-based medicine <EBM>, - 16 -, - 24 -, - 53 -

H

human immunodeficiency virus <HIV>, - 40 -

L

learning strategy <LS>, - 9 -

M

magnetic resonance imaging <MRI>, - 35 -

Magnetic Resonance Imaging <MRI>, - 55 -

minimal intervention <MI>, - 41 -

N

narrative-based medicine <NBM>, - 53 -

O

outcome-based education<OBE>, - 1 -

P

Parkinson 病, - 46 -

post-traumatic stress disorder <PTSD>, - 20 -

problem-oriented medical record <POMR>, - 35 -

Q

quality of life <QOL>, - 23 -

S

Sjögren 症候群, - 40 -

standard precautions, - 19 -, - 47 -, - 51 -

subjective,objective,assessment,plan <SOAP>, - 47 -, - 51 -

T

tooth wear, - 41 -

あ

悪性腫瘍, - 32 -, - 39 -

アベキシフィケーション, - 55 -

アボトーシス, - 31 -

アレルギー性疾患, - 30 -, - 40 -, - 46 -

安全対策手法, - 19 -

い

医学研究, - 15 -, - 16 -

医科疾患, - 47 -

医科疾患・病態, - 46 -

息切れ, - 46 -

異型性, - 32 -

医原性障害, - 44 -

医師, - 18 -, - 52 -

維持, - 43 -
医師・歯科医師・薬剤師調査, - 24 -
意識障害, - 46 -
意識状態, - 48 -
意思決定, - 18 -
意思表示, - 18 -
医師法, - 22 -
萎縮, - 31 -
移乗, - 55 -
異常所見, - 36 -
位置関係, - 27 -
一次救命処置, - 37 -, - 47 -, - 51 -
一般細菌検査, - 55 -
遺伝子, - 27 -, - 31 -
遺伝子解析, - 27 -
遺伝子工学技術, - 27 -
遺伝性疾患, - 27 -
医の倫理, - 15 -
医薬品, - 32 -
医療, - 18 -, - 19 -, - 20 -, - 23 -
医療安全管理体制, - 18 -
医療安全対策, - 47 -, - 51 -
医療介護総合確保推進法, - 8 -
医療過誤, - 19 -
医療関連感染, - 18 -
医療機器, - 26 -, - 51 -
医療救護班, - 20 -
医療計画, - 19 -
医療経済, - 22 -
医療圏, - 19 -
医療事故, - 19 -
医療事故調査制度, - 19 -
医療施設調査, - 24 -
医療上の事故, - 18 -, - 19 -
医療チーム, - 18 -
医療法, - 22 -
医療保険制度, - 22 -
医療面接, - 17 -, - 48 -, - 52 -, - 54 -, - 55 -
医療連携, - 55 -
印象採得, - 42 -, - 43 -

咽頭, - 38 -
インフォームド・コンセント, - 15 -, - 17 -, - 35 -,
47 -, - 53 -

う

ウイルス, - 30 -
ウイルス感染症, - 46 -
ウイルス性唾液腺炎, - 40 -
齶蝕, - 24 -, - 41 -, - 44 -, - 49 -, - 52 -, - 55 -
齶蝕リスク検査, - 54 -
うつ血, - 31 -
うつ病, - 46 -
運動機能, - 29 -
運動方向, - 27 -
運動麻痺, - 40 -

え

永久固定, - 55 -
英語, - 20 -
栄養, - 22 -
栄養管理, - 45 -
栄養指導, - 49 -, - 54 -
疫学研究, - 21 -
疫学的指標, - 24 -
壊死, - 31 -
エックス線画像, - 35 -
エックス線撮影装置, - 35 -
エネルギー, - 26 -
エネルギー産生, - 26 -
嚥下, - 38 -
嚥下機能検査, - 55 -
炎症, - 32 -, - 39 -, - 40 -

お

黄疸, - 46 -
嘔吐, - 46 -
嘔吐反射, - 38 -
音, - 26 -
温度診, - 48 -, - 54 -

か

概形印象採得, - 48 -
介護, - 18 -, - 19 -, - 23 -
介護者, - 49 -
介護職, - 52 -
介護予防, - 44 -
外傷, - 39 -, - 40 -, - 44 -
外傷歯, - 55 -
外分泌部, - 29 -
潰瘍, - 39 -
ガウンの装着, - 54 -
下顎位の記録法, - 43 -
下顎運動の記録法, - 43 -
下顎骨骨髓炎, - 39 -
化学療法, - 30 -
化学療法薬, - 30 -
かかりつけ歯科医, - 19 -
核, - 27 -
核医学検査法, - 35 -
顎関節, - 37 -
顎関節強直症, - 40 -
顎関節疾患, - 40 -
顎関節症, - 40 -, - 55 -
顎顔面欠損補綴治療, - 55 -
顎顔面骨折, - 39 -
顎顔面頭蓋部エックス線検査, - 35 -
顎口腔機能検査, - 55 -
核酸, - 27 -
学修成果基盤型教育, - 1 -
獲得免疫, - 30 -
顎変形症, - 39 -
確率変数, - 24 -
過形成, - 31 -
化生, - 31 -
仮性肥大, - 31 -
画像検査, - 48 -, - 52 -
画像診断, - 39 -
家族歴, - 35 -, - 48 -
学校教育法, - 2 -

学校歯科健康診断, - 55 -
学校保健, - 19 -
学校保健統計調査, - 24 -
顎骨・顔面の欠損, - 43 -
顎骨炎, - 39 -
顎骨骨髓炎, - 39 -
顎骨周囲炎, - 39 -
活動電位, - 29 -
合併症, - 37 -, - 42 -
可撤性義歯, - 43 -, - 49 -, - 54 -
可撤性義歯の設計原則, - 43 -
可撤性義歯の要素構成, - 43 -
可撤性支台装置, - 55 -
可撤性補綴装置, - 54 -, - 55 -
窩洞形成, - 42 -
仮封, - 42 -
仮着用材料, - 34 -
加齢, - 33 -
感覚機能, - 29 -
感覚麻痺, - 40 -
環境, - 31 -
環境汚染, - 23 -
環境基準, - 23 -
肝硬変, - 46 -
看護師, - 18 -, - 52 -
幹細胞, - 31 -
患者教育, - 17 -
患者情報, - 17 -, - 47 -
患者中心の医療, - 17 -, - 53 -
患者調査, - 24 -
患者の権利, - 15 -
患者の心理と行動, - 35 -
患者のプライバシー, - 17 -
患者の要望, - 17 -
感受性, - 33 -
感染経路別予防策, - 19 -
感染根管治療, - 54 -
感染症, - 30 -, - 40 -
感染性疾患, - 23 -
感染予防, - 51 -

肝臓, - 29 -
寒天・アルジネート連合印象, - 49 -
顔面神経麻痺, - 40 -
管理, - 42 -

カ

既往歴, - 35 -, - 48 -
器官, - 28 -
気管支喘息, - 46 -
器官発生, - 28 -
技工指示書, - 35 -, - 54 -
器質化, - 31 -
基準病床数, - 19 -
義歯用材料, - 34 -
拮抗作用, - 33 -
気道系, - 29 -
虐待, - 22 -, - 44 -, - 45 -
キャリアアパス, - 4 -
救急医療, - 19 -
救急処置, - 55 -
吸収, - 27 -, - 33 -
急性・慢性肝炎, - 46 -
急性影響, - 35 -
急性炎症, - 39 -
急性腎障害, - 46 -
吸入鎮静法, - 36 -
教育手法, - 3 -
教育方略, - 9 -
教材, - 3 -
行政処分, - 16 -
矯正装置, - 48 -
矯正治療, - 44 -
胸痛, - 46 -
協力作用, - 33 -
局所麻酔, - 36 -, - 48 -, - 52 -, - 54 -
局所麻酔作用, - 36 -
局所麻酔薬, - 36 -
虚血, - 31 -
虚血性心疾患, - 46 -
筋, - 28 -

禁煙指導・支援, - 49 -, - 54 -
菌血症, - 39 -
筋細胞, - 28 -
筋収縮, - 28 -
金属アレルギー検査, - 55 -
筋組織, - 28 -

ク

偶発症, - 37 -, - 42 -
クラウン, - 54 -
クラウンブリッジ, - 42 -, - 43 -, - 49 -, - 55 -
グラスアイオノマーセメント修復, - 49 -, - 54 -
グリア, - 29 -

け

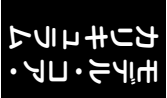
刑事責任, - 16 -
系統的骨疾患, - 40 -
けいれん, - 46 -
外科的歯内療法, - 42 -, - 55 -
劇薬, - 32 -
血圧, - 36 -, - 48 -, - 54 -
血圧調節機能, - 28 -
血液, - 29 -
血液凝固, - 29 -
血液検査, - 55 -
血液疾患, - 40 -
血液循環, - 28 -
血管, - 28 -
血管収縮薬, - 36 -
結合（支持）組織, - 28 -
血栓, - 31 -
下痢, - 46 -
研究用模型, - 43 -, - 48 -, - 54 -
健康, - 22 -
健康管理, - 19 -
健康行動, - 24 -
健康指標, - 24 -
言語障害, - 40 -
検査, - 35 -
原子, - 26 -

現症, - 35 -
元素, - 26 -
原虫, - 30 -
検定, - 24 -
現病歴, - 35 -, - 48 -

コ

構音器官, - 38 -
口外法エックス線撮影, - 55 -
口蓋裂, - 39 -
交感神経系, - 29 -
口腔, - 38 -
口腔インプラント, - 43 -, - 55 -
口腔インプラント用材料, - 34 -
口腔衛生指導, - 45 -, - 49 -, - 52 -, - 54 -, - 55 -
口腔乾燥, - 41 -
口腔顔面痛, - 40 -
口腔顔面領域, - 45 -
口腔機能低下, - 44 -
口腔ケア, - 45 -
口腔外科用材料, - 34 -
口腔健康管理, - 44 -
口腔細菌, - 41 -
口腔習癖, - 44 -
口腔清掃, - 54 -, - 55 -
口腔粘膜, - 38 -
口腔粘膜疾患, - 39 -
高血圧症, - 46 -
抗原提示機能, - 30 -
膠原病, - 40 -, - 46 -
咬合, - 38 -
咬合異常, - 40 -
咬合検査, - 54 -
咬合採得, - 42 -, - 43 -, - 49 -
咬合床, - 54 -
咬合誘導, - 44 -, - 55 -
咬合様式, - 43 -
高次神経機能, - 29 -
公衆衛生, - 22 -
口臭検査, - 55 -

公衆歯科衛生, - 24 -
恒常性維持, - 29 -
甲状腺疾患, - 46 -
口唇, - 38 -
口唇炎, - 39 -
口唇裂, - 39 -
合成, - 27 -
酵素, - 26 -
梗塞, - 31 -
拘束性肺疾患, - 46 -
硬組織, - 28 -
合着用材料, - 34 -
口底炎, - 39 -
公的扶助, - 22 -
後天性免疫不全症候群, - 40 -
喉頭, - 38 -
行動管理, - 45 -
行動調整, - 45 -
行動変容, - 24 -
行動変容法, - 55 -
行動療法, - 24 -
口内法エックス線画像, - 35 -
口内法エックス線検査, - 35 -, - 48 -, - 54 -
紅斑, - 39 -
咬耗, - 41 -
絞扼反射, - 38 -
高齢者, - 22 -, - 36 -, - 44 -, - 45 -, - 49 -
誤嚥性肺炎, - 46 -
呼吸, - 48 -, - 54 -
呼吸運動, - 29 -
呼吸機能検査, - 55 -
呼吸困難, - 46 -
呼吸数, - 36 -
呼吸不全, - 46 -
国際協力, - 20 -
国際社会, - 20 -
国勢調査, - 24 -
国民, - 5 -
国民医療費, - 22 -
国民健康・栄養調査, - 24 -



個人識別, - 23 -
個体, - 28 -
個体発生, - 28 -
骨, - 28 -
骨格系, - 28 -
骨成長, - 28 -
骨粗鬆症, - 46 -
骨発生, - 28 -
コミュニケーション, - 17 -, - 48 -, - 52 -
コミュニティケア, - 23 -
根管充填, - 42 -
根管長測定, - 48 -, - 54 -
根管内細菌培養検査, - 48 -, - 54 -
根管内視鏡検査, - 55 -
根拠に基づいた医療, - 24 -, - 53 -
コンピュータ断層撮影法, - 35 -
コンボジットレジン修復, - 49 -, - 54 -
根未完成永久歯, - 44 -
根未完成歯, - 41 -

お

災害医療, - 20 -
災害拠点病院, - 20 -
災害時保健医療, - 20 -
災害派遣医療チーム, - 20 -
細菌, - 30 -
細菌感染症, - 46 -
採血, - 55 -
再生, - 31 -
再石灰化療法, - 41 -
在宅医療, - 19 -, - 45 -, - 50 -, - 52 -, - 55 -
在宅要介護者, - 45 -
サイトカイン, - 27 -
再発, - 32 -
細胞, - 27 -, - 28 -
細胞外マトリックス分子, - 27 -
細胞間質, - 28 -
細胞骨格, - 27 -
細胞死, - 27 -
細胞周期, - 27 -

細胞傷害, - 31 -
細胞小器官, - 27 -
細胞情報伝達機構, - 27 -
細胞診, - 39 -
細胞診検査, - 55 -
細胞接着, - 27 -
細胞分裂, - 27 -
細胞膜, - 27 -
作業用模型, - 43 -, - 49 -
サベイング, - 49 -
暫間固定, - 49 -, - 54 -, - 55 -
暫間の間接覆髄法, - 54 -
産業保健, - 19 -
三叉神経痛, - 40 -
三叉神経麻痺, - 40 -
酸蝕症, - 41 -

し

死, - 32 -
死因究明, - 23 -
シェードテイキング, - 42 -
歯科医学, - 21 -
歯科医行為, - 3 -
歯科医師, - 18 -
歯科医師法, - 22 -
歯科医療, - 21 -
歯科医療機器, - 34 -
歯科衛生士, - 18 -, - 52 -
歯科衛生士法, - 22 -
歯科器械, - 34 -
歯科器具, - 34 -
歯科技工士, - 18 -, - 52 -
歯科技工士法, - 22 -
歯科矯正治療, - 52 -
歯科矯正用材料, - 34 -
歯科口腔保健法, - 1 -
歯科材料, - 34 -
歯科疾患実態調査, - 24 -
歯科治療恐怖症, - 45 -
歯科保健指導, - 54 -

歯科用 CBCT, - 55 -
歯科用器具, - 47 -
歯科用コーンビーム CT, - 35 -
歯科予防処置, - 52 -
歯冠修復, - 44 -
歯冠修復用材料, - 34 -
歯冠補綴治療, - 52 -
磁気共鳴撮像法, - 35 -
色素沈着, - 39 -
色調選択, - 42 -
止血, - 29 -, - 37 -
止血機能検査, - 55 -
自験, - 8 -
自己学習, - 21 -
自己決定権, - 15 -
自己免疫疾患, - 30 -
歯根吸収, - 42 -
歯根端切除, - 55 -
歯根端切除術, - 55 -
支持, - 43 -
脂質, - 26 -
歯質の欠損, - 52 -
歯周基本治療, - 52 -, - 54 -
歯周外科治療, - 55 -
歯周外科治療, - 42 -
歯周疾患, - 24 -, - 41 -, - 42 -, - 44 -, - 49 -
歯周組織, - 41 -
歯周組織検査, - 48 -, - 54 -
歯周治療, - 42 -
歯周治療用材料, - 34 -
歯周ポケット掻爬術, - 55 -
歯周ポケット検査, - 48 -, - 54 -
視診, - 35 -, - 48 -, - 54 -
歯髓, - 41 -
歯髓・根尖性歯周疾患, - 41 -, - 42 -, - 44 -, - 49 -, - 52 -
歯髓鎮痛消炎療法, - 54 -
歯髓保護, - 42 -
システムエラー, - 18 -
歯性感染症, - 39 -

歯性上顎洞炎, - 39 -
歯性病巣感染, - 39 -
歯石, - 41 -
歯石指数測定, - 54 -
自然免疫, - 30 -
歯槽骨炎, - 39 -
歯槽骨骨折, - 39 -
支台歯形成, - 42 -, - 54 -, - 55 -
支台築造, - 42 -, - 49 -, - 54 -
歯痛, - 41 -
失活歯の変色, - 42 -
疾患, - 31 -
実体顕微鏡による検査, - 55 -
疾病, - 22 -, - 23 -
歯内・歯周病変の処置, - 55 -
歯内療法用材料, - 34 -
シナプス伝達, - 29 -
シミュレーション実習, - 8 -
社会生活, - 4 -
社会福祉, - 22 -
社会福祉施設, - 54 -
社会保障制度, - 22 -
社会保険, - 22 -
社会歴, - 35 -
写真撮影, - 54 -
充血, - 31 -
周術期, - 36 -
周術期の管理, - 36 -, - 37 -, - 55 -
修復, - 27 -, - 31 -, - 42 -
修復材料, - 41 -
修復法, - 41 -
修理, - 43 -, - 54 -, - 55 -
主観的所見・客観的所見・評価・計画, - 47 -, - 51 -
手術記録, - 55 -
手術用実体顕微鏡, - 42 -
主訴, - 35 -, - 48 -
出血, - 31 -
出血傾向, - 46 -
出血指数測定, - 54 -
出血性素因, - 40 -

ジュネーブ宣言, - 15 -
守秘義務, - 17 -
寿命, - 28 -
腫瘍, - 32 -, - 39 -, - 40 -
受容器, - 29 -
受容体, - 27 -
腫瘍類似疾患, - 39 -, - 40 -
消炎療法, - 39 -
障害, - 22 -
障害者, - 22 -, - 45 -, - 49 -, - 55 -
消化管, - 29 -
上顎洞, - 38 -
消化性潰瘍, - 46 -
症候群, - 40 -
小手術, - 37 -, - 52 -, - 55 -
消毒, - 30 -
消毒法, - 37 -
小児, - 36 -
小児けいれん性疾患, - 46 -
小膿瘍切開, - 54 -
上皮異形成, - 32 -
上皮組織, - 28 -
上部構造, - 43 -
情報倫理, - 15 -
静脈内鎮静法, - 36 -
症例報告, - 54 -
食育, - 22 -, - 49 -
食育指導, - 54 -
職業歴, - 35 -
食形態, - 45 -
食事指導, - 49 -, - 54 -
触診, - 35 -, - 48 -, - 54 -
女性生殖器, - 30 -
ショック, - 31 -, - 46 -
処方, - 35 -
処方箋, - 35 -, - 54 -
シリコーン印象, - 49 -
自律機能, - 29 -
自律神経系, - 29 -
歯列, - 38 -

真核細胞, - 27 -
真菌, - 30 -
真菌感染症, - 46 -
神経支配, - 28 -
神経伝達物質, - 29 -
人工歯の選択, - 43 -
人口動態調査, - 24 -
診察, - 35 -
滲出性炎, - 32 -
浸潤, - 32 -
浸潤麻酔, - 48 -, - 52 -, - 54 -
心身医学的治療, - 45 -
心身相関, - 45 -
新生児・乳幼児死亡率, - 24 -
人生の最終段階, - 18 -
心臓, - 28 -
腎臓, - 29 -
身体発育, - 28 -
診断, - 35 -, - 36 -, - 51 -, - 52 -, - 54 -
心電図検査, - 36 -, - 55 -
心電図波形, - 28 -
振動, - 26 -
浸透圧, - 29 -
心内膜炎, - 46 -
深部静脈血栓症, - 46 -
心不全, - 46 -
信頼性設計, - 19 -
心理学的検査, - 55 -
心理的变化, - 28 -
心理テスト, - 45 -
診療ガイドライン, - 24 -
診療参加型臨床実習, - 3 -, - 5 -, - 8 -
診療情報, - 24 -, - 25 -
診療情報提供書, - 55 -
診療用器械, - 34 -
診療用器具, - 34 -
診療録, - 18 -, - 24 -, - 48 -, - 54 -

す

随意運動, - 29 -, - 37 -

脾臓, - 29 -
推定, - 24 -
水疱, - 39 -
睡眠時無呼吸, - 41 -
睡眠障害, - 46 -
頭蓋骨, - 37 -
スクリーニング検査, - 24 -
スケーリング・ルートプレーニング, - 49 -, - 54 -
頭痛, - 46 -
ストレス, - 20 -

せ

生化学検査, - 55 -
生活, - 4 -
生活習慣, - 49 -, - 54 -
生活歯の変色, - 41 -
生活歴, - 35 -
成形修復用材料, - 34 -
清潔, - 37 -, - 47 -
正常咬合, - 44 -
成人・高齢者保健, - 19 -
精神・心身医学的病態, - 45 -
精神鎮静法, - 36 -, - 50 -, - 55 -
精神的变化, - 28 -
精神発達, - 28 -
精神保健, - 19 -
生体活性, - 34 -
生体現象, - 26 -
生体構成分子, - 26 -
成長, - 28 -, - 38 -
成長因子, - 27 -
生と死, - 15 -
精密印象採得, - 49 -
生命科学研究, - 21 -
生命倫理, - 15 -
セカンドオピニオン, - 18 -
脊髄, - 29 -
舌, - 38 -
舌圧検査, - 55 -
舌炎, - 39 -

切開, - 37 -, - 49 -
石灰化, - 28 -
摂食嚥下障害, - 40 -, - 45 -
摂食嚥下リハビリテーション, - 45 -, - 55 -
摂食調節, - 29 -
接着用材料, - 34 -
舌痛症, - 45 -
セラミックインレー修復, - 55 -
セルフケア, - 23 -, - 48 -
セルフケアに対する動機づけ, - 54 -
腺, - 28 -
前癌状態, - 39 -
前癌病変, - 39 -
前頭筋, - 37 -
染色体, - 27 -, - 31 -
前処置, - 49 -
全身管理, - 55 -
全身倦怠感, - 46 -
全身的偶発症, - 37 -
全身の症候・病態, - 46 -
全身麻酔, - 36 -
全身麻酔下での口腔外科手術, - 55 -
全身麻酔法, - 55 -
選択制カリキュラム, - 16 -
先天異常, - 38 -
先天性疾患, - 46 -
線溶, - 29 -

そ

造影検査, - 55 -
造影検査法, - 35 -
象牙質知覚過敏症, - 41 -, - 49 -, - 52 -
象牙質知覚過敏処置, - 54 -
象牙質被覆, - 49 -
造血器官, - 29 -
造血機構, - 29 -
相互演習〈実習〉, - 8 -
相互作用, - 33 -
創傷治癒, - 31 -
増殖, - 32 -

装着, - 43 -

塞栓, - 31 -

組織, - 28 -

組織学的分化度, - 32 -

組織傷害, - 31 -

組織診, - 39 -

咀嚼, - 38 -

咀嚼機能検査, - 48 -, - 49 -

咀嚼筋, - 37 -

咀嚼障害, - 40 -

咀嚼能率検査, - 54 -

た

第一次予防, - 23 -

体液, - 29 -

体温, - 29 -, - 36 -, - 48 -, - 54 -

退行性顎関節疾患, - 40 -

第三次予防, - 23 -

胎児循環, - 28 -

代謝, - 26 -, - 33 -

代謝異常, - 26 -

代謝障害, - 40 -

体重減少・増加, - 46 -

体循環, - 28 -

耐性, - 33 -

体性感覚, - 29 -, - 38 -

体性神経系, - 29 -

第二次予防, - 23 -

体表, - 37 -

唾液, - 38 -

唾液腺, - 38 -, - 40 -

唾液腺炎, - 40 -

唾液腺腫瘍, - 40 -

唾液分泌能検査, - 48 -, - 55 -

多職種連携, - 1 -, - 5 -, - 18 -, - 52 -, - 55 -

打診, - 35 -, - 48 -, - 54 -

唾石症, - 40 -

脱水, - 46 -

多能性幹細胞, - 28 -

胆汁, - 29 -

単純抜歯, - 49 -, - 52 -

断髄法, - 55 -

男性生殖器, - 30 -

胆道系, - 29 -

タンパク質, - 26 -

ち

チアノーゼ, - 46 -

地域医療, - 5 -, - 20 -, - 52 -

地域医療構想, - 19 -

地域医療支援病院, - 19 -

地域完結・循環型医療, - 8 -

地域歯科保健活動, - 54 -

地域社会, - 19 -

地域包括ケアシステム, - 5 -, - 19 -, - 23 -, - 52 -, -

54 -, - 55 -

地域保健, - 19 -, - 52 -

チーム医療, - 1 -, - 5 -, - 18 -, - 52 -, - 55 -

チェックバイト法, - 43 -

蓄積, - 33 -

智歯, - 37 -

智歯周囲炎, - 39 -

中間技工物, - 54 -

超音波検査, - 55 -

超音波検査法, - 35 -

超高齢社会, - 8 -

聴診, - 35 -, - 48 -, - 54 -

調整, - 43 -

調節性咬合器, - 43 -

直接覆髄法, - 42 -

治療計画, - 17 -, - 47 -, - 48 -, - 51 -, - 54 -

治療方針, - 17 -, - 47 -, - 48 -, - 51 -

て

手足口病, - 46 -

手洗い, - 48 -, - 54 -

デオキシリボ核酸, - 27 -

適切な抗菌薬使用, - 33 -

転移, - 32 -

電解質, - 30 -

てんかん, - 46 -

電気診, - 54 -

電磁現象, - 26 -

転写, - 27 -

伝達麻酔, - 54 -

伝導, - 29 -

と

頭蓋骨, - 37 -

動悸, - 46 -

統計的推測, - 24 -

頭頸部, - 37 -

統合失調症, - 46 -

糖質, - 26 -

透照診, - 54 -

疼痛, - 29 -

糖尿病, - 46 -

頭部エックス線規格撮影, - 55 -

頭部エックス線規格写真, - 49 -, - 52 -

頭部エックス線規格写真分析, - 54 -

動脈血酸素飽和度測定, - 36 -

特殊感覚, - 29 -

特殊感覚器, - 29 -

毒薬, - 32 -

塗抹検査, - 55 -

トリアージ, - 20 -

トレー, - 54 -

な

内臓, - 37 -

内臓感覚, - 29 -

内分泌器官・組織, - 29 -

内分泌部, - 29 -

軟骨, - 28 -

軟骨内骨化, - 28 -

軟組織損傷, - 39 -

に

肉芽腫性炎, - 32 -, - 39 -

日本薬局方, - 32 -

入院患者管理, - 55 -

乳歯, - 41 -, - 44 -, - 55 -

ニューロン, - 29 -

尿管, - 29 -

尿道, - 29 -

人間関係, - 17 -

妊産婦, - 36 -, - 46 -

認知症, - 46 -

ね

粘膜, - 28 -

粘膜疾患, - 44 -

粘膜免疫, - 30 -

の

脳, - 29 -

脳血管, - 29 -

脳血管疾患, - 46 -

脳神経, - 37 -

嚢胞, - 39 -

ノーマライゼーション, - 23 -

は

歯, - 41 -

肺, - 29 -

肺循環, - 28 -

排泄, - 33 -

バイタルサイン, - 36 -, - 48 -

白斑, - 39 -

剥離, - 37 -

把持, - 43 -

発育, - 38 -

発育異常, - 40 -

白血病, - 40 -, - 46 -

抜糸, - 54 -

抜歯, - 37 -, - 54 -

抜髄法, - 54 -

発生, - 38 -

発達, - 28 -

発達期, - 45 -

発達障害, - 46 -

発熱, - 46 -

波動現象, - 26 -

歯の外傷, - 39 -

歯の形成異常, - 41 -

歯の欠損, - 43 -, - 52 -

歯の交換, - 41 -

歯の硬組織疾患, - 41 -, - 49 -, - 52 -

歯の再植と移植, - 55 -

歯の動揺度検査, - 48 -, - 54 -

歯の発育, - 41 -

歯の発生, - 41 -

歯の変色, - 41 -

パノラマエックス線画像, - 35 -

パノラマエックス線検査, - 35 -, - 54 -

バリアフリー, - 23 -

針刺し事故, - 19 -

パルスオキシメトリ, - 36 -

半自動運動, - 29 -

反射, - 29 -, - 37 -

反応, - 33 -

晩発影響, - 35 -

ひ

光, - 26 -

非感染性疾患, - 23 -

肥大, - 31 -

ビタミン欠乏症, - 40 -

人の行動と心理, - 24 -

ヒト免疫不全ウイルス感染症, - 40 -

皮膚, - 28 -

皮膚ウイルス感染症, - 46 -

ヒポクラテスの誓い, - 15 -

ヒューマンエラー, - 18 -

評価方法, - 9 -

標準予防策, - 19 -, - 47 -, - 51 -

表情筋, - 37 -

病診連携, - 52 -, - 55 -

漂白, - 55 -

病病連携, - 52 -, - 55 -

表面麻酔, - 48 -, - 52 -, - 54 -

病理組織学的検査, - 55 -

病歴, - 48 -

病歴聴取, - 35 -

びらん, - 39 -

貧血, - 40 -, - 46 -

ふ

ファイバーポストア, - 49 -, - 54 -

不安障害, - 46 -

フェイスボウトランスファー, - 43 -

副交感神経系, - 29 -

福祉, - 18 -, - 19 -, - 23 -

覆髄法, - 54 -

複製, - 27 -

不潔, - 37 -

浮腫, - 31 -, - 46 -

不正咬合, - 24 -, - 44 -

不整脈, - 46 -

フッ化物, - 24 -

フッ化物洗口法, - 55 -

フッ化物塗布, - 54 -

フッ化物の歯面塗布, - 49 -

ブラーク

口腔バイオフィルム, - 41 -

ブラークコントロール, - 24 -, - 49 -, - 54 -

ブラークコントロール指導, - 49 -

ブラーク指数測定, - 54 -

ブラーク染め出し, - 48 -

ブライバシー, - 48 -

ブライマリ・ケア, - 19 -, - 23 -

フラップ手術, - 55 -

ブリッジ, - 54 -

プロビジョナルレストレーション, - 42 -, - 49 -, - 54

-

プロフェッショナルリズム, - 15 -

プロフェッショナルケア, - 23 -

分解, - 27 -

分子, - 26 -

分泌, - 27 -

分泌機構, - 28 -

分泌調節機序, - 38 -

分布, - 24 -, - 33 -

へ

平均寿命, - 24 -

平均値咬合器, - 43 -

平均値咬合器装着, - 49 -

平均余命, - 24 -

閉塞性肺疾患, - 46 -

ヘミセクション, - 55 -

ヘルシンキ宣言, - 15 -

ヘルスプロモーション, - 23 -

変性, - 31 -

扁桃, - 38 -

弁膜症, - 46 -

ほ

蜂窩織炎, - 39 -

包括的矯正治療, - 55 -

縫合, - 37 -, - 49 -, - 54 -

膀胱, - 29 -

放射線, - 35 -

放射線防護, - 35 -

訪問歯科診療, - 19 -, - 45 -, - 50 -, - 52 -

ポートフォリオ, - 54 -, - 56 -

保隙処置, - 44 -, - 55 -

保隙装置, - 48 -

保健, - 18 -, - 19 -, - 20 -, - 23 -

保健・医療施策, - 22 -

保健医療情報, - 24 -

保健医療統計, - 24 -

保健衛生法規, - 22 -

保健師助産師看護師法, - 22 -

歯科保健指導, - 55 -

保健指導, - 55 -

母子保健, - 19 -

補修修復, - 49 -, - 54 -

保存修復治療, - 52 -

補綴治療, - 49 -, - 52 -

ホルモン, - 27 -, - 29 -

翻訳, - 27 -

ま

埋入手術方法, - 43 -

埋伏歯, - 37 -

埋伏歯の抜歯, - 55 -

膜内骨化, - 28 -

麻疹, - 46 -

麻酔記録, - 55 -

末梢神経機能検査, - 55 -

末梢神経系, - 29 -

摩耗, - 41 -

麻薬, - 32 -

慢性炎症, - 39 -

慢性腎臓病, - 46 -

慢性の痛み, - 40 -

み

味覚, - 38 -

味覚器, - 38 -

味覚障害, - 40 -

水代謝, - 30 -

身分法, - 22 -

身元確認, - 23 -

脈拍, - 48 -, - 54 -

脈拍数, - 36 -

民事責任, - 16 -

め

メインテナンス, - 42 -, - 43 -, - 54 -

メタルインレー修復, - 49 -, - 54 -

メタルポストア, - 49 -, - 54 -

滅菌, - 30 -

滅菌手袋の装着, - 48 -, - 54 -

滅菌法, - 37 -

めまい, - 46 -

免疫異常, - 40 -

免疫学的検査, - 55 -

免疫寛容, - 30 -

免疫系担当臓器・細胞, - 30 -

免疫不全, - 46 -

免疫不全症, - 30 -

も

模型, - 49 -, - 52 -

模型実習, - 8 -

模型分析, - 54 -

モニタリング, - 36 -

問題志向型診療記録, - 35 -

や

薬剤師, - 18 -, - 52 -

薬剤師法, - 22 -

薬剤耐性, - 33 -, - 51 -

薬剤耐性機序, - 30 -

薬事衛生法規, - 22 -

薬物依存, - 33 -

薬物作用, - 33 -

薬物的行動調整, - 55 -

薬物動態, - 33 -

薬物塗布, - 49 -

薬物の副作用, - 33 -, - 40 -

薬物の併用, - 33 -

薬物の有害事象, - 33 -

薬物の連用, - 33 -

薬理作用, - 33 -

よ

要介護高齢者, - 45 -

幼若永久歯, - 41 -, - 44 -, - 49 -

用量, - 33 -

予防, - 24 -, - 49 -, - 52 -

予防接種, - 19 -

予防填塞, - 24 -, - 49 -, - 54 -

予防填塞用材料, - 34 -

ら

ライフステージ, - 24 -, - 49 -

ラバーダム防湿, - 48 -, - 54 -

ラミネートベニア修復, - 55 -

り

リサーチマインド, - 4 -

リスク因子, - 24 -

離島・へき地医療, - 19 -

リハビリテーション, - 45 -

リモデリング, - 28 -

良性腫瘍, - 32 -, - 39 -

リライン, - 43 -

臨床研究, - 21 -

臨床検査, - 36 -, - 52 -

臨床上の疑問, - 20 -

リンパ管, - 29 -

リンパ系組織・器官, - 29 -

れ

レーザー, - 55 -

レジニンレー修復, - 55 -

レジンボストコア, - 49 -, - 54 -

レストシート, - 49 -

ろ

老化, - 28 -, - 38 -

労働環境, - 19 -

わ

ワクチン, - 30 -

歯学教育モデル・コア・カリキュラム

ー教育内容ガイドラインー

平成 22 年度改訂版準拠

診療参加型臨床実習コア・カリキュラム事例集 (案)

詳細はホームページアドレス

(https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/iryuu/1327275.htm) 参照

平成 23 年度 先導的 University 改革推進委託事業
「医学・歯学教育の改善・充実に関する調査研究」
歯学調査研究チーム

目 次

はじめに	(省略)
診療参加型臨床実習における用語の定義	4
F-1 医療面接	5
F-2 診察の基本	7
1) バイタルサイン	7
2) 頭頸部の診察	8
3) 口唇・口腔内状態の診察	9
F-3 画像検査	10
F-4 医療安全	11
F-5 地域医療	12
F-6 口腔外科系実習	13
(追加) F 領域に収載されていない水準 1 の項目	
薬剤情報	15
F-7 保存系実習	16
1) 保存修復実習	16
2) 歯内療法実習	18
3) 歯周治療実習	20
F-8 補綴系実習	22
1) クラウンブリッジ実習	22
2) 可撤性義歯(部分床義歯、全部床義歯)実習	23
F-9 小児歯科実習	25
1) フッ化物塗布	25
2) 予防填塞	27
3) 保護者へのブラッシング指導	28

F-10 矯正歯科実習	30
1) 成長発育期の口唇・口腔・顎顔面の診察	30
2) 矯正装置の説明	31
F 領域に収載されている歯科麻酔学領域の項目（再掲）	32
I. 局所麻酔（表面麻酔・浸潤麻酔）	32
F-6 口腔外科系実習	32
F-7 保存修復実習	32
F-8 クラウンブリッジ実習	32
F 領域に収載されていない歯科麻酔学領域の項目	34
水準 1	
I. ショックの救急処置（気道確保、人工呼吸）、胸骨圧迫、誤嚥に対する処置	
水準 2	
I. 局所麻酔（伝達麻酔）	35
II. 血管穿刺（静脈確保）	36
歯学教育調査研究チーム委員一覧	（省略）

診療参加型臨床実習における用語の定義

診療参加型臨床実習

患者を全人的・全身的に捉える態度を養うとともに、歯科医師として必要な基本的臨床能力を習得するため、患者の同意を得て、指導歯科医のもとで実際の歯科医療に携わり歯科医行為を行う臨床実習

《出典》歯学教育の改善・充実に係る調査研究協力者会議第 1 次報告
～確かな臨床能力を備えた歯科医師養成方策～（平成 21 年 1 月 30 日）

見 学

原則として水準 4 に相当する診療内容について、指導歯科医の歯科医療行為を見学する実習
（歯学教育モデルコアカリキュラム平成 22 年度改訂版）

介 助

原則として水準 3 に相当する診療内容について、指導歯科医の歯科医療行為を介助する実習
（歯学教育モデルコアカリキュラム平成 22 年度改訂版）

自 験

原則として水準 1 および 2 に相当する診療内容について、指導歯科医の管理・監督の下で、学習者が実際に歯科医行為を経験する実習
（歯学教育モデルコアカリキュラム平成 22 年度改訂版）

F-1 医療面接

一般目標： 良好な患者—歯科医師の関係を築くとともに、患者の情報を聴取し、診断をして治療計画を立てるための知識、技能および態度を修得する。

到達目標（SBOs）：

- ① 適切な身だしなみ、言葉づかい、礼儀正し態度で患者に接することができる。
- ② 医療面接における基本的なコミュニケーションができる。
- ③ 患者の病歴（主訴、現病歴、既往歴、家族歴）を聴取できる。
- ④ 患者の身体的・精神的・社会的苦痛に配慮し、問題点を抽出、整理できる。
- ⑤ 患者の不安、不満や表情、行動変化に適切に対応できる。
- ⑥ 診療録に得られた情報を POMR（問題志向型診療録）形式で記載できる。
- ⑦ 患者のプライバシーに配慮できる。
- ⑧ 患者に診断結果と治療方針を説明できる。

学習方略：

LS	SBOs	種 類	人的資源	物的資源		時 間	備 考
				場 所	媒 体		
1	①～⑧	講 義	教 員	講義室	スライド プリント	講義時間 1 時間 を 3 回程度	臨床実習開始前
2	⑥	カンファレンス	教 員 医 員	セミナー室 講義室	スライド 患者資料	放課後 (1 回/月)	診療科のカンファレンス時間 に合わせて実施、 4 グループに分かれて実施
3	①～⑦	ロールプレイ 相互実習	教 員 学 生	診療室または 講義室	シナリオ ビデオ 診療録	診療室：診療時間外 講義室：講義時間	(臨床実習開始前) 学生 20 名に 1 人程度
4	①, ②, ⑤, ⑦, ⑧	ロールプレイ 相互実習	教 員 学 生	診療室 または 講義室	シナリオ ビデオ 診療録 レントゲン写真、模型、口腔 内写真、検査結果など、同意書、 説明用資料	診療室：診療時間外 講義室：講義時間	臨床実習開始前 学生 20 名に 1 人程度
5	①～⑦	シミュレーション 実習	教 員 SP	診療室	シナリオ 診療録	診療時間外 (自験前)	学生 10 名に 1 人程度
6	①, ②, ⑤, ⑦, ⑧	シミュレーション 実習	教 員 SP	診療室	シナリオ ビデオ 診療録 レントゲン写真、模型、口腔 内写真、同意書、 説明用資料	診療時間外 (自験前)	学生 10 名に 1 人程度

7	①～⑦	診療見学・介助	教 員 (予診担当医) 患 者	診療室	診療録 問診表	診療時間内 (自験前・自験後)	初診患者の医療面接の 見学・介助を行う
8	①, ②, ⑤, ⑦, ⑧	診療見学・介助	教 員 患 者	診療室	診療録 レントゲン写真、模型、 口腔内写真、同意書、検査 結果など、 説明用資料	診療時間内 (自験前・自験後)	担当患者への説明・指導
9	①～⑦	診療参加型 臨床実習 (自験)	教 員 (予診担当医) 患 者	診療室	診療録 問診表	診療時間内 学生 1 人に つき 15 人以上	初診患者の医療面接 予診室日に自験を行う。
10	①, ②, ⑤, ⑦, ⑧	診療参加型 臨床実習 (自験)	教 員 患 者	診療室	診療録 レントゲン写真、模型、 口腔内写真、同意書、検査 結果など、 説明用資料	診療予約時間 (5 回/学生)	担当患者への説明・指導

* 診療録の記載に関しては、電子カルテ運用をしている場合には、実施大学の運用に従う。

* LS 1～6 は臨床実習開始前に行うことが望ましい。

学習評価：

SBOs	目 的 (形成的) (総括的)	対象者		評価者	時 期	方 法
		誰を	何を			
⑥	形成的	臨床 実習生	知 識	教 員	カンファ レンス終了後	レポート
①～⑦	形成的	臨床 実習生	技 能・ 態 度	教 員 臨床実習生 SP	LS 5 中	観察記録
①, ②, ⑤, ⑦, ⑧	形成的	臨床 実習生	技 能・ 態 度	教 員 臨床実習生 SP	LS 6 中	観察記録
①～⑦	形成的	臨床 実習生	技 能・ 態 度	教 員	LS 7 及び LS 9 中	ポートフォリオ
①, ②, ⑤, ⑦, ⑧	形成的	臨床 実習生	技 能・ 態 度	教 員	LS 8 及び LS 10 中	ポートフォリオ
①～⑧	総括的	臨床 実習生	技 能・ 態 度	教 員 SP	臨床実習 終了時	シミュレーション試験 終了時 OSCE

F-2 診察の基本

一般目標：口唇・口腔・顎顔面領域の基本的な診察技能についての知識、技能および態度を修得する。

F-2-1) バイタルサイン

到達目標（SBOs）：

- ①触診法および聴診法で血圧を測定できる。
- ②橈骨動脈で脈拍を測定できる。
- ③体温の測定ができる。

学習方略：

LS	SBOs	種 類	人的資源	物的資源		時 間	備 考
				場 所	媒 体		
1	①～③	相互実習	学 生 教 員	基礎実習室	教科書 臨床実習書	30 分	(臨床実習開始前) 学生 10 名に教員 1 名
2	①～③	診療介助 診療見学	患 者 教 員	診療室	教科書 臨床実習書	1 症例 10 分	学生 1 名に患者担当医 1 名
3	①～③	診療参加型 臨床実習 (自 験)	患 者 教 員	診療室	教科書 臨床実習書	1 症例 10 分	学生 1 名に患者担当医 1 名

学習評価：

SBOs	目 的 (形成的) (総括的)	対象者		評価者	時 期	方 法
		誰を	何を			
①～③	形成的	臨床実習生	技能・態度 (相互実習)	教 員 学 生	LS 1 中	技能試験 相互評価
①～③	形成的	臨床実習生	技能・態度	教 員	LS 2 中	レポート
①～③	形成的	臨床実習生	技能・態度	教 員	LS 3 中	観察記録 レポート

F-2-2) 頭頸部の診察

到達目標（SBOs）：

- ① 顔面の色調変化の診察ができる。
- ② 顔面の対称性の診察ができる。
- ③ 下顎の開閉口路の診察ができる。
- ④ 顎関節部の診察ができる。
- ⑤ 頭頸部の筋肉の診察ができる。
- ⑥ 顎下リンパ節の診察ができる。

学習方略：臨床実習学生（第 5 学年・第 6 学年）を対象

LS	SBOs	種 類	人的資源	物的資源		時 間	備 考
				場 所	媒 体		
1	①～⑥	ロールプレイ 相互実習	教 員 学 生 模擬患者	診療室	実習帳	診療時間外 (自験前)	学生 6 名に 教員 1 名
2	①～⑥	診療介助、見学	教 員 患 者	診療室	実習帳 教科書	診療時間	担当患者 教員 1 名
3	①～⑥	診療参加型 臨床実習 (自験)	教 員 患 者	診療室	実習帳 教科書	診療時間	担当患者 教員 1 名
4	①～⑥	セミナー SGD	教 員 学 生	セミナー室 ゼミ室	実習帳 スライド プリント	診療時間外	学生 10 名の小グループ に対して教員 1 名

学習評価：

SBOs	目 的 (形成的) (総括的)	対象者		評価者	時 期	方 法
		誰を	何を			
①～⑥	形成的	臨床実習生	技能・態度 (相互実習)	教 員 学 生	LS 1	技能試験 (相互評価)
①～⑥	形成的	臨床実習生	技能・態度	教 員 学 生	LS 2,3	観察記録
①～⑥	形成的	臨床実習生	①～⑥に 関連する知識	教 員	LS 2,3	口頭試問
①～⑥	形成的	臨床実習生	技能・態度	教 員	終了時	技能試験

F-2-3) 口唇・口腔内状態の診察

到達目標 (SBOs) :

- ① 口唇・口腔内状態を診察できる。
- ② 診察した口唇・口腔内状態を診療録に記載できる。

学習方略: 臨床実習学生 (第5学年・第6学年) を対象

LS	SBOs	種 類	人的資源	物的資源		時 間	備 考
				場 所	媒 体		
1	①～②	相互実習	教 員 生	診療室	マネキン プリント	診療時間外 (自験前)	学生6名に 教員1名
2	①～②	診療介助、見学	教 員 患 者	診療室	実習帳 教科書	診療時間	担当患者 教員1名
3	①～②	診療参加型 臨床実習 (自験)	教 員 患 者	診療室	実習帳 教科書	診療時間	担当患者 教員1名
4	①～②	セミナー SGD	教 員 生	セミナー室 ゼミ室	実習帳 スライド プリント	診療時間外	学生10名の小グループに 教員1名

学習評価:

SBOs	目 的 (形成的) (総括的)	対象者		評価者	時 期	方 法
		誰を	何を			
①～②	形成的	臨床実習生	技能・態度	教 員 学生	LS 1	技能試験 (相互評価)
①～②	形成的	臨床実習生	技能・態度	教 員	LS 2,3	観察記録
①～②	形成的	臨床実習生	技能・態度	教 員	終了時	技能試験

F-3 画像検査

一般目標: 診断に必要な画像検査の選択ができ、放射線の人体に対する影響と放射線防護について理解し、実践できる。

到達目標 (SBOs) :

- ① 放射線検査の必要性について説明できる。
- ② 口内法エックス線撮影(デンタル撮影法)を実践できる。

学習方略: 臨床実習学生 (第5学年・第6学年) を対象

LS	SBOs	種 類	人的資源	物的資源		時 間	備 考
				場 所	媒 体		
1	①～②	相互実習	教 員 生	診療室	プリント	診療時間外 (自験前)	学生6名に 教員1名
2	①～②	診療参加型 臨床実習 (自 験)	教 員 患 者	診療室	実習帳 教科書	診療時間	担当患者 教員1名

学習評価:

SBOs	目 的 (形成的) (総括的)	対象者		評価者	時 期	方 法
		誰を	何を			
①～②	形成的	臨床実習生	技能・態度	教 員 学 生	LS 1	技能試験 (相互評価)
①～②	形成的	臨床実習生	技能・態度	教 員 学 生	LS 2	観察記録
①～②	形成的	臨床実習生	技能・態度	教 員	終了時	技能試験

F-4 医療安全

一般目標：歯科診療を実践するために必要な医療安全・感染予防についての知識、技能および態度を修得する。

到達目標（SBOs）：

- ① 医療安全対策を実践できる。
- ② 標準予防策を実践できる。
- ③ 院内感染に対する対応ができる。
- ④ 清潔に配慮した操作ができる。
- ⑤ 針刺し事故に対する対応ができる。

学習方略：臨床実習学生（第5学年・第6学年）を対象

LS	SBOs	種 類	人的資源	物的資源		時 間	備 考
				場 所	媒 体		
1	①～⑤	講 義	教 員	講義室	スライド プリント	診療時間外	全学生に 教員1名
2	①～⑤	診療参加型 臨床実習 (自験)	教 員	診療室	実習帳 教科書	診療時間	担当患者 教員1名
3	①～⑤	セミナー SGD	教 員 学 生	セミナー室 ゼミ室	実習帳 スライド プリント	診療時間外	学生10名に 教員1名

学習評価：

SBOs	目 的 (形成的) (総括的)	対象者		評価者	時 期	方 法
		誰を	何を			
①～⑤	形成的	臨床実習生	知 識	教 員	LS1	多肢選択式 客観試験
①～⑤	形成的	臨床実習生	技能・態度	教 員	LS2	観察記録
①～⑤	形成的	臨床実習生	①～⑤に 関する知識	教 員	LS2, 3	レポート

F-5 地域医療

一般目標：歯科診療を適切に行うために、地域医療、病診連携についての知識、技能および態度を修得する。

到達目標（SBOs）：

- ① 病診連携、病病連携を体験し、理解する。
- ② 多職種連携（医師、薬剤師、看護師。歯科衛生士、歯科技工士、その他の医療職）のチーム医療を理解し、体験する。
- ③ 地域医療を体験する。

学習方略：臨床実習学生（第5学年・第6学年）を対象

LS	SBOs	種 類	人的資源	物的資源		時 間	備 考
				場 所	媒 体		
1	① ②	診療参加型 臨床実習 (診療介助・見学)	教 員 患 者	診療室	実習帳 教科書	診療時間	学生1名に 教員1名
2	① ②	診療介助 診療参加型 臨床実習 (見学)	教 員 看護師	診療室 病 棟	実習帳 教科書	診療時間	学生2名 教員1名 看護師
3	①～③	セミナー SGD	教 員 学 生	セミナー室 ゼミ室	実習帳 スライド プリント	診療時間外	学生10名に 教員1名

学習評価：

SBOs	目 的 (形成的) (総括的)	対象者		評価者	時 期	方 法
		誰を	何を			
①～③	形成的	臨床実習生	①～③に 関する知識	教 員	終了時	レポート

F-6 口腔外科系実習

一般目標：口腔外科の基本手技についての知識、技能および態度を修得する。

到達目標（SBOs）：

- ① 清潔操作を実践できる。
- ② 拔牙(小手術を含む)の器材の準備ができる。
- ③ 外来手術のための手洗いと滅菌グローブの装着ができる。
- ④ 術野の消毒を実践できる。
- ⑤ 局所麻酔を安全に実施できる。
- ⑥ 単純拔牙を実施できる。
- ⑦ 基本的な縫合操作、抜糸を実施できる。

学習方略：臨床実習学生（第5学年・第6学年）を対象

LS	SBOs	種 類	人的資源	物的資源		時 間	備 考
				場 所	媒 体		
1	①～④ ⑥	実習 マネキン実習	教 員	診療室	模型 マネキン 器材	診療時間外 (自験前)	学生8名に 教員1名
2	⑤	相互実習	教 員 学 生	診療室	器 材	診療時間外 (自験前)	学生4名に 教員1名
3	⑦	実 習 シミュレー ション実習	教 員	実習室	器 材	診療時間外 (自験前)	学生8名に 教員1名
4	①～⑦	診療介助 見 学	教 員 患 者	診療室	実習帳 教科書	診療時間	担当患者 教員1名
5	①～⑦	診療参加型 臨床実習 (自 験)	教 員 患 者	診療室	実習帳 教科書	診療時間	担当患者 教員1名
6	①～⑦	講 義	教 員	講義室	スライド プリント	診療時間外	全学生に対して 教員1名
7	①～⑦	セミナー SGD	教 員 学 生	セミナー室 ゼミ室	実習帳 スライド プリント	診療時間外	学生10名に 教員1名程度

学習評価：

SBOs	目 的 (形成的) (総括的)	対象者		評価者	時 期	方 法
		誰を	何を			
①～⑦	形成的	臨床実習生	技能・態度	教 員 学 生	LS 1～3	技能試験 マネキン・シミュレーター
①～⑦	形成的	臨床実習生	①～⑦に 関連する 知識	教 員	LS 4, 5	口頭試問
①～⑦	形成的	臨床実習生	技能・態度	教 員	LS4, 5	観察記録
①～⑦	形成的	臨床実習生	①～⑦に 関連する 知識	教 員	LS 7	レポート 症例発表
①～⑦	形成的	臨床実習生	技能・態度	教 員	終了時	技能試験 (OSCE)

《追加：F 領域に掲載されていないが、水準 1 の項目》

薬剤情報

到達目標（SBOs）：

- ① 処方箋の作成ができる。
- ② 処方箋に関する薬剤情報（用法、副作用など）を伝えることができる。

学習方略：臨床実習学生（第 5 学年・第 6 学年）を対象

LS	SBOs	種 類	人的資源	物的資源		時 間	備 考
				場 所	媒 体		
1	①～②	講 義	教 学 生	講義室	スライド プリント	診療時間外 (自験前)	全学生に対して 教員 1 名
2	①～②	診療介助 見 学	教 員 者	診療室	実習帳 教科書	診療時間	担当患者 教員 1 名
3	①～②	診療参加型 臨床実習 (自験)	教 員 者	診療室	実習帳 教科書	診療時間	担当患者 教員 1 名

学習評価：

SBOs	目 的 (形成的) (総括的)	対象者		評価者	時 期	方 法
		誰を	何を			
①～②	形成的	臨床実習生	知 識	教 員	LS 3	口頭試問
①～②	形成的	臨床実習生	技能・態度	教 員	LS 3	観察記録

F-7 保存系実習

F-7-1) 保存修復実習

一般目標：う蝕およびその他の硬組織疾患の治療のため、コンポジットレジン修復についての知識、技能および態度を修得する。

到達目標（SBOs）：

- ① 形成部位に応じて適切なう蝕除去用のバーの選択ができる。
- ② 適切なハンドピース操作ができる。
- ③ コンポジットレジン充填のための適切なレジン窩洞形成ができる。
- ④ コンポジットレジン充填・研磨が適切にできる。
- ⑤ 歯髄保護に配慮できる。
- ⑥ 局所麻酔により無痛的な操作ができる。

学習方略：

LS	SBOs	種 類	人的資源	物的資源		時 間	備 考
				場 所	媒 体		
1	①～⑥	模型 マネキン 実習	教 学 生	診療室 スキルラボ	模型 マネキン 基礎実習書 見本模型	診療室：診療時間外 スキルラボ： 適 時	希望学生 5 名程度に 実習内容に応じた 教員 1 名
2	①～⑥	シミュレー ション 実 習	教 員	スキルラボ	シミュレーター 基礎実習書 見本模型	自験前	希望学生 5 名程度に 教員 1 名
3	⑥	相互実習	学 生 教 員	診療室 スキルラボ	模 型 基礎実習書 教科書 プリント	自験前	学生数名に 歯科麻酔全身管理科 教員 1 名
4	①～⑥	診療介助 診療見学	患 者 教 員	診療室	基礎実習書 教科書 プリント	診療予約時間	希望学生 1～2 名に 患者担当医 1 名
5	①～⑥	診療参加型 臨床実習 (自 験)	患 者 教 員	診療室	基礎実習書 教科書 プリント	診療予約時間	患者担当学生 1 名に 患者担当医 1 名
6	①～⑥	講 義	教 員	講 堂	スライド プリント 基礎実習書 教科書	講義時間	全学生に 教員 1 名
7	①～⑥	セミナー 講演会	教 員 講演者 (患 者)	講 堂 セミナー室	スライド プリント	放課後	通常のセミナー・講演会： 出席学生に 講演内容に応じた教員 1 名 スモールセミナー： 学生 10 名未満に 講演内容に応じた教員 1 名

学習評価：

SBOs	目 的 (形成的) (総括的)	対象者		評価者	時 期	方 法
		誰を	何を			
①～⑥	形成的	臨床実習生	技 能・態 度 (模 型・ マネキン実習)	教 員 学 生	適 時	観察記録
①～⑥	形成的	臨床実習生	技 能・態 度 (シミュレーション 実習)	教 員	自験前	観察記録
⑥	形成的	臨床実習生	技 能・態 度 (相互実習)	教 員	適 時	観察記録
①～⑥	形成的	臨床実習生	技 能・態 度 (自 験)	教 員	自験申請後 (自己申請)	自験技能試験 (ケース試験)
①～⑥	形成的	臨床実習生	知 識 (自 験)	教 員	自験前	口頭試問
①～⑥	形成的	臨床実習生	知 識 (講 義)	教 員	学期末	多肢選択式 客観試験
①～⑥	形成的	臨床実習生	知 識 (セミナー・講演会 ・診療介助・見 学)	教 員	受講後 介助・見学後	レポート

F-7 保存系実習

F-7-2) 歯内療法実習

一般目標：歯髄炎・根尖性歯周組織疾患の治療のために、根管治療についての知識、技能および態度を修得する。

到達目標 (SBOs)：

- ①歯髄炎・根尖性歯周組織疾患の診察、検査、診断ができる。
- ②適切なアクセスキャビティプレパレーションができる。
- ③ラバーダム防湿ができる。
- ④電氣的根管長測定が正しくできる。
- ⑤根管拡大、根管洗浄が適切にできる。
- ⑥根管貼薬が正しくできる。
- ⑦根管充填が適切にできる

学習方略：臨床実習学生を対象

L S	S B O s	種 類	人的資源	物的資源		備 考
				場 所	媒 体	
1	②～⑦	模型実習 マネキン実習	教 員	臨床基礎 実習室	マネキン 模 型 基礎実習書 見本模型	臨床実習開始前：
2	①	診療介助 診療見学 診療参加型 臨床実習 (自 験)	患 者 教 員	診療室	(基礎実習書) (教科書)	
3	②	診療介助 診療見学 診療参加型 臨床実習 (自 験)	患 者 教 員	診療室	(基礎実習書) (教科書) (雑 誌)	
4	③～⑦	診療参加型 臨床実習 (自 験)	患 者 教 員	診療室	(基礎実習書) (教科書)	
5	①～⑦	症例発表会	教 員 学 生	講 堂 セミナー室	スライド プリント	診療介助、見学、自験症例についての発表会

学習評価

SBOs	目的 (形成的) (総括的)	対象者		評価者	時 期	方 法
		誰を	何を			
②～⑦	総括的	臨床実習 開始前学生	技 能 (模型実習) (マネキン実習)	教 員	模型実習 マネキン実習 終了時	模型技能試験 マネキン技能試験
①	形成的	臨床実習生	知識・技能・態度 (自験・診療介助 ・見学)	教 員 研修歯科医 学 生	自験後 (自己申請)	自験技能試験 (ケース試験)
③～⑦	形成的	臨床実習生	知識・技能・態度 (自験・診療介助 ・見学)	教 員	自験後 (自己申請)	自験技能試験 (ケース試験)
①～⑦	形成的	臨床実習生	知 識 (自験・診療介助 ・見学)	教 員	自験前・自験後	口頭試問

F-7-3) 歯周治療実習

一般目標：歯周疾患の治療のために、歯周基本治療についての知識、技能および態度を習得する。

到達目標 (SBOs)：

- ① 歯周組織疾患の診察、検査、診断が正しくできる。
- ② 診断に基づいて適切な治療計画を立案できる。
- ③ 正しくプラークコントロールができる。
- ④ 適切なスケーリング・ルートプレーニングができる。
- ⑤ 歯周治療時の生活上の注意事項を患者に伝えることができる。
- ⑥ 歯周外科手術の介助が適切にできる

学習方略：臨床実習学生（第5学年・第6学年）を対象

LS	SBOs	種類	人的資源	物的資源		時 期	備 考
				場所	媒体		
1	①～⑥	臨床講義	教員	セミナー室	スライド プリント 臨床実習書	臨床実習 開始前	学生全員に 教員1人
2	①～⑥	臨床実習 (介助・見学)	患者 教員	診療室	臨床実習書 ポートフォリオ ログブック	臨床実習中	学生1～3人に 教員1人程度
3	①～④	相互実習	教員	診療室 スキルス ラボ	臨床実習書 ポートフォリオ	臨床実習中 (自験前)	学生8人に 教員1人程度
4	①②	演習 (総合治療計画 の立案)	教員	セミナー室	患者資料 ポートフォリオ ログブック	臨床実習中	学生8人に 教員1人程度
5	①～⑤	臨床実習 (自験)	患者 教員	診療室	臨床実習書 ポートフォリオ ログブック	臨床実習中	学生1～3人に 教員1人程度

学習評価

SBOs	目的 (形成的) (総括的)	対象者		評価者	時期	方法
		誰を	何を			
①～⑥	形成的	臨床実習生	①～⑥に 関連する知識	教員	LS 1 後	レポート
①～⑥	形成的	臨床実習生	技能・態度 (介助・見学)	教員	適時 (自験前)	ポートフォリオ 行動観察記録
①～④	形成的	臨床実習生	技能・態度	教員	LS 3 中	実地試験 ポートフォリオ
①②	形成的	臨床実習生	①②に 関連する知識	教員	LS 4 終了後	成果物評価 口頭試験
①～⑤	形成的	臨床実習生	技能・態度 (自験)	教員	LS 5 中	実地試験 ポートフォリオ

F-8 補綴系実習

F-8-1) クラウンブリッジ実習

一般目標：クラウンブリッジによる補綴歯科治療についての知識、技能および態度を修得する。

到達目標 (SBOs)：

- ① 支台歯の状態に応じて適切な支台築造法を選択し、支台歯築造を実施できる。
- ② 形成部位に応じて適切な支台歯形成のバーの選択ができる。
- ③ 適切なハンドピース操作ができる。
- ④ 装着予定の歯冠補綴装置に応じて適切な支台歯形成ができる。
- ⑤ 歯髄保護に配慮できる。
- ⑥ 局所麻酔により無痛的な操作ができる。
- ⑦ 印象採得を適切に行うことができる。
- ⑧ テンポラリークラウン (ブリッジ) を作製し、支台歯に適切に仮着できる。
- ⑨ 完成したクラウン (ブリッジ) の試適・調整・装着が適切にできる。
- ⑩ クラウン (ブリッジ) 装着後の定期健診を実施できる。

学習方略：臨床実習学生 (第 5 学年・第 6 学年) を対象

LS	SBOs	種類	人的資源	物的資源		時間	備 考
				場所	媒体		
1	①～④ ⑦⑧	シミュレーション実習	教員数名 TA 数名	実習室	マネキン 模型 実習書	臨床実習開始直前	実習で学習した内容の復習
2	①～⑩	診療参加型 臨床実習 (介助・見学)	教員 患者	診療室	診療台 診療用器材 実習書	診療予約時間	クリニカルチームの一員として診療に従事。指導医の介助を行う。学生 1 名あたり処置内容は間わずクラウンまたはブリッジ 1 症例以上見学、1 症例以上介助。教員 1 名に学生 4 名
3	①～⑩	診療参加型 臨床実習 (自験)	教員 患者	診療室	診療台 診療用器材 実習書	診療予約時間	クリニカルチームの一員として診療に従事。指導医の監督下に診療を行う。学生 1 名あたりクラウンまたはブリッジ 1 症例以上、支台歯形成または精密印象を実施。教員 1 名に学生 1 名

学習評価：

SBOs	目的	対象者		評価者	時期	方法
		誰を	何を			
①～④ ⑦⑧	形成的評価	臨床実習生	技能	教員	LS 1 終了時	技能試験 (模型)
①～⑩	形成的評価	臨床実習生	技能・態度	教員	LS 2, 3 期間中	観察記録
①～⑩	形成的評価	臨床実習生	知識	教員	LS 2, 3 期間中 診療後	レポート

F-8-2) 可撤性義歯（部分床義歯、全部床義歯）実習

一般目標：可撤性義歯（部分床義歯、全部床義歯）による補綴歯科治療についての知識、技能および態度を修得する。

到達目標（SBOs）：

- ① 口腔内診察および検査結果に基づいて義歯の設計を適切にできる。
- ② 設計に応じて支台歯のプレパレーション（レスト座形成、ガイドプレーン形成など）を適切に実施できる。
- ③ 印象採得を適切に行うことができる。
- ④ 咬合採得を適切に行うことができる。
- ⑤ 人工歯を適切に選択することができる。
- ⑥ ろう義歯の試適を適切に行うことができる。
- ⑦ 完成した義歯を患者に適切に装着することができる。
- ⑧ 患者に対して義歯使用上の注意点について説明できる。
- ⑨ 義歯装着後の定期健診を実施できる。

学習方略：臨床実習学生（第5学年・第6学年）を対象

LS	SBOs	種 類	人的資源	物的資源		時 期 時 間	備 考
				場 所	媒 体		
1	①～④	セミナー	教 員	セミナー室	P C	自験前 120 分	講義で学習した内容の復習としてセミナーを実施
2	②～⑦	シミュレーション実習	教 員 T A	スキルス ラボまたは 診療室	診療台 マネキン 模型 実習書	自験前 60 分×8 回	8 名程度のグループに分け、教員 1 名が指導にあたる。また、T A 1 名がそれを補助する。
3	⑧	ロールプレイ 相互実習	教 員	セミナー室 または 診療室	模型 指導説明書	自験前 60 分×1 回	20 名程度のグループに分け、教員 1 名が指導にあたる。
4	①	SGD	教 員	セミナー室	模型 レントゲン 検査所見 サベヤール	自験前 120 分	8 名程度のグループに分け、教員 1 名が指導にあたる。実際の症例の診察結果、検査結果を用いる。
5	①	シミュレーション実習	教 員 T A	セミナー室	模型 レントゲン 検査所見 サベヤール	自験前 60 分×3 回	4 名程度のグループに分け、教員 1 名が指導にあたる。また、T A 1 名がそれを補助する。
6	① ⑨	診療介助・見学	教員 患者	診療室	診療台 診療用器材 実習書	診療予約時間	クリニカルチームの一員として診療に従事。指導医もしくは研修歯科医の介助を行う。学生 1 名あたり 1 症例以上実施。
7	①～⑨	診療参加型 臨床実習 (自験)	教員 患者	診療室	診療台 診療用器材 実習書	診療予約時間	クリニカルチームの一員として診療に従事。指導医もしくは研修歯科医の介助を受けて診療を行う。学生 1 名あたり 1 症例以上実施。
8	①～⑨	セミナー	教員 外来講 師	セミナー室	P C	臨床実習中 60 分×3 回	診療参加型実習にて学生が疑問を持ちそうなテーマを選び、臨床に即したセミナーを実施する。

学習評価

SBOs	目的	対象者		評価者	時 期	方法
		誰を	何を			
①～④	形成的評価	臨床実習生	知 識	教 員	L S 2 の期間中	口頭試問
②～⑦	形成的評価	臨床実習生	技 能	教 員	L S 2 終了時	シミュレーション試験
①	形成的評価	臨床実習生	知 識	教 員	L S 5 終了時	レポート
②～⑦⑨	形成的評価	臨床実習生	技 能	教 員	L S 6, 7 期間中	観察記録
⑧	形成的評価	臨床実習生	態 度	教 員	L S 6, 7 期間中	観察記録
①～⑨	形成的評価	臨床実習生	知識・態度	教 員	L S 6, 7 期間中 で各担当ケース の診療後	レポート
①～⑨	形成的評価	臨床実習生	知識・技能・ 態度	教 員	臨床実習終了時	シミュレーション試験 * 終了時 OSCE

終了時 OSCE では、①～⑩から 1 つまたは 2 つの課題を作成し行う。

F－9 小児歯科実習

F－9－1) フッ化物塗布

一般目標：安全な触予防を行うために、フッ化物塗布に必要な基本的知識、技能および態度を修得する。

到達目標（SBOs）：

- ① 歯面清掃、歯面乾燥ができる。
- ② 簡易防湿ができる。
- ③ 指定された歯フッ化物物を塗布できる。
- ④ 清潔に配慮した操作ができる。
- ⑤ 患児の不快感に配慮した操作、声かけができる。

関連学習項目

医療水準 1

＜成長発達・不正咬合＞

- ・診断、治療方針の立案、保健指導
- ・定期健診時の診察と検査

学習方略：臨床実習学生（第5学年・第6学年）を対象

LS	SBOs	種 類	人的資源	物的資源		時 間	備 考
				場 所	媒 体		
1	①～⑤	見学・介助	教 員 患 者 歯科衛生士	診療室	臨床実習書	診療時間	学生2名に 患者担当医（教員）1名
2	①～⑤	診療参加型 臨床実習 （自 験）	教 員 患 者 歯科衛生士	診療室	（基礎実習書） （教科書） （雑 誌）	診療時間	学生1名に 患者担当医（教員）1名
3	①～⑤	症例報告会	教 員	セミナー室	スライド プリント 教科書	診療時間外	学生5名の小グループに 教員1名程度

学習評価：

SBOs	目 的 (形成的) (総括的)	対象者		評価者	時 期	方 法
		誰を	何を			
①～⑤	形成的	臨床実習生	技能・態度 (見学・診療補助)	教 員	LS 1 中	観察記録 ポートフォリオ

①～⑤	形成的	臨床実習生	技 能・態 度 (自 験)	教 員	LS 2 中	アドバンスト OSCE 自験技能試験 (ケース試験)
①～⑤	形成的	臨床実習生	知 識 (症例報告会)	教 員	LS 3 中	レポート

F-9-2) 予防填塞

一般目標： 幼若永久歯小窩裂溝部のう蝕予防のために、予防填塞に必要な基本的知識、技能および態度を修得する。

到達目標（SBOs）：

- ① 歯面、小窩裂溝部の清掃、乾燥ができる。
- ② 適切な歯面処理ができる。
- ③ 予防填塞材を適切に填塞できる。
- ④ 患児の痛みや不安感に配慮した操作ができる。
- ⑤ 患児の不安感軽減のための声かけができる。

関連学習項目

医療水準 1

＜成長発達・不正咬合＞

- ・診断、治療方針の立案、保健指導
- ・定期健診時の診察と検査

学習方略： 臨床実習学生（第5学年・第6学年）を対象

LS	SBOs	種 類	人的資源	物的資源		時 間	備 考
				場 所	媒 体		
1	①～⑤	見学・介助	教 員 患 者 歯科衛生士	診療室	臨床実習書	診療時間	学生2名に 患者担当医（教員）1名
2	①～⑤	診療参加型 臨床実習 （自 験）	教 員 患 者 歯科衛生士	診療室	（基礎実習書） （教科書） （雑 誌）	診療時間	学生1名に 患者担当医（教員）1名
3	①～⑤	症例報告会	教 員	セミナー室	スライド プリント 教科書	診療時間外	学生5名の小グループに 教員1名程度

学習評価：

SBOs	目 的 (形成的) (総括的)	対象者		評価者	時 期	方 法
		誰を	何を			
①～⑤	形成的	臨床実習生	技能・態度 (見学・介助)	教 員	LS 1 中	観察記録 ポートフォリオ
①～⑤	形成的	臨床実習生	技 能・態 度 (自 験)	教 員	LS 2 中	アドバンスト OSCE 自験技能試験 (ケース試験)
①～⑤	形成的	臨床実習生	知 識 (症例報告会)	教 員	LS 3 中	レポート

F-9-3) 保護者へのブラッシング指導

一般目標： 小児のブラークコントロールを行うために、保護者へのブラッシング指導に必要な基本的知識、技能および態度を修得する。

到達目標（SBOs）：

- ① 分かりやすい言葉使いと聴き取りやすい話し方ができる。
- ② 保護者の理解度を確認しながら指導できる。
- ③ 仕上げ磨きの方法を指導できる。
- ④ 保護者に練習させながら指導できる。

関連学習項目

医療水準 1

＜成長発達・不正咬合＞

- ・診断、治療方針の立案、保健指導
- ・定期健診時の診察と検査

学習方略： 臨床実習学生（第5学年・第6学年）を対象

LS	SBOs	種 類	人的資源	物的資源		時 間	備 考
				場 所	媒 体		
1	①～④	相互実習 (またはSP 参加の実習)	教 員 (模擬患者)	セミナー室	ビデオ 臨床実習書 顎歯模型 歯ブラシ	実習時間	(臨床実習開始前) 学生10名に 教員1名程度
2	①～④	見学・介助	教 員 患 者 歯科衛生士	診療室	臨床実習書	診療時間	学生2名に 患者担当医（教員）1名
3	①～④	診療参加型 臨床実習 (自 験)	教 員 患 者 歯科衛生士	診療室	(基礎実習書) (教科書) (雑 誌)	診療時間	学生1名に 患者担当医（教員）1名
4	①～④	症例報告会	教 員	セミナー室	スライド プリント 教科書	診療時間外	学生5名の小グループに 教員1名程度

学習評価：

SBOs	目 的 (形成的) (総括的)	対象者		評価者	時 期	方 法
		誰を	何を			
①～④	形成的	臨床実習生	技能・態度 (実 習)	教 員	LS 1 中	口頭試問 技能試験
①～④	形成的	臨床実習生	技能・態度 (見学・診療補助)	教 員	LS 2 中	観察記録 ポートフォリオ

①～④	形成的	臨床実習生	技 能・態 度 (自 験)	教 員	LS 3 中	アドバンスド OSCE 自験技能試験 (ケース試験)
①～④	形成的	臨床実習生	知 識 (症例報告会)	教 員	LS4 中	レポート

F-10 矯正歯科実習

F-10-1) 成長発育期の口唇・口腔・顎顔面の診察

一般目標：成長発育期の患者の口唇・口腔・顎顔面の状態を把握するために、非侵襲的な診察と検査を行うための基本的知識、技能および態度を修得する。

到達目標（SBOs）：

- ① 成長発育期の患者の顎顔面形態と口唇・口腔内所見の特徴を説明できる。
- ② 顎顔面形態の特徴を視診にて把握することができる。
- ③ 口唇・口腔内の視診を行うことができる。
- ④ 顎顔面形態と口唇・口腔内の所見を適切に記録することができる。
- ⑤ 成長発育期の患者や保護者に配慮した診察を行うことができる。

学習方略：

LS	SBOs	種 類	人的資源	物的資源		時 間	備 考
				場 所	媒 体		
1	②～④	相互実習	学 生 教 員	診療室 スキルラボ	模 型 基礎実習書 プリント 教科書 ポートフォリオ	臨床実習開始前	学生2～5名に 矯正歯科教員1名
2	①, ⑤	診療参加型 臨床実習	患 者 教 員	診療室	(基礎実習書) (教科書) (参考書) ポートフォリオ	臨床実習中	学生2～5名に 矯正歯科教員1名
3	①～⑤	セミナー	教 員	セミナー室	スライド プリント ビデオ	診療時間外	学生2～5名に 矯正歯科教員1名

学習評価：

SBOs	目 的 (形成的) (総括的)	対象者		評価者	時 期	方 法
		誰を	何を			
②～④	形成的	臨床実習生	知識・技能・ 態度 (相互実習)	教 員 学 生	LS 1 中	口頭試問 観察記録 相互評価
①, ⑤	形成的	臨床実習生	知識・技能・ 態度	教 員 学 生	LS 2 中	口頭試問 観察記録 相互評価
①～⑤	形成的	臨床実習生	知識	教 員	LS 3 中	レポート

F-10-2) 矯正装置の説明

一般目標：矯正治療に際し、使用する装置について患者や保護者に分かりやすく説明するために必要な基本的知識、技能および態度を修得する。

到達目標（SBOs）：

- ① 矯正治療の必要性を説明できる。
- ② 矯正装置について説明できる。
- ③ 様々な媒体を用いて説明できる。
- ④ 患者や保護者の理解度を確認しながら説明できる。
- ⑤ 分かりやすい言葉使いと聴き取りやすい話し方ができる。

学習方略：

LS	SBOs	種 類	人的資源	物的資源		時 間	備 考
				場 所	媒 体		
1	①～⑤	シミュレーション実習	学 生 教 員	セミナー室	診断用資料 (プリント) (教科書) (参考書) ポートフォリオ	臨床実習開始前	学生2～5名に 矯正歯科教員1名
2	①～⑤	診療参加型 臨床実習	患 者 教 員	診療室	(基礎実習書) (教科書) (参考書) ポートフォリオ	臨床実習中	学生2～5名に 矯正歯科教員1名
3	①～⑤	セミナー	教 員	セミナー室	スライド プリント ビデオ	診療時間外	学生2～5名に 矯正歯科教員1名

学習評価

SBOs	目 的 (形成的) (総括的)	対象者		評価者	時 期	方 法
		誰を	何を			
①～⑤	形成的	臨床実習生	技能・態度 (シミュレーション実習)	教 員 学 生	LS1中	観察記録 相互評価
①～⑤	形成的	臨床実習生	技能・態度	教 員 学 生	LS2中	口頭試問 観察記録 相互評価
①～⑤	形成的	臨床実習生	技能・態度	教 員	LS3中	レポート

F領域に収載されている歯科麻酔学領域の項目

I. 局所麻酔（表面麻酔・浸潤麻酔）

F-6 口腔外科系実習

一般目標：口腔外科の基本的な手技についての知識、技能および態度を修得する。

到達目標（SBOs）：

- ⑤局所麻酔を安全に実施できる。

F-7-1) 保存修復実習

一般目標：う蝕およびその他の硬組織疾患の治療のため、コンポジットレジン修復についての知識、技能および態度を修得する。

到達目標（SBOs）：

- ①局所麻酔により無痛的な操作ができる。

F-8-1) クラウンブリッジ実習

一般目標：クラウンブリッジによる補綴歯科治療についての知識、技能および態度を修得する。

到達目標：

- ⑥局所麻酔により無痛的な操作ができる。

学習方略：臨床実習学生（第5学年・第6学年）を対象

LS	SBOs	種 類	人的資源	物的資源		備 考
				場 所	媒 体	
1	局所麻酔 相当箇所	マネキン実習	教 員	基礎実習室	マネキン 教科書 臨床実習書	学生10名に教員1名 (臨床実習開始前)
2	局所麻酔 相当箇所	相互実習	学 生 教 員	診療室	教科書 臨床実習書	学生2名に教員1名
3	局所麻酔 相当箇所	診療介助 診療見学	患 者 教 員	診療室	教科書 臨床実習書	学生1名に患者担当医1名
4	局所麻酔 相当箇所	診療参加型 臨床実習 (自 験)	患 者 教 員	診療室	教科書 臨床実習書	学生1名に患者担当医1名

学習評価

SBOs	目的 (形成的) (総括的)	対象者		評価者	時 期	方 法
		誰を	何を			
局所麻酔 相当箇所	形成的	臨床実習生	技能・態度 (マネキン実習)	教 員	LS1 中	技能試験
局所麻酔 相当箇所	形成的	臨床実習生	技能・態度 (相互実習)	教 員 学 生	LS2 中	技能試験 相互評価
局所麻酔 相当箇所	形成的	臨床実習生	技能・態度	教 員	LS3 中	レポート
局所麻酔 相当箇所	形成的	臨床実習生	技能・態度	教 員	LS4 中	観察記録 レポート 実地試験

F 領域に記載されていない歯科麻酔学領域の項目

・水準 1

I. ショックの救急処置（気道確保、人工呼吸）、胸骨圧迫、誤嚥に対する処置

一般目標： 歯科治療時の緊急事態に適切に対応するために必要な基本的技能および態度を修得する。

到達目標（SBOs）：

- ① 気道確保ができる。
- ② 人工呼吸ができる。
- ③ 胸骨圧迫ができる。
- ④ 心肺蘇生（BLS）の一連の流れを実施できる。
- ⑤ 誤嚥に対する処置ができる。

学習方略：臨床実習学生（第 5 学年・第 6 学年）を対象

LS	SBOs	種 類	人的資源	物的資源		備 考
				場 所	媒 体	
1	①～⑤	マネキン実習	教 員	スキルラボ 基礎実習室	マネキン 教科書	学生 4 名に教員 1 名 (臨床実習開始前)
2	⑤	相互実習	学 生 教 員	スキルラボ 基礎実習室	教科書 臨床実習書	学生 4 名に教員 1 名 (臨床実習開始前)
※ 3	①、②	診療参加型 臨床実習 (自 験)	患 者 教 員	手術室	教科書 臨床実習書	学生 1 名に患者担当医 1 名

※ L S 3 は場合によっては削除可能

学習評価

SBOs	目的 (形成的) (総括的)	対象者		評価者	時 期	方 法
		誰を	何を			
①～⑤	形成的	臨床実習生	技能・態度 (マネキン実習)	教 員	LS1, LS2 後	技能試験
①、②	形成的	臨床実習生	技能・態度 (マネキン実習)	教 員	LS3 中	技能試験

・水準 2

I. 局所麻酔（伝達麻酔）

一般目標：無痛の治療を行うために伝達麻酔についての基本的技能および態度を修得する。

到達目標（SBOs）：

- ①器具の準備ができる。
- ②正しい術式で麻酔注射を行うことができる。
- ③清潔に配慮した操作ができる。
- ④麻酔後の注意を伝えることができる。

学習方略：臨床実習学生（第 5 学年・第 6 学年）を対象

LS	SBOs	種 類	人的資源	物的資源		備 考
				場 所	媒 体	
1	①～④	マネキン実習	教 員	基礎実習室	マネキン 教科書 臨床実習書	学生 10 名に教員 1 名 (臨床実習開始前)
2	①～④	相互実習	学 生 教 員	診療室	教科書 臨床実習書	学生 2 名に教員 1 名
3	①～④	診療介助 診療見学	患 者 教 員	診療室	教科書 臨床実習書	学生 1 名に患者担当医 1 名
4	①～④	診療参加型 臨床実習 (自 験)	患 者 教 員	診療室	教科書 臨床実習書	学生 1 名に患者担当医 1 名

学習評価

SBOs	目 的 (形成的) (総括的)	対象者		評価者	時 期	方 法
		誰を	何を			
①～④	形成的	臨床実習生	技能・態度 (マネキン実習)	教 員	LS1 中	技能試験
①～④	形成的	臨床実習生	技能・態度 (相互実習)	教 員 学 生	LS2 中	技能試験 相互評価
①～④	形成的	臨床実習生	技能・態度	教 員	LS3 中	レポート
①～④	形成的	臨床実習生	技能・態度	教 員	LS4 中	観察記録 レポート 実地試験

II. 血管穿刺（静脈確保）

一般目標：歯科治療時の緊急事態に適切に対応するために静脈確保についての基本的技能および態度を修得する。

到達目標（SBOs）：

- ①器具の準備ができる。
- ②正しい術式で静脈確保を行うことができる。
- ③清潔に配慮した操作ができる。

学習方略：臨床実習学生（第 5 学年・第 6 学年）を対象

LS	SBOs	種 類	人的資源	物的資源		備 考
				場 所	媒 体	
1	①～③	マネキン実習	教 員	スキルラボ 基礎実習室	マネキン 教科書	学生 10 名に教員 1 名 (臨床実習開始前)
2	①～③	相互実習	学 生 教 員	診療室	教科書	学生 2 名に教員 1 名
3	①～③	診療介助 診療見学	患 者 教 員	診療室	教科書	学生 1 名に患者担当医 1 名

学習評価

SBOs	目 的 (形成的) (総括的)	対象者		評価者	時 期	方 法
		誰を	何を			
①～③	形成的	臨床実習生	技能・態度 (マネキン実習)	教 員	LS1 中	技能試験
①～③	形成的	臨床実習生	技能・態度 (相互実習)	教 員 学 生	LS2 中	技能試験 相互評価
①～③	形成的	臨床実習生	技能・態度	教 員	LS3 中	レポート

歯学系診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験 受験生の皆さんへ

複雑な背景を抱える現代社会では様々なことに対して質の保証が求められるようになっていますが、医療も例外ではなくなっていることを感じていると思います。すなわち、医学部・歯学部卒の卒業を控えた学生に対してもその臨床能力を確認することが求められるようになってきました。

そこで、医歯学系各大学・学部では診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験を共用試験として導入し、学生が臨床実習を通じて身につけた臨床能力を客観的に評価することによって、医師・歯科医師に相応しい人材であることを証明することを検討してきました。この診療参加型臨床実習後臨床能力試験は2019年度をもって2017年度から開始したトライアルが終了し、2020年度（2020年4月）以降正式実施へ移行することになっています。

歯学系診療参加型客観的臨床能力試験を実施する大学では、臨床実習を履修するすべての学生が「臨床実地試験」と「一斉技能試験」の両方に合格することが求められ、これを各大学の臨床実習の修了要件に含むこととしています。このため、学生はそれぞれの大学において設定されている臨床実習修了要件に加え、臨床能力試験に合格しなければなりません。受験する学生にとっては面倒な試験が増えるだけではなく、不安に思うこともあるでしょう。しかし、すべての歯科大学・歯学部において行われている臨床実習は、みなさんが歯科医師免許を取得した後に行う歯科医師臨床研修への接続を円滑に行い、それぞれがより充実した研修を行うために実施されており、臨床能力試験は学生が臨床実習を通じて身につけた態度や技能を確認することを目的とするため、日頃から臨床実習に励んでいれば決して難しい試験ではなく、特別な準備は必要ありません。

最終的には臨床能力試験を受験することによって、それぞれの学生は臨床研修へ進む際の自信を、現在あるいは将来みなさんが治療を担当する患者さんにとっては安心を得ることができるようになりたいと考えています。今後の改善、発展のため、受験後には是非アンケートにも回答してください。

試験の概要は別紙のとおりです。詳細は各大学の実行責任者に尋ねてください。

2019年7月

公益社団法人
医療系大学間共用試験実施評価機構
診療参加型臨床実習後臨床能力試験
歯学系実施小委員会

歯学系診療参加型臨床実習後臨床能力試験の概要

1. 試験の目的

歯学教育モデル・コア・カリキュラムに「学生の自験を求めるもの」として掲げられている歯科治療を中心に課題を設定し、「臨床実地試験」と「一斉技能試験」を実施することによって、学生が歯科医師に求められるコンピテンシー（臨床能力）を有していること、客観的に適切と判断される治療技術を備えていることを確認する。

2. 評価の目標

1) 臨床実地試験

診療参加型臨床実習の現場で学生のパフォーマンスを評価する。

- ① 治療に際して患者に配慮する
- ② 当日の治療に必要な器材を確実に準備する
- ③ 必要時に指導教員に報告する
- ④ 処置中に器材を正しく取り扱う
- ⑤ 歯学教育モデル・コア・カリキュラムの臨床実習の内容と分類「Ⅰ. 指導者のもと実践する（自験を求めるもの）」に該当する処置を中心に、記載されている処置を行う
- ⑥ 当該疾患に対して必要な処置およびその内容を説明する
- ⑦ 自らが行った治療について正しく自己評価する
- ⑧ 処置中、後片付け時に医療安全・感染対策に配慮する

2) 一斉技能試験

学生が診療参加型臨床実習によって身につけた治療技術を、複数の疾患（高頻度歯科治療）を再現した統合型共通モデルを用いて評価する。

- ① 手用スケーラーを用いて歯石除去を行う
- ② レジン充填を想定したう蝕処置を行う
- ③ 抜髄後の根管形成を行う
- ④ 全部金属冠を想定した支台歯形成を行う

3. 臨床実地試験の注意事項

1) 受験前の準備

- ・各大学が設定した受験要件を確認すること（受験要件を満たした学生から申告し、受験が可能）
- ・開示されている評価基準を確認し、受験する処置内容の予習を行うこと

2) 受験中・直後（後日も含む）

- ・受験結果に対するフィードバックを受けること（フィードバックの時期は各大学の試験環境に準拠）

3) 受験後

- ・進行状況確認表を確認し、管理すること（確認方法・管理方法などは各大学が設定した方法に準拠）
- ・アンケートに回答すること

4. 一斉技能試験の注意事項

1) 受験前の準備

- ・開示されている課題内容、評価項目を確認すること
- ・必要に応じて、課題実施に必要な器具・器材を準備しておくこと（準備の有無は各大学の試験環境に準拠）
- 器具・器材の準備不足は試験の処置内容に影響する可能性があるので注意すること

2) 受験当日

(1) 受験直前

- ・受験開始前の試験環境の準備（実習台の準備など）を各自が行うこと
- ・実習室での試験ではあるが、臨床の現場を想定し、患者に接する準備をすること

(2) 受験中

- ・試験開始後は、課題内容、必要器材の準備、試験時間など、会場の試験監督者の指示に従うこと
- ・不正行為は行わないこと（不正行為の設定は各大学が設定した内容に準拠）

(3) 受験直後

- ・会場の試験監督者の指示に従い、当該模型や課題人工歯に受験番号を記載すること（受験番号は各大学の設定に準拠）
- その際、課題人工歯は模型から外さないこと

3) 受験後

- ・アンケートに回答すること

楠元キャンパス 地震防災ガイド

・・・南海トラフ地震への対策として・・・

はじめに

南海トラフ地震が発生するといわれる中、本キャンパスが所在する名古屋市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策強化地域に指定されています。

いつ起こるか分からない震災から身を守るためにも、日頃から地震の発生時の対応方法や心構えを行っておくことで、被害を少なくすることは可能です。

気象庁が発表する「南海トラフ地震に関連する情報」		
情 報	主な防災対応等	行 動
■南海トラフ地震予知情報 南海トラフ地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報	○警戒宣言 ○地震防災警戒本部設置 ○地震防災応急対策の実施	○危険な地域（津波・崖）からの避難 ○交通規制（道路・電車・バス等） ○百貨店・劇場等の営業停止 ○小売店は、店主の判断で営業
■南海トラフ地震注意情報 観測された現象が南海トラフ地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報	○準備行動（準備体制）開始の意志決定 ○救助部隊、救急部隊、消防部隊、医療関係者等の派遣準備の実施 ○住民に対する適切な広報	○早期帰宅 ○学校からの学生・生徒・児童の帰宅 ○旅行等の自粛
■南海トラフ地震に関する調査情報 南海トラフ地震に関連する現象について調査が行われた場合に発表される情報	臨時 ○防災対応は、特になし ○情報収集連絡体制 定例 ○防災対応は、特になし	単なる異常データ

南海トラフ地震に関連する情報が発表されたら		
情 報	大学内では	学外では
■南海トラフ地震予知情報	○耐震性の弱い建物への立ち入りを禁止 ○公共交通機関は運行を中止、主要道路も通行できなくなるので移動が困難となる ○徒歩での帰宅の際は、地震時の落下物に注意 ○大学に留まることを決めた場合は、グラウンドへ避難	○耐震性の弱い建物から出て、耐震性のある建物又は屋外の広い場所に避難 ○公共交通機関は運行を中止し、主要道路も通行できなくなるので移動が困難となる ○徒歩での帰宅の際は、地震時の落下物に注意
■南海トラフ地震注意情報	○授業は、直ちに休講 ○職員は、非常災害対策本部の指示に従う ○公共交通機関は運行しているので、速やかに帰宅 ○自宅への帰宅が困難な場合は、大学構内の避難場所（グラウンド）へ避難	○その場所の管理者の指示に従う ○公共交通機関は運行しているので、速やかに帰宅 ○大学近隣の下宿生で、住居に耐震性がない場合は、実家へ帰宅するか、大学構内のグラウンドへ避難 ○海の近くにいる場合は、津波から身を守るために高台へ避難 ○正確な情報把握

地震が起こったとき	
事 象	主 な 行 動
地震発生	○まず、身を守る。 ・ガラスの飛散によるケガから頭・首を守るため、窓ガラスから頭を遠ざけるような姿勢で机の下などに潜り、手で頭や首を保護します。 ・次のような様々な危険から身を守る対応をとります。 （１）教室では、天井やテレビ、事務室・研究室では、書棚の転倒の可能性があります。 （２）実験室では、薬品などで火災が発生する可能性があります。 ○すばやく火の始末 ・ガスの元栓・コンセント・実験器具 ・大きな揺れのときは、揺れが収まるのを待ってから火を消します。 ○非常脱出口の確保 ・地震によるひずみで扉が開かなくなる可能性があります
地震発生後 １～２分	○火元を確認 ・初期消火に努めますが、天井に炎が達するほどの手に負えない場合は、速やかに避難します。 ○まわりの人の安全を確認 ・声を掛け合って同室内の人の無事を確認します。 ・ケガ人の確認をします。 ○作業中の実験器具等の停止 ・ガスを止め、漏電による火災を防ぐため、電源を切ります。
地震発生後 ３分	○隣接する部屋等で助け合う。 ・出火している部屋や建物があれば、初期消火に努めますが、手に負えない場合は、速やかに避難する。 ・ケガ人の搬送を手伝います。 ・地震の安全が確保できる範囲で、救助及び災害拡大防止措置を行います。 ○余震に注意 ・大規模地震の場合、大きな余震が数多く発生します。余震に注意しながら、避難します。
避難完了後	○大学への安否報告 ・避難が完了し、安全の確保ができたら速やかに大学に安否報告をします。 ・大学にいる時に地震が発生し、避難した場合が、大学職員の指示に従って行動します。

災害伝言ダイヤル

地震など大災害発生時は、安否確認や見舞・問合せなどの電話が爆発的に増加し、電話がつながり難い状況になります。NTTでは、この様な状況の緩和を図るため、災害時に限定して利用可能な「災害用伝言ダイヤル」を提供しています。

「災害用伝言ダイヤルサービス“171”」は被災地内とその他の地域の方々との「声の伝言板」です。被災地の方が録音した安否情報などを他の地域の方が聞くことができ、また被災地からの録音が優先されますが他の地域から被災地の方へメッセージを送ることも可能です。

【伝言の録音・再生方法】

171にダイヤルする

↓ガイダンスが流れる

録音の場合“1” 再生の場合“2”

(○○○○) ○○-○○○○

被災地の方の電話番号

被災地内外を問わず、被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルしてください。

火災が発生したとき

火災発生時のポイント

- 大声で近くの者に知らせる。
- 出火の程度が消えるような状態であれば、初期消火に努力する（消火時にも安全の確保に注意すること。危険・無理な行動には出ないようにすること）。



火災の発生した部屋から避難する際の注意点

- 室内には戻らないようにすること。
- 部屋から避難する際はドアを閉め、空気を遮断する。
- 煙が発生している場合には煙を吸わないためにもハンカチなどを口・鼻にあてたうえ、腰をかがめるなどして低い姿勢で移動をおこなうこと。



消火器が付近にある場合

- 揺れがおさまってからすばやく消火活動をおこなう。
- 消火器のない場合でも、水や毛布、濡らした衣類等を利用する。
- 消火器の使い方



安全栓を引き抜く



ホースをはさみ、火元にむける。



レバーを強く握って、放射する



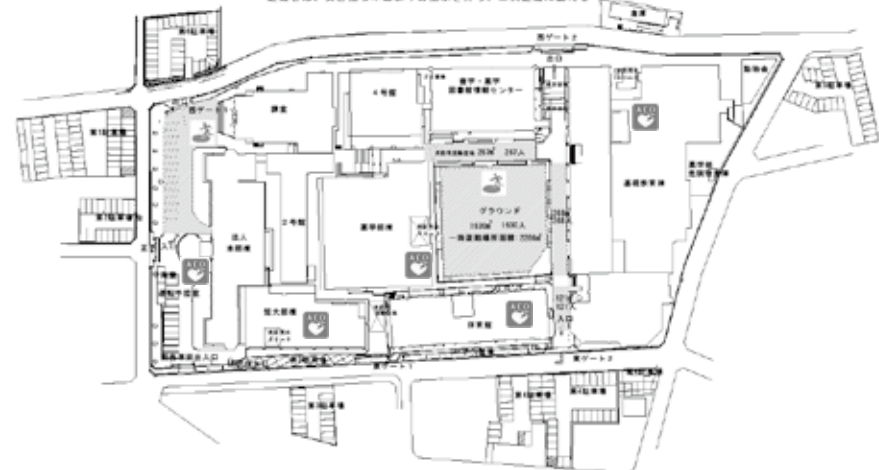
〈消火器の使用にあたっては…〉

- 風上に回り、炎や煙を避ける。
- 姿勢は低くかまえる。
- 火の根元にたいし、掃くように左右に震る。

一時避難場所

一時避難場所

※ 災害発生時、グラウンド及び本部陣所駐車場を一時避難場所とする
各学部単位で、点呼により避難者の確認・把握を行う
避難者は、災害発生本部よりの指示を待ち、二次避難に備える



AED設置場所

楠元キャンパス(5ヶ所)

- 正門守衛室
- 歯学部基礎教育棟1F西側
- 薬学部棟1F玄関
- 3号館短期大学部校舎1F
- 体育館2F

〒464-8650

名古屋市千種区楠元町 1-100

愛知学院大学楠元キャンパス

Te1 052-751-2561 (代)



愛知学院大学
学生部 学生課

学生の自覚を持ち、良識ある行動を

SNSの間違った利用で こうなることも...

大学での処分について

ルールが守られない場合、個人や団体に対し、愛知学院大学学生懲戒規程並びに、学則第34条により懲戒処分が課せられます。すべてはあなた自身の行動次第です。

●本学における処分の例

CASE 01	CASE 02
未成年の学生がTwitter上に 飲酒事実を投稿した ▼ 処分: 訓告処分	Twitter上に迷惑行為を 動画で投稿した ▼ 処分: 停学処分 (1ヶ月)

学則34条

学生が本学の定める諸規則に違反し、または学生としての本分に反する行為があったときは、学長は、教授会の議を経て、これを懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行うことができる。

- (1) 品行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成績の見込みがないと認められる者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

／いいね！／と言われるような

[illegible]

SNS利用にあたっての利用心得

- [illegible]

ハラスメントについて

ハラスメントとは…

- 相手の意に反する不適切な発言もしくは行動によって、相手に不快感もしくは不利益を与え、また職務もしくは教育研究において、それらと関係のない事柄を理由とした不当な差別的取扱いをすることによって、相手の尊厳を侵害し、それにより相手の教育・研究・学習または職場の環境を悪化させる行為であり、次に掲げる場合を含むものとします。

相手の意に反する性的な発言または行動によるもの	セクシュアル・ハラスメント
職場において職務上または雇用形態上優越的な立場にある者が、その立場に乗り、不当な発言、行動、指導または処遇を通じて行うもの	パワー・ハラスメント
大学において教育研究上優越的な立場にある者が、その立場に乗り、不当な発言、行動、指導、または処遇を通じて行うもの	アカデミック・ハラスメント

ハラスメントを受けたら…

- 加害者に「No」の意思を伝えましょう。
- 嫌なことをされたら、すぐ周囲の人に話しましょう。
- あなたの受けたハラスメントについて記録をつけておきましょう。
- 歯学部事務室に相談してみましょう。

友人がハラスメントを受けたら…

- 不快な場面を目撃したら、注意しましょう。
- 必要なら証人になってあげましょう。
- 被害者の相談に乗って、精神的に支えてあげましょう。
- 相談窓口に行くようにすすめ、同行してあげましょう。

絶対にひとりで悩まないでください！

- 相談員および全ての関係者には守秘義務を課しています。相談内容が外部に漏れることは一切ありませんので、安心して相談してください。

あなたを取り巻く危険！

- 大学生になると、交際範囲も広がり、社会からも大人として扱われます。それに伴い、学生を取り巻く環境も変わり、様々な危険が発生します。

ストーカー

ストーカー	恋愛感情その他の好意の感情またはその感情が満たされなかったことに対する怨恨の感情からの特定の相手に対する次のような迷惑行為をいいます。 ※つきまとい、待ち伏せ、住居・学校などに押しかける。 ※相手の行動を監視したり、監視していると思わせるような事項を告げる。 ※交際、その他、相手にとって義務のないことを要求する。 ※乱暴な言動をする。(脅すなどして恐怖心を植えつけるなど) ※無言電話または拒まれたにもかかわらず連続して電話したり、FAXやメールを送信すること。
-------	---

等々

補足

- ◎平成12年11月24日より、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が施行されました。ストーカーは犯罪行為です(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)。被害を申し出れば警察が対応します。大学においても、ストーカー行為を行った者を停学・退学等、厳重に処分します。

対処方法

- ◎一人で悩まず、警察や歯学部事務室に相談しましょう。
たとえば…#9110番(警察総合相談室 専用電話)愛知県ストーカー110番 Tel 052-961-0888

薬物

薬物乱用防止について	大麻の所持、譲渡、吸引の容疑で大学生が逮捕されるニュースが相次いでいます。大麻をはじめとする各種薬物を乱用することは犯罪です。違反をすれば重い罰を受けるばかりでなく、薬物の依存性と耐性によって、乱用する量も回数も増えていく悪循環に陥り、人生を台無しにしてしまいます。 「一度だけ」が破滅への入り口になります。決して甘言に誘惑されない、興味本位で服用しない。誘われても断固として拒否する姿勢を堅持してください。 近年、「危険ドラッグ」という名のもとに植物片が販売、出回っています。これらは各種薬物と同様の作用を引き起こす事例が報告されており大変危険です。安易な気持ちで手を染めることのないよう強い意志を持ってください。 各種相談窓口も用意されていますので、必要に迫られたときはすぐに連絡を入れてください。
------------	--

愛知県内の相談窓口一覧

- ◎愛知県 健康福祉部 保健医療局医薬安全課 Tel 052-954-6305
- ◎愛知県精神保健福祉センター Tel 052-962-5377
- ◎名古屋市精神保健福祉センター Tel 052-483-2095
- ◎愛知県警察相談電話(コミュニケーションダイヤル) Tel 052-953-9110

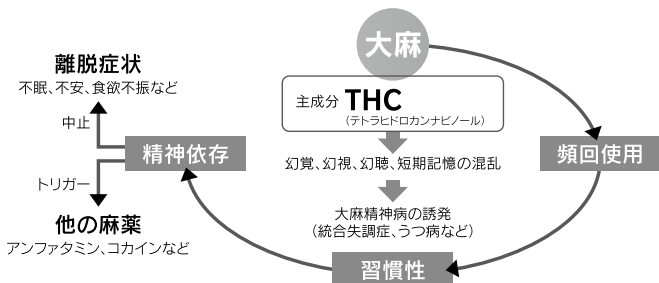
問題になっている薬物

手を出すな、「一度だけ」が身の破滅!! NO! DRUGS

- 大麻、危険ドラッグ、覚せい剤、コカイン、MDMA、MDA、ヘロイン、シンナー等有機溶剤、向精神剤、マジックマッシュルーム、あへん、LSD、ケタミン

大麻を乱用すると…

罰（最高）	懲役10年以下または罰金300万円以下			
弊害	人格変化	学習力低下	生殖能力低下	口渇
	性格変化	免疫力低下	頻脈、不整脈	目の充血
	労働力低下	白血球減少	血圧変動	気管支炎



ブラックバイト

ブラックバイト	学生であることを尊重されず、本来優先すべき学業や課外活動に取り組むことができなくなってしまうアルバイトのことで、一方的にシフトを決められたりするケースが多く見受けられます。
---------	--

補足

- ◎ 違法行為としては、一方的なシフト変更、残業代不払い、休憩時間の不付与、不合理な罰金の請求、パワハラ・セクハラの放置などがあげられます。

対処方法

- ◎ 労働条件を書面で確認してから働くことが大切です。書面も保管しましょう。くれぐれも自分が悪いと思ってあきらめたり、自分を責めたりしないで、すぐに下記などに相談しましょう。

悪徳商法

マルチ商法 (ネットワークビジネス) (連鎖販売取引) (マルチレベルマーケティング)	「儲け話がある」などと言って販売組織に勧誘するもので、学生の間に広がっている。商品を購入させ加入者(会員)を勧誘すればマージンを得られるという仕組み。商品を介する為、違法ではないが、なかなか加入者(会員)を集めることが出来ず、在庫を抱えてしまうことが多い。また、初期費用(スタートキット)が必要な場合が多く、サラ金を紹介されることが多い。
--	---

補足

- ◎ クラブ、高校の同級生から誘われるケースが多いようです。

対処方法

- ◎ 特定商取引法により、20日間のクーリングオフ期間が設けられています。また、販売組織に入会後1年未満の場合には、退会する際に未使用の商品を返品し、返金してもらうことができます。(商品を受け取ってから90日以内の場合のみ)

架空請求詐欺 (迷惑メール)

インターネットサイトの閲覧料金など、身に覚えがあるようなないような理由をつけて料金を請求する詐欺。請求方法はメールやハガキが多い。最初の請求額は数万円だが、これを支払ってしまうと、次々と請求が来てしまい、その額は数十万円から数百万円となってしまう。

補足

- ◎ 裁判所の支払請求や少額訴訟の制度を利用して送られてきた場合は注意が必要です。これを放っておくと、実際に請求が確定してしまう場合もあります。その際は、業者の連絡先ではなく、裁判所に直接確認する必要があります。

対処方法

- ◎ 基本的に利用した覚えがない場合は無視しましょう。利用したかもしれない場合は県民生活プラザ(消費生活センター)に相談しましょう。その際、業者の指定口座も伝えましょう。

住所確認電話

大学職員を名乗り、学生の家族から学生自身の個人情報(携帯電話番号・住所など)を聞き出そうとする不審電話が近年多発している。手口としては、書類未提出などを理由に聞き出す場合が多い。

対処方法

- ◎ 大学が、電話で個人情報を聞き出すことは、一切しておりません。その様な電話があった場合は、一度電話を切って大学にかけ直してください。

愛知県消費生活総合センター

- 悪質商法などによる契約トラブルやクーリングオフについての苦情や相談を聞いて、解決に向けてのアドバイスをしています。
〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-3-2
愛知県自治センター1階
Tel 052-962-0999

学費支援制度

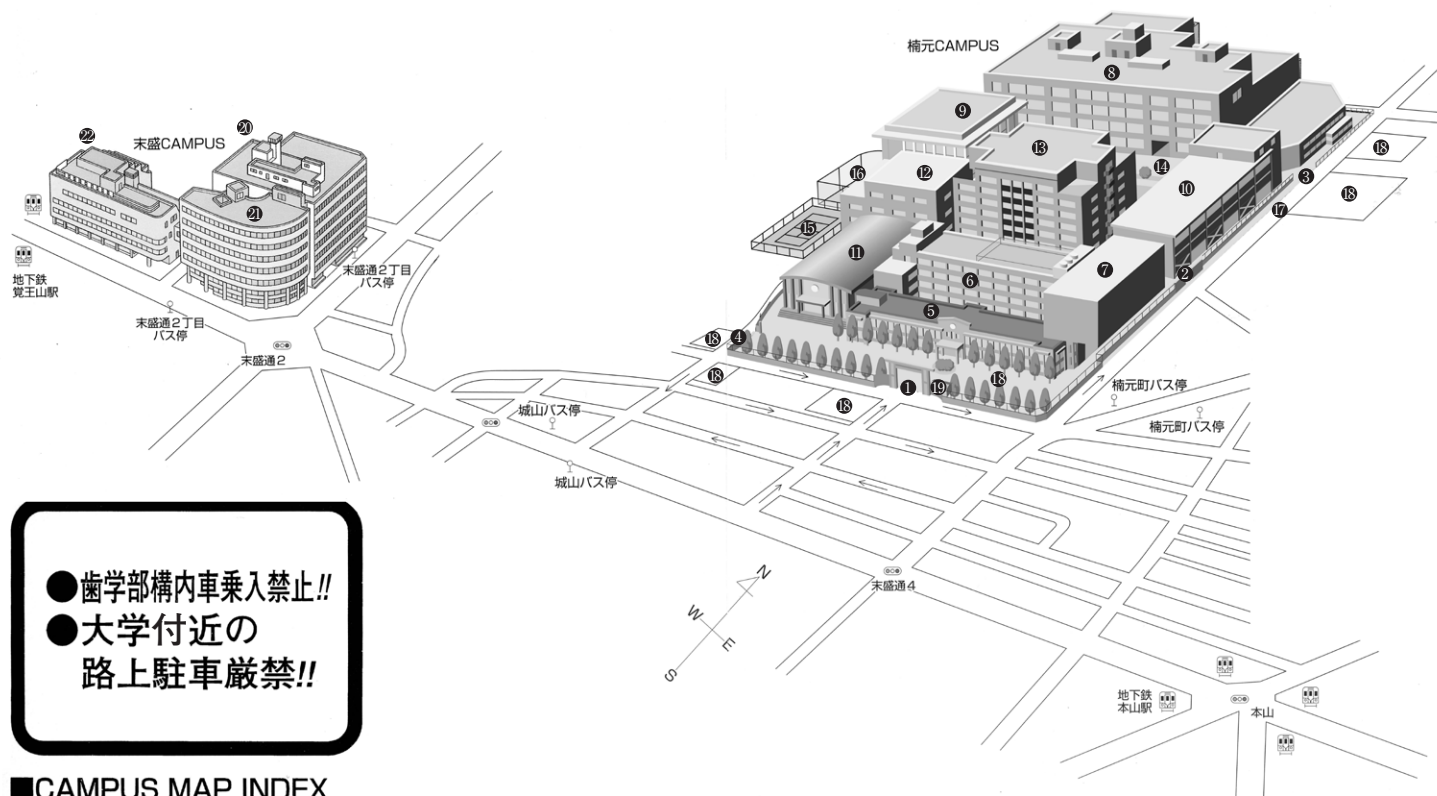
各種教育ローン

- 日本政策金融公庫「国の教育ローン」
 - オリコ「学費サポートプラン」
 - セディナ「学費ローン」
- ※詳細は歯学部事務室窓口にご相談ください

MEMO

MEMO

楠元キャンパス・末盛キャンパス



- 歯学部構内車乗入禁止!!
- 大学付近の路上駐車厳禁!!

CAMPUS MAP INDEX (地図の番号を参照して下さい)

- | | | | |
|-----------------|-----------------|---------------|------------|
| ①正門 | ⑦短大部棟 | ⑬薬学部棟 | ⑲守衛室 |
| ②薬学部・短大・専門学校通用門 | ⑧歯学部基礎教育研究棟 | ⑭グラウンド | ⑳歯学部附属病院北館 |
| ③歯学部通用門 | ⑨歯学・薬学図書館情報センター | ⑮テニスコート | ㉑歯学部附属病院南館 |
| ④通用門 | ⑩体育館 | ⑯ゴルフ練習場 | ㉒歯学部附属病院西館 |
| ⑤1号館・法人本部棟 | ⑪110周年記念講堂 | ⑰オートバイ専用駐車場 | |
| ⑥2号館 | ⑫4号館 | ⑱駐車場（教職員・来客用） | |

愛 知 学 院 大 学

楠元キャンパス〔法人本部、歯学部、薬学部、短期大学部、歯科技工専門学校〕

〒464-8650 名古屋市千種区楠元町1-100

電話〈052〉751-2561（代）

FAX〈052〉752-5988

末盛キャンパス〔歯学部附属病院〕

〒464-8651 名古屋市千種区末盛通2-11

電話〈052〉759-2111（代）

FAX〈052〉752-5990

日進キャンパス〔大学本部、文学部、心理学部、健康科学部、総合政策学部、薬学部（教養教育課程）〕

〒470-0195 愛知県日進市岩崎町阿良池12

電話〈0561〉73-1111（代）

名城公園キャンパス〔商学部、経営学部、経済学部、法学部〕

〒462-8739 名古屋市北区名城3-1-1

電話〈052〉911-1011（代）



AICHI GAKUIN
UNIVERSITY